

第2回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 6 月10日
開会 12時59分 閉会 14時09分
2. 場 所 幕別町役場 5 階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義
企画室副主幹 森 範康 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 和田善史郎
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成15年6月10日 12:59 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） ただいまから、第2回市町村合併調査委員会を開会いたします。

これより議事に入らせていただきます。

はじめに、お手元に配付されていると思いますけど、正副委員長と事務局を通じて、この4月30日に地方制度調査会報告を出された中で、中間発表について担当部局からの説明を求めたわけでございます。それと同時に、今日、助役もみえている中で、最近の管内の合併状況の説明をいただくという、この2点をまず最初に説明から入っていただきます。

また、その後、2点を一括しながら、質疑、質問をさせていただくような形になります。そのようなことで取り進めますので、なにとぞご協力のほど、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは最初に、地方制度調査会の中間報告について、飯田参事の方からご説明いただきます。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） このたび、地方制度調査会の中間報告、これにつきましては今後の市町村合併の行方を大きく左右するというふうに言われておりますけども、この中間報告が出されまして、これについての説明を求められましたので、お手元にフロー図と今後の地方自治制度の在り方についての中間報告、これがいわゆる中間報告を言っている部分でございますけれども、これとさらには新聞の切抜きを用意させていただいたところでございます。中間報告そのものについては何十ページにもおよびますので、私の方からはお手元のフロー図に基づきまして簡単にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

この中間報告につきましては4月30日に発表されております。これは中間報告でありますので、この後11月には最終報告が出される予定というふうなことになっております。

それとこの中間報告につきましては、現在の合併特例法、これが平成17年の3月末をもって期限が切れるということで、それ以降、17年4月1日以降、さらに市町村の自主的な合併を促すために、新法を制定して合併を促進させるべきだということで、新法の内容について踏み込んだものでございます。

内容的に申しますと、合併に関する障害除去のための特例を中心に法律の中では謳い込むべきであるということで、この特例というのは、現合併特例法にありますような財政的な支援措置というものは盛り込まずに、いわゆる合併の抵抗感を和らげるような、そういうような特例を中心に謳うべきであるということでもあります。

それと17年3月31日までに、議会の議決を経て、知事に対する合併申請を終えたものについては、現行特例法の財政支援を適用するような経過措置を盛り込むというようなことでございます。

実は昨年11月にこの地方制度調査会の副会長であります西尾私案というものが出されまして、この中間報告において、人口規模の規定が載せるかどうかというようなことが非常に注目されておりましたけれども、今回の中間報告におきましては、両論併記、人口規模も謳う必要があるだろうし、あるいは慎重にすべきであるという、そういう両論併記のような形で出されております。

この中間報告の特徴的な点が2点ほどあるのかなというふうに思いますけれども、一つには合併を促すために新たに都道府県の役割を盛り込んだという点であります。それは具体的には都道府県が市町村合併に関する構想を策定しまして、合併に関する勧告を行ったり、あるいは市町村間の合意形成に関する斡旋をするといった内容でございます。

もう一つが、この大きな表にありますように、包括的基礎的自治体、地方自治組織制度の創設を謳った点であります。基礎的自治体というのはこの左側にありますけれども、市町村というのは基礎的自治

体であるべきだということが前提でございます。これは住民にもっとも身近な行政主体として、自立性の高い行政主体であるべきだと。言いかえると、分権時代において権限委譲を受けて十分に財政基盤があって、行政が推進できるような体力を持った自治体であるべきだというような意味かというふうに思っております。

市町村が合併しますと、下から矢印が伸びておりますけれども、このような基礎的自治体になるべきであるというのが一つの道でありまして、その他に矢印が右側にっておりますように、包括的基礎的自治体というような形をとることも可能であると。これは住民自治を強化する観点だというようなことを言っているんですけれども、言ってみると旧市町村の区域ごとに地方自治組織というものを設置するんだと。基礎的自治体というのは、それらを包括した基礎的自治体となるんだという意味合いであります。典型的には行政区タイプと特別地方公共団体タイプという二通りの中から選択できるというようなことになっております。

ちょっと言い忘れましたけれども、地域自治組織制度の導入で、旧市町村の区域ごとに従前の合併前の市町村の名前をつけることも可能であると。そのことによって、合併の抵抗感も和らげようというような配慮だというふうに思います。

タイプとしては行政区タイプと特別地方公共団体タイプの二つから選択ができる。言ってみれば、特別地方公共団体タイプというのは、イメージとしては東京都の23区のようなイメージになるかなというような感じであります。そこで行う事務なり、機関、執行機関なり、議決機関、あるいは附属機関。その選任方法については、この表にあるような通りであります。

財源的に言うと、行政区タイプはその自治体の中での予算を使うということになりますけれども、特別地方公共団体タイプの場合は基礎的自治体から補助金といいますか、金が配分されまして、それに基づいて事務を行っていくと。したがって、課税権なり、起債を起こすようなことは認めないと。そこで行われる事務が、財源見合いを超える場合については住民からの負担を徴することができるというようなことを想定しているようでございます。

以上、中間報告で出されました骨格的なことについて説明を申し上げました。

○委員長（額田太郎） 最近の管内の情勢の説明をいただきます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 新聞紙上等でもかなり皆さん承知をされていると思いますので、簡略に述べさせていただきます。

最初に新聞の記事をコピーしたものがお手元に配布されているかと思いますが、まず4月25日の道新さんの記事でございます。この辺からちょっとお話しをさせていただけたらなというふうに思っておりますけれども、帯広市さんにおかれましては事務レベルの協議として、道が示された二つのパターン、帯広市ほか音更・幕別・芽室の一市三町と、帯広市・中札内・更別の一市二村で事務レベルの協議を進めておられました。私どもの認識としては、帯広市長もことあるごとにお話しをされていたかと思うのですが、一市三町で25万人規模の町を形成することが十勝にとっていかがなのかなというご意見もございまして、一市三町での合併については事務レベルでもこれを進める方向にはなかったというふうに判断をいたしておりましたところ、道新さんの記事は帯広市から打診がということでございます。ただ、実質の話といたしまして、4月30日にもう新聞紙上に出ておりますように、帯広・芽室・中札内・更別の四つの自治体の首長が集まりまして、任意協議会設置に向けての検討がなされているところでございますけれども、これらについては既にこの時点でそれらの方向性は定まっていたやに私ども判断をいたしておりますので、一市三町での協議を進めてきた経過の中で改めて音更・幕別にどうなんですかというお尋ねをしたいという状況にあったかと思っておりますけれども、現実的にはそういう判断でおりましたことですから、帯広市さんからは、それについて具体的に幕別も協議の場はどうですかという問いかけは、現在までございませんので、そのことはご理解をいただければなというふうに思っております。

それと、4月以降、個別に具体的な話が進んできておりまして、ごく最近の6月4日東部四町の首長、助役8名による東十勝の行財政懇談会が池田町で開催されたところでございます。これも新聞紙上で登

表されているとおり、東部の幕別を除く三町の方からは、幕別町を入れた四町の枠組みを選択するしか選択の道はないんだと。幕別も一緒にその枠組みの中に入って任意協議会を立ち上げをしていただきたいというお話しでございました。その中でうちの町長が申し述べているのは、5月23日に議会の特別委員会が設置されたこと。さらには2月からもう5回にわたりまして、住民検討会議が開催され、6月16日に検討会議としての中間報告が出されると。町長は前々から議会、あるいは住民検討会議、町民の声を聞いて最終的に判断をさせていただくということで議会にも申し上げているとおりでございまして、これらの判断がまだ出ていないうちに町長として6月4日の時点ではっきりした態度を示すことはできないと。7月上旬まで結論については待っていただきたいというお話しをさせていただいているところでございます。この場では幕別町の事情も十分、他の三町は理解をできるので、それでは7月上旬に最終的な東部としての枠組みをどうするかということについては判断をさせていただくようなことで、6月4日の会議を終えたところでございます。

この中では新聞紙上等で、例えば幕別町が東部を選択しなかった場合、任意協議会の場としなかった場合については、残りの三町で任意協議会を設置するのかどうかということについての突っ込んだそこまでの話し合いは行われなかったところでございますけれども、その後の道新さん、勝毎さんをはじめとする記者の方との懇談の中では、個別の意見として、三町での任意協議会も考えていきたいと。昨日の池田町さんの行政報告の中でもございましたように、池田町としても、もし幕別町が枠組みに加わらない場合については三町での任意協議会を設置したいというようなお話しも個別の町長さんの方からあったということも、これは事実でございます。これはただ全体の話としてそれが認知されているということではございません。

私どもとしては、4月の町長選挙以降、町長が申し上げておられますとおり、合併については任意協議会を立ち上げた上、最終的に判断をさせていただくということで、任意協議会の設置についてはその方向性を見極めていきたいと。ただ、任意協議会を設置する際については当然のことながら、今協議会をもっております東部四町、あるいは南部三村とのどちらかを選択する方向で最終的な判断をさせていただこうと。その判断材料としては前段申し上げたようなところでございますので、この辺議会のご論議をいただく中で、町長としても最終的な判断をさせていただければなというふうに思っております。

ただ、どちらにしましても東部三町との約束もございますので、遅くとも7月上旬までには町としての態度をはっきりさせたいというふうに考えております。

ただ、この中でいろいろ議論がございまして、特に東部三町については一定の話し合いが行われておりますので、方向性についてはもう皆さんご承知のとおりでございます。ただ、南部三村については6月24日に南部五町村で検討した経過について、お話し合いが行われるというふうにお聞きをいたしております。今まで方面別に検討してきている経過がございまして、私どもとしては南部五町村の6月24日の検討結果を見た中で最終的な南部の方向性、それぞれの町の方向性については判断をさせていただければなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても議会あるいは検討会議、町民の声が多数を占める、あるいはそちらの方向性を考えることが幕別町の全体の意志だというような方向に定まりました方向について、これは的確に判断をさせていただいた後、幕別町の将来的なことも含めて最終的な判断をさせていただこうと。南部三村との協議については、24日の南部五町村の検討経過を見据えた中で考えてまいりたいというふうに思っております。

ただ、個別の町村として今朝の朝刊にも出ておりましたように、忠類さんあたりははっきり幕別との合併について前向きなご発言も新聞紙上に載ってございました。それから帯広市と芽室町、南部二村との協議経過もまだ具体的な結論には至っておりません。ご心配するのは帯広、幕別でのバッティングがあるんじゃないかということで、ご指摘をいただくことも多々ありますけれども、町の方針としてどうするんだというふうな結論が出れば、少なくとも、例えば南部三村と一緒に協議の場につけるかどうかということは別にしまして、町の方針がそうであれば、少なくともその方向に向けて、私どもは十分努力をさせていただくというふうな考えでおります。今現時点では最終的な判断はいたしておりませんが、議会のご論議等も踏まえた中で、できれば7月上旬までに最終的な判断をさせていただければな

というふうに思っております。現状は以上でございます。

- 委員長（瀨瀬太郎） ただいま、地方制度調査会の中間報告の説明、（聴取不能）それに伴い、委員の皆様からのご質問を承りたいと、かように思っているところでございます。

発言を許します。

ございませんか。

中橋委員。

- 2番（中橋友子） 内容ということではないんですけれども、任意協議会を立ち上げたいということは今年の3月の定例会の時に理事者の方から表明されていたことではありますが、この内容ですね、相手先がまだ決まっていないという段階で、どんな構成メンバーで、どういうことを目的に、どんな内容で進められていくのか、その役割も含めて。どんなふうに描いてられて、6月あるいは7月ということで立ち上げておっしゃってられましたけれども、その辺が町の考えがどんなふうにお持ちなのか、まずはお聞かせください。

- 委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

- 助役（西尾治） 町民の中に少なくとも幕別町は自立を考えたいかという意見もあることは十分承知をいたしておりますし、住民検討会議の中でもそのようなご意見をいわれる委員さんの方もいることも十分承知をいたしております。

ただ、今、将来に向けて極めて、財政だけの問題ではございませんけれども、極めて今の交付税制度も含めて見通しが暗い中、本当にそれぞれの町が自立した形で将来とも安定的に自治体運営ができるのかどうなのか。その点が極めて不透明な状況にあるかと思えます。

そういう中では、これは町にとって将来的に展望が開けられるような合併であれば、敢えてそれを否定するものではないというのが町長の考え方でございます。ですから合併に向けて検討するところは十分検討していかなければならないだろうと。それによって将来的に幕別にとって、言うなれば将来展望の開けるような自治体が、あるいは新たな姿が見えてくるのであれば、合併も一つの選択肢として考えていく必要があるだろうと。その前段として、じゃあ合併した際にどういう将来展望が開けるのか、あるいはサービスがどうなるのか、負担がどうなるのか。こういうことをあからさまに住民の方にお知らせをしていかなければ極めて判断に苦しむ部分もあるだろうと。今の合併論議をしていく中では極めて住民の方が見えにくい、合併がどうして必要なのか、あるいは合併しないとどうなるのかということも、あるいはした場合にはどうなるんだというような、それぞれの視点が極めてわかりにくいということも声としてお聞きしておりますので、私どもとしてはできる限り任意協議会の中で突っ込んだ議論をした中で、将来の町の在り方、あるいはサービス、負担の在り様がどうなるのかということをお示しした中で、最終的に町の進むべき方向を定めていきたい。そのためにはやはり検討の場としての任意協議会の設置は必要だろうというふうに考えておまして、そのようなお話しをさせていただいている状況でございます。

- 委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

- 2番（中橋友子） （聴取不能）いかなきゃならないだけに、非常に慎重を期す課題だと思うんですね。これからずっといろいろ協議していく機会があると思っておりますので、そこではその都度考え述べさせていただきたいとは思っておりますが、今この時点でいろんな固めきれないいろんな要件がある中で、任意協議会が立ち上がっていくというふうになった時に、その持っている性格と構成されていくメンバー、例えばそれは合併を前提とする相手先だけに限らず、先ほど前段で中間報告の説明ありましたけれども、かなり都道府県の権限もある意味では強まっていますね。こういうスタッフも一緒に入って任意協議会などが立ち上がっていった話が進んでいくというふうになると、これは私としては非常に心配するところが、町の意向が本当に大事にされて、住民にわかる協議会の内容になり、深められていくというふうにだけじゃなくて、そういう指導の強められる可能性も高くなるんじゃないかという心配がありまして、それで実際に任意協議会というのが、今後のことですけれども、立ち上がったらどういうメンバーで、どういう形で進んでいくのかなというふうな心配もあるんです。それを教えてください。

それと、住民の意向というのは今まで住民会議を5回やって聞いてこられたということなんですけれども、これも住民会議ではありますが、幕別町2万5,000人の中では、ある意味では限られた分野ではないかというふうに思うんですよね。それで全国で合併に向かう、あるいは合併を選ばない、いろんなところがあるんですけれども、かなり住民の意向を聞く手法はアンケート、あるいは住民投票いろんな形で取り組まれている。幕別町としては住民会議とそれからこれまで出前講座ですか。これをやってこられたと思うんですが、我が町の将来がどうなるかという非常に大事な大きな問題であるだけに、その点で住民との距離を埋める、あるいは意向を聞くという点ではまだまだ必要な手法というのはとっていかなきゃならないと思うんですけれども、その点もどのようにお考えですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾治） 任意協議会の具体的な中身については、担当参事の方から説明をさせていただきますけれども、まず中橋委員おっしゃるとおり、極めて将来に向けて自治体がどうなっていくかというのが、今の現時点ではどこの町村も本当に困っているというのか、将来が見えにくい状況であります。その中で検討を進める、あるいは検討しない、いろんな考え方があるかと思えますけれども、私どもとしてはできる限り間違いのない選択、町民にとって将来のためになるような選択をやっぱり町長以下、私どももしていかなきゃならないというふうに思っています。そのためにはいろんな機会を設けて、いろんな検討をした結果、最終的に住民の方がどうしても単独で行くんだと。苦勞してでも、少々の負担を覚悟してでも行くんだという結論に至るかもしれないです。あるいは合併することによって、そういう町づくりができるんですかということで、合併を進めていくという判断になろうかと思えます。

ただ、これは相手があってやることですから、失礼な話、最初から合併するかどうかわかりませんが、これも任意協議会を立ち上げるというのは、これは極めて不見識な考え方というふうに私ども判断しておりますので、少なくとも合併を前提とした中で任意協議会を立ち上げる考え方は、一つきちんと持っていないかじゃないだろうと。ただ、その中で当然のことながら、法定協議会に至ってでも離脱する市町村が全国的にはかなりあるわけです。これはやはり町民にとって最終的にそのことがその町の利益、町民の利益に繋がらないという判断をされるのであれば、それは最終的に離脱する場合も当然出てくるでしょう。ただ、そういう検討を十分した中で判断ができるような形が大事なんだろうと。

それと、町民の周知の方法、情報提供やなんかは、これは手前味噌かもしれませんが、かなり他町村と比較しても負けないほど出前講座、あるいは町民の一般の方を対象にした研修会、講習会、たくさん私どもやってきてございます。ただ、やっぱり住民の方の大半のご意見というのは町長どう考えるんだと、議会はどう考えるんだと。まずそれを示してくれないとなかなか判断しづらいというのが、やっぱり今まで聞いてきた中では本音なのかなということも感じております。

今まではなかなか、今中橋委員おっしゃるとおり枠組みも決まらない中で、じゃあこの町とこの町が任意協議会を持ったときにどんな町づくりが想定されるのか。あるいは先ほど言いましたようにサービスがどうなるのか、負担がどうなるのかということが、やはり住民の方にとってはそのことが一番身近なこととして大事なんだろうと思っています。そのためにもやはり一定の枠組みの中で任意協議会を設置し、いろんな情報を提供する中でよりわかりやすい判断ができるだろうと。住民の方にしてみれば本当に国保料がどうなんだ、水道料がどうなんだと。やっぱりそういうことが切実な問題として、身近な問題として感じておられますので、そういうことも含めて十分提供できるような材料を、やはり任意協議会を通じる中ででも住民に提供できればなど、していければなど。そうすることによってより住民の方も判断をしやすいだろうと。今の時点で単純に枠組みをどうするかとか、あるいは合併するのかしないのかというだけで、例えば住民アンケートをとるとのことについては、私どもとしては、責任ある行政を預かる身としては、そういう対応がいかげなものなのかなというふうに感じているところがございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 任意協議会の構成ということ、そういうご質問でございましたけれども、協議会につきましては任意協議会を設立をして、その後法定協議会を設立し、合併するという段取りにな

るかと思えますけれども、その前段の一番始めの任意協議会につきましては、これは主に企画部門の担当職員を中心にしまして、お互いの町の施策、住民サービス、あるいは税でありますとか、受益者負担の状況についてすり合わせをしていくというようなことになっております。

道からの職員の要請につきましては、合併重点支援地域の指定がなされれば、道が指定をするんですけれども、指定がなされて、そうした上で町としてどうしても道の職員に人的支援をお願いしたいということであれば、それは来てくれる場合もありますけれども、今考えておりますのは関係町村における企画担当職員であらゆる分野のすり合わせをしていくということを想定しております。

○委員長（瀨瀬太郎） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 任意協議会の調整に関しましては、今参事が申し上げましたように企画室が中心になってということまでいいんですが、各首長さんも入ってぎりぎりの調整といいますか、ある程度の調整はさせてもらう。企画が中心になってやりますけれども、理事者も入ってということだけ付け加えておきます。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうすると本当に関わる行政の限られた企画室メンバーで、もちろん人事権を持つ町長と、それから専門家と。ここだけで協議が進められていくというふうに確認をしてよろしいですか。その道に対してもこちらから要請しない限り、最初のところの説明ですと、斡旋ですとか随分かわってきますね。これは中間報告でありますから、今すぐ実施ということではないですが、策定、勧告、斡旋ということになってくると、心配するのは要するに形ができたらどんどん進んでいくというようなことはやっぱり一番心配なんですね。だから理事者が苦慮されているように、本当に納得のいく、将来展望の開けるといふその意志が、自分達、自治体の方にしっかりあるんだということがいつも確認されている状況が必要だと思うんですが、そういうふうにはならないんですね。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾治） ちょっと中橋委員の誤解があるのかなと思うんですが、今いろんな意味で、道なり、国が関与される部分があるのかなというお話なんですけれども、それは17年の3月以降の話でございますので、私どもとしては、例えば合併が町にとって必要だという判断で合併に進もうということ考えるのであれば、少なくとも17年の3月までの財政的な優遇措置のあるうちに、何とかその方向で固めていきたいというふうに考えておまして、17年の4月以降になりますと、今言われるように道に一定の権限を持たせて、いろんな枠組みが否応もなしにはめられる可能性も、これはないと言えませんので、それまでになんとか町の判断としてどういう方向で進めるのかについては17年の3月を目処に判断をしていきたい。その場合には先ほども言いましたように、段取りとして今任意協議会を立ち上げるのであれば、だいたい6月、7月くらいをリミットに考えていかななくてはならないというふうに思っている次第であります。

それと、任意協議会でありますけれども、任意協議会自体は法定のものとは違いますが、いろいろなかたちがあるかと思えますけれども、先進的にやっているところについては町、議会、学識経験、それは協議会の頭としてそういう検討する場を設けているようです。今、企画室の参事、室長が申し上げましたのは少なくともそういうところで判断するためには、例えば四町が一緒になったときにどんな町づくりができるのかということについては、少なくともどこかの町村に企画担当部署の職員が1カ所に集まって、そこで一緒になって検討して将来の町づくりを考えると。それをお示ししないと、今回の合併によってどういう町ができるんだということが具体的にそれぞれの町の町民にお知らせできないものですから、そういう作業についてはどちらかの町村に主に企画担当職員が集まって、1カ所でその作業を進めるといふことを、これには例えば必要があれば道からもお手伝いをいただけますよという話しにはなっておりますけれども、この辺は私どもは必ずしも道の職員が来なければできないなんていうふうには思っておりませんので、少なくともそれぞれの町をどうするんだということについては、それぞれの町から出てきた総合計画、あるいは町づくりに携わる職員が四町なり三町、一緒になって考えてそれぞれの町の将来を見つめる中で、一緒になったときにこんな町ができるんだという姿をお示しできるよ

うな場をどこかの町で作業として進めると。それを総合的に検討する場としては先ほども言いましたように、首長、それから議会の選出、あるいは学識経験、こういう方が集まって三町なり四町の任意協議会の場で最終的にそこから法定協議会に進むのかどうなのか。その前には少なくとも企画部門でできたそういう資料を住民にフィードバックしていくような作業も十分した中で、住民が判断できるようなことを考えていきたいというふうに今思っております。

○委員長（額部太郎） 他にございませんか。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ただいま中橋委員にいろいろとやりとりされていたわけでありまして、私ももう一歩突っ込んで、当議会では昨年の9月に研究会を立ち上げまして、縷々検討してきたわけでありまして。

その中で、合併特例法のいわゆる、うちの町に該当しない部分もあるんですけども、飴と鞭ということで俗に言われるわけでありまして、そういった中で、私は当然、合併する、しないは最終的なことは別として、先ほど助役も言っていたんでありますけれども、やはり協議会を任意なり、あるいはまた法定なり立ち上げて、その中で町民に負担がどうなるのか、あるいはまたサービスがどうなるのか、合併することによって。あるいはまた、しないことによってどうなるのかと。そういったことを検討することは避けては通れないだろうというふうに私は思っております。ということは、任意協議会、これは立ち上げることは不可欠と言うんでしょうかね、今の現状の中では避けて通れないだろうというふうに思います。する、しないはまた後の話になりますけれども、

そうした中で、この示された新聞記事でしか私は他の町の状況は知ることはできないんでありますけれども、我が町に与えられた時間というんでしょうか、非常にまわりの町村も煮詰まってきたという、私は強い危機感というんでしょうか、感じざるを得ないわけでありまして。

そして基本的には私はやはりマイナスの合併というんでしょうか、後ろ向きの合併はすべきでないと。合併することによってやはり新しい町づくり、あるいは新しいそういう町に向かって町民の人が希望を持ってスタートできるような合併でなければならぬというふうに思っております。現在のシミュレーションをしている財政状況もこれももちろん大事でありますけれども、私はやっぱり合併後の町づくりがいかにかどのような形でできていくのか。そこにはやはり一つには、例えば産業構造ですとか、あるいは住民感情ですとか、いろんなものを総合的に判断をして、町づくりの理念というんでしょうかね、そういったものをお互い共有できる町、共有できる同士の枠組み。そういったものが私はベースになれば単なる野望では必ず禍根を残すだろうというふうに思っております。

そしてもう一つは、必要以上、私は多くの町が参加する合併を必ずしも望むべきではない。また併せて人口なんかも必要以上多くいなければ駄目だということに私はならないだろうというふうに思います。

そんなことで、結論から言いますと、新聞でも出ておりますけれども、我が町の選択肢というのは本来に限られてきまして、東部四町と協議会を持つのか、あるいはまた南部、これは助役のお話ですと、6月24日に南部の結論が出るということで、それまで動きがとれないということになれば、これはちょっとまた時間的に遅れるのかなというふうに思いますけれども、私は昨年来の研究会の中でのいろんなシミュレーションをしていく中で、財政的、あるいはまた将来の産業構造を同一にするとか、いろんなことで総合的に考えれば、私はやはり南部、それは二村なのか、一村なのか、三村なのかはわかりませんが、これ相手のあることですからわかりませんが、この枠組みを私は最優先に考えていくべきではないかというふうに思っているところであります。ただ相手がありまして、それだけ追い求めていって、それが駄目になった時にさてどうなるのかというようなこともありますので、いずれにしても最善の策、あるいはまた次の次善の策というんでしょうか、そういったことを年頭に入れながら理事者は進んでいく他ないだろうというふうに私は思うんですけども、特に理事者の考え方ありましたらお願いいたします。

○委員長（額部太郎） 千葉委員、これからの質問者も含めてですね、先ほど委員長から説明が終わった

ので、その説明の事項の中で質問を受けるといったようなことを申し上げたと思います。

そんな中で意見として一部分入っている部分もありますので、それはまた後にそういう機会がありますので、今のところは、今の二つの事項に関しての質問にさせていただきたいなど、かように思っているところでございます。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 言われる趣旨は理解いたしました。

私はただ、この資料に対する質問ということでしたよね。それで私は、これは私の思うことですが、やはり今理事者のおかれている立場というのは非常に微妙な時というんでしょうか、これは特別委員会の意向を踏まえて次の段階に進みたいということだと思えますよね、私はそう理解しているんですけども。そうした時に、この資料だけの質問でわかったよということになって次の段階に進んでいかなければ、町長も行政報告の中で6月いっぱいには我が町としての結論を出したいという話でありました。今日これでやめて、明日またやりますというんだったら私はいいですけども、再々というふうわけにはいかないと思うんです。ですから、やはり委員各位の意見、考え方、個人的な考え方も含めて出してもらって、ここで結論出す問題ではありませんから、それぞれの考え方を出してもらって、そしてその空気を察して理事者側がそれを参考にしながら、私は次に進んでいくのがいいんだろうと私は思うんですけどもいかがでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 言っていることもわかりますけど、また先ほど言ったように、今日の予定はこの事項を説明いただいて、説明員を一度下がっていただくと。そして特別委員会の中で、今日の説明の事項を踏まえた中で委員会の中の論議を十分にしてもらって、そのことは後に理事者なり、部局にも伝えることはできるわけですから。私はそういう具合に今日の進め方というのは考えております。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ということは、直接生の声は聞かせないと。後から委員長なり、議会事務局を通じてこういう意見があったということ伝えるということですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 今日はです。本日は。

千葉委員、質問の部分もありましたよね。その答弁はいりますか。

西尾助役。

○助役（西尾治） 極めて難しい話なんで、答えにくい面もたくさんあるんですけども、先ほど来言っていますように、考え方として、例えば住民発議なんかございまして、複数にまたがって任意協議会を設置しているような町もあります。

ただ、私どもの町としては少なくとも町長が判断をしてやっていく中で、例えば2カ所の任意協議会に同時に参加するという考え方は持っておりませんので、最終的にはどういう方向性か、1カ所に定めた中で判断をさせていただきたいというふうに思っておりますけども。

先ほど千葉委員のご指摘もございましたように、例えば6月24日南部の五町村での検討経過を踏まえた中で、例えばもし南部という話になれば日程的にどうなのか。6月いっぱいまでに間に合うのかどうかということかと思えます。

ただ、これは町の考え方としてこういう方向に進むんだということでございますので、先ほど来言っておりますように、これ相手があることですから、東部としては完全な意思表示をいただいておりますので、幕別町が参加するのかどうかという状況でございますので、例えば東部と任意協議会を設置するといった場合については、今月判断することによって十分先が見えるかと思えます。ただ、例えば町の考え方が南部というふうなことで任意協議会の設置をというふうになりますと、今お話しございましたように、確かに時間的に、例えば参加する個々の町村の参加をお願いする、あるいは検討をお願いする町村の個々からきっちりした判断が6月末なり、7月上旬までにいただけるということについては極めて難しいんだろうというふうに思えます。

ただ、町の方向としてそちらを選択していくということになれば、少なくともその方向に向けて、私どもとしては最大限の努力をさせていただいて、そういう枠組みができるように、これは努力していく

ということしか今の段階ではお話ができないのかなと。ただ、そちらが駄目だからこちらがというような、そういう選択の仕方は相手があって失礼なことです。そんなことは決してない。当然のことながら決まった選択に向けて十分枠組みが取れるように、私どもとしては努力するというしか現時点では申し上げられないのかなというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 他にございませんか。

それでは、なければ質問を終了させていただきまして、説明員の退席を願うわけでございますけど、説明員大変ご苦労様でした。

暫時休憩いたします。

（説明員退席）

（13:48 休憩）

（13:49 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、休憩を解いて再開いたします。

今日の本委員会の進め方について、昨年調査研究会を開いた中で、このことは十分資料なり、いろんな調査の中で、資料として十分皆様手持ちに持っているとか、また、いろんな説明、報告を聞きながら十分に周知していると、かように認識しているところでございます。

また、新人議員さんについては、先日合併問題の研修ですか、資料を備えた中で合併のあるべき問題というようなことをおそらく企画担当部局の方から十分に説明を受けたと、かように思っております。

今後のこの委員会の今日の進め方としては、いろいろ大変合併問題、皆様口が重いような気もします。今後、いろんな合併問題、大変難しい問題ですけど、今日の今の前段の説明を踏まえた中のそれぞれの委員の皆さんの意見として忌憚のないご意見を伺いたいと、かように思っております。

併せて、その後またこの特別委員会の進め方の方向性等々を皆さんにお諮りしたいなど、かように考えているところでございます。

そんなことで、今、2点のご説明の中のことをいろいろ質問ありましたが、そういった委員会の委員同士の論議として、やりとりをこれからさせていただきたいなど。当然踏み込んだ自立、合併の問題も含めて皆様のそれぞれの意見をいただきたいと、かように思っておるところですけど。

よろしいですか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 進める前に絶対に確認しておかなければならないことがあると思うんですが、先ほど助役の説明の中に、任意の合併協議会に入るときには、合併できるか、できないかわからないというそういう曖昧な形では参加したくないと、はっきり表明しましたので。

この特別委員会において、単独とか、合併とかっていう選択肢があるんですけども、最低そのことに向かうためには、合併をある程度の前提にした話し合いにもっていかなければ、話が前に進まないと思うんですね。ですから、もしこの中で最初の入り口の立ち上げる時に、そうでなくて単独だなんて話がどんどん出るようであれば、これは話が前に進んでいかないんで、その辺の整理を先につけないと、この特別委員会の中の話の進行というのは非常にスムーズにいかないだろうと思いますので、その辺の確認を最終的にきちっと、今、された方が、私はいいいのかなと思いますがいかがなものでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） （聴取不能）そんな中でそのことを踏まえて、委員会としての合併問題には自立、合併。そういったものが当然問題視されているというようなことも含めた中で、委員長に聞いているのか皆さんで討議するのか、この辺ちょっと私も理解できませんけども、この辺のことも触りながらの日程でいきたいなど。

小田委員。

○9番（小田良一） 合併特別委員会、この方向性をこれから我々どうするんだって。その後に任意協議会があるんであって、これ、順番が違うんじゃないですか。やっぱりこの特別調査委員会。委員がどういう立場でどういうふうにするんだ。それが6月の町の中間報告が出るとか、そういうものを参考にしながらそれを進めていくべきであって、例えば任意協議会で今説明を受けて、助役がどうだこうだって

言われたけども、やっぱり構成委員はどうするんだ、やっぱり方向性としては、AさんとBさんと話し合っているけども駄目だからどっちか一本決めていくんだと。この根本というものは特別委員会じゃないんでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今の永井委員が、助役の説明の中で任意協議会を立ち上げた場合、これが合併に進んでいく方向ではない。この立ち上げても独自で行く道もあり得るんだっていう説明というふうには私は受け止めたんですけど。そこちょっと違うなと思って。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 私が申し上げているのは、助役が協議会に参加する以上は、一応合併するかしないかという曖昧な態度では参加できないと。あくまでも合併を前提とした参加をする。しかし協議をしていく中で法定協議会に向かう途中に、それはどうしても折り合いつかなければそれはそれなりの答えが出るでしょうから。私が申し上げているのは、そういう意味で、このところのスタートをある程度認識を揃えないと、おかしな方向に行くんじゃないですかという、そういう意見なんです。

○委員長（瀨瀬太郎） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 永井委員の言うとおりでと思うわけです。あくまでも任意の協議会ですから、合併を前提とするわけでございますけれども、その協議の中で、これが、話がすり合わなければ、これは合併とりやめてもいいんじゃないかと思うわけですね。

それで、先ほど助役の説明で、住民代表の検討会議、これは12日に答申があるというような先ほどのお話してございました。さらに6月24日には南部の検討結果が見えてくるのだと。それから南部については話し合いたいというようなお話であったわけですね。そういう、これらのことが出てからまた、もう一度この会を開いて検討をさせていただいた方がいいんじゃないかと思います。いかがでしょう。

○委員長（瀨瀬太郎） 今、杉山委員から住民検討会議、また南部の6月24日の話が出た後に特別委員会を再度開催したらどうかというようなことの見解も出ていましたけど、先ほどの永井委員の話も含めて、いかがなものでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） （聴取不能）ありますし、いろんな角度からたくさん調査研究を進めていくということが大事だと思いますので、スタートの段階でこの問題でなきゃ駄目だというような、そういう方向付けは狭くすることはないと思うんですよね。

ですから、少なくとも12日の報告については私も知りたいなと思ったんですけどもね、それを受けて、それらも踏まえて自分達の意見交換をするということを、今後の取り扱う中身の一つとして提案をさせていただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） わかりました。他にございませんか。

ただ今、この市町村合併調査委員会に関して今後の進め方。今日、地方制度調査会と現況の説明がありました。以降の中身についての進め方という中で、この特別委員会の進め方どうするか。今、住民検討会議の中間報告を見ながら、また、南部三村の中間的な話を聞きながらというようなことの見解が多々出てたわけです。それを踏まえた中で、その結果がわかり次第、次の開催にもっていきなと、かように思うわけですけどいかがなものでしょうか。

以後、当然、この問題も含めて、合併調査特別委員会ですから、当然、自立か、合併かといった論議も重ねてくると思うんです。そういうことの中で、今回は、委員長からのお願いなんですけど、活発なご意見を出せられるように、今日の説明を十分踏まえて、こういう静かな論議でなく活発な意見を期待してしますので、なにとぞよろしくお願ひしたいと思います。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、委員長の方からこんなに静かな委員会というふうに言われましたけれども、よく内容がわからなければなかなか言うといったって言えないと思うんです。そして今の（聴取不能）の会もだんだん少なくなってきた、（聴取不能）ですね。ということは、やはり中身がきちっと説明され

ないから私はそういうふうに行くでないかと思うんですよ。それで今日の結論としては、お聞きしますけども、東部の方からは声がかかったけれども、町長としては住民、議会の声を踏まえてご返事すると。こういうことですね、東部の方は。それから南部の方はまだ声がかからないと。声がかかった時点で幕別の（聴取不能）に参画していくと、そういうことなんですか。私、よくわかんないんですけどね。

○委員長（額部太郎） それ、私がどうのこうのってここで、その立場で答弁することはちょっとできないし、できる問題でもないだろうし。

○18番（伊東昭雄） だとするならば、やっぱりさっき誰か質問されたように、今度の住民意向の説明を聞いた中でもう1回持つべきでないかと思うんです。そうでないと、今うちらの方で、こうだあだあっていうと相手がいるですから、ああだこうだあっていうことを言わんと見えてこないと思うんですよ。

○委員長（額部太郎） その辺も十分皆様にさっき伺ったところではないかなと思います。それで、それ以外の進め方について再度聞いたわけで、それで今伊東委員の話が出たわけです。そのことは十分住民検討会議の中間報告を踏まえた中で、次回開催をしたいというようなことは言ったつもりでございます。永井委員。

○17番（永井繁樹） そうしますと、今、委員長の説明からいきますと、23日の南部についての情勢がわかった時点で特別委員会を開くと。それはいいんですけども、私が求めているのは、今度の時はどんな話し合いをするのか。その次回に対するテーマが決まらないと、各会派のいろんな研修会もあると思います。ですから、そういう形をきちっと定めていただいて、この会を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（額部太郎） 先ほど中橋委員の方からも、入り口の部分で、狭いところで出口が見えないような形は好ましくない。そういう中で、当然、そのテーマに関して、合併に関する自立か合併かといったようなことも併せて、次回住民検討会議の報告を受けながら踏み込むといったことのようにしていきたいと、かように思っているところでございます。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、自立か、合併かということについて検討したいと。ということは前に研究会の時には、やはり自立ということは無理だろうと。（聴衆不能）町長もそういうふうには言っていたんだと思うけれども、今になって後戻り、また自立か合併かということ論議し合おうと言っているんですか。

○委員長（額部太郎） 私の言っているのは、合併問題で論議していくことは避けて通れないということはず基本的には十分理解していると思いますね。その中で合併があった時に自立はない。自立があった時には合併がないと。こういった意味のことを言っているんであって、お互い両方論議しないことには今言ったような片寄った話しにはならんでないかなと私は思います。

それと併せて、従前は検討調査委員会ということの中で、言いつばなし聞きつばなしって、変な話だけど、そういった中のことで、それで特別委員会というのはまた性格が違うもんですから。議決を得た特別委員会ということになって、やはり真剣にこの合併問題、取り組まないといかんと私は思っております。

それでは、次回開催について、いろいろ相手もある。いろんなことも待ってないといかん。この辺の判断をしなければならん部分もありますから、正副委員長にお任せ願えますか。

（はいという声あり）

○委員長（額部太郎） そんなことで、次回開催を正副委員長に任すということで、ご承認いただきましたので、今回はこの程度で閉会します。

（14：09 閉会）

第3回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 6月19日
開会 12時59分 閉会 14時17分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀨太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑤ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 和田善史郎 北海道新聞 山崎真理子
4. 欠 席 者 11 杉山晴夫
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成15年6月19日 12:59 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） 第3回市町村合併調査特別委員会を開催いたします。

大変室内の温度が高くなりました。暑い方は上着を脱いで結構です。

諸般の報告ですが、議会広報特別委員会より市町村合併調査特別委員会の立ち上げということで、途中で写真を写したいということでご了承お願いいたします。

これより議事に入りますが、一番目、市町村合併問題についてこれからの議事の進め方を委員長のほうから皆様にご説明申し上げます。

先般、各委員のほうから要望のありました幕別町市町村合併町民検討会議の中間報告書を皆様に昨日配布させていただきました。このことについての内容検討に入っていただくのが一つ、もう一つに関しては先般助役のほうから最近の管内の合併に関する内容の説明がございました中で、一番大事な部分で委員会としても任意協議会の扱い方、立ち上げについてどうするかといったようなことを本日の大まかな二つの議事として進めさせていただきます。

はじめに幕別町市町村合併町民検討会議中間報告書、それぞれ皆さんお手元にあるわけですが、いろいろ勉強、検討されてきたと思います。そんなことで一つ内容についての忌憚のないご意見を伺いたい、かように思っております。発言を許します。

○17番（永井繁樹） いまの問い掛けですとどうしても入りづらいんです。合併特別委員会のどれから入っていくかということの中で、今までの流れからいきまして過去の推移があるわけですから、任意の協議会の設置に向けての方向性しかないと思うんです、今の段階では。ですから、そこを糸口にして皆さんが意見を言われるということであればもちろん言いやすいですし、そのへんの設定を明確にしていただけとありがたいのですけれども。

○委員長（額部太郎） 順序が違う部分もあった中で、ちょっと記憶の中で今の幕別町市町村合併検討会議の中間報告、ある程度これを参考にした一つの今後の取り組み方ということも考えていただきたい、かように思っております。今、永井委員のご指摘の中で、最初の本日の入り口の部分でなかなか入りづらい部分があるといった中で、一つ目に任意協議会の扱い方、またこれを特別委員会としてどうするかといったことを、まず意見を出していただければと思っています。

○17番（永井繁樹） それでは任意協議会に向けての考えを述べさせていただきますけれども、現在までの研究会から立ち上げて特別委員会までの中の、理事者等の説明、それと我々の範囲の中の色々な研究、若しくは意見交換の中を踏まえた場合、単独のシュミレーションと合併の東、南のシュミレーションがそれぞれ出て、その他にも出てきておりますけれども、可能性のあるシュミレーションは、今、東と南ということの状況の中で考えたときに、昨日の町長の色々な一般質問の答弁の中にもありましたけれども、単独というのは今の財政指数からいって非常に今後においては難しいという一つの見解を示しています。それで任意協議会の設置を進めていく中で、当然単独ということは、私は選択肢の中からなくなっていかないであろうということであれば、必然的に任意協議会を積極的に考えるべきであろうと。現状の中、任意協議会を考えると今まで資料として出されていたシュミレーションがありますから、これを考えたときに、まず財政基盤的なものから考えた一つの要素と、それと町民検討会議の委員中の意見も出ておりますが基幹産業から見た場合の検討要素、これ非常に大きなものになるだろうと。私はこの町民検討会議が出たからではなくそれ以前から考えておりましたが、東と南を見たときに総合的な今後の町長が申し上げる協働のまちづくりを考えていくときに、もちろん合併を前提とした場合、どう考えても条件が揃っているのが南の条件であろうと。ですから、そこに至る細かい部分の意見は申し上げ

げませんけれども、財政的なものと基幹産業的なものの幕別の今持っている力をさらに伸ばす基幹産業、もちろん農業になりますけれども、その展望性を考えたら当然任意協議会の設置は南と考えるのが妥当だろうと、私はそう考えております。

- 委員長（瀬瀬太郎） 今、永井委員のほうから任意協議会についての設置の中で、多少枠組みの話もありました。当然このことに踏み込まなければ論議にならないかもしれませんが、他に意見があれば。
- 2番（中橋友子） 調査特別委員会ですから、色んなテーマが出されているわけでもありませんし、（聴取不能）案があるわけでもありませんから、合併問題にかかわって色んな意見交換されたらいいと思います。それで私は、昨日から一般質問の中で自分の考えを申し上げてきたんですけど、任意協議会は議会の議決を必要としない、町長の判断で、理事者の判断で。これ進んで行くって言いますか、理事者の判断することなのですけども、私はやはりどの町にとっても厳しい財政問題について考えたときに、協議会となりますと相手先はもちろん決定していかなければならないですよ。ですから町長はそういうふうにするによって、絞って資料説明や中身が深められるから良いんだと言うんだけれども、その絞る困難さっていうのがあるんだと思うんです。永井委員が言われるように、産業基盤的に見てどうかとか、財政的に見てどうかというようなパターンでいくんでしょうけれども、私は昨日申し上げたように、色んなパターンっていうのは協議会を立ち上げないでも随分きちっと今までも出してこられたけれども、今までの資料はどちらかというとアバウトだと思うんですよ。ですからこの協議会にこだわらずに、もっと自分達なりに色んな方向とした場合にどういう結果が生まれるかっていうのを、きちっとここでも調査研究して意見の交換もしたらいいというふうに思います。それはもちろん自立も含めてです。
- 委員長（瀬瀬太郎） 今、中橋委員のほうから協議会にこだわらず自立も含めてというような話しがございました。昨日の一般質問の中にも中橋委員との町長のやり取り、言っていると思います。
- 17番（永井繁樹） 私、中橋委員のご意見は尊重しますけれども、今この段階で協議項目が今のような形にしていくと、当然今問題になっている任意の協議会、これに向けての話し合いに対して前に進んで行かないという状況にもなりかねない。現状を考えたときに今までの流れは皆さん聞いてわかっているわけですから、任意協議会の設置に向けた話しをしていかなければ行政との歩調が合わないんですよ。だから尊重はしますけれども、その類の種類のをここで増やしてしまったら、またボケた話しをしてですね、これだけ中間で町民から具体的に書かれている報告書を皆さん読まれたと思いますから、これだけ出ているものを議会がこの後を追いかけるようなことでは困るんですよ、私はそう思います。ですから付託を受けている議員というのは、こういった中間報告書も見ながらさらにこれを踏まえて、この上に行く議論をしていかなかったら特別委員会をやっている意味がないわけですから、使命がないんですよ。私は今言った意見はダメとは言いませんけれどちょっと置いて、やはり任意協議会そのものに対する考えたかをここで議論すべきだと思います。
- 委員長（瀬瀬太郎） 今、永井委員のほうから現状の流れからいって、もう議員協議会の論議っていうか、やる必要があるのかとないのかといったようなことなのですけども、他にどんどん意見を出していただきたいと思います。
- 18番（伊東昭雄） 永井委員と結論は同じなんですけれども、私個人としての考えは今までそれなりに自分なりに勉強してきたり、あるいは新聞紙上を見た中では、うちの財政としてはやはり単独で行くということはいくら論議しても無理でないだろうかと。はつきりもう18年か19年には赤字が出てくるということですから、単独では無理だと。私はそういうふうに考えております。じゃ、単独で無理であればどこかと合併していかなければ特例を受けられないと。これはもう、その方向に向かわざるを得ないと。それじゃ、どこと合併するかということ、やっぱり次に進まなかったらいくら論議していてもそこしかならないと思うんです。そうすると今までのシュミレーション、私なりに見ていると言葉は悪いけれども厳しい町村と合併してそこに応援するようなことは考えるべきでないと。やはり良い町村とやっていくことが町民の幸せになるだろうと。そうすると南十勝のほうやはり色んな面で産業構造とか比較して

も東部よりも良いのではないかと、良いとは言いませんけれども。そういう考えを持っている一人としては、やはり話してみなければ分からないということになれば、当然理事者がやりやすい方向にやってくれという姿勢が大事でないかと、だから私たちはそういう任意協議会を作ることについては賛成ですという結論を持っているんです。

○委員長（瀨瀬太郎） 合わせて任意協議会のことはどうですか。

○18番（伊東昭雄） 任意協議会も焦って進めるべきだと。それは町長が言っているように協議してみなければ分からないので、やっぱり協議をしてどういうものが出てくるのか、そのときはそのときで意見が出てくると思うんですよ。それから中橋さんが言われるような我らの協議会でさらなる勉強をすることは一行にかまわないと思うけれども、時期としてはそういう任意協議会を立ち上げることについては良いんでないかと思っております。

○1番（豊島善江） 自由に意見をということですので、お話ししたいと思いますけれども、昨日この報告書をいただきまして読んでみたんですけど、委員の方達が31名ですか、そういう方達から出されている意見だけでもこんなにたくさん考え方があるんだなと、これを見て思ったんですけども、合併する合併しないということもそうなんですけれども、合併をするという方向を出した方の中でも本当に喜んで合併ということはないんですよ。しかたなく合併をするということに段々変わってきているというのがこの全体流れを見て読み取ることができたんです。それはじゃどうしてそうなのかと思うと色々な資料が出されてきてまして、国の色んなシュミレーション、道のシュミレーションだとか出てきてて、それを見ると財政的な面だけを重視されて判断をすると、やっぱり財政が大変なんだから、しょうがないんだから合併しかないかというふうに動いてきているんじゃないかなと思うんです。そしてそのことを考えたときに、本当に単独ではやれないのかどうか、合併をしてもこのあいの町長の話にもありましたけれども、16年目からはこれが元に戻って財政的に苦しくなる、合併しても苦しくなるし単独でも苦しくなる、そしたらどっちにしても大変な状況が生まれるということであるならば、こうやって百年以上それぞれの町が続いてきて、それぞれの文化も持って、それなりに頑張ってきた、そういう市町村がなんとか合併をしない形で自分の町を発展する形で残すことができないんだらうかという、そういう論議がやっぱり必要でないかなと思うんです。それと合わせて福祉の問題だとか、十勝管内のようなこんなふうに地域の広いところが財政的な問題だけで一緒になって、職員の数なんかも減らされて財政的には一緒になったほうがそういう面では経費の削減だとか削れる部分は多いですけども、逆にデメリットっていうんですか、失われる部分もものすごく多いんじゃないかと思うんですけども、そのへんがなかなか見えてこないっていうのがあります。それで私としては任意協議会の立ち上げとかなっているんですけども、もう少し様子を見た方がいいんじゃないかなっていうふうに考えているところです。

○委員長（瀨瀬太郎） 他に任意協議会についてございませんか。

暫時、休憩を取ります

(13:24 休憩)

(13:34 再開)

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、先ほど休憩中にも色々な意見も出ましたけども、委員長としては多くの意見を聞きたいといった中で聞かせていただきたいと思っております。大野委員のほうから左回りで言ってください。

○20番（大野和政） 任意協議会を立ち上げる時期が来ていると思います。

○19番（千葉幹雄） 私はこのあいだもお話させていただいたんですけども、任意協議会を早く立ち上げるべきだと、その中で町民にとってどういう形が一番幸せになれるのかということを検討すべきだというふうに思います。枠組みも具体的などは言いませんけれども、やはりそういう観点に立てば自動的に結論は出てくるというふうに思います。以上です。

○16番（中野敏勝） 私も任意協議会を立ち上げるべきだと思っております。以前からこの町村合併につい

てはさまざまな角度から住民と話しをしなから来てるわけですが、検討会議の中間報告を見ても関心を持っているという人が非常に少ないわけです。そういう中であって、この市町村合併の町民の検討会議というのが大きな意味を持っているのではないかと感じております。そういう中身を見ても、また町長の町政執行方針にもあったように、今月中に任意協議会、そういうものを立ち上げていきたいというのを言われているわけです。そういうことからすれば、もう具体的にどこと組むかというぐらいまでここで論議があってもいいのではないかと感じています。

○15番（芳滝 仁） 合併に向けた任意協議会ということになっているのですが、合併に向けたということですから、永井委員がおっしゃったようにその中には一つで残っていくという部分もまだ残した形で合併に向けたということですから、その言葉ですべて表現されているのではないかなというふうなことだと思います。立ち上げる時期につきましては、もう機が熟してきているのではないかと。遅いとか早いとか言われていますけれども、だいたい良い時期でないかなというふうな気がしております。理事者のほうもどのような方向を目指していくのかということ、やっぱり町民にとってベターな形で進む計画をしていらっしゃるって、ある程度の方向を示していらっしゃると思いますし、その方向については私自身につきましてもその方向が正しいのではないかなというふうな気がしております。あと、その任意協議会が開催されていく中でどのような形で説明責任を果たしていくのか、本当にそのことが町民にとってベターな形で進んでいくのかというふうな、少なくとも任意協議会の中身が非常に注目されてこようかと思うものですから、私はそのところで色んな問題も起こってくるでしょうし、課題も出されてくるでしょうし、そしたら自立が良いでないかというふうなそういう一つの問題も起こってくるでしょうから、その任意協議会を立ち上げて論議をしていくことを町民のサイドにおろしていき、論議を重ねていくという方向で、合併に向けたという形で進んでいけばいいのではないかなというふうな考えであります。

○14番（坂本 偉） 私も任意協議会の立ち上げについては、立ち上げていくべきだと思っております。しかしながら、任意協議会において相手先が分からない段階で、そのうち決まると思うんですが、その話し合いの中で、必ず合併に向くか、またその話し合いの中で単独の方向に進むかということになるかと思えます。そんな中で、この委員会として昨年よりこの協議会の中で単独で生きるシュミレーションをいただいたわけなんですけど、実際、歳出については、今までのベースの計算でいっているということで、今言ったとおり3、4年には赤字になるというような推計の資料をいただきましたけれど、もし仮に単独で行くとするならばかなり厳しい歳出、また町民サービスに対する対応の変化とか、あと住民サイドに負担をかけるとか、そういう数値も我々委員会としても、そのほうの単独で生きる厳しい数値もやはり今の段階では大変、昨日も一般質問の中で国の税源移譲がどうなるか分かりませんけれども、その数値を出すには色んな形があるかと思えますけれども、なんとかそのような単独で生きる形の数値も見てみたいなと思っておりますので、そのへんの検討もしていかなければならないと私は考えております。今言ったとおり、任意協議会の立ち上げについては、さっき冒頭に言いましたとおり立ち上げるべきだと思います。

○13番（古川 稔） 私も任意協議会については立ち上げの時期っていいですか、もうタイムリミットが来ているだなというふうに感じております。しかしながら、これ相手があることでありますし、今すぐということにならないのかもしれませんが、議会としてはやっぱりそういう方向で向かって、合併をしていくということが、全体の中でシュミレーションや色々な形の中で合併が有利になっていくのではないかと考えております。しかしながら相手があって、かつて北のほうで問題点が起きているように、先走るとこれまた相手のほうもいやがるという部分もありますので、はためくわけにもいかない、だから非常に発言が出しづらい部分も確かにある。しかしながら最後の時期が決まっていますから、どうしても今月あるいは来月の初めくらいには任意協議会の立ち上げがないと、時期的に間に合わなくなるということが考えられます。ただ、一般町民の方は、生活の中でマイナスにならないような形であればどこも合併しても良いというのが、だいたい大方の考え方だと思います。そんなことで考えますと、やはり合併ありきもやむを得ないのかなと、そしたら任意協議会の中で、先ほども言われたように介護

であるとか、保険料であるとか、そういう細かい水道料であるとか、色々検討もされ進んで行くのかなというふうにも考えますので、そういったことで進めていただきたいと思います。

- 10番（前川雅志） 任意協議会につきましては、先ほどからお話ありましたように、任意協議会イコール合併ではないと私も思っておりますので、ただそういった中でそういった議論は相手先が決まり次第、早い段階で議論していくべきだと考えています。あと、地方制度調査会中間報告において、道の提言が大きく取り入れられました。その中で、広域連合も視野に入れた中で財政の善し悪しだけではなくて、町の将来性、展望性などを考慮した中で合併の議論を進めていっていただきたいと思います。
- 9番（小田良一） 任意協議会の設置は、やはり時期的にいつても早い時期にやるべきでないかと思えます。そういうことにおいて、方向性だとか将来性、こういうことも自然と協議の場に持ち込まれるのでないかと思えます。大体、今までの意見を聞いたら任意協議会、これ設置というのが大方の意見のようですから、それをおいて合併ありきということで結論をある程度議会として出すべきでないかなと思えます。
- 8番（乾 邦広） 結論的に話しをさせていただきますと、もう任意協議会は早急に立ち上げて話し合っていたいただきたいと思っております。その話し合いの場所につきましては町長が決断するのだろうと思えますけれども、私の希望といたしましては、やはり産業構造、十勝の基幹産業は農業であります、農業の基盤がしっかりした町村と話し合いをしていただきたいというのが私個人の意見であります。以上です。
- 7番（堀川貴庸） 私としても、自立か合併かという判断をするにあたっては、できるだけ早期に任意協議会を立ち上げたほうがベターだと考えてます。というのも住民検討会議の中で一節触れているんですけども、札内団地に住まわれている方々、若しくは20代、30代の今後この町でがんばろうと思っている方々に気持ちの中でも意識はかなり低いものだと感じています。また、その注意喚起、若しくは意識の向上のためにも任意協議会の立ち上げはできるだけ早期に上げたほうがベターだと考えています。
- 6番（助川順一） 任意協議会の立ち上げについては、合併ありきではなくて自立もちろん含んで色んな検討をするということで、今それこそ地方財政の問題等々もまだまだはっきりしていませんし、そういう状況でそのどっちが良い判断はなかなか自分自身も着かないですし、そういう中で先ほど坂本委員も言っていましたけれども、本当に自立したらどういう財政状況、あとは行政サービスがどんなふうになるのかとか、そういった部分ももっとも精査する部分たくさんあると思いますので、そんなことで任意協議会が合併ありきではないというふうを含んだ上で任意協議会設立には賛成いたします。
- 5番（前川敏春） 私もやはり、調査研究、そしてこの5月に調査特別委員会ができたわけです。そんな中で色々私達もそういう色んな町村の色んなシュミレーションですか、そういうものも見てきた中でやはり5年の3月までに検討していかないと間に合わないという状況もあるわけです。その中において私が一番危惧しているのは、やはりどこも合併の話しを進めるにしてもやはり産業構造、大枠の面積、そういう細かいそういうところが重点的に構造がどういうふうに変っていくのかということも大事でしょうし、財政、先ほど助川委員さんのほうからありましたように、最終的に自立するようになりましても歳出の面、いまのシュミレーションの中ではずっと現状の歳出でずっとシュミレーションされているわけですが、どこをどういうふうに切りつめて収入に対しての支出の抑制をできるのかということ、やはりきちっと見つけなおすというか、真剣にそういうことを練っていくことも大事でないかなと考えております。でも、今現実にはその任意協議会の設置については賛成をいたします。
- 4番（牧野茂敏） 私も任意協議会については、早期に立ち上げるべきだと思っております。それで協議会を持ちながら自立の道もあるだろうし、合併の道もあると、色んなシュミレーションを出していただいて、その中で判断をしていただければ良いと思います。以上です。
- 3番（野原恵子） 今まで色々なシュミレーションなんかを出して検討してきたんですけども、任意協議会を立ち上げなくてもそういう形で色々論議はできると思えます。限られた期限の中でということ、この任意協議会をいつ立ち上げるか、早いほうが良いという意見も多々出されているんですけども、シュミレーションということであれば今まで資料も出されてきてますので、そういう中で検討は十

分できると思います。今、町民検討会議の中で色々な意見が出されてきているんですけども、そういう中にもそういうシュミレーション、多様なものを出していきながら、まだまだ十分検討していく余地はあるのではないかと思います、協議会の立ち上げはもうちょっと遅くても良いのではないかと考えております。

○2番(中橋友子) 私は発言してまいりましたけれども、地方の財政が非常に不透明な現状の中で任意協議会の立ち上げは時期尚早だと思ってます。その任意協議会の性格からいって法定ではありませんから結果として自立の道もあるということも十分承知しています。しかし、任意といえども、これは相手方に合併をすることを前提としながら協議を進める、そして結論を出すという性格のものでありますから、そういうふう考えた場合にはこれだけ不透明な財政状況の中で、なかなかそこまで定め切れないという思いがありまして、今の段階では時期尚早と思っております。

○委員長(額部太郎) 委員長から強制なことで大変申し訳ないと思っております。今、委員みなさんすべて任意協議会立ち上げの話、自分の考え、意見を聞きました。聞いてのとおり大半が任意協議会を立ち上げることはやぶさかでない。しかしながら、その次に出てくるのは、合併ありきでないという話と、色々な財政面の数値をもう少し克明に調べてみたい、またそういうことも調査したいということ。変わった意見の中では、任意協議会は良い、地方制度調査会審議会の中で広域連合話しの意見も出てきたわけです。そういうことも取り入れながらやっていったらどうか。また、大半の意見の中では、任意協議会の時期は熟している、時期は遅うほうだということの中で産業構造の整合性があるようなこと、具体的に意見も述べていただいたわけです。まだまだ、これ以外に意見も出たわけですけど、言っていることは任意協議会の立ち上げに関しては概ね大半、この特別委員会としてはいいのではないかとというような、私は感じたところでございます。今後、このことを別な場面で参考にさせていただきたいと、そして今後の特別委員会の議事に一つ生かしながら、先ほどの町民検討会議の中間報告も含めて皆さんが今ご意見を寄せられたことと合わせて、今後、後世に悔いない選択をするようにお願いしながら、関係機関にお願いしながらいきたいと、かように思っております。以後、枠組みの話も出てきたんですけど、このへん、どうですか。

○17番(永井繁樹) 私も最初に申し上げましたけれども、この幕別町町民検討会議のアンケートが新聞にでているわけです。これ公募も推薦もありますけれども、この中に文書を読まれたら解りますけれども合併の枠組みでは南部3村、支持率53%、東部3町、24%と具体的な数字も出ています。なおかつ、町長のコメントの中に十分に参考にし内容を精査しながら判断していきたいと。ここまで出ているのに、この特別委員会で任意協議会に対して賛成だよでもし終わったら、それ以上の説明というのはできないわけですね、特別委員会の責において、現段階で。私は町民レベルでここまで出ているのに、なぜ議会レベルで出せられないんですかということに少し疑問を感じるんです。ただ、考慮しなければいけないことは、たとえば東部にしても南部にでもそれぞれの進行状況がございます。でも、町民の方はそのことまで考慮して出しているわけですね。アンケートですから当然そこまで考慮して出す必要もない。しかし、議会においても相手の出先だけを見て後から結論を出すのであればこれ誰でも出せますから。私、基本的に枠組みというのは、この特別委員会で概ねどういう枠組みが望ましいかということを出していかないと、町長の判断材料にはならないです。ようするに町民の後ほいをするような議会の議論では私は町民は納得しないであろうと思っておりますので、最低同じくがそれより先に行かないと議会の特別委員会としての使命からいって物足りないものになるんでないかと思うんですけども、そのへんはどう思われるかちょっとお諮りをしていただければと思います。

○委員長(額部太郎) 今、永井委員のほうから任意協議会のことは概ね理解できたと。その次の枠組み、町民検討会議の中間報告の話も出ました中で、特別委員会たるものは、それ以上のことを論議しないといけないのではないかと話も意見として出されております。このことにたして、今後どうするかといったことを一つご検討いただきたいと思っております。

2時15分まで休憩いたします。

(13:59 休憩)

○委員長（額瀨太郎） それでは、休憩を解いて再開いたします。

委員長のほうから皆様にお願いがございます。先ほど20人の方から様々な任意協議会の立ち上げの話し、また突っ込んだ話しが縷々出たわけですが、このことをもう少し精査しながらいきたいと、かように思っております。また、枠組みについては、南3村、また東十勝だとか、広域連合だとか話しが出たんですけど、このへんを踏まえて再度このことについて今月中にもう一度特別委員会を開きたいと思っております。その中で一つまた良い意見を出していただきたいなど、かように思っているわけですが、いかがですか。

（異議なしの声あり）

異議なしということで、そういうふうにさせていただきます。

また、その他に入るんですけど、今月中の特別委員会の開催については、正副委員長、あるいは事務局、いろんな関係者のすり合わせの中で決めたいと思っておりますので、一つご了解お願いしたいと思います。本日はこれにて終わります。

第4回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 6月26日
開会 14時59分 閉会 16時33分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀨太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (17名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	10 前川雅志	13 古川 稔
14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝	17 永井繁樹	18 伊東昭雄
19 千葉幹雄	20 大野和政			
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑤ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 和田善次郎 北海道新聞 山崎真理子
4. 欠 席 者 9 小田良一 11 杉山晴夫
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成15年6月26日 14:59 開議)

[開 会]

○委員長(瀨瀬太郎) それでは、ただいまから4回目の市町村合併調査特別委員会を開催いたします。議事に入る前に諸般の報告をいたします。

9番小田議員、11番杉山議員が欠席の旨の報告がありましたので報告いたします。

それでは、市町村合併調査特別委員会を開催するところでございます。

前回、任意協議会の立ち上げ設置について意見交換、論議した中で、大半の委員が任意協議会については容認したところであります。しかし、必要性がないとの意見もあったわけでございます。任意協議会を設置、立ち上げて、当然他町村の相手がいるわけで、話合いの中では合併もあり、自立のことも残っているわけでございます。しかしながら、先般理事者の説明の中では、任意協議会は合併の意識をもってその相手先に臨むと、姿勢を掲げて臨むといったような説明ございました。そういうことも頭に据えながら、これからの協議をお願いしたいと思っております。

本日のこの特別委員会の進め方。前回説明の中で任意協議会を設置、立ち上げをするに当たって、そのことばかりでなく、かなり一部は深いところまで枠組み、又は合併の話といったような深い話も出たわけですね。それを精査しながら今回臨んだことは皆様記憶にあると思います。そんな中で今回、その精査の中で当然枠組みの話、また関係者が相手先に任意協議会を行うと言った場合、そんな時に本委員会としては、その関係者に対する判断材料、条件整備、要件をどこに置くかといったことを今回諮っていただきたいなと思っております。

なお、委員長からのお願いなのですが、今、大変この合併問題に関して、他町村、緊張を期している部分も皆様御承知のとおりでございます。具体的に申しますと、明日、南部2町3村が協議会を持つと。また、東部3町では首長さんがいろんなことを申している。そんな中で緊張を期しているわけですが、委員長として、大まかなことはいいのですが、今回、いろんなことに論議の中で市町村名、なるべく控えていただきたいなと思っております。

今後、その機会が十分にありますので、御理解申し上げるところでございます。また、執行方針の中で町長の方から合併問題については今月の末、また、来月の上旬、この問題に対して何らかの方向を見出すといったことも当然記憶に残っているかと思っております。そんなことを踏まえながら、先ほど申し上げました委員会としての合併に対する判断基準、条件整備、要件等を十分に論議していただきたいと思っております。

私からの説明はこの程度にしまして、議事に入らせていただきます。

発言を許します。

永井委員。

○17番(永井繁樹) 話合いに入る前に、今、委員長のお言葉にあった具体的な町村名の表現を避けてほしいかに私は聞こえましたが、そのことを完全に避けてしまうと、話が非常にしづらいのだと思うのですね、この特別委員会の中では。問題はここにおられる、傍聴されておられる報道機関の方が、もちろんこの話合いの内容を書いていくのですけれども、今、微妙な時期だということがございますので、この場所で具体的な名前が出たとしても、その部分については触れないで記事にしてほしいという僕は条件をつけないと、特別委員会の趣旨としては意味を成さないと。要するに大枠の話だけをしていっても特別委員会はもうその時期にないですから。ただ、明日の問題とかがあるから微妙なんだという、もし事情があるのであれば、具体的な町村名については記事としては触れないという一つの条件がなければ、話がしづらいのではないのでしょうか。ちょっとそれを皆さんにお諮りいただき

いと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 今、永井委員の、私から言った、今緊張を保っていると、各管内市町村。そんな中で理解してくれという中で、町村名を挙げなければこの論議が入りづらいと。そういうことを言っていると思うのですが、町村名を決して言わなくても、東西南北でもいいだろうし、その辺程度に抑えても駄目なのかと。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 委員長のおっしゃること十分わかるのですが、それでは本来の特別委員会の趣旨がぼけるのですよ。要するにそんな太枠の話をいつまでもしていてもしょうがない。ただ、時期的にこういう時期だから、せっかく委員会を開いているわけですから、その部分は絶対入っていかないと話が進まないはずなのです。この委員会としては。だって東西南北でやるのだったら、その話だければこの特別委員会終わりですから。ですから私は、ここでしゃべることはある程度拘束しないで、問題はそれを報道に載せるか載せないか側の人の問題ですから。微妙な時期だから東西南北で表現してくれという形にしてもらったらどうですかということなのです。でないたとえば東部、南部の話がもう出ていて、正直言って先だって出ました新聞にもアンケート調査、出ているのですよ。そこでうちが東部、南部っていうのは当然デリケートな部分ですから出さないっていうのは理解してくれると思うのですね。しかし、ここで、この大事な場所でそういったことの中で、ある程度筋道をつけない話をしていくと、僕はこの特別委員会の意味がないと思いますよ。

○委員長（瀨瀬太郎） ただ、今町民検討会議の中間報告を見る中で、この特別委員会と今の検討会議の性格は全然違うのですね。31人の中の検討会議。ここはやはり決議受けた中の特別委員会なものですから、私はやはり緊張を期することが肝要でなからうかと。

ほかにちょっとございませんか。

暫時休憩します。

（休憩 15：10）

（再開 15：18）

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

私の言動で多少誤解もあったかに思います。当然、この調査特別委員会。今回4回目ということで、決して当然ながら途中の過程だと察するところでもあります。何もここで結論だとか、そういうものでは決してないわけでございます。

そんな中で先ほど町村名をどうのこうのという話の中で、実際緊張感があるのは皆さん承知だと思っておりますけど、話によってはそれを出さなければ論議にならないというような、議事にならないとか、そういった中で、先般任意協議会立ち上げの時にそういった、今回の議題にちょっと踏み込んだようなことも多少あったわけです。例えば、ここに記録があるのですが、基幹産業である農業を類似しているようなところ。そういったような話も出た、例えばの例ですよ。それ以外に皆様思わくというか、意見が多々あろうかと思えます。そういうことの中で町村名が出てくることも考えます。だから私の言える範囲は、こういうことを委員長からお願いした部分はある。良識の範ちゅうの中で今後意見を出していただきたいなど、それしか私から申し上げることはございません。

発言を許します。

芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 明日、南部の方でお話し合いがある由のことを伺っておりまして、その前の日にこの委員会を持つということについて、私ども招集がかかった時に、ある程度そういうことを意識をして本日開かれているのかというふうな、そういう思いがします。思いとしては、終わってから開かれるというふうな感じだったのですけれども、前の日にもたれたということで、何か委員会をもたれる側の方で意図することがあるのだろうかというふうな思いがありました。

一つは東部の方からは、幕別さんもというふうなお話がある由に承っておりますけれども、南部の方からは具体的に表面で幕別さんと、というふうな話が挙がってはきていないような、そういう感じを受けておまして、その段階で、この間委員会で南部の方というふうな一つの意見が大勢いらっしやいましたけれども、先に幕別の方で南部の方だというふうな形で、今日の時点で出してしまうことが、これからの任意協を立ち上げていく中で悪影響を及ぼさないかと。

例えば音更だとか、芽室だとかというふうな、そういう轍を踏まないかというふうな、そういご判断の中で、具体的な名前を挙げないで、条件整備だとか。例えば同じような産業の構造のところと任意協を立ち上げた方がいいですよだとか、財政的に判断をする、また、まちづくりをしやすいというふうなところと任意協を立ち上げたかどうかというふうな意見を今日は集約をされたいのかというふうな、そういうニュアンスを受けているのですけれども、それぐらいしか発言はできないのではないかと僕は思うのですけれども。

- 委員長（額部太郎） 今、芳滝委員の方からご指摘を受けた、南部3村が、明日、協議がもたれるといった中で、また意味があるのではなかろうかと。当然それは意識をしている。それはなぜかと言ったら、まだ特別委員会として、何ら方向性というのですか、先般任意協議会を立ち上げたということだけを決めながら、一部ちょっとしたことを触った。任意協議会を立ち上げるためには、こういうことが必要でないかとか、それは本当に部分的な少数意見だと私は判断して、それを精査しながら、次回はこの合併問題に関して特別委員会として、何度もくどいようですけど、判断基準、又は条件整備、要件をどのように押さえていくかと。委員の皆様のご意見を伺いたいなど、こういう今日の目的であるわけです。

いかがなものですか。

永井委員。

- 17番（永井繁樹） 今、委員長のお言葉を最大限尊重しますと、これ、東西南北の表現しかございませんので、その枠から出ない形で表現をさせていただきますが、現段階に至ってはもう任意協議会については概ね立ち上げるべきだという前回の条件がありますから、今回に限ってはどこの部分と協議会をもっていくのが一番いいのかという選択になってきますから。当然、東西南北で申し上げると、私については前回申し上げましたけれども、もちろん財政基盤というのは大事な要素になります。ほかの諸条件よりもまず一番先に優先しなければいけない状況にあると思いますね。文化ですとかいろんな問題もあるでしょうけれども、この第一条件の財政面を外しては、合併はまず考えられないと。

それと、幕別町の基幹産業は農業であるということを考えて、産業構造を比較していった時に、幕別町の産業構造の種類をたくさんにすることは産業バランスからいって難しくなるだろうと。そうしますと当然産業構造の基幹産業である農業というものを中心に考えた枠組みが自然であると。

そうしますと東部の動きを情報で見るところによると、やはり幕別以外の動きというのが既にスタートしているようにも聞いておりますし、今の条件から見合わせると非常に難しい部分が多いと。幕別がまちづくりとして考えていく合併の要素から見ると非常にマイナス面が私は多いと考えます。

したがって、そうなりますと当然南部ということの条件しか思い浮かびませんし、ほかの条件はちょっと難しいでしょうから、当然南部の、今、言った財政部分、基幹産業の部分を中心に考えて、これからのまちづくりができることと任意協議会を積極的に立ち上げるべきだと、私はそう考えます。

- 委員長（額部太郎） 今の永井委員のご意見、財政的には第一条件としながらも、その産業構造、いろいろあるけど、余り多種に渡って取り上げると難しい問題が出てくるのではなかろうかと。

東部については、本町以外にも考えがあって、いろんな面で本町にとってはマイナス部分があるのではなかろうかと。

したがって、南部について今後のまちづくりの方向を考えたかどうかという、今、御意見です。

ほかにございませんか。

千葉委員。

- 19番（千葉幹雄） 多くの議員から例え似たようなことでも出すべきだと思うのです。そんな観点で、

私も先般もお話ししたのですけども、やっぱり合併するということは、それぞれの違った、今まで歴史的に、あるいはまたいろんなまちづくりの理念を持ったところが二つなり、三つなり、四つなりが一つになるわけですから、その中で、これは協議会を立ち上げてやってみなければわからない部分もあるのでしょうか、やはりまちづくりの理念というのでしょうか、そういったものを共有できるような、それは詰めてみなければわからない部分もありますけれども、ということは、やはり今永井委員からもお話しありましたように、よってたつ産業基盤というのでしょうかね、そういうものもまちづくりの柱として非常に大事なのだろうというふうに思うのです。ですからそういった共通理念、そういったまちづくりに対するそういったものが共有できる場所、できると思われる場所ですね。それからやはりその街の歩んできた歴史ですとかいろんなことを総合的に踏まえて、やはり住民感情、あるいはまた住民の意識、そういったところがやっぱり似たようなところ。それからもちろん産業構造も同じですけれども、やっぱりそういう住民の意識ですとか、そういう感情的なものだとか、そういったものが似たようなところ、産業構造もしかりですね。

それから、私無理に合併をして大きな町、あるいは市に無理してすることは無いと思うのです。面積もそうだと思います。人口もそうだと思います。ですから、その中でそういった前段申し上げた共通するところが、相手が一つでも二つでもいいと思うのです。無理して三つとやらなければならないとか、四つとやらなければならないとかということではなくて、そういうスタンスがまず大事だと思うのです。それと、財政的なこともこれしかりです。ただ、私は前段言ったことが本当に認識、共通項としてもてるのであれば、財政的に若干問題があったとしても、これは長い、これから何十年も何百年も続く話ですから、今例えば借金が100億あるからこれは駄目だとかっていうことではないと思うのです。ですから必ずしも財政が駄目だから全部駄目だということにはならないのかなという気がします。でもいいところとやることにはこしたことはないと思います、それはね。

ただ、基本的に言うとやっぱり町民にマイナスになるような合併はすべきでないということですよ。ですからそういったことで考えればそこそこ財政的にも将来の見通し、改善するところが改善されれば、好転していくというものがあれば、僕は、それはそれほどこだわる必要はないと思いますけどね。

そんなことで総合的に判断をして、任意協を立ち上げる相手を選択していくべきだと。私もこの間ちょっと申し上げたんですけども、それらを、私なりに総合的に判断をすると、やはり南部の3村になるのか、2村になるのか、1村になるのかわかりませんが、相手の考えもありますから、幕別だけの問題ではありませんけども、我が町のとりあえずとるべき道としては、それが1番今の許される条件の中では、すんなりといけるのかなというように、私はそういう気がいたします。

○委員長（額部太郎） ただいま、千葉委員から新しい意見が出てきた中で、協議会の話合いの中で住民の歴史、関心、意識。そんな中でも合併していく中で姿勢に余りこだわらなくてもいいというような、新しい感覚のもとで意見を述べられた中で、繰り返すわけでございます。

総合的に結局判断すると南部という意見を出されたものであります。

ほかにございませんか。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） いろんな意見があるわけですし、任意協議会を持つということがお互いに理解された。で、方向性としてどこがいいか、どの方向がいいかということについてもある程度は述べてきた。それは財政なり、産業なり、そういったものを主として考えるべきだと。それらを主として町民のニーズに合うような相手を選ぶべきだという論議が進んできているように思います。

ただ、私も南部、条件的には非常にいいと思うのです。ただ、東部について全く目を触れないで任意協議会をもっていくのにそれでいいのかなという実は個人的に非常に心配がある。それはなぜかっていうと、今までの東部4町の歴史からみると、いろんな、消防も含めて、事務組合を持ちながら4町で協力してやってきたという歴史があるわけですね。それが全く論議されないで、どうして東部が駄目なんだと。漁村があるからかと、それとも財政がこれだけひっ迫しているからかと。だから東部

は駄目なんだという論議が全然されてなくて、いい方向だけを見て向かっているような気がしてならないのですね。

僕は南部もすばらしい、特に小さな村でありながら、むらづくりを一生懸命やっているという面ではすばらしいことだし、是非そういったところとも組んでみたいという気持ちは個人的にはありますが、そういった歴史的なものを我々として論議する必要があるかどうかと。その結果やっぱり東部よりも南部がいいぞということであれば、私はそういう方向に進むべきだという感じもっています。これは個人的なものですから。だから、そこら辺を論議していく時に、任意協議会を持つまでにはそこら辺の論議をある程度もって、その上でそれじゃあこちらと協議会をもとう、あちらと協議会をもとうという結論が出ていくのではないかなと。

さっぱり結論のない話ですけども、そんなことも若干やっぱり我々頭に入れておきながら進めていかないと、ただ一方的に財政や産業だからということでは終わらないのではないかなと。いろんな新聞を見てみると、幕別がこなかったら3町でもやるという思いを込めてやっているところもあるようですけども、若干幕別に牽制球を投げているのではないかなという感じも受けます。これは個人的なことですから。そういったころをやはり我々としても協議会として考える必要がないのかなという思いがいたします。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 私もそういう考え方、認識というか、ないわけではないわけでありまして。今のその方向性をどうするかという話ですから、南もいいぞ、東もいいぞといったらどっちがいいのかわかりませんので、あえて触れなかったのですけれども、ただ、私も南部も相手のあることですからどうなるかわからないわけですね。そういった中ではやはり東部の可能性も排除すべきでないというふうには思います。付け加えればよかったのですけども、そんなことでそういうお話もありましたので、私も東部を完全に否定するものではなくて、可能性は排除するものではないということですよ。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そういう意見が出ましたから、あえてそれに触れさせていただきますが、今までの行政の説明会、研究会の段階から、これは尾を引いて現在に至っているわけですから。研究会の段階でそれらについての情報提供ですとか、ある程度説明を受けてきていますね。そのことについては、ここで論議をするレベルではなくて、各々個人の議員が分析をして情報を収集すればわかることですよ。資料も全部出ているのですから。

ですから、特別委員会というのはある程度自分たちの勉強をベースにした中で参加して論議をしていくわけですから、この段階においてフィードバックするような、私は話だと思っておりますよ。その東部の部分をいかにここで論議したからといって、例えばこれから向かう幕別の方向の大きな要素に変わる、私は要素ではないと思うのですね。それは個人の意見ですから、飽くまでここでは個人として論議をする、特別委員としてですね。ですから、そういうことをフィードバックしちゃったら、また話が後ろにもっていかれて、またさかのぼってこなくてはならないということになるのですよ。だからちょっと僕はこの時期にしてその意見が出てくるということにはならないだろうと思うのです。

ですから、任意協議会を立ち上げるということは幕別の意志を表示しなければならない。そしてその意志と意志が集まった者が協議会を開いてどうかということをやっていくわけでしょう。そしてこっち側でこっちみながら、こっちの協議会のことなんか考えられませんかよ、基本的に。私はその辺のスタンスははっきりして決めておかないと、この特別委員会の方向性というのはちょっと下がったところからもう一回やりますよという話になって聞こえちゃうのですけど、委員長、それをどういうふうにお感じになっていますか。

○委員長（瀨瀬太郎） 佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） 逆方向に向くとか、向かないとかでなくて、この協議会の進め方としてそういうことが出てきてもよかったのではないかなということは、今、言われたように我々資料をもらっています。東部3町の資料ももらっています。南部については南部についてある程度もらっていると。

その結論が全然出てないわけですね。それは個々として私は思っているということであって、広場に全く出てこなかった、論議されなかった。だからそれが論議されても私はおかしくないのではないかという思いがするわけなんです。

だから僕は南部でいいと思いますよ。南部でいいけれども、それじゃ南部のこういうところが具体的に良くて、東部についてはやっぱりこういう問題点があると。こういう問題点があるので、町民としては、納得はいかないだろうと。だからこういう方向にこういう論点がある程度出てこなければならぬ。町の町民検討会議の中でもほぼ五分五分なんです。東部がいいということについては、若干でていますけれども、そこら辺を含めながらお互いに納得した上で方向性を決めていくのがベターじゃないかなという思いがするだけです。

○委員長（額額太郎） 先ほど永井委員から、この件に関して委員長はどういう見解をもっているかというような指摘を受けたわけでございます。

当然、私も冒頭に前回改選前の調査研究会を皆様と踏まえて資料もお手元に持っている中で、それを踏まえてひとつ今後の検討会に臨んでくれと。決して東部の話が、今、持ち上がったわけですが、資料の中の云々とは、私はそれを言っているというような気もいたしません。南部がよければ東部は駄目だといっているだけの話で、それは今言った個々の意見の話であって、当然資料に基づいて言っているわけでないというように判断します。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 両方とも私はそのとおりでという部分あるのですが、ただ、全員の委員のこの委員会の総意として南部という声が強いことは事実だと思うのですが、それとて僕は100:0ではないと思います。こっちが100で東部はゼロだと、絶対駄目だということではないと思う。ですから、今後その枠組みがどうなっていくかわからないというそういう微妙な時期だけに、やはり東部のその可能性も排除すべきではないと、今の段階でね。委員会としての方向性としては、僕はそうあるべきだと思います。ですから、南部は、それは限りなく皆さん南部を見ているのは、理事者も委員長も皆さんそうだと思うのですが、でもそれとて100%でゼロということにはならないのだろうと私は思いますので、ですからその東部の可能性も排除、ゼロではないということですね。可能性としてゼロではないだろうということで申し上げたわけでありませう。

○委員長（額額太郎） ここで確認なのですがね、この特別委員会、私冒頭に意見を出してくれといった中で、ここはもうお互いの意見の論議の場、意見の交換の場だと思うのです。だから決して委員長として、意見の集約を規制するものではないと思っております。だからどんどん意見を、意見を言っていたきたいなというふうに思います。

それが結果的にはいい方向に向かうだろうし、また幕別の将来のためにもなるしというようなことで理解しておりますのでよろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

16時5分まで休憩いたします。

（休憩 15：48）

（再開 16：05）

○委員長（額額太郎） それでは休憩を解いて再開いたします。

発言を許したいのですが、いかがなものでしょうか。

何人かの委員から御意見を頂戴したのですが、この合併問題、大変難しいと思うのです、いろんな観点から、幕別の将来を左右されることですから。それでまだまだやっぱり私はそういうことの意味からして、論議が足りないと思うのです。なぜならばと言ったら、今この時間内に財政問題だとか、産業構造だとか、住民のニーズというようなことも、目新しいことも出たのですが、まだまだやっぱりいろんな問題が蓄積していると思うのです。

例えば、福祉の問題はどうだろうかとか、医療の問題はどうだろうかとか、環境問題はどうだろうか、また教育の問題はどうだろうかとか。もう掘り下げれば何ぼでもあると思うのです。そういった中で、やはり論議しないことにはやはりこの委員会としての方向性というのですか、それがはっきり見えてこない部分があると思います。そんなことからして、もう少し幅広く問題を背負いながら委員会に当たっていただきたいと思うのです。ちょっと苦言申し上げたのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

乾委員。

- 8番(乾邦広) 今、委員長から合併のこの話合いの中で幅広く論議を深めれば、それは私も当然論議を深めて調査研究しながら論議するのがいいと思っておりますけども、いかんせん任意協の立ち上げ、話合いが7月10日くらいが目処だとお聞きしております。

そういう中で、前回の特別委員会では大方の委員の皆さんは、話合いに入るべきだというのは承認をしたと私は思っております。また、産業構造がしっかりした地域だとかというのも大方の意見が出ておりましたので、暗黙のうちにどこら辺の地域と話合いしたらいいのかというのは、示唆したのではないかなと思っております。東部、南部、そこら辺、話合いの中で合併の最大の基本は人口、財政、産業基盤だと私は思っておりますので。私は合併の話合いを前提とするのであれば、やはりでかい町を目指す。やはり人口3万の町を目指すくらいの気持ちで話合いの場をもっていただきたいというのが、私の個人的な意見であります。

- 委員長(瀬瀬太郎) 乾委員の話もわからないわけではないですけど、やはりそこに絞ると、これから何かこう、まだまだ論議をしなきゃ、意見をださなきゃいかに中で、私の感じるところなわけですけど、南部がいい、東部がいい、西部がいい、そういった中で何か結論を早いというわけではないんですけど、何かを置いていって結論だけを急いでいる。そんなことはないと思うのですけれども、何かそういうふうに見える部分もないわけではないと思います。

乾委員。

- 8番(乾邦広) 国の方針が変わらない限りは平成17年3月には協議をしなくてはいけないというタイムリミットがあるわけですから、任意協議会の立ち上げが7月の10日頃、法定協議会は秋頃と、そういう大体逆算すればそういうスケジュールになっていると私は認識しております。ここで一から、基本から話合いする時間は既に遅いと私は思っております。前向きに進めていくのがベターだなと思っております。

- 委員長(瀬瀬太郎) ほかの意見ございませんか。

永井委員。

- 17番(永井繁樹) 委員長がいろんな町が抱えている自治内容にかかわって論議をしたらどうかというのはわかるのですが、それをするためには私たちが押さえていない相手の事情の資料がないと全くできないのですよね。他町村のことは100%わかりませんから。そうすると情報収集をまた最初からやって、比較対照論の中で我々が論議していかなければならない。まさしくさっき言ったように、それだけの時間が、私は、それは任意の協議会が立ち上がってからすり合わせ事項はいっぱいあるのですよ。そういう目的があるわけですから、任意協議会というのは。ですからそれは、後でまた、それは当然自治体レベルになりますけども、私はそこまでこの特別委員会で詳しく入り込む必要はあるのだろうか。概ねで判断材料となるような概ねな資料を私たちが把握していれば、それほど舵取りの問題はないだろうと思うのです。ですからいいのですが、多分今それをふっても誰もその部分に対しては、じゃあ民生の部分はどうですかとか、教育の部分どうですかと言ったときに、ここで私はできないのではないかなと思うのですけどね。実際できないですよ、現実問題。できるという状況があって提案していただけるのであれば何ぼでも我々はやりますけど、私たちは今まで自分らの学習の中と、行政からの資料を頭に入れた中である程度判断してきていますから、それ以外の資料がないとできないということなのですよね。ですからちょっと無理があるのではないかなと思うのです。ですからもうちょっと入れるところからこの場所でやるっていうのであればわかりますけれども。現状では皆さん

同じ悩みだと思いますけどもね。どうでしょうか。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかに御意見ございませんか。

芳滝委員。

○15 番（芳滝仁） 東部、南部だとかということは、東部の方もまだ流動的でしょうし、南部の方も流動的でしょうと、それはそう思います。しかし、主に多くは南部かもわからないけれども、まだまわりは基本的には流動的だと。

今の議論を聞かせていただいています、幕別町の方から決めていくのかと。まだ基本的なそのまちづくりの形だけを決めておいて、もう少し柔軟にぎりぎりまで様子を見るのかと。その何か、思いの違いがあるのではないかなというふうな気がするわけですがけれども。例えば財政問題だとか、産業だとか、あと公共の施設の問題だとか、学校のバランスの問題だとか、そして福祉の關係のバランスの問題だとか。それはそういうことが恐らく理事者の企画の方で大まかな思いを持ってらっしゃると思うのですよね。そういう一つの、大体の一つのまちづくりの形というものを今ともかく堅持をします。そして、そのところで声があがってきたと。幕別さんどうですかというふうなニュアンスのところ任意協を立ち上げていこうとしておるのか。そのような道もまた一つの道としてあるのではないかと。

かえって今の段階で明日まで南部もあるだろうし、東部も流動的だろうし。ここで、この委員会で決めるということはまだできない話ですけども、決めたような話もしないで、（聴取不能）のところまでとどめておくことが、今日の委員会の一つの結論のところでないかというような思いがするのですけども。

○委員長（瀬瀬太郎） この任意協議会を特別委員会でどうするかといった中で、大半が任意協議会を早く立ち上げるべきだと。しからばその一方で、やはり町長も執行方針の中で報告しているように住民の意見を聞きながら、議会の意見も聞きながら、そうしてその理事者のこともはかり、そして任意協議会に臨みたいのだといった話は当然周知していますよね。だから私はそのことがさっきから言っているようにいろんな角度からその任意協議会に、その関係者に、この特別委員会のことを聞かせる、決まっはいいないけどもこういう意見も出ていた、ああいう意見も出ていたと、そういうことが私は理事者に対して親切、住民に対して親切でなかろうかと、こう思うのです。

永井委員。

○17 番（永井繁樹） そうしたら委員長確認しますけども、委員長の今のその進め方なのですけど、最初具体的な町村名を表現しない状態で任意協議会の、要するに組む、相手のことを話合いとしましょうという立ち上がりから入っているのですよ。それから入っているから我々は入ったのですよ。それが途中から諸条件も考え出して、いろんな論議をしながらということは、最初の方向からもう方向が変わっているのですよね。それだったら最初から論議をした上で、東西南北という表現の中でという最初の設定がないと、しゃべる思いがいろいろ変わってしまいますわけですよ。一定の方向に意見がいなくなっちゃうのですよ、委員会の意見が。目標がそれぞれによって変わってしまう。それではこの時期にきて特別委員会の意味はなさないということなんです。一定の目標はやっぱり示唆してくれないと僕はまずくなるのではないかなと思うのですよね。

○委員長（瀬瀬太郎） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 今、永井委員の方からお話がありましたけども、私は今日のところとしては、それに尽きるのだらうと思うのです。ということは、今、委員長がおっしゃっている感覚的というか、単純な話ではなくて、多方面に渡っていろいろその検討を熟慮して行ってほしいというお話だったと思うのですけども、僕は、各委員は当然そういったことを熟慮に熟慮を重ねて総合的に判断して、僕は言っていると思うのです。今、委員長が言ったように教育がどうだとか、福祉がどうだとか言っね、それは当然皆さん、どこまで入っているかわかりませんが、少なくとも短絡的にあそこの町が好きだからとか、嫌いだからとかっていうのではなくて、総合的に判断してここがベストでないかということを僕は言っていると思いますので、ですからこの場に及んであの分野はどうだ、どの分

野はどうだということには僕は既にそこは、皆さん方は理解して結論めいたことを言うのだろうと思いますので、今日のところは、もちろんこの委員会で今日の段階で結論を出す場面ではありませんので、限りなくそういう方向性を滲み出すようなことで、まだ今動いている最中ですから、ほかの町も非常に流動的でデリケートな時ですよ。ですからいろんな可能性考えられるわけですから、そういった可能性もすべて排除はできないと思うのですよね、今の段階でね。ですから、そういったことも考えられるとすれば、限りない方向、限りなく一定方向の方向性を滲み出させて、そして今日のところはその辺の落としどころでいいのではないかなというような私は気がします。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかにございませんか。

古川委員。

○13番（古川稔） 私も千葉委員に賛成なのですが、今、非常にデリケートと言いますか、各町村それぞれがもう何日かというタイムリミットを抱えて、それぞれ考えている中で、余り今、刺激をかけるといいますか、幕別としてそのあそこを決める、ここを決めるというふうな方向性を余り出さない方が妥当でないかなというふうに思うわけですね。

というのは、やはり音更さんが非常に先走ったと言いますか、非常にこう先行した中で非常に苦しい立場にいるという部分もある中で、今日の大体皆さん方の意見を聞いていると、大体方向性がほぼ固まったような感じですが、そういった部分くらいで抑えておくことが、首長の判断もいいのではないかなというふうにも考えますけれども、いかがですか。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかに。

暫時休憩します。

（休憩 16：22）

（再開 16：31）

○委員長（瀬瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

今日の成果、収穫、それぞれ各委員から意見を聞いた中で、当然貴重な意見もたくさん出ました。私は欲張りですから、それ以上と思っているのですが。かいつまんで要点を申し上げますと、やはり財政問題が大事だとか、産業構造をあまり増やした中ではちょっと困難だとか。また、東西南北では南部がいいのではなかろうかと、そういう話も出ました。そして目新しい中では（聴取不能）にすることはないとか、そんな話、意見が出た中で、一応成果が挙げたのだろうと。

それで次回は、今日そういった委員長が言った中も少し加味していただいて、十分に持たれた資料を研究しながら、精査しながら、そしてまた自分の意見を十分に次回の委員会に意見として出されるように一つお願いしながら、今日はこれで閉会いたします。

それで、次回の開催に関しては、また正副委員長にお任せしていただけますか。

（はいの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、大変有意義な委員会、御苦勞様でございました。

（閉会 16：33）

第5回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 7月14日
開会 10時00分 閉会 10時41分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
助 役 西尾 治
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 和田善次郎 北海道新聞 山崎真理子
4. 遅 参 者 10 前川雅志
5. 欠 席 者 15 芳滝 仁
6. 審査事件 市町村合併に関する調査
7. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成 15 年 7 月 14 日 10:00 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、第 5 回市町村合併調査特別委員会を開催いたします。

それでは、開会前に諸般の報告をさせていただきます。

芳滝委員が欠席の届けがありました。

もうひとつ、前川雅志委員が遅参の旨の連絡がございました。以上でございます。

それでは、市町村合併特別委員会を開催させていただきます。

ここ最近、皆さん、新聞紙上で管内の市町村、大変この合併問題に関して加速しているように受け止められます。ほとんどの市町村が任意協議会、又は枠組みのことをここ最近話題に出ているわけでございます。

本委員会としても先般の委員会の中で任意協議会の立ち上げを大半が了承した。枠組みについては 3 村との確認をとった部分も多々あるわけでございます。そういった中で先般 6 月の 30 日、市町村合併調査幹事会の中で理事者、町長をはじめ助役が来ていただいて、合併問題の経過、今後の方向性、そういったものを逐次説明を受けました。このことは各代表が参加した中で、当然会派に持ち帰って、十分その説明をしていると思いますけど、まず始めに、このことを当日仕切っていただいた議長の方から改めてご説明をお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

それでは議長お願いします。

本保護長。

○議長（本保護長） それでは、私の方から委員長からお許しをいただきましたので、お話がありましたように 6 月 30 日に第 1 回の幹事会を開いたところでございますが、その中で町側から町長並びに助役が出席をされまして、町長の方針について説明を受けたところでございます。既に皆様方はその内容についてはご承知かと思っておりますけども、私の方からかいつまんでそのお話をさせていただきたい、こんなふうに思います。

まず町長の方から、これまでの方向性を示すために、内部をはじめ、町民検討会議、さらには議会において調査研究を進めていただいているということで、冒頭ご挨拶がありまして、合併特例法の期限を控えて任意協議会の設立に向けては、大詰めの段階がきているということで認識しているという言葉であります。さらには各地域、町村の動向もありますけれども、任意協議会の設置について南部 3 村に働きかけをしたいと考えているということでありました。

既にその後の 7 日の日に 3 村に出向いて、そのことについての理解、あるいはその働きかけを行ったと、こんなふうにお聞きもしております。さらに任意協議会の設置に当たっては、合併ありきとは考えていないということで、協議の中でしっかりとその方向を話し合って一定の結論を出していきたいと、こういうことでもあります。これから特別委員会でさらに論議が深まると思っておりますけども、町長も、あるいはその町の考え方はこういう内容でございました。

○委員長（瀬瀬太郎） この後、今の幹事会の説明を踏まえた中で、本来ならば町長が来てご説明申し上げるところなのですが、今日、町長は活性化協議会というようなことで東京の方へ出張ということで、今日、助役の方から逐次、今の幹事会の説明と重複する部分もあるかと思っております。また、違った面の話もあろうかと思っております。合併問題の経過、今後の方向性等、西尾助役の方から説明があろうかと思っております。

ひとつよろしく申し上げます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） それでは、私の方から6月の11日の特別委員会の方で経過の方をご説明をさせていただいておりますけれども、その後のいろんな動きにつきまして、お話をさせていただきたいというふうに思います。

今、議長の方からお話ございますように、6月の27日の日に南部5町村としての検討会議が行われて、最終的に南部5町村としては一定の枠組みを構築するに至らず、結果としてそれぞれの町がそれぞれの町の方針を選択していくというような結論に終わったようにお聞きをいたしております。

その結論を待って、私の町としては最終的な判断をしたいということもございましたので、6月30日の日に幹事会をお開きをいただきまして、町長の方から今お話がございましたように、南部3村と任意協議会の立ち上げについて協議を進めていきたいということで考え方をお伝えをさせていただきました。

7月1日の日に十勝の町村のあり方検討会議が午後からございましたので、午前中に東部4町の首長との助役を交えた首長懇談会を開催をさせていただきまして、その場で東部3町につきましては幕別町の選択をお伝えし、東部4町での任意協議会については、幕別町として現在の段階では持てないというお話をさせていただきました。

東部3町の方からは、幕別町の考え方に一定のご理解をいただいたというふうには思っておりますけれども、なお引き続きある町からは、そうは言っても幕別町が今後どのような状況になるかわからないのでその余地を残しておきたいというようなお話もございましたけれども、最終的には東部3町で任意協議会を立ち上げる方向で具体的な作業に入ったやに聞いておりますし、今の作業の進め方としては、7月の30日、任意協議会の設置に向けて、現在、事務方あるいは助役を含めてそれぞれの課題を整理しているというふうにもお聞きをいたしております。

お話をさせていただいた後、7月の7日、先ほど議長から申し上げましたとおり、南部3村に町長が出向きまして幕別町の考え方をそれぞれの首長にお伝えをさせていただきました。その段階では、もう新聞紙上等でご承知のとおり、中札内さんについては既に帯広、芽室、中札内、3つの町での任意協議会を7月28日に立ち上げるというようなことで、一定の合意が図られているということがございましたので、中札内の和田村長からは幕別町の考え方を聞きしましたので、それは議会にもお伝えし、早いうちに中札内としての判断をご連絡させていただくというようなことでお返事をいただいたところであります。

今の中札内さんの動きとしては、今日も特別委員会が開かれておりまして、16日にも議会としての会合があるやに聞いておりますし、25日の日に臨時議会を開きまして、任意協議会に係る費用の補正予算も予定されているというようなことから、遅くとも今週、あるいは来週前半ぐらいには中札内さんとしても議会との調整を図りながら、一定の結論が図られるのだろうというふうに思っております。

更別さんにつきましては、幕別町との枠組みの中で任意協議会を立ち上げるということで、一定の御理解をいただいたところであります。

忠類さんにも同じようなお話をさせていただきましたけれども、これは新聞紙上で出ていたとおり、忠類としては議会とのコンセンサス、これらを整理した中で最終的なお話をさせていただくというようなことになりましたので、恐らく忠類さんの最終結論は今月の28日ぐらいまで延びるのだろうというふうには思っておりますけれども、前からお話ございますように、首長さんの段階では幕別町との枠組みの中で進めるような意向は前からお示しをいただいているところでございますので、議会との調整もそのような方向で進めていただければというふうな思いで今おります。

首長との話は、7日の日にそういうことでお世話させていただいた後、7月11日の金曜日でございますけれども、一応事務方として今後の進め方等につきましても、これはまだ中札内さんも結論をいただいておりませんので、中札内さんも含めて3村にうちの事務方として一定の話合いを整理すべき事項を整理すべく話合いを持ったところでありますし、その中では任意協議会の構成、あるいは任

任意協議会を立ち上げた際、どこで事務処理を進めるのだというような入り口の話はまずはさせていただいたという状況でございます。

今、16日の日に1回目の事務方の会合を持ちたいというふうに段取りを進めているところでございますが、ただ言いますように、忠類さんにつきましては、正式に議会と理事者側の調整が、あるいは村民も含めて今月の下旬になるということから、今の段階では正式なという形ではございませんけれども、準備段階からまずはお話を進めるような状況も作っておきたいということから、16日の日からまずは、公式な参加ということではございませんけれども、非公式な中で協議を進めたいというようなことでお話を聞いております。

任意協議会の構成等につきましても、一定の前の段階の協議を今進めているところでございますけれども、できればそれぞれの町から言われておりますのは、町の理事者、担当者ばかりではなくて、住民まで必要かどうかという議論はありますけれども、議会の代表も含めた中で任意協議会の設立をしたいというようなお話もございまして、この辺は考え方が一致をするのかなど。事務所も幕別町のどちらかの会議室等を今物色中でございまして、そういうことで進められるなというふうに思っております。

今、管内的には7月28日、帯広市を含めた3つの町の任意協議会が設置される。30日は東部が設立されると。私どもの町を含めた3村、これは2村になることもありますけれども、できれば7月末には一定の方向が忠類さんから出されるというふうにお聞きをいたしておりますので、8月の早い段階で設立ができればなというふうな思いで今準備作業を進めている段階でございます。

それともうひとつ、任意協議会で帯広市さんの方からお話ございましたように、補正予算として1,000万円程度必要だというふうに、帯広市さんの任意協議会立ち上げについて費用面のお話が出ておりましたけれども、中身を聞きますと500万円程度につきましては事務事業の一定のおさらいをする委託費用も含めて1,000万円程度の費用が必要だというふうに聞いております。ただ、私どもの町の進め方としては、できれば現予算の中で、まずは手作りでそれぞれの資料を持ち寄った中で新しいまちづくり計画等も任意協議会の中で作っていきなさい。あえて外部に委託する必要性もどうなのかなど、それぞれの町のまちづくりを検証していくわけですから、できれば内部でやりたい。現在のところ職員体制につきましては、ほぼそれぞれの村が2名ずつ、私ども、もし事務局を持つとすれば3名、ないし4名ということで今任意協議会の事務局を設置してまいりたいというふうに考えております。

現在のところでは以上でございまして、これからそれらの打合せが詳細に入っておりますので、任意協議会の中に議会の方も参加いただくこと、あるいはそれぞれの中身について今後の特別委員会の中で詳細については御報告をさせていただければなというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） ただいま助役の説明の中で、南部3村の中で中札内の考え方、また忠類の考え方、更別の考え方。まだ不透明な部分、また任意協議会の構成等、また事務方の話。そういった部分で見えない部分が多々あるかと思っておりますけど、現在の説明の中で何か質問があれば承りたいと思っておりますけど、ございませんか。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 私、この会議2回ばかり欠席しておりましたので、その間に話しが出ていますかどうかはわかりませんが、例えば南部3村のうち、中札内が今どうなるかわからないということでございますが、南部2村ともし合併するとすれば、市に昇格する人口要件は整うのかどうか。何か新聞紙上等では、町長は要件が整うようなことを談話で出ていたように読んだ記憶がございまして、一方、何か12年の国勢調査の人口によってこれが決まるのだというお話も聞いておりますので、その点がわかればご説明を頂きたいと思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） もし中札内さんが帯広市さんと合併協議会を持つような格好になりますと2村となりますが、合計の人口につきましては約2万9,800ということで、市の要件となります3万には満

たないということから、私どもの町と2村との任意協議会を立ち上げる中では、今言われる市の昇格はあり得ないということでございます。

○委員長（瀨瀬太郎） いいですか。

ほかにございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 今後に向けた事務方から始まる任意協議会に向けたそのやり方なのですが、よく誤解される吸収合併、対等合併という中で、やはりうちが避けなくてはいけないのは、ほかの町に対する吸収合併的なことを考えさせるような行動というのはやっぱりよくないと思うのです。

それで、事務方とのやり方、今3名、4名とか2名云々とありましたけれども、これは基本的には参加する町、村については同数の人数という考え方を持たなくては、私はいけないと思うのですが、多少の人数の優劣があると、どうしても会議の話し合う中で、いろんな問題が出てくるのではないかと思います。例えば今そういう話ですけども、そういうことも含めて慎重にやらなくてはいけないことを配慮して、今後どのような方向を考えられているのか。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） このことにつきましては、町長の新聞紙上の談話の中でも載っていたかと思えます。3つの村をご訪問させていただいた時に、町長はどう考えるのだという新聞記者の問いに対して、町長はそれも含めて任意協議会の中で検討をさせていただければなど。少なくとも頭から幕別町から対等なのですと、吸収なのですよという言い方は一切今までもしておりませんし、今、永井委員おっしゃるとおり、一番気を付けて事を進めなければならないのは、私どもとしてはその点だろうというふうに思っております。

ただ、例えば事務作業をする場合に、三つの町を持ち寄ってやはりどこかが主体的にまとめていかななくてはならないという作業が当然出てくるかと思えます。ですから、おっしゃるとおり平等の数でやるのがよろしいのでしょうけれども、どうしても整理しまとめる作業になりますと、一定程度それらを進める中でそういうような事務配分もいた仕方ないのかなという思いはしておりますが、ただ、ご指摘のこのような結果に映らないように、私どもとしても細心の注意を払って任意協議会の中で協議を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私どもの会派は、任意協議会の立ち上げそのものについても時期尚早ということですとのお伝えをしてきました。その理由としては地方財政が不透明だということで、この状況は6月の末に三位一体の改革も含めての答申が出された中でもなお不透明だと。一層その傾向が強くなっていると思うのですよね。この状況の中で合併の2005年3月ですか、一定の期限を目処にスタートするという内容については町側からずっと説明を受けてきたところなのですけれども、ただ、今の説明の中で、永井委員との発言にも関連してきますけれども、形としては我が町から、これまで流れの強かった東部3町との、一応話し合いは、任意協議会は助役のお言葉で言えばできないということと7月の1日のお話をされた。それをもって、幕別の私どもの町から南部3町に出向いて行って申入れをしたと、こういう形になっていますね。その上でさらに、事務局も形としては一定の人数を幕別町が多く持って、さらに事務局もここに置いてというような形になっていけば、当然その基本的な考えで示された対等合併ということを使いながらも、現実には我が町主導でいくのではないかと。

それと、さらに忠類はまだ議会の意向が定まっていないので、それを踏まえた後という首長さんのお返事もいただいている。ということになると、うちの町としても住民の意思をきちっと確認しながら住民の意思で決めてくるとやってこられましたよね。それは対等というふうに見るのであれば、忠類についても同じだと思うのですよね。そういうところの手順が踏まれていないけれども、しかし非公式であっても入って進めていく。こうなってくるとやはり我が町の主導のもとに、十分な住民合意のない中でどんどんことが進んでいく。対等合併と言いながらも、形は対等合併だけれども現実やっていくのは吸収合併の姿に似てきている。こういう懸念が大変大きく持たれるのですけれども、

どのようにお考えですか。

○委員長（瀬瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） なかなか表現しづらい点があることもご理解をいただきたいのですが、例えば6月27日の南部5町村での検討会議の前段として、更別さん、あるいは忠類さんとの水面下の協議は当然やってございます。その中で、やはり幕別町から呼びかけをするようなスタイルをとっていただきたいと。逆な言い方をしますと、確かに今人口規模からいいまして、例えば忠類さんが3村なり幕別に呼びかけるというような格好を取りにくいという部分もそれらの町からいろんな水面下のお話し合いの中で、できれば幕別からというようなことも、これはなかったわけではございません。そういうようないろんな前段の協議の中で、それらのことについては、一定のご理解をいただいているのかなというふうに思っております。

それと、おっしゃるとおり、現実の話としては、今、中橋委員おっしゃるとおり人口規模からいいましてそのように写る可能性、これは他から見てもそんなふうに、新聞報道等を見てもお感じになれる部分というのはやっぱりあるやに思います。ただ、そこで一番私どもとして気を付けていかなければならないのは、町長も当然のことながら、もし法定協議会へいって合併に進むとなれば、基本としてはおっしゃるとおり、うちは対等で進めるということは言っておりますし、そういう対応でそれぞれの村とも協議を進めておりますので、吸収だというと、もううちの条例なりうちのシステムに全部組み入れるということでことが進むわけですから、ただ、更別の村長さんも、忠類の村長さんもやっぱりそれぞれの町の特徴があって、具体的に言うと、幕別町の名前ではうまくないよというようなご発言も更別の村長さんがされております。それらのことは当然私どもとして一番大事に年頭に置きながら、それぞれの村、町のまちづくりをどううまく接点を求めて新しいまちづくりに持っていけるのかと、その点がきちんとできてこない、逆に言うと法定協議会は進まないということになりますので、少なくとも任意協議会の中ではそういったそれぞれの町の特徴を生かしたような新しいまちづくりがきちんと住民にも理解されるのかどうなのか。それをうちの町長が言いますように、それを理解していただいて初めて法定協議会なり、合併へと進むということを前提として考えておりますから、今、言うように任意協議会を立ち上げたイコール合併だ、法定だというようなことを今の段階から常に町長が発言しているのは、そういう方向で考えてはおりませんと。少なくともそこをきちんとやって、初めて次の段取りへ行けるというふうに考えておりますので、恐らく頭ごなしにうちが高圧的な感じでそれぞれの村に入っていけば、それぞれの村だって決して幕別町と合併することが必ずしもいいというふうには映らないだろうというふうに思っておりますので、これは今おっしゃられるようなことも十分念頭におきながら任意協議会の中で最終的には詰めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（瀬瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうなってきますと、少なくとも一定のスケジュールのもとにやられてから、どこも7月の末に任意協議会の立ち上げ、あるいは8月の初めにということ念頭においてやられていっしょのしょうけれども、本当に対等に、今回この合併問題で一番問われるというのはやっぱり自治権、自治の確立の問題だと思うのですよね。町長もそこを大事にされるのであれば、最初からこの組立ての段階で、うちの町で全部事務局も置くよという形にはならないでしょうし、それから少なくとも返事をいただくには、あるいは次の会議を進めていくには、そのこの議会の合意だとか、住民の合意だとか、そういうものを経ていくというのが筋だと思うのですよね。

でも、言葉ではいろいろ気をつけられるとおっしゃられていても、現実には忠類などはその議会の意思決定の前に事務局に入ってもらってやっていくということですから、やっぱりそういう点からも私は是正していく必要があると思います。

それと、もうひとつお答えいただきましたかったですけれども、さらに地方財政が不透明になってきていますよね。この点で、これまで6の11日の時にいただいた道のアンケートの結果の資料においても、それから住民検討会議の資料においても、いずれも財政の不透明というのが道のアンケートでは6割を

超える自治体がいまだ不安の中で混乱を生じているという回答がなされていますね。さらにその時点よりも、現状の方が難しいという中で、これ、きっと任意協議会に入っていくといろんな数字、2,000項目といたしましたか、数字出されて協議に入っていく。その根拠になるというのは、そういう数字、現実にはいろんな合わせた場合の財政規模を含めて、どういう展開になっていくかということを経っていかれると思うのですけれども、より不透明な中で今スタートするというふうに至ったその思いといいますか、どんなふうに整理されていこうとしているのか、その点もお答えいただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） まず1点目の先ほど言いました、質問の中でありました三位一体の改革の伴う財政が不透明の中で合併に進んでいく、あるいは肅々とスケジュールに則って進めているのではないかというお話ございますけれども、少なくとも平成12年私の町で普通交付税59億、今年15年まだ公表はされておりませんが、今月末になります、今の計算値の中では約50億、約20%に近い交付税の削減が図られていると。

それから三位一体の改革の中でも、当然のことながら地方に財源を移す。では財源を移す手法、あるいは財源の中身を今の段階では定まっておられません。よしんばそのような方向になったにしても、これは都市と地方、かなり税源が偏在をしております。この中ではどのような税の配分がされようとも、やはり地方にとってはかなり厳しい、降りてくるのが今の制度よりも私どもとしては決して三位一体の改革進むことが地方にとって良いというふうには映らない部分もかなりあるやに思います。

ですから地方にとって、では来年も再来年も将来展望が持てるような状況に今現在あるのかというと、少なくとも町村にとっては来年の予算編成にも窮する町が管内でも出てくる状況にありますし、今年度についても既に当初予算を割れる町も恐らく出るのだろうというふうにお聞きをいたしております。では、その中で、効率的な行政を進めるひとつの手法としてこれは合併という問題が話しされてきているわけですから、少なくとも町長は、合併という道を選択するのであれば、特例法の期間内、17年の3月までの一定の道筋をつけた方が、やはりそれぞれの町にとってはそのメリットを生かす、逆に言うと17年3月以降になるのであれば、今おっしゃるとおりそんなに急ぐ必要は多分ないのだろうと思います。ただ、そういう方向に進むとすれば、少なくとも今の特例法のいろんなメリットを使える中でやはり一定の整理をしたいということから、おっしゃるとおり逆算しますと、法定協を作っても20か月以上かかるというような状況が当然言われておりますので、そういう利点を生かすのであれば、少なくとも一定のスケジュールの則って進める必要があるだろうと。

ただ、おっしゃるとおり、じゃあそれがイコール合併だというふうには言っていないわけですから、今いろんな議論を踏まえた中で最終的には法定協議会に進むのか、合併に進むのか、これは任意協議会の協議内容等も当然のことながら住民にきちんとお知らせをする中で、議会のご判断もいただきながら、最終的に議会の議決も必要なわけですから、法定協議会に進みたいと。

いつでもいいのだと。じゃあ不透明だからいつでもいいのだと、これが財政の姿がきちんと見えてくるまでまずはそれを見極めてからでいいのだという議論も確かにひとつにはあるのだろうと思います。ただ、これはどこまでいってもその辺はかみ合わないところがあるのだろうと思いますけれども、私どもとしては現状より良くなる、現状より飛躍的に地方財政が良くなるなんていうことは将来に向けても考えられないだろうという前提もございますし、今20兆円要るうちの10兆円ちょっとくらいしか税で入ってこないわけですから、そうするとやはり市町村の総務省の課長が言われるとおり、将来に向けては交付税の40%削減なんていうことも僕は具体論として進められる可能性も、これは私の意見ですけれども、あるのだろうというふうに思います。

ですから逆に言うと、それらの基盤をしっかりとさせるためにも、やっぱりひとつ合併も視野に入れながら論議をする必要があるだろうということで、今進めているわけでありまして、それぞれの町の進め方についてもやっぱり温度差はあると思います。おっしゃるとおりです。うちの町、あるいは更別さん、忠類さん、それぞれあるのでしょうかけれども、やはり持っている思いはそれぞれの村、町とも同じでございます、合併を進めるということであれば、少なくとも特例法の期限内に一定の結論を

出したいというような思いでありますので、私どもとして、決して事務所を幕別に置けとか、幕別が多い人数を出すとかというようなことで、それぞれの村に呼びかけているわけではありませぬので、それぞれの村がそういう理解を示した中で進んできていると。そのことだけのご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 慎重にということはずっと認めてきたことでありますので、いろんなご苦勞もなされていらっしゃることは十分理解しながらも、さらにそこは求めさせていただきたいと思っております。

もうひとつ、今、これは我が町のことだけではありませぬから、全十勝的に論議が進んでいらっしゃるんですね。それで、この十勝の調整のことでは、あり方懇の中で、これは拘束はされなんでしょうけれども一定の整理をされてきたいと思うのですよ。それで、7月1日に最終会議を行われたのですか、今の御報告であります。

ここで、今、現実にはもう枠組みの話になっていますよね、十勝管内全体ですね。この枠組み、いろんな形で選択肢を持ったところと、あと持たないところとか、いろんな状況があつて、さらにその困難を来している町も、報道の範囲ですけれども見受けられます。そんなところもうちの町としては、どんなふうに押さえながら踏み込んでこられてきたのか、そのあり方懇の報告といいますか、そこも教えてください。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） あり方検討会議の中ではなかなかそこまで議論されたには聞いておりませぬ。ただ、前からありますように、そのことを集中的に議論したという意味ではなくて、おっしゃるとおり北海道として一番今懸念しているのは、中橋委員おっしゃるとおりでございます、一定の枠組みに収まって協議検討できる市町村については、ある程度町の将来を見極めて検討する材料がありますけれども、幾ら検討したいという思いがありながらも、町村間の調整の中で合併の、例えば任意協議会を立ち上げる相手も言うなれば見つからないような町も当然のことながら出てきます。

町村会、北海道として国に求めているのは、検討する気持ちがあつても検討できない町を、合併できない町と、しない町と同じように取り扱わないでほしいと。少なくともそれは思いがあつて合併しないというのであればいいのですけれども、する気があつてできない町については、やはりそれなりの手立てが必要でないかというようなことで、北海道としてはそのあり様をどう進めるのだということで、今いろいろ国に提言をしているところでございますし、町村会も同じような話があります。

ただ、十勝の個別の例として、今の段階でどこの村、どこの町が合併の任意協議会が立ち上がらないのかということがはっきりとした枠組みとして現在出ていないと思うのです。一つ、二つ想像する町はありますけれども、少なくとも、例えば大樹さん、広尾さんにしても今2町での任意協会の立ち上げについて協議が進められておりますし、それから東部も同じようにございますし、新得、鹿追についても近々恐らく任意協議会の設立に向けての運びになるだろうというふうにも聞いております。

そうなりますと、今本当に水面下でそれぞれの町がどういう町の方向性を示すのだという、今まさに最終段階だろうと。ですから、これがもう一月なり二月先になりますと、今中橋委員おっしゃられるとおり、具体的な形として枠組みの中に入ってこられない町がどこどこになってくるのか。まだ北部もかなり流動的なところもございますし、それから、東北部、陸別、足寄、本別の方も、まだ具体的な動きがない中で、今の段階で町村会としても、そこまで突っ込んだ話にはなっていないやにお聞きをいたしております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませぬか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） ないようですので、ただいま助役の方から南部の村と任意協議会を持つに当たっては各村の特性を生かしながら、対等合併を前提にしながら、決して頭ごなしに任意協議会を持つのではなく、そういった調整部分もあるけど現在に至っているといったことがさいたる話だと思っております。そのことに関しまして、今そういった助役の方からその方向性を示されたのですが、こ

のことを特別委員会に了承をある程度付けておかないと、やはりこれから進めるにおいて、大変いい面も悪い面も出てくると思うのです。

それで、了承を得たいのですけど、いかがなものでしょうか。

助役、大変忙しいところありがとうございました。

(西尾助役退席)

○委員長(瀬瀬太郎) 言葉足らずの部分もあろうかと思いますが、その辺のことを特別委員会としていかがなものでしょうか。

そういうことでいかがなものでしょうか。

(いいですの声あり)

○委員長(瀬瀬太郎) ありがとうございました。

今日の日程はこれで終わりにしたいと思います。

詳細については、いろんなこれからの動きを見ながら、またその動きを察知しながら、事前に特別委員会を開催しなければならないような事態が生じてきます。そのことも含めて毎度同じことを言うようですけど、正副委員長に次期開催をお任せいただければ幸いかと存じます。

いかがなものでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(瀬瀬太郎) そのように異議なしということで、ご承認いただければと思います。

それでは、大変ご苦勞様でした。

これにて閉会いたします。

(散会 10:41)

第6回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 7月31日
開会 10時08分 閉会 10時38分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 和田善次郎 北海道新聞 北市治史
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成15年7月31日 10:08 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） これより第6回市町村合併調査特別委員会を開催します。

開催にあたりまして、新聞社の特別委員会の撮影の申し出がございました。いかがなものでしょうか。いいですか。

（はいの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは開催前にちょっと撮ってください。

それでは、開催いたします。

本日の議事進行にあたっては、最近管内において市町村合併任意協議会があちらこちらの市町村で設置していることも皆様ご承知でございます。そういったことの現在までの合併に関する問題、関連する経緯、そういったこと。今日大変忙しい中理事者に来ていただいて、特別委員会にいろんなことをご説明したい、また特別委員会としても理事者の考え方、また今後の予定、計画等々を説明を受けたいといったようなことで、今日この特別委員会を持ったわけです。そんなことで、前回、西尾助役の話しと重複するかもしれませんが、このへんもご理解を得ながら、岡田町長から経緯、今後の予定等をご説明、報告をしてもらいたいと思います。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） みなさん、おはようございます。何かとお忙しい中、大変ご苦勞様でございます。合併調査特別委員会を開催いただきましてお話し機会をいただきましたことにお礼を申し上げたいというふうに思います。

今、委員長からお話しがありましたように、市町村合併に係わりましては連日新聞報道がなされておりまして、すでに皆さん方ご承知のことばかりかもしれませんが、改めて私のほうから経緯、あるいはスケジュール等についてお話しをさせていただきたいと思います。

今もお話しありましたように、前回、この議会の調査特別委員会、7月の14日に開催をされておまして、その時点で現状については助役からお話しがあったかと思いますが、若干重複する部分も含めましてお話しをさせていただきたいというふうに思います。

最初に、今月7月の頭になりまして、私のほうから町内の有志の方、あるいは団体の方による町民の検討会議、あるいは議会の調査特別委員会等の意向の中で、私、合併に向けての任意協議会を設置するにあたって、南部3村が良いのではないかとというような決断をいたしまして、7月の7日の日に忠類、更別、中札の順番でそれぞれ役場を訪問し、村長さんにお会いし幕別町の意向を話しをさせていただきました。それも更別村からは早々に、ちょうど更別は帯広からも声がかかっていたわけでありまして、そちらを断って幕別との協議に参加したいというお話しをいただきました。

さらに今月の17日に中札内村の和田村長が私のところお見えになりまして、幕別からの話しはあったんですけども、中札内としては、帯広、芽室、中札内の1市1町1村の協議会の方に参加するので幕別側の参加はできないというお話しでありました。ところが最近になりますと、新聞報道で何か中札内の議会のほうで、なおかつ幕別側との協議会に向けての議論というか、検討の余地があるやいなやの新聞報道があるようであります。ただ、私どものほうには今申し上げましたように17日に和田村長が来て移行、一切そういう話しがございませんので、今の段階では静観をしている、中札内の状況を見守るしかないのかなと思っております。

さらに、先般、忠類村が住民説明会を終え、議会の特別委員会を終え、全会一致で幕別側の任意協議会の参加をしたいというなことの申し出がありました。

これを受けまして、先般29日の日に初めて1町2村の首長と助役の集まりを持ちました。ここで合併に向けての合意書の案、あるいは今後のスケジュール等についての意見交換を行ったところであり、この中では、一つには任意協議会の設置に向けての合意書の調印式を8月の5日に幕別町で実施をしたい。さらにその後、後ほど助役からも補足がありますけれども、それぞれの町、村で臨時議会を開いていただいて、この任意協議会に係わる予算の議決をいただく中で、一応おおむね21日、8月の21日ごろに第1回の任意協議会を開きたいと、大筋の合意を見たところでもあります。

一方、事務局のほうも再三担当者が集まって合意書の調整、あるいは事務所開設に向けての協議を進めているところでもあります。21日に任意協議会の立ち上げということになりますと、若干その前に事務所を開設したいというようなことで今進めております。私どもも実は8月1日付けで人事異動を行いまして、それらにあたる職員の貼り付けをしていきたい。今のところ、忠類村、更別村からは各2名、幕別側は兼務職を一人入れまして、計4名。合わせて8名体制で事務局を設置してこれからの業務に、仕事に当たっていききたいというようなことで、今進めております。

ただ、任意協議会が設置される、ここまでに至ったことにつきましては、それぞれの議会、あるいは住民の方々の大変なご理解があつてここまでこれたんだらうと、大変ありがたく思っているところでもあります。

ただ、問題はこれからがいよいよ合併に向けての協議が進むわけで、当然のことながら大きな課題があるんだらうと思っております。私どもにすれば今、任意協議会の立ち上げというのは、まさに合併に向けての緒に就いた、スタート台に立ったというのが現実だというふうに思っております。もちろん合併になるかどうかは、これからの協議の中でいろいろ論議が進められていくのだらうと思ひますし、私どももそうした協議の経過というものを十分住民の皆さんに広報等をもって周知をしていかなければならないし、また議会の皆さんのご支援、そしてまたご指導をいただかなければならないもののだらうと思ひているところでもあります。いずれにいたしましても、私どもの町のみならず2村にとっても町、村の存亡に係わる大きな課題であり問題であることは間違いないわけでもあります。これからも皆さんのご意見を賜りながら、慎重にかつそれぞれの目標に向かって協議を進めていきたいと思ひしております。皆さんの変わらぬご支援、ご強力を切にお願いを申し上げます。一言、経過並びに今後の予定等についてご報告をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○助役（西尾 治） 7月14日の特別委員会に出席をさせていただきますと、私の方からご説明させていただきますと、2点ほど補足してご説明をさせていただきたいというふうに思ひしております。

まず、一つには14日の段階で私どもとしては特別に予算立てをして任意協議会の費用に当てるということではなくて、それぞれの町、村から既定予算の中で対応していきたいというふうに当初考えおりましたけれども、協議の中ではどうしても事務局を持つ幕別町に対して負担が過多になるのではないかというご懸念が2村から出されまして、少なくとも任意協議会における経費については、3つの町、村が均等に負担をするという方向でなければうまくないだらうという協議がございまして、今考えておりますのは、ほぼ総額としては300万程度の3つの町での任意協議会の費用と。一つの町にすれば約100万ほどの費用負担ということになりますけれども、費用負担の明細を明らかにして協議会を運営していきたいというお話しがございまして、その方向で整理を付けさせていただいておりますので、町長が言いましたようにそれぞれの町が8月の20日を予定しておりますけれども、臨時会に補正予算のご提案をさせていただいてご理解を賜りたいと思ひしております。

それともう1点、委員の方からご質疑のございました人口要件について、3万人を超えなければ市としての要件にならないということで、14日の段階では市としては極めて難しいのではないかとこのお答えをさせていただきました。今、道議会あるいは道の方でもこの件についてはご検討をいただいております。必ずしも今の段階で100%無理だということではないというふうにもお聞きをいたしております。これは今後の国との協議経過を見守って行かなければ今の段階ではっきり申し上げるわけにはいきませんが、いくらかでもその道があるとすれば、そのことについても十分検討をさせて

いただきたい、まして市になった場合の住民サービス、あるいは行政側の負担、これらを十分見極めながらそのことについて取り組んで参りたいというふうに思っております。

全回の協議の中で若干説明が違いました点について、改めてご説明をさせていただきました。

○委員長（瀨瀬太郎） 今、岡田町長、西尾助役、一連のご説明があったわけですけど、何か委員会として質問があれば承りますけど。ございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 具体的な中身は新聞報道も出されておりましたので説明をいただいたことは認識はしております。その上でずっとこの合併問題について町長がおっしゃってきたことは、合併ありきではないということが一つと、それから最終的に住民判断だということでこれからも貫けられると思うのですが、任意協議会が立ち上げられましていよいよ具体的な2,000項目とおっしゃっておられましたけれども、調査に入っていけますよね。その場合、町長も広報等を通じて極力住民にお知らせするというような意向を示されましたけれども、どの段階でどんなふうにしきちと示されていくのか。これが住民の最終的な判断を仰ぐという非常に大切な作業になつていくと思いますので、その点住民周知に対する取り組みの方向性についてお尋ねをしたいと思います。

○町長（岡田和夫） おっしゃったとおり、私は任意協議会の設置が合併ありきではないことを申し上げました。これは忠類村、更別村の村長さんも同じような考えで、当然のことながら任意協議会、あるいはさらに続けば法定協議会にいていようなことが審議されて、その結果合併するかしないかの最終判断になっていくんだろうというふうに思っております。そういう意味では広報の周知もそうなんですけれども、当面はそれぞれの町村の広報というようにあるんでしょうけれども、協議をどんどん進めていきますと合併だよりというまったく別冊の、いわゆる1町2村が共通の広報を作成して配布していくことがなされていくのだろうというふうに思っています。さらに予定しているのは8月27と29ですが、住民の皆さんに対する説明会を開催して現状を報告させていただきたい、そのようなことでこれから住民の説明会、あるいは出前講座、さらには今もうしあげました広報等を通じながら、それぞれの町それぞれの村が当然のことながら住民の皆さんの理解を得るべく、もらうべく活動をしていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 合併だよりであります、一定の集約がされた、2,000項目なら2,000項目の協議を全部行った上でやっていくというか、結論ということになるのでしょうか、任意協議会としての2,000に対する結論という形でそのだよりを出されるのでしょうか。それとも途中経過を含めて示されるのか、どちらですか。

○助役（西尾 治） 任意協議会の段階で、すべての項目についてきちんと摺り合わせができるかという極めて難しいと思います。基本的なまちづくりの指針でありますとか、将来に向かうまちづくりのあり方、こういった点、少なくとも基本合意ができるかどうかというところが一番任意協議会での焦点になってくるかと思えます。そのへんのところで合意に至れば、今ご指摘ございますようにかなり細部にわたってのそれぞれの項目については、今想定しているのは法定協議会の中で十分掘り下げた論議をしていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、今言いますのは、その2,000項目のうちどの程度抽出していくのか、その点のところについて現在事務レベルで協議を行っております。これは少なくともまちづくりの根幹となるような、中心となるような事項についてまずは任意協議会の中で詰めてまいりたい。その周知の方法につきましても、中間段階でやらなければならないでしょうし、最終的な判断をいただくためには、任意協議会も平行して開かれるわけですから、それらの資料を基にしながら出来る限り細かな広報をやりたいと考えておりますけれども、これは3つの町が進めていく状況でございますので、それぞれ町が違ったような形で周知するわけにはまいりませんので、協議会の中では3つの町が同じ視点で考えられるように、共通のものを作った中でそれぞれの町が広報に努めるということで今基本的な考え方を持っております。

○2番（中橋友子） それでは最低限度に協議会の中で図って決めていこうとする柱はどんなものにな

りますか。

- 助役（西尾 治） 合意を図る中で確認しておりますことは、少なくとも3つの町が新しい町としての将来像が描けるのかどうなのか、この点が一番大事になってくるだろうというふうに考えておりますし、その一つとしてはそれぞれの町が同一の立場、同一の視点の中に立ってまちづくりが進めれるのかどうなのか、さらにはそれぞれの地域が維持、発展するための施策の推進が将来とも可能なのかどうなのか、さらには住民と行政の協働のまちづくりがそれぞれが一緒になることによって、さらにそれを進めることができるのかどうなのか、言うなれば理念的なところでございますけれども、基本的なところで合っていかなければ、次の掘り下げた論議をしてもこれは意味の無いことでございますので、まずは任意協議会の中で先ほど言いましたように、そういったものに関連するもの、何項目程度が今妥当かどうかということについて今ここでは結論は出ておりませんが、それに付随するような根幹となるべき事項を抜き出した中で、まずは協議を進めてまいりたいというふうに思っております。少なくとも基本となるのは3つの町が一緒になることによって新しいまちづくり、将来に向かってその理念とするようなまちづくり共通の認識の中でしていけるのかどうか、この視点が一番大事だろうということで、この間の29日の首長、あるいは助役会議の中で合意を得た点でございます。
- 2番（中橋友子） 新しいまちづくりの視点というところが一番大切にされるなんだろうと思います。それぞれ幕別町も長期計画、10ヶ年計画を持ちながら行政にあたってこられたのですが、これは忠類においても更別についてもそれぞれ同じだと思うんです。そういうものが少なくとも議決もし、住民の皆さんにこういう方向でやっていきますよということを示しながら行政を推進されてきたわけですから、それぞれがそれをかみ合わせながら、いかにそれが達成できていくかというようなことも、十分検討されるだろうというふうに思うんです。そういうところから将来像っていうのも作られてくんではないかと思うんです。そのへんはお考えですか。
- 助役（西尾 治） 今そういうまちづくりを進める上でどういったことが協議として必要なのかという協議の指針としては、少なくとも3つの町が一緒になることによって一体性が確保できるのかどうか、融和の促進が図れるのかどうか、公平な負担とサービスを維持、継続していけるのかどうか、さらには基幹産業の振興がどう図っていけるのか、もう一つには健全な財政運営が将来とも見通しとして持てるのかどうか、この4点を中心に協議をしてまいりたい。それに必要な、例えば公平な負担とサービスということになりますれば、全部の項目を一気にといことはちょっと無理だと思しますので、その中でも根幹となるような、例えば国保税だとか水道料ですとか、そういうものでどういった違いがあって、どうそれを将来に向けて3つの町が一緒になることによって、どういうラインでどういう水準でいけるのかどうか、そういう検討をしてまいりたい。その結果を住民にお知らせする中で最終的な判断をいただければなと考えております。
- 11番（杉山晴夫） 先ほど町長のご説明で、事務局体制は幕別4名、更別2名、忠類2名の計8名というような話しがございました。任意協議会を設置すると道の重点支援地域指定、この指定を受けると道から職員を派遣されるというような制度があるそうでございますが、この指定申請をする考えがあるのか、これからの問題だと思いますけれども、お考えがあるのかどうかお伺いをしたいと思います。
- 助役（西尾 治） 指定を受ける要件といたしましては、7月中に任意協議会を設置し重点地区の指定を受けることと、さらには10月いっぱいまでに法定協議会を立ち上げて派遣を受ける、2つの要件がございますので、私どもの地域としては、今8月の21日、先ほど町長が言いましたように協議会の立ち上げを考えておりますので、任意協議会時点ではそういう要請はしていけないだろうと、期間的にも無理だということで考えておりますし、それから任意協議会后、法定協議会に移れるかどうなのかにつきましては、今3つの町の考え方としては現時点で、始まるわけですからそれが法定に結びつくかどうかについては、今この時点で確定したものではありませんし、まして、それが10月までに間違いなく法定協議会ができるのかどうかということについてもこれからの課題でございますので、これは少なくとも今後のスケジュールの中でそういうことが可能かどうかということになってき

た時点で判断をさせていただくということでございまして、今の時点で10月末までに法定協議会を間違はなく立ち上げるというような前提の中で任意協議会を設置しているわけでございませぬので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（額額太郎） ほかにございませぬか。ないですか。

（なしの声あり）

○委員長（額額太郎） それでは質疑ないようですから、これで打ち切ります。

それでは、町長、助役、忙しいところご苦勞様でした。

（町長、助役 退席）

暫時休憩いたします。

（10:31 休憩）

（10:33 再開）

○委員長（額額太郎） 休憩を解いて再開いたします。

先ほど来、特別委員会始まる前に幹事会を招集したわけでございませぬ。このことについてそれぞれ各代表さんが出てきてもらって、のちに各党派、そのことを十分に周知しているかと思ひます。改めて議長の方からご説明をいただくように取り上げますので、一つ議長の発言を許したいと思ひます。

本保護長。

○議長（本保護喜） それでは委員長からお許しをいただきましたので、私の方から2点ほどお話しをさせていただきますましてご了解をいただきたい、こんなふうと思ひます。

今、理事者の方からいわゆる合併協議会設置に係わっての基本理念、あるいは今後のスケジュール等々につきまして説明があったところでございませぬ。

私がお話ししたい1点目には、任意の合併協議会に係わって協議会の委員のメンバーでございませぬ。議会の方から2名の委員を選出していただきたいという理事者側からの要請がございませぬ。それで、議長及び、議会選出の議員ということでございませぬので、一人は私議長が協議会のメンバーとして参加したいと思ひますが、もう一人につきましては、必要に応じて特別委員会を開催しながら協議をしなければならぬという部分も出てくるんだらうと思ひます。従いまして、当委員会の委員長であります額額特別委員長に委員として参加していただきたいと思ひておりますので、どうぞ皆さんご理解のほどお願い申し上げたいと思ひます。

それからもう1点でございませぬ。実は3町村のいわゆる理事者、議会ともに今回の合併に係わって合意がなされているところでございませぬ。議会間同士、特に正副議長、あるいは特別委員会の正副委員長の皆さん方が、議会としての意思の確認と申しますか、意見交換をする必要があるのではないのでしょうかと、こういう話しが急浮上いたしまして、私も皆さんにご了解とりながら進めていきたいと思ひておりましたけれども時間的に余裕がございませぬので、非公式に昨日、顔合わせという形で幕別町、ここでやっております。顔合わせの中で、今後も議会は議会として必要に応じて意思の確認、あるいは意思の疎通を図りながら意見交換をしたらいかがかという声が強かったということもありまして、3町村の考え方が合意いたしました。日程的には決まっておりますけれども、必要に応じてそういう一つの意見交換をさせていただきたいということでございませぬので、特別委員会の委員の皆さんに一つそこらへんについてもご了解をいただきたい、こんなふうと思ひておりますので、この2点についてひとつよろしくお願いを申し上げたいと思ひます。以上でございませぬ。

○委員長（額額太郎） ただ今、本保護長の方から説明ございませぬ。ご理解いただけますか。

（異議なしの声あり）

○委員長（額額太郎） ありがとうございます。

それでは、今回は以上をもって議事終了致しますけど、次回の開催に当たっては正副委員長にお任せいただけますか。

(了解の声あり)

○委員長（額額太郎） それでは、本日はこれにて閉会いたします。

(10:38 閉会)

第7回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 9月 4日
開会 10時20分 閉会 10時34分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀨太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑤ 傍聴者
22 本保征喜 十勝毎日新聞 木村仁根
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成15年9月4日 10:20 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） ただ今より、第7回市町村合併調査特別委員会を開催いたします。

なお、大変室内の気温が上がってきました。暑い方は上着を脱いでも結構です。

それでは第7回の特別委員会、検討議事2件あります。その中で1番目から入らせていただきます。市町村合併調査特別委員会調査の中間報告について、このことにつきましては、先月20日の臨時議会終了後、幹事会を催された中でそれぞれ代表者が説明を聞きながら、会派に持ち帰って周知をしてると認識していると思います。そんな中で次ページから、その中間報告の取りまとめ案が出来てまいりました。これをみなさんに読んでいただいて、会期中によければ報告したいなと思います。それで暫時休憩した中で一通り目を通していただきたいと思います。

暫時、休憩します。

(10:22 休憩)

(10:28 再開)

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を解いて再開します。

ただ今皆様にお配りされました中間報告のまとめ、過去6回の中での中間報告のまとめということで、特別委員会として大きな山が任意協議会の設立、また3町村の枠組みといったことが大きな山でなかったかと思えます。そのことを逐次議事録に基づいて文書化した訳でございます。これについて何かございませんか。

何もなければ、この文書報告で了承を得たということでいかがなものでしょうか。

(いいですの声あり)

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、この文書で中間報告のまとめとして、中間報告の取り扱いは会期中の文書の配布をもって報告としますので、このことも合わせて了承をいただければと思っております。

いかがなものでしょうか。

(いいですの声あり)

○委員長（瀨瀬太郎） ありがとうございます。それでは議事の2番目、3町村合同合併調査特別委員会視察について。このことも先般の幹事会でも検討した議事かと思えます。このことについて日時が決定した訳でございます。本協議長の方から逐次ご説明をお願いしたいと思います。

本協議長。

○傍聴（本保証喜） それでは委員長からのお許しが出ましたので私の方からこのことについて説明をさせていただきたいと思えます。今お話しがありましたように、3町村合同合併調査特別委員会の視察についてであります。すでにこのことにつきましては幹事会におきまして協議をし、了承いただいているところでありますが、私の方から委員の皆さんに周知をさせていただきたい、このように思えます。目的でございますけれども、この関係につきましては、いわゆる議員相互の認識の統一を図る、一つには、さらには、意思の疎通を図るといったことを目的として、主に公共施設等の視察を実施したいということでありますので、どうぞ全員の議員のみなさんの参加を心からお願いを申し上げたいと思えます。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ただ今、本協議長の方からご説明あったように、実施日9月29日、月曜日。内容については、3町村主要施設の視察ということであります。

本協議長。

○傍聴（本保証喜） 日にちだけは29日に決定いたしました。当日のスケジュールについては、今事務

方のほうで調整中でございます。後日、皆さんにお知らせをいたしたいと思っております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎）　そういうことでご了承。いいですか。

（はいの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎）　ありがとうございました。

それでは、3番目のその他なんですけど、皆様のお手元に配布されている資料、参考資料。これも案なんですけど、先ほど本会議場で町長の行政執行方針の中で、明日第2回の幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会がございます。その中で27項目に検討・協議がございまして、皆様にこの資料をお手元に配布した訳でございます。後日なんらかの協議会、また委員会がなされる中でのひとつの資料として皆様にご検討いただきたいなと思っております。この資料はこれくらいにしておきます。その他、ほかに何かありませんか。

（ありませんの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎）　それでは、次の開催日は正副委員長におまかせいただけますか。

（はいの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎）　それでは、大変、長時間にわたりごくろうさまでした。

（10:34 閉会）

第8回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年10月1日
開会 13時07分 閉会 15時25分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員

助 役	西尾 治	企画室長	金子隆司	企画室参事	飯田晴義
企画室副主幹	森 範康	企画室主事	和田智旭	財政係長	菅野勇次
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長	高橋平明	課長	平田正一	係長	澤部紀博
----	------	----	------	----	------
 - ⑥ 傍聴者

22 本保証喜	十勝毎日新聞	木村仁根	北海道新聞
---------	--------	------	-------
4. 欠 席 者 15 芳滝 仁
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成 15 年 10 月 1 日 13:07 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） ただ今から、第 8 回市町村合併調査特別委員会を開催いたします。

なお、諸般の報告ですけど、15 番芳滝委員が欠席の旨申入れがございました。

先般 9 月 29 日の 3 町村による公共施設の視察、全員の委員の出席をいただいて誠にありがとうございました。

それでは、1 番目の本題に入らせていただきます。

ただ今、皆さまに御配布いただいていると思いますけど、ダイジェスト版、これからのまちづくり、以下、合併に関する協議の状況、財政シミュレーションの考え方、もう一つ財政シミュレーションといったようなプリントが皆さまのお手元に配布されていると思います。

まず、担当部局の方から御説明をいただいた後に、御質疑を受けたいと思いますので、御了解のほどお願いいたします。

それでは、説明いたします。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 私の方から、最初に 1 枚もので市町村合併に関する協議の状況というのをお配りさせていただいておりますが、この関係につきまして、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

既に、特別委員会の方で、任意協議会の 2 回目の内容までにつきましては、御説明をさせていただいているというふうにお聞きをいたしておりますが、第 3 回の任意協議会につきましては、先般 24 日に忠類村で開催をされたところでございます。

協議内容でございますように、これらの内容につきましては詳しくダイジェスト版の中で御説明をさせていただきますので、協議内容については後ほど説明するという事で御理解をいただきたいというふうに思います。

第 3 回が終わりまして、今月の 20 日に幕別町で第 4 回目の任意協議会を開催する運びとなっております。

当初、私どもといたしましては、8 月の臨時会で予算計上させていただいた経過から言いますと、第 4 回の任意協議会をもちまして、任意協議会における協議を終えたいというふうに考えてございまして、10 月末をめどに法定協の設置ができればということで、当初日程を考えておりました。

今後、2 番目の説明会を各町村が開催をしていく段取りにしておきまして、本町でも 3 日以降、住民検討会議、あるいは 3 か所におきまして住民説明会を開かせていただきますが、これらダイジェスト版に基づきます住民説明会の開催の状況によりましては、再度法定協議会の意向につきましても検討が必要になってくる場合もそれぞれの町によっては必要になってくることも考えられるのかなというふうにも思っております。

これらの状況につきましては、最終的に 20 日の任意協議会の開催に向けまして、最終的な御判断をしていくという格好になろうかと思っております。

当初、7 月末までの任意協議会の設置、あるいは 10 月末までの法定協議会の設置によりまして、各種の支援措置が講じられるというようなことでありましたけれども、ここ何日かの動きによりまして、高橋知事の御発言でもありますように、法定協の設置については一定程度の延期も考えて支援措置を講じていきたいというようなことで、場合によっては年内に設置された場合について、それらの措置が受けられるような御発言もされておりますし、事務局レベルで確認をさせていただきましたら、そういう方向に進むというような御返答もいただいておりますので、それぞれの町村によりましては、

11月の地方制度調査会の最終答申を判断材料にもしたいというような御意見もあるやにお聞きをいたしておりますので、法定協の設置につきましては、これらのことをトータルで勘案しまして、第4回の任意協議会開催までには、それらの方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

また、今、それぞれの町におきまして、住民説明会が先ほど言いましたように開催をされていくわけでございます。

特に判断材料としては、これらを10月7日までに説明会を終える段取りで町村が取り組んでおりますが、それらの取りまとめを来週中にやりたいというふうに考えておりますので、それらの状況によっては、今、お話したようなことも考えられるということをお含みいただければなというふうに思っております。

以上で協議結果、あるいは今後の進め方につきまして、私の方から冒頭、若干御説明をさせていただきました。

以後はダイジェスト版にのっとりまして、特にダイジェスト版から離れた部分といたしましては、財政シミュレーションの成り立ちにつきまして詳しく御説明をさせていただき、御理解を賜りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（額額太郎） 助役からの説明を受けました。

次に、ダイジェスト版、財政シミュレーションの考え方、財政シミュレーションといったようなことの御説明を承りたいと思います。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） それでは、私の方からは、ダイジェスト版の概要につきまして御説明をさせていただきます。

任意協議会の開催状況につきましては、ただ今、助役の方から申し上げたとおりでありますけれども、このダイジェスト版につきましては、第2回及び第3回の協議会におきまして、住民の判断材料となるべき事項を協議いたしております。

おおむね3点くらいに分かれるのかなというふうに思っておりますけれども、一つには、27項目にわたります協議項目の調整方針を決定しているということでもあります。協議項目と申しますのは、合併の基本4項目と言っております、合併の方式、期日、名称、事務所、これらのほか、地方税、国保、介護のあり方、あるいは住民負担とサービスに係る項目。これら27項目について調整方針の決定をしたところでもあります。

ここで、調整方針という非常に耳慣れない言葉かと思っておりますので、調整方針の定義というものについて御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、この言葉だけを聞きますと、単なる方針・方向性というふうに聞こえますけれども、実は、これは全国に任意協議会、法定協議会で使っております全国共通用語といえますか、そういう使い方をしておりまして、合併協定項目、あるいはその事務事業1件ごとに、例えば何々補助金は合併時に廃止するでありますとか、何々手数料は合併後に幕別町の金額に統一するでありますとか、水道料は合併後5年目に10トンあたり1,000円に統一するといった、個々具体の決定をするもの、決めることを調整方針という呼び名をしておりますので、予め御理解を賜りたいというふうに思います。

2点目が、3町村合併した場合の合併の意義、これは3部構成になっておりまして、合併の必要性、効果、あるいは懸念される事項について、取りまとめを行ったものであります。

この合併の効果の中には、財政推計も含まれているところであります。

3点目が、新町の将来像・方向性でありまして、合併して新たな町になることで期待される将来像、あるいはその施策の方向性というものの取りまとめを行ったところであります。

このお手もとにお配りしておりますダイジェスト版につきましては、今申し上げた点を中心に取りまとめたところでございます。

それでは、ダイジェスト版の方をお開きいただきたいというふうに思いますけれども、2ページ、3ページにつきましては3町村のそれぞれの現状、あるいは3町村のこれまでの歴史について整理を

いたしたものでございます。

続きまして、4ページ以降7ページまでが3町村の合併の意義でありまして、一つには合併の必要性を5点にまとめたものでございます。

これは社会潮流、世間一般に言われております社会潮流による必要性、あるいは3町村の地域特性による必要性というものを5点にまとめたものでありまして、地方分権でありますとか、日常生活圏の拡大、あるいは少子高齢化、行政基盤の強化というのは、世間一般に言われております社会潮流から見た必要性でありまして、豊かで魅力あるまちづくり、これが地域特性からみた必要性でありまして、農業を基盤とした地域産業を図っていく、そういう必要性があるだろうということで、1項目掲げているところでございます。

次に5ページに、期待される合併の効果を整理しておりますけれども、これは合併の必要性と裏腹にあるものでございまして、3点掲げましたけれども、一つには行政能力の強化、サービスの向上であります。これは合併によりまして、専門的職員の配置、あるいはサービス提供を直接担当する部門を手厚くすることが可能となる。このことによってきめ細かいサービスの提供ができると、あるいは社会福祉施設等の選択肢が拡大する、あるいは公共施設がこれまで町村が違うことで利用できなかったものが、その枠を超えて利用することができるといった点で、利便性の向上が期待できるというものでございます。

2点目が、広域的視点に立った一体的・効果的なまちづくりの推進でありまして、道路情報通信網などにつきましては、一体的・効果的な整備が可能になるということで、公共施設の効率的活用、あるいは均衡のとれたまちづくりの推進が期待できると。

また、合併によって住民が多くなるというようなことから、住民活動の広がり・多様化によりまして、住民参画、あるいは協働のまちづくりに一層の期待がもたれるというものでございます。

3点目が、財政基盤の強化。これは経費の大幅な削減が可能になるというようなこととあいまって、財政基盤の強化、効率的な財政運営が期待できるというものでございます。これにつきましては、後ほど財政シミュレーションが10ページ以降にありますので、その中で詳しく御説明をさせていただきますというふうに思います。

続きましては6ページ、7ページが合併に際して懸念される事項につきまして、特に合併によって今いる議員が減ってしまうとか、今、三つの役場本庁舎があるのが一つになってしまうだとかといったことで、非常に地域の声が届きにくくなるというような懸念が、どちらかという村の方にそういう懸念がございます。そんなことから、これら懸念される事項について提起をしまして、解決の方向性というものを提示して整理したものでございます。

1点目が、住民サービスが低下したり、費用負担が増大するのではないかと懸念でございます。

確かに、今まで経済状況が右肩上がりの時代におきましては、合併においては、サービスは高く、負担は低くといったようなことで、事務事業、あるいは住民サービス、負担の一元化が図られてきたというような経過がございます。しかし、現時点におきましては、このようなサービスは高く、負担は低くというような一元化を図っていくことで、即、財政破たんを来す恐れがあるだろうといったことから、住民に不公平感というものを与えない、あるいは健全な行財政運営を図る、受益と負担の適正化を図っていくといったことを総合的に勘案しながら、合併後の住民サービス、あるいは負担というものを決めていく必要があるだろうということでございます。

2点目が、行政区域の拡大と議員数の減少により、地域住民の意見が反映されにくくなるのではないかと懸念がございます。これにつきましては、一つの方法としましては地域審議会の設置、これは合併特例法の中で地域審議会というものがあるのが定義付けされておまして、役割としましては、この※印のところに書いてありますように、合併前の旧町村の区域を単位として設置することができる。新町建設計画など、その地域振興にかかわる意見、あるいは予算に関する意見要望を申し述べることでできる組織でありまして、自治法上でいいますところの附属機関の位置付けになるものでございます。これらの地域審議会の設置などを通して、地域住民の意見を十分に反映させるような仕組みづく

りが必要であるとするものでございます。

3点目が、一部地域だけが発展しその他地域が寂れてしまうのではということではありますが、これも前の件と同様、地域審議会の設置等を初め、地域住民の意見を反映する仕組みづくりを進める必要があるだろうとするものでございます。

7ページにいきまして、役場が遠くなって不便になるのではないかとということでもあります。今、第2回、第3回の任意協議会で調整方針が決まりましたけれども、それによりますと、幕別町役場を本庁舎、2村の役場庁舎については総合支所というような形をとっておりますけれども、このような形態をとることで、今の役場において大半のサービスを受けることが可能となるものであります。

5点目が、各地域への愛着や歴史が失われたり、地域のコミュニティが衰退するのではということではありますが、このことはそもそも合併とは別なものでありますけれども、合併後におきましては、各地域の歴史文化・伝統等について、十分意を用いたような施策を打つ必要があるだろうということでございます。

6点目、最後でありますけれども、行財政の効率化により行政サービスの低下につながるのではということでもありますけれども、行財政の効率化につきましては、職員の資質向上を図るとともに、事務の効率化、あるいは行政サービスの適正化など、総合的な視点で計画的、段階的に進めていくべきであるとするものでございます。

次、8ページ、9ページをお開きください。

新町の将来像と方向性であります。

この新町の将来像と方向性を策定するに当たりましては、現在3町村で総合計画をそれぞれもっております。それとともに、現在、まちづくりに力を入れている点、特色というものがございます。これらをベースにして、新たな町になることで期待される将来像とまちづくりの方向性というものを10本の柱、基本目標として定めるとともに、それぞれ4本ずつ施策の方向性を示したものでございます。

これにつきましては、仮に今後、法定協に入るといふことになれば、合併特例法に基づきます新町建設計画というものを策定しなければならないということになりますけれども、これに反映していく一つのポイント、エキスといいますか、そういうものになるわけでございますけれども、新町建設計画を策定するに当たりましては、これを元にしながらも、住民アンケート、あるいはワークショップ等により、住民意向を取り入れて策定していくというような段取りになろうかと思っております。

この中で特徴的なことを10点の中で申し上げますと、一つには、1番目にあります北海道に誇れる特色ある足腰の強い農林業ということで、いずれも基幹産業は農業であるというようなことで、北海道の食糧基地を目指すくらいのもちづくりを目指していきたいなという思いがここに込められているところでございます。

それと、右側に地域格差の解消ときめ細かな行政サービスを展開する町ということで、やはり3町村が合併することで、地域格差がなく均衡ある発展が臨めるようなまちづくりをしていかなければならないということを掲げたものでございます。

それと、都市と農村が共生する住民との協働のまちということで、右側の中ほどにございますけれども、これはやはり農村地帯の特色を生かしたまちづくりを進めていくべきであるという思いをここに込めたものでございます。

続きまして、財政シミュレーション10ページ以降になります。

この財政シミュレーションにつきましては、まず3町村の財政担当が積算した内容を事務局で考え方の統一、整合性を図ったものでございます。

それと、シミュレーションそのものは、普通会計のシミュレーションになっておりまして、本町で申し上げますと、国保・老健・介護・簡水・下水・個別排水・水道、これらの特別会計を除いておりまして、言ってみれば一般会計と公共用地特会、この2会計を普通会計と言っておりますけれども、これのシミュレーションであるということでございます。

この理由につきましては、特別会計はそもそもその特定の目的に従って設置をし、受益者負担とい

うものを原則として独立採算をしているというようなことから、それらについては入れることが適当でないということで普通会計ベースでやっている。

ただし、これら特別会計に対します一般会計からの繰入金については、一定の伸び率を見込んだところでございます。

それと、これは調整方針で出てまいりますけども、新設合併を基本とするということになっておりますことから、新設合併を前提とし、しかも合併期日を平 17 年 3 月 31 日までの合併特例法によります特例を受けられる期間内の合併を前提としているということで、これに伴ういろんな財政支援措置を盛り込んだものであります。

それと、推計期間につきましては、平成 32 年まででございます。

これは、普通交付税の合併算定替えというのがございまして、これが 15 年間ということがございます。そんなことから、16 年目まで出してみないと収支がわからないだろうというようなことで、かなり 16 年先を推計することは難しいのですけれども、あえて合併算定替えが切れた翌年まで推計期間にしたいということでございます。

それと、財政シミュレーションを策定するに当たっての基本的な考え方を 11 ページの右上に掲げてございます。

1 点目は、シミュレーションに当たっては、現時点での制度を基に将来予測を行ったということでございます。一部行革の考え方も入っておりますが、これは後ほど考え方という A 3 版の用紙に取りまとめてございますので、そこで個別事項として申し上げたいというふうに思います。

2 点目が、収入や支出など、個別項目をまとめて推計したり、一定の増減率を使って推計したということでございまして、例えば、言っていることは、使用料というものを見たときに、実は使用料というのは個々の公の施設、公共施設 1 本 1 本の積み上げによって最終的に使用料ということになりますけども、それを 1 本 1 本推計する意味合いというのはさほどないということで、使用料というくくりの中で一定率を乗じて推計をしたということでございます。

3 点目につきましては、今後の税財源の委譲、いわゆる三位一体改革でございますけれども、これら内容の不透明なものについては、盛り込んでいない、考慮していないという点でございます。

それでは、A 3 版の財政シミュレーションの考え方、2 枚ものでございます。これをお開きいただきたいと思っております。

ここでは、1 枚目に歳入、2 枚目に歳出、それと左側に科目が入っております、単独の場合と合併の場合を比較した表になっております。

まず歳入から説明を申し上げますけれども、地方税につきましては、伸び率 0.99 から 1.01、それぞれ税目が違いますけれども、0.99 から 1.01 ということで、ある程度経済状況を勘案しながら率の設定をしたところでございます。

合併後についても同じ考え方で、0.99 から 1.01 の伸び率の設定をさせていただいたところでございます。

次に、分担金・負担金の普通建設分とありますけれども、これについては普通建設分充当予定額を単独の場合、計上しました。合併の場合も充当予定額を計上したのですが、これらの負担金、合併特例債に振替可能なものが出てまいります。これらについては、合併特例債に振り替えて推計をしたということでございます。

それと、次、繰入金が 5 番目くらいにありますけれども、この H15 以降の収支という欄でございまして、普通であれば当該年度の予算について、収支の均衡が取れない場合、繰入金を充当して収支を合わせるという手法をとりますけれども、この推計に当たりましたは、単年度収支はそのまま赤字を出して、繰入れという部分をしないで、基金残高で赤字を埋めるという形をとったところでございます。合併後も同じであります。

繰越金も今、申し上げました繰入金と同じような考え方で、繰越しをしない。黒字がでて繰越しをしないでその分は基金に積み立てる。赤字がであれば当然基金から充当する。そういう考え方をとっ

たところでございます。

次に、中ほど下に地方交付税がございます。この中のまず普通交付税でございますけれども、普通交付税につきましては算定上、基準財政需要額の中の経常、投資、それと公債費という3本に積算が分かれておりますので、それぞれに推計増減率というものを設定したところでございます。需要額の経常でいいますと、0.985から1.0、需要額の投資でいいますと0.96から1.0、公債費につきましては、それぞれ算入額というものがそれぞれの町で計算できますものですから、その見込み額を積算したということでございます。

これに対しまして合併後につきましては、3町村の平成14年度の基礎数値、交付税に使われます基礎数値を基に、一本算定、要するに一つの町になったとして算定をする。これを一本算定と言っておりますけれども、一本算定し、その数値にこの左側にあります経常、投資、公債費、それぞれに掲げる率を増減させまして積算をしたということでございます。同じ率を使ったということでございます。

それと、人口増減に伴う影響額を加減したということでございます。交付税を算定する上での測定単位、人口のものが多数ございます。これは人口が増える、減るによってかなり交付税に及ぼす影響が大きいというようなことから、計算上、測定単位が人口のものを合算しまして、一人当たりの単価を計算しまして、国勢調査による増減数に乗じて計算をしたということでございます。

国勢調査につきましては今後、平成17年、22年、27年というふうに国勢調査が行われますが、交付税の反映につきましては、調査の1年後、したがって平成18年、23年、28年ということになります。この年から人口推計に基づく算定をしていくということでございます。

ちなみにこの人口、どれを使ったかといいますと、実は昨年、道が212市町村の人口推計をいたしております。それがダイジェスト版の14ページの下に、推計に用いた将来人口というのを載せております。この道が公表した人口推計に基づいてこの交付税の人口については増減を設定したということでございます。

それと次に、特別交付税でありますけれども、特別交付税につきましては、22年までについては毎年3%削減、23年度以降につきましてはマイナス0.6%削減という形で設定をしたところでございます。合併後も同じでございます。ただし、合併後につきましては、特例法によります支援措置がございます。それを受けるとして、その分を算入いたしております。

次に、地方債でございます。地方債の中で臨時財政対策債が地方債の一番下にありますけれども、これにつきましては平成13年度から15年度までの臨時的な措置というようなことで決まっております。これは15年で終わってしまうことで、その後の地方財政状況非常に破たんを来すというようなことがうかがわれるというようなことから、16年度以降も引き続き、制度として残るだろうというような仮定をいたしたところでございます。

ただし、15年度までにつきましては、臨時財政対策債の償還費については、後年度交付税100%算入ということでございますけれども、16年度以降につきましては、毎年20%ずつ削減し、交付税措置は全くなし、ゼロと、単なる借金という見方をいたしたところでございます。

次に、備荒資金、下から3番目でございますけれども、備荒資金につきましては災害時に備えて積立てをしているものでございますけれども、これは普通分と超過分というふうに分かれておまして、普通分が限度額1億5,000万円、これを超えますと超過分の方にまわって積立てされていくということになっております。この超過分については、つまり1億5,000万円を超える分については基金残高に足していくという考え方をとったところがあります。

合併後につきましては、17年に合併して一つの町になるというようなことから、それぞれ今は1億5,000万円の普通分を持っておりますけれども、早い話が、二つの町の分3億円が普通分からはみ出てきますので、それを超過分として積み立てるといった形をとっております。

それと、合併後の1番下の欄でございますけれども、限度額の16億5,000万円を対象に起債を起し基金残高に算入すると、これは合併特例債を使った地域振興のための基金というものを増設することができるようになっております。この基金を16億5,000万円の基金を造成して、それを積み立てる

と、それが基金残高に入っているということでございます。

続きまして、歳出であります。

まず、人件費ですけれども、単独の場合、職員給、職員につきましては、15年4月現在の職員数を基礎としまして、退職者60歳定年による退職者に対して、一定の補充率で採用者を積算したということでございまして、通常であれば100%補充ということになるかと思えますけれども、ここでは、ある程度行革の考え方を入れています、7割程度の補充率で推移させるということで設定したところでございます。

これに対しまして、合併の場合でございます。先ほど申し上げましたように、庁舎については幕別町役場本庁舎、他の2村に総合支所を置くという考え方でございます。その結果、本庁舎については、類団の数値を基に、適正数というものを設定いたしまして、それプラス二つの総合支所に配置される職員数を加えた職員数を適正数というふうに設定をいたしました。この結果、適正数を279人というふうに設定をしたところでございます。

この279人になるまで、18年以降については、退職者の5割を補充するというところで段階的に定数を減らしていくという考え方をとったところでございます。

それと、定期昇給につきましては、2.5%を見たということでございます。

また、退職者一人当たりの影響額は1,050万円、新規採用者一人当たり400万円ということで設定をしたところであります。

次に委員・議員・特別職でありますけれども、単独の場合はそのまま在職するというようなことから、15年度支出予定額をそのまま32年まで計上したと。これに対しまして合併の場合であります。まず議員につきましては、議員の場合は原則論、あるいは定数特例、あるいは在任特例という選択肢がございますけれども、その中の2年間在任特例を選択すると仮定をいたしまして、2年間は現在の3町村44名の議員がそのまま在職すると。その後、19年以降は法定定数が26名でございますので、26人で積算をして、単価については現在の幕別町議員報酬を基に計算をしたということでございます。

次に、委員でございますけれども、委員につきましては、人口が増える、行政区域が増えるといったことから、ある程度委員の人数の増、あるいはその新たにできるものというものを想定されるのではないかというようなことから、現在の幕別町の支出額の2割増しで積算をしたところでございます。

続きまして物件費でございますけれども、単独の場合につきましては、16年から22年までは0.995、23年以降につきましては1.0。これに対しまして合併の場合につきましては、合併当初かなりの削減が見込まれるということもあります。そんなことから18年から22年までについては0.99、23年から26年までは1.0、27年以降につきましては逆に増えることも考えなければならぬだろうというようなことで、1.005の数値を設定したところでございます。

それとその下でありますけれども、合併により発生する協議会経費、これは、合併は17年なのですが、合併するとした場合については15年、16年度に予算支出がでてまいりますので、それを勘案しているわけなのですが、協議会経費、あるいはシステム統合などの合併移行経費、あるいは新町になってからの要覧、パンフレット、印刷物の修正なんかもあります。これらの臨時的な経費を見込んだということでございます。逆に合併直後にはどうしても職員に余剰が出てまいります。この職員の配置を、今臨時職員が当たっている、臨時職員が業務をしているところ、あるいは施設管理委託等もございまして。これを直営に切り替えるということも想定をしたところでございます。

さらに、コンピューター管理経費など、これは1か所になった場合に節減できる経費でございますので、これらの節減経費も推計に反映したということでもあります。

次、補助費についても、今申し上げました物件費と同じ考え方にたって、同じ数を使ったところでございます。

普通建設事業ですけれども、単独の場合につきましては、17年までは本町もそうでありまして、3か年実施計画がございまして、17年までについてはそれに基づいて計上をいたしましたところでございます。その後の18年以降につきましては、必要最低限の施設、特に箱物整備というのは一定程

度終わったのでなかろうかというようなことで、最低限必要な経費を計上したということをごさいます。合併後も同じ考え方にたっております。ただし、合併後の場合については、合併に伴って発生するシステム統合に係る経費、システム統合、これ4億5,000万円くらいというふうに言われておりますけれども、これらの経費ですとか、公共施設の改修経費、5,000万円程度でありますけれども、これを計上したところでございます。

それと、積立金が下から5番目くらいにありますけれども、これは基金の利子分として計上したものでございます。合併の場合については、同じ考え方でですけど、新たに、先ほど申しあげました地域振興のための基金16億5,000万円の造成をしますので、これに係る利子の積立てについては、基金の増減で調整をしまして、積立てをして基金に積み立てるという方式ではなくて、基金の増減によって調整をしたということをごさいます。

以上、個別の科目におけますシミュレーションの考え方を御説明しましたけれども、これらを踏まえて、10ページから12ページまでのシミュレーションを策定したということをごさいます。ダイジェスト版の方にお戻りいただきたいのですが、そうした場合、幕別町がどうなるかというのは12ページのグラフに示しております。

幕別町の場合につきましては、このグラフの見方なのですが、棒グラフが単年度収支を表しております。折れ線グラフが基金残高を表しております。これによりますと、平成16年以降、棒グラフがゼロからマイナスの方にきておまして、ずっと単年度収支がマイナス、赤字であることを表しております。これは平成29年まで赤字が続くと。30年になりまして好転をして、その後3年間は黒字が続くというような推計になっております。

この結果、基金は当初、平成14年現在で言いますと、33億円の基金ありますけれども、これがずっと赤字補てんをしていって、平成32年には逆にマイナスの23億円になるといった結果になったところでございます。

10ページの方にお戻りいただきたいのですが、10ページのこのグラフにつきましては、先ほどの12ページで3町村の分がありますけれども、これを合算したものが10ページのグラフでございます。

これにつきましては、平成16年度以降歳入不足となりまして、基金残高は平成23年、3町村足した場合であっても平成23年に赤字、32年度には累積赤字が80億円になるという推計結果になったところでありまして、ちなみに平成14年には87億円あった基金が、平成32年にはマイナスの80億円になるといような結果でございます。

これに対しまして、合併した場合が11ページのグラフでございます。これによりますと、平成20年から24年度までが棒グラフ、ゼロから下にきております。これは12ページの3町村のグラフを見ても明らかなのですが、3町村とも非常にこの時期は財政状況が悪化している時期でございます。これらが反映されていると。一方、合併の効果というのが、即、表れないといったことがありまして、5年間は、単年度収支は赤字が続くと。しかし、25年度からはその後ずっと黒字になって、この結果、基金残高を見ますと、合併時の平成17年は94億円、これではちょっと読み取れないのですが、94億円のものが、平成32年には90億円と、ほぼ合併時の基金残高を回復するといような結果になったところでございます。

次に、13ページに合併による削減効果のうち、非常にわかりやすい例として人件費が非常にわかりやすいものですから、人件費の例をここに挙げたところでございます。

一つには一般職の部分でございますが、平成15年4月1日現在、356人の職員数がおりますけれども、これを本庁、総合支所という形態をとって、適正数279人という設定をしたところ、32年までには11億6,000万円の削減が見込まれるというものでございます。

2番目が特別職でございますけれども、特別職の場合には一番端的に合併効果が表れるわけでございます。

ちょっと言い忘れましたけれども、この削減額の金額には給料や報酬のみならず、共済費、あるいは退職手当負担金も含めて人件費といっておりますので、ちょっとこの特別職を見ますと、一般職で11

億円なのになんで特別職は17億円だという、ちょっとおかしいのではないのかと思われるかもしれませんが、この主たる要因といいますのは、特別職の場合4年ごとに退職金が精算されるというようなことから、非常に退職手当負担金が高率になっているというようなことで、町長でいいますと給料の3割が退手の負担金になっているというようなことがあります。人件費がそういう部分で高くなっていると。それと、すぐ合併効果が表れるというようなことで、17億6,000万円になったというものでございます。

3番目の議会議員でございますが、これは先ほど申し上げましたように2年間の在任特例を設定したところでございまして、19年からは26人の法定数という設定でございまして。その結果8億4,000万円ほどの削減が見込まれるだろうということでございます。

14ページについては、物件費、補助費等、一時的にかかる経費、あるいは17年度単年度なのですが、削減が見込まれる経費を掲げたところでございます。

次、15ページになりますけれども、やはり国・道からの財政支援というのはかなり大きいものがございまして。そこで、この国・道からいただきます支援というものを15ページ、16ページでまとめたものでございますけれども、1番、2番が国、あるいは道からの合併補助でございまして。

対象につきましては、国・道とも同じでございまして。市町村建設計画に基づいて行う事業で、地域内の交流・連携・一体性の強化のために必要となる事業に対して補助が行われるということでありまして、国の場合は3年間という期限はありますけれども100%補助であります。これに対しまして道の場合につきましては、補助率が2分の1ということ、さらにハード・ソフトに分けてそれぞれ上限額、下限額が定まっているというところが違っております。

3番目が普通交付税でありまして、①が合併補正、②が合併算定替えでございまして。

①の合併補正につきましては、合併直後に必要となる臨時的経費について措置がされるということで、5年間6,100万円ほどなのですが、5年かけまして3億1,000万円程度の措置がなされるということでございます。

②が合併算定替えでございまして、本来であれば合併をしますと一本算定、先ほど申し上げましたように合併後の町として算定をするわけなのですが、そうしますと交付税が自ずと減ります。そんなことから、旧3町村でそれぞれ算定した額を10年間は保証しましょうと、さらにその後5年間につきましては、段階的に差を縮めていって9割、7割、5割、3割、1割ということで激変緩和をしていくということで、16年目に一本算定になっていくと、こういった合併算定替の措置がございまして。

続きまして、16ページが特別交付税の措置でありまして、①が合併に対する特別交付税措置であります。これは、合併を機に行うコミュニティ施設等の整備に対して、包括的に措置されるものでありまして、3年間で4億2,000万円の措置がなされるものであります。

②が合併移行経費に対する措置でありますけれども、これは主として電算システム統合等の経費について、かかった経費の半分が措置されるというものであります。

5番目が地方債、①が合併推進債、②が合併特例債であります。

これは、合併の期日を境にしまして、その前が合併推進債、その後が合併特例債であります。

合併推進債につきましては、今、財政シミュレーション上、全く予定をいたしておりません。合併特例債については予定はしておりますものの、今回の財政シミュレーションに当たりましては、新たに合併のために事業を起こす考えはもっておりません。既存の事業に有利である合併特例債を充てます、振り替えますという考え方にたっております。

そんなことで、借りられる上限額というのは、ここに書いてありますように94.1億円が借りられますが、シミュレーション上は81億円程度と。そういうことになりますと10年間ですから1年に直すと8億円程度と。の合併特例債を見込んであるというものでございます。

(2)が地域振興に対する基金造成について、これも合併特例債の対象になるということで、これは確かに償還はありますものの、7割の交付税措置がありますので、3割の償還費をとっておけばはいいただくお金だという考え方がありますので、これは丸々15.6億円を借りるという考え方にたつて

おります。

次に、17 ページ以降が協議項目の調整方針をまとめたものでございまして、19 ページまでが合併協定項目に挙がってくる項目、20 ページ以降が住民負担とサービスがどのようになるかということを整理したものでございます。

まず、17 ページの初めから御説明させていただきますけれども、合併の方式につきましては新設合併を基本とするものでございます。

期日につきましては、特例法の期限であります 17 年 3 月末の合併を目指します。ただし、今法改正が予定されているようでございますので、法改正があった場合につきましてはその期限内、いわゆる特例が受けられる期限内の合併を目指すというものでございます。

新町の名称につきましては、これはもう法定協議会で決めるのが通例でございますけれども、一般公募という手法を取り入れて、住民の意見を募って、その新しい町の名前を法定協議会で決定するというものでございます。

新町の事務所・出張所につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、幕別町に本庁舎、2 村に総合支所を置くというものでございますけれども、ここで、総合支所という言葉の定義なのでありますけれども、実はこれ法律上の言葉として総合支所という言葉はございません。自治法上は支所、出張所という言葉を使っております。

そこでいう支所といいますのは、法律上、総合的なサービスを提供する役所であるということで、一部の窓口サービスのみを提供するようなどころにつきましては、支所ではなく出張所だと。そういう定義がございまして。

それで、ここで単に支所という言葉をつかいますと、十勝管内見ましてもそういう総合的にサービスを提供する支所と呼んでいるところが実はございません。そんなことから単に支所と言ってしまうと、せいぜい 7～8 人職員がいて、窓口業務だけを提供するような場所だと、そういうような誤解といいますか、そういうような考え方をされる場合もありますことから、あえてここでは総合支所ということで、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する、それを総合支所ということで、総合という言葉をあえて付けたところでございます。

次、18 ページになりますけれども、財産の部分でありますけど、一点御訂正を頂きたいのですが、3 町村の財産権・債権となっておりますけれども、債権を債務に御訂正をお願いいたします。

財産につきましては、財産とその負の財産であります債務について、すべて新町に引き継ぐとするものであります。

地域審議会の設置につきましては、これは 9 町村を単位として設置が可能なのですが、必ずしも置くかどうかということはわからない部分がございますから、地域審議会を必要に応じてという、必要に応じてという言葉を入れまして設置するとしたところであります。

公共的団体につきましては、これは団体の意向が何よりでございますけれども、同じ目的の団体が複数存在するというのはやはり好ましくないだろうというようなことで、団体の意向を踏まえながら統合するよう調整に努めるとするものでございます。

それと議会議員の定数任期報酬、これは説明する必要はないかと思っておりますけれども、選択肢としては、①が原則に基づく選挙、②が定数特例を活用した設置選挙、③が 2 年以内の在任特例を行った後一般選挙を行う。こういう選択がございまして、やはり議員の定数、任期の取扱いにつきましては、どこを見ましても、これは議会側の議論に委ねるということでありますので、ここでは選択肢を挙げまして、法定協議会において検討を進めるとしたところでございます。

次、19 ページになりますけれども、一般職の職員の身分の取り扱いについては、これは特例法の中で保証がされておまして、新町に身分を引き継ぐものとする。ただし、定員の管理、あるいは給与の格差是正については合併後速やかに是正を図るとするものであります。

特別職の身分につきましては、これは新設合併でございますので全員失職でございます。したがって、町長は 50 日以内に選挙、助役・収入役・教育長につきましては、町長が議会の同意を得て選

任をするということになっております。給与については類似団体の給与を参考として法定協で検討をしますというものであります。

次、補助金でありますけれども、これにつきましてはそれぞれの町で従来からの経緯等があつてなかなか複雑なところがありますけれども、それら経緯も踏まえながら、公共的必要性・有効性・公平性などの観点からそのあり方について検討をするとするものであります。

次に、一部事務組合等であります。これは3町村を見ますと、消防・ごみとってみましても組合が東十勝、南十勝ということで異なっている。あるいは機関の共同設置、介護保険の認定審査会でありますけれども、機関の共同設置をとりましても、東十勝、南十勝というふうに異なっているというような、そういう実態がございます。今、この十勝管内的なその合併の動きを見ますと、恐らく枠組みが変わってくるのではなかろうかというふうに予想されます。そんなことから、それらを踏まえた中で、法定協の中で検討するとするものであります。

20 ページからが住民負担とサービスがどうなっていくのかというものを整理したものでございます。市町村民税につきましては、入湯税のみ違っておりますことから、これは法定協の中で調整をするというものであります。

一番違いがあるのがやはり国民健康保険税でありまして、これは、ここにケース1、2、3ということで三つのケースを並べておりますけれども、これはお断りしますけれども、必ずしもここに何十人もいるということではなくて、ひょっとしたらこのケースに当てはまる人がいないかもしれませんけれども、設定のしようがないというようなことで、三つの、所得が低く資産がない方、それと所得が300万円で資産がある程度ある程度ある方、それと所得が多くて資産もたくさんもっていらっしゃる方という三つのケースを挙げて、これだけ違うのだよということの比較をしたところでございますけれども、必ずしもここにそういう該当する人がいるかどうかは、ちょっと確認はとっていないものであります。

いずれにしても、かなりの倍近くの差が生じております。そんなことから、これは、地方税は合併特例法の中で5年以内、不均一課税が認められておりますことから、5年以内は不均一課税としまして、段階的に差を縮小する方向で法定協議会で検討するとしたところであります。

続きまして介護保険料でありますけれども、介護保険料につきましては、今の保険料率が15、16、17年度の3年間の保険料率ということで定まっております。したがって、合併年度と17年度は現行のままとしまして、18年度から新たな新町におけます保険事業計画に基づく保険料率に統一していくというものであります。

次に、老人・母子・乳幼児から各種証明定手数料、各種健康診断、福祉サービスと自己負担、保育所と幼稚園、これらにつきましては差がさほどございません。そんなことから合併時に統一するという調整方針としたところであります。

そこで、大変申し訳ありません。訂正をお願いしたいのですが、23ページの中ほどに、その他の保育事業で、幕別町のへき地保育所の保育料の欄なのですが、3歳未満児月額7,000円、3歳以上児月額3,500円とありますけれども、この3歳未満児、3歳以上児を削っていただきたいと思ひます。ここは月額7,000円でありまして、二人目以降が月額3,500円ということになっておりますので、3,500円のところは二人目以降というふうに書き加えていただきたいと思ひます。

続きまして、24ページ、給食費につきましてもほとんど差異がございませんことから、合併時に統一するという調整方針を出しているところであります。

ごみの収集料金でありますけれども、まず収集回数については合併時に統一をします。料金についてはいいますと、更別村が本日から有料化。忠類村が16年の4月1日から有料化が予定されていると。本町におきましても検討はされている最中というようなことで、これは料金については合併後、速やかに統一する方向で、法定協議会において検討するとするものであります。

収集体制、処理施設。これにつきましては加入している一部事務組合が違いますことから、これらも踏まえた中で、法定協議会で検討するというものであります。

25 ページになります。除雪の体制については、忠類だけが出動基準 8 センチということで、幕別、更別が 10 センチということで異なっております。これについては合併時に統合するとするものであります。

上下水道料金につきましては、これはやや差がございます。そんなことから合併後 5 年以内で段階的に統一するというので、そういう方向で法定協議会で検討するとするものであります。

以上、第 2 回、第 3 回任意協議会で協議された事項をダイジェスト版にまとめ、その主たる内容について御説明を申し上げたところであります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、この際、休憩をとりたいと思います。

この時計で、2 時 20 分までの休憩をとります。

(14:06 休憩)

(14:20 再開)

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、休憩を解いて再開いたします。

議事進行の中で、先般公共施設を視察したんですけど、その中身についても質問があれば承りたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは何か質問ありませんか。

千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 前段、助役の方から法定協に移行する時期問題が言われてましたが、町長、10 月中に任意協から法定協に移行させたい、これは 1 町 2 村がそういう流れで来たのだと思うのですけれども、その後一部の自治体で理事者が進めようとしている方向でない動きがあるやに、新聞報道ですけどね。これで助役の説明によりますと、当初予定していたんだけど遅れる可能性がある。そこで当初 10 月中に法定協議会を立ち上げたときには、道からの職員を派遣するというようなことがあったかと思うのですけれども、これは延びた場合、延びる原因についてはそれぞれあるでしょうから、ここで私は言いませんけども、延びた場合、その人的な派遣を受けられるのかどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、このダイジェストの中のことなのですが、18 ページに地域審議会の設置と書いてありますけれども、これ通常我々が言うと審議会ですから、何がしかのことに對して諮問があつて、それに対する答申をするという、その程度の役割だと押さえておりますけども。そうするとですね、自治組織、一定の旧自治体の中にどの程度権限を持つのかわかりませんが、自治組織を認めるやの報道もあったかと思うのですけども、その辺との違いというのでしょうか、こういう審議会ではなくて、ある程度の権限を持たすような自治組織も、この合併特例法の中に含まれているのかどうなのか。その辺ちょっとお伺いします。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、人的派遣の関係でございますけれども、これは高橋知事の報道が一部新聞に載っておりましたけれども、その後、十勝支庁を通じまして確認をいたしましたところ、今年中に法定協が設置された場合については、職員の派遣を認めると。ただし、派遣時期につきましては来年の 4 月になるだろうということが一つと、もう一つは相互派遣といった形になるだろうということでした。

2 点目の地域審議会、あるいは地域自治組織の関係でございますけれども、地域自治組織につきましては、今年の 4 月 30 日に地方制度調査会の中間報告で出てまいりました。これにつきましては、11 月に最終報告がされるということになっておりますけれども、そこで、同様の考え方が出てくるかどうか、その辺はちょっと今のところはわからないと。ただ、中間報告で出てまいりました地域自治組織につきましては、行政区タイプと特別地方公共団体タイプとあって、特に特別地方公共団体タイプの場合については、そこに議員を置くような形、自治体の上に自治体を設けるような、そんなような考え方が出てまいりました。

いずれにいたしましても、これは新たに 17 年 4 月 1 日以降、なお一層合併を進めるための新たな

方策として出てきたものでございまして、これにつきましては現合併特例法に謳われているものではございません。

地域審議会につきましては、合併特例法上規定されております、諮問に応じて答申をする、あるいは自ら意見を申し述べるといった役割を担う附属機関の位置付けがされているところでございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） わかりました。地域審議会についてはそういう形の審議会だということで押さえておきたいと思います。

それと、詳しい任意協議会のそのやりとりの中で、我々よくわからないのですけれども、新聞等でしか知ることはできないのですけれども、なかなか率直なところ、皆さん方も新聞を見たかと思うんですけど、例えば本庁舎の位置の問題ですとか、我々が考えるとすんなり落ちるのかなというか、どこになるにしてもですよ。なかなか一回の協議会の中では決められなかったという、難しいものだなというように、相手があることですから仕方ないのですけれども。

ここは特に理事者が我が町の代表としていっているわけですから、やっぱり我が町、これは交渉ごとというか、デリケートな部分もあったり、非常に難しい部分はあるのだろうと思うのですけれども、個々のことは別として、総体としてやはり大きな、うちが一番大きな町ですから、それは相手に対する配慮、そういう心遣いもあるのだろうと思うのですけれども、やはり町民のことを考えれば、譲るところは譲る、譲れないところは譲れないと、やっぱりそういったきちとした、しっかりした考え方をもって、当然、今、望んでいると思いますので、釈迦に説法かと思えますけれども、ここはやっぱり、我々もある意味町民の付託を受けてここに来ているわけです。そして今、町の代表として任意協に皆さん参加されている皆さんというか、何人かされているわけですが、特にその辺のことについては、町長、助役、ほかの人もそうですけれども、その辺の町としての考え方といえましょうか、そういったものをきちともって、譲れるところは譲る、譲れないところは譲れないといった、そういう対処といえますか、交渉ごとですからいろいろとありますけれども、その辺を十分配慮して臨んでいただきたいというふうに思いますし、また、望むべきかというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今のダイジェスト版でも説明させていただいていますように、決して今の段階でどこが有利で、どこが不利だというような決定の方針、調整の方針等もないと思います。

おっしゃるとおり、自ずと誰が考えても当たり前だ、妥当だと、町民の皆さんにもそのように受け止めていただけるような方針を定めていくために、私どもとしてはおっしゃるとおりの方向で進んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 2点についてお聞きしたいと思います。

一つは、今、町民の皆さんが非常に不安に思っている部分が、地域が非常に広がって、サービスが低下しないかという問題だとか、日常生活に不便を来さないかということが、非常にいろいろ出ているのですけれども、この中に非常に矛盾するのではないかなと思うことがあるのですよね。

一つは、期待される合併の効果というところには、行政能力の強化と行政サービスの向上というふうに書かれています。中には専門的職員が配置的なサービスの提供、直接担当する部門を手厚くすると書かれていますね。

それから次のページには、役場が遠くなり、不便になるのでは？のところでは、その合併後に支所となるけどもきちんとした機能は残すというようなことも書かれていますのですけれども、この中では人件費の削減効果というところにも触れていまして、合併をして職員を50%補充というふうに、先ほどもお話ありましたけども、こういう形で職員をたくさん減らして、実際にこういうふうに行政サービスは向上もするし、これまでの役場の関係なんかでも、不便がなく、今までどおりできるというふうに、そういうふうに言い切れるというものはいったい何なのか。その辺もお聞きしたいと思いますし、

あと幕別町だけでも本庁や支所もありますね。札内支所もありますし、そういうものはどういうふう
に考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、新町誕生までの流れ、最後のページに書いてあるのですけれども、これでどういうふう
にして新しい町を誕生させるのだというふうに出ているのですけれども、ここを見る限りでは、町民の
皆さんにどういうふうはこの合併に対しての考え方を問うのか、町民の皆さんの声を集約するの
かというところが何も書かれていないのですよね。その辺のことをやはり町長もこれまでずっと、町民が
判断することだというふうにしてきましたけれども、そここのところをもっと丁寧にきちんと町民にも問
う必要があるのではないかなと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 1点目がサービスが落ちないのかというようなことかと思えますけれども、
本庁、あるいは総合支所の人員配置につきましては、まず本庁につきましては、これ類団の数字が出
ておりますことから、それを参考に一つの設定をしたと、217人ほどなのですけれども、その設定をし
たと。

さらに、総合支所につきましては、それぞれの町から事務局に来ておまして、当然自分のところ
の町の状況というのは十分わかっていらっしゃる。そんなことから、どの程度、各課に配置するこ
とでやっていけるのかと。現況と比較しましてサービスが落ちない状況というのは何人程度かとい
うことを検討していただきまして、その結果、総合支所については、2村合わせて67人の配置をする
ことで、現状のサービス部門といいますか、サービス部門だけでなく、管理部門を除いた仕事が支障
なく行われるといった、そういうような結果になりまして、最終的な279人という目標数値が出た
ところでございます。

そうなりますと、当然、今356人おります。これが17年4月1日でも353人ということでありま
すから、相当数279人まで減らしていけると。そこで削減効果が生まれますし、専門的な職員とい
う点でいけば、配置を手厚くできるかどうかという点についてはもう少し詰めが必要なのですが、一
方で職員の資質向上というものも当然この中に謳っておりますことから、職員の資質向上と併せまして、
できる限りその窓口なり、福祉サービスに手厚く217人の中でまわしていくといった考え方をと
っているところでございます。

それと札内支所がどうなるかということにつきましては、現状、今までの協議の中では現状のまま
といったことで、特に論点としては触れてはいないと。ただ、今後、法定協に入りましたら、事務所、
支所、出張所の問題のほか、組織機構という協議項目が出てまいりますので、その中でさらに詰め
ていくことが必要だという認識を持っております。

それと、町民への周知でありますけれども、今後、法定協に入りましても、合併協議会だよりの発
行も当然いたしますし、ホームページも今の段階から開設をしております。

さらには、必要に応じてはその説明会的なことも必要なのだろうなというふうに思っておりますけ
ども、何といたしましても法定協に入りましたら、これは議会制民主主義に基づきます議会の議決を経
て法定協議会が設置され、その後の合併につきましても議会の議決をいただいて進んでいくとい
うことが、やはり大前提としてあろうかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 住民サービスのところなのですけれども、なかなか専門的職員の配置やサー
ビスの向上というのですか、それには今は余り答えなかったのですけれども、例えば3町合併とい
うふうになりますと、先日それぞれの施設を見学しましたが、それぞれに必要な施設が、例
えば老人福祉センター的なもののがかなりな職員を配置しながらそれぞれの町にある。そ
ういうところも含めてきちっとした専門職員の配置だとか、サービスの向上だとか、そ
ういうことも考えていきますと、本当にこういうふうには削減した中では非常に難しい
状況があるのではないかなというふうに思うのと、それからこれまで合併してきたところ
なんか見ますと、数年間は支所として存続をしているけれども、その後、大変財政が
厳しいということで、少しずつ支所の機能をなくしていったり、そういうふうな

のが実際に見られているのですよね、これまでの合併した中で。

そういうふうによく心配があるのではないかなというのを一つ思ったのと、それからもう一つ、先ほどの町民の声というところでは、私は町民に周知をするということは、まず大前提として必要だと思うのです。そしてその後、町民の声をどう聞くかという、そのところがやっぱり今、すごく欠けているのではないかなと思うのですよね。

今回のこれができるまで、これの説明会というのを幕別でいえばたった3か所ですよね。3か所に来てくれた人に説明をして、はい、これで終わりですというふうになるのでしょうか。それでは町民の声というのはきちっと反映されないと思うのですが、もっときめ細かく、本当に説明して意見を聞くのなら近隣センターごとにやるだとか、もっとやる必要があるのではないかなと思うのですがどうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 専門職の配置につきましては、総合支所と言いながらも、現況の役場機能のほかに、当然、施設を持っておりますので、それらの配置も含めた中で人数を設定したいということとございまして、そこをカットするという意味ではございません。

それと、町民の声については、3カ所しかやらないというようなこととございましてけれども、これは過去の住民説明会、あるいは出前講座を見ましても、数多く開けば来てもらえるということにはなかなかないというふうなことで、今回は来ていただける一つの努力としまして、各公共施設にポスター的なものを張って、施設の職員を通じて参加していただけるような呼びかけも行っているところであります。

○委員長（瀨瀬太郎） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 私は、今、過去のことに触れられてお話があったのですが、過去にも説明会とかやっていました。しかし、その過去のときと今のときとは、町民の考え方というのは自ずと変わってきているのだと思うのですよね。以前にやられたときは、本当に合併になるのだろうかという、まさかというような、そういうまだ自分たちの町民のものになっていない時期での私は説明会だったのではないかなと思うのですよね。

実際にこんなふうなスケジュールも決めて、2カ月、11カ月、6カ月というふうに進んでいくわけですから、なおさら私は丁寧に、もっと本当に一人一人の町民がどう思っているのか、本当に合併していいと思っているのか、それとも大変でも単独で頑張りたいという声があるのか、その辺のところもきちっとやはり問うべきではないかと思うのですよね。

繰り返しになりますが。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） その辺の方策については大変難しいのだろうと思います。

私どもとしては、大きな形で、今3か所開かせていただくことで準備を進めておりますけれども、町民の皆さんには、5人集まればいつでもうちから出向きますよという出前講座のお話もさせていただいておりますので、少人数の単位であっても丁寧な形で御説明をさせていただきたいという体制は常に持っているつもりであります。

ですから、何月何日にどこどこで開くという形が必ずしも人は集められるのかどうなのか。はっきり申しまして、過去にやった中ではゼロだという場所も確かにございました。ですから単純に周知するだけで人が集まるということにもならないのかなという思いもしておりますので、できる限り出前講座、本当に個人の住宅でも5人近隣の方が集まれば御説明させていただきますよというようなことの周知もこれから十分させていただきまして、できる限りきめ細かな御説明ができるような、そういう形でこれからも進めていきたいというふうに思っております。

それと、その中で、住民の声をどう今回の合併の中に反映させていくのか。この辺のところは両方の意見があるのだろうと思います。議会議員の皆様、うちは22名おられまして、個々議員の皆様の御判断も当然あるでしょうし、合併に向けても法定協議会の設置に向けてもやっぱり議会の議決、これ

にはそういう重みがあるということも私ども判断しておりますので、じゃあ、必ずしもその辺のところをどう考えて、どうその辺の整合性を図っていくのかというのは極めて難しいところもあるのだろうというふうに思っております。

決して住民の声を聞かないとか、それを無視するとかということでは決してございませんので、極力そういう中で、私どもとしては今までの流れからいって、2万5,000人いる住民の個々の意見までを吸い上げることはできませんけども、大きな声の町の流れ、いろんな意見を聞いた中では、今の進んでいる状況に圧倒的に多くの町民が反対しているというような押さえ方をしておりませんので、おっしゃるとおり丁寧な説明はこれからも必要だと思いますので、そのことには心掛けていきたいなというふうに思っております。

それと、前段のお話の中で、行政サービス、それから人的配置、これについてはおっしゃるとおり幾分矛盾に映る点があるかと思えます。じゃあ、しからば三つの町とも先ほど来シミュレーションでもお話ししていますように、じゃあ、単独で生きていけるだけの下地があるのかどうか、それをするためには、やっぱり住民サービスを今以上にどうカットして、住民負担をどう増やしていくのかということにも跳ね返ってくるのだろうと思えます。

だから現状は現状として全部残るのであれば、おっしゃるとおり合併する必要は決していないと思いますし、それで財政もやっていけるのであれば問題はないかと思えますけども、シミュレーションの中でも決して過大な見積りをして財源が足りないというふうにお示ししているわけでは決してございません。普通建設事業も平成14年度ベースでいえば30億円を超えるのを、今後半分以下の14億円から15億円くらいに抑えた中でも、これだけ歳入の不足があるという中では、それらの努力をしていかない限り自治体として残っていけないという現状もまた一方であることも御理解いただければなど。

ですから、おっしゃられることが全部可能で、今のままの状態が残れるとすれば、本当におっしゃるとおり合併をしなくてもそれぞれの町がやっていけるのだろうと思えますけども、そういう状況を超えて今やろうとしていることには、そういう背景もあることも御理解いただければなというふうに思えます。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 関連も若干あるのですが、先にこの財政のシミュレーションの考え方の中で何点か疑問に思うところがありますので、お伺いしたいと思います。

国の、いつも言っていますけれども、財政の確保が定かでないというのが承知の上でお尋ねしますが、御了承いただきたいと思うのですが、それともう一つ、今、同時にこのシミュレーション以外に資料いただきましたね。これはまだ目を通しておりませんので、これの裏付けになるのだろうと思えますが、そこで、ここにも示されているのだろうとは思いますが、わからない部分もあって、伺います。

まず一つは、ここで単独の場合と合併の場合のシミュレーションを大枠で出されましたね。

単独の場合をまず見てみますと、今、助役が相当な財政難になってくるということではありますが、どこの部分でまずその相当な財政難になってくるのか。歳入のどこが不足してこうなるのかということをお尋ねしたいと思うのですよね。

今、随分問題にされていますのは交付税、補助金、負担金ですね。ここで町が単独で見ているときには、経常、投資、公債費含めまして、0.985ないし1.0、推計的にはそんなに極端に下がるという推計ではございませんね。

それから、特別交付税、金額的にはこれはそんなに多いものではないと思いますが3%削減。これはちょっとパーセントとしては大きいかなと思うのですよね。それで大きく下がっていくものが見当たらない。強いていえば、先ほど御説明ありました地方債、ここで臨時財政特例債、これが平成13年からでしたか、なくなってしまうですね、15年で。それで、ただいろんな今、政府関係の発言を聞いてみますと、先ほども御説明ありましたけど、これはなくせないという。今まで交付税を削減してきたけれども、結局財政破たんを来せてはならないから、ここで、特例債で調整すると。十勝全体の

地方交付税なんかを見ましても、地方交付税そのものは下げられているのだけれども、特例債で補てんされて、町村間のばらつきがあっても、最終的にはそんなに大きな引下げにならない。

ただ、先ほど説明の中で、16年度以降は続くだろうと。しかし、16年以降はバックがない、交付税算定がないということを言い切られましたね。その根拠というのは何なのかということをお伺いします。

それから、合併の場合のシミュレーションの中の地方交付税で、ここでは3町村の基本数値を基に一本算定したってなりまして、係数は同じだと書いてありますよね。これは、係数は下がっていかないのでしょうか。というのは、基準財政需要額やすべては積算係数がありまして、それに基づいて算出されていますよね。この計数というのは、ずっと私たちは人口配分によって変わってくると。以前は4,000人以下からスタートして、現在は8,000人というふうに押さえていたのですけれども、これが町の規模が大きくなっていけばなっていくほど平均して係数は下がっていくというふうに、今まではなってきたと思うのですよね。

そうすると、幕別町の場合には今、人口、国調でいけば2万4,000人台で計算されてきているのでしょうか。これが3万人近くになりますと、当然その積算係数が変わってくるというふうに思うのですよ。そうすると、同じような数字を乗じて算出するということには問題が生じてこないのでしょうか。

私は、ここはもっと下がってくるのではないかなというふうに思うのですよね。

それと、全体に合併を行うことによって、いろいろ財政的な点で考えましたら。

まず先に、そこをお答えいただいてからにします。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず第1点目の歳入のどこが不足しているのかという点でございます。

これは、お手元にお配りしております財政シミュレーションの二十数ページからなる資料の中で、7ページ、8ページに普通交付税の推計を出しております。

この8ページを見ていただきたいのですけれども、この8ページに交付基準額の比較がありまして、例えば交付基準額、12年度比較増減という欄を一番右側までいっていただくと、▲26.6という数字があるかと思えますけれども、これは12年と比較して交付税が26.6%減ることを意味しているものでありまして、歳入歳出を見てまいりますと、やはり交付税がこれだけ減ってくることが一番の財政運営に支障を来す要因であるというふうに捉えております。

それと、2点目の特例債の交付税措置につきまして16年度以降見込んでいないということでもありますけれども、根拠と言われますとそれは確かにありません。ありませんけれども、甘い見方はできないなという考え方に立っております。そういうことで、これは今はっきりしていないことを、甘い見方をすることがかえってシミュレーション上問題があるのではなかろうかということで、段階的に20%ずつ減らしながら交付税措置はないという見方をしたと、そういう設定をしたということがございます。

それと3点目が交付税でありますけれども、一本算定につきましては人口3万人の規模としてそれぞれの補正係数を用いて算定をしております。ただ総額については、当然右肩下がりで下がっていきまますよということでもありますから、それはそれで計算式としては成り立つのかなと。人口が上がったから交付税の交付額が16年後に増えるのかということにならないわけで、交付税総額そのものが下がりますので、それに準じた下がる率を掛けて算定したということがございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 今、最後のお答え、私、交付税が合併の前ですね、一本算定になった場合の補正係数が変わるから、逆に全体としては下がるのではないかとということでお尋ねしたのです。

つまり、この、国の合併の特例措置で、交付税が今までの2村1町ですか、これを10年間保証しますよというのがありますよね。ただ、これはあくまでもその形式が保証されるのであって、形態が変わっていくと、一本算定になっていった場合には、当然、忠類は1,800ですし、更別は3,200ですよ。そうすると今まで係数は高かったですよね。

ところが、今度は3倍になりますと、係数はぐんと変わってくると思うのです。そうすると、この合併の場合に、係数をとなりの単独の場合と同じ係数使っていますけれども、これより下がるのではないですか。合併してももっとお金は大変になるのではないですかということです。

3本から1本にいくのですよね。

○委員長（瀨瀬太郎） 暫時休憩いたします。

(14:53 休憩)

(14:54 再開)

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） ここに書いてありますのは、単独の場合について、それぞれ交付税の算定が経常・投資・公債費というふうに分かれていまして、それぞれ増減率、減る方の率を使ってそれぞれ算定をしましたと。それに対しまして、一本算定、合併後につきましては、人口3万人規模による算定をし直すわけで、一つの町と見なしてその基礎数値を3万人の人口規模で当てはめて算定をしましたと。

その中には当然、経常・投資・公債費というふうに分類が当然ありますから、そこで将来的に落としていく率については、単独の場合と同じ率を使って落としていったという、そういう意味でございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 言われているのは多分、1,800人なり、3,200人の村と3万人では、例えば段階補正も含めて算定の方式が違ってくるだろうということだというふうに判断はさせていただくのですが、今、飯田参事が説明しましたのは、あくまでも3万人規模における今の段階補正やなんかの数値を用いて一本算定をしているのですが、その算定の基礎となる基準財政需要額を求める中の経常・投資・公債費の、この減少率については単独の場合と同じ減少率を使って、ただ言いますように、今いう段階補正だとかいろんなものについては人口規模が当然違いますので、3万人規模として算定をさせていただいているということでありまして、忠類村の段階補正を使って3万人を計算したのかと、そういうことでは決してございません。それはルールに乗った中で計算をさせていただいているということですので、御理解をいただければなど。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 現実のその金額というのは、要するに、今のことはわかりました。係数が下がっていく場合には、一つの町であっても、三つの町それぞれであっても、制度が変わっていけばそのとおりどちらにも同じ形で変わっていくわけだから、減少係数が同じになるというのは理解できました。

それで、ここの今、7ページ、8ページの中の三角が一番大きいですよ。こういうふうにすると、根拠はここですよ。ここの推計に基づいてというのは、結局、今の段階で交付税は単独で残った場合になんぼまで下げますよという正確なものはないのですよね。

だけど、何かを根拠にしてこういう数字を組み立てられたと思うのです。いろいろ私も調べてみましても、そこそこの町で堅実な形で単独で残る場合に、2割削減した、あるいは3割というような厳しい見方もするとかって、それはやみくもに不安を与えるという意味ではなくて、その堅実にやるという姿勢ではあるというふうに受け止めるのですけれども、しかし、やっぱり実際これに踏み込もうと思えば、本当にそこがどうなのかというところは掴みたいですよ。

そうすると、いろんな政府答弁とか聞いていても、その2割とか、3割はどこにも出てこない。というふうになると、その辺もここをシミュレーションを立てられるに当たって、その背景、どこを押さえられて、ここまで削減になるのだということを示されたのか、教えてください。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 反対に私どもの方がお聞かせいただきたいのでありまして、おっしゃるとおり今後10年間で20%減りますよ、30%減りますよと、それから人口規模についても小さな村は段階補正でぐんと落としますよ。方針をきちんと立ててくれれば、おっしゃるとおり、じゃあ、これで単独で

いれるのか、町民の皆さんどうなのですかという問いかけもできるのだらうと思います。

現実には、道の方針の中でも、道として出している交付税の減少率、今後、この合併に向かって考える、いわゆる道のシミュレーションの中では、当然のことながら平均20%くらいの交付税が減らるうという道の見解を出しています。

前にもお話がありましたように、総務省の市町村課長が来られて大樹で講演されているときに、とてもそんなものじゃないですよと、30%、もしくは40%の削減になりますよと。今、中橋委員おっしゃるとおり、じゃあ、私どもとして何をより所にその辺のことを考えなければならないのだというお話は当然のことでありまして、ただ、今の流れとして、当然のことながら減っていつていると。今、無理して借金をしながら、地方もその分半分を持ちながら、何とか交付税も今言いますように特例債を使いながら何とか交付税を間に合わせていると。20兆円必要なところが12兆円しかないのをどうやって将来埋めていくのだと、そのことを考えていきますと、少なくとも3割、4割の削減というのは、やはり現実の問題として、今現実に入りがそこにあるわけですから、そのことを踏まえて考えていかなければならないだろうということで、ほぼ私どもとしては、今の数字を3割、ないし4割のところ置きながら設定をさせていただいたと。

ただ、たまたまうちの場合ですと先ほど言いますように人口増がありますので、人口が基礎となっておりますから、先ほど飯田が説明しましたように最終的には26.6%くらいの減額ですが、更別・忠類についてはおっしゃるとおり40%を超える交付税の削減、単独でいった場合のシミュレーションになっていると。これは恐らくうちが試算したわけではなくて、両村ともそこまでやっぱり厳しい見方を現実的にしているし、今の自民党の地方制度を考える小部会の方でも、はっきりそのことは言っているわけですから、小さな村についての段階補正はこれからもどんどん削減していくのだよという話はされているわけですから。

総体としてはこういう状況でありますけども、おっしゃるとおり、それらのところを目安としながら今回のシミュレーションを作らせていただいたと。

いろんなものも、良くなるだろうというふうに考えるのであればそれは確かに、例えば臨時財政対策債も交付税算入するというようなことも、手法としてはできると思うのです。

ただ、今、過去の例を全部見ますと、算入はしてくれるのですがその分が外枠で増えるわけではないわけですね。交付税の内の中で見方を変えていくわけですから、今ここにありますように、需要額で投資を減らして公債費に持っていったと。総体のトータルとしては交付税は絶対増えないということがあるものですから、そういう視点から今このシミュレーションを作らせていただいたということで御理解をいただきたいと思うのですが、今、じゃあ、本当のこの根拠が間違いないのかと言われますと、これは今言いますように国としてもしっかりしたもの出しているわけではないので、ただ、これだけの財政の優遇措置を作ってまで合併に向かわせようというような施策を取るという背景には、少なくともそれなりのものがあるのだらうということ、私どもとしてもきっちり見据えていなくてはならないということで、今回こういうシミュレーションをつくらせていただいたということでもあります。

○委員長（瀧澤太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 見せることは大事だと思います。最初から知らないふりをしていてということには絶対ならないと思いますから。

ただ、私はやっぱり助役の今おっしゃられたことが現実だと思うのですが、政策的な誘導策というのは多分に感じます。その大樹の発言にしても、それから今やられている国からの財政支援にしても。

それで、もう一つ心配といいますか、国からの財政支援の問題で、ここでは15ページと16ページにわたりまして大きく5項目でこういうものを明確に示されているものですね。この中で、これは結局合併した場合に財政的に有利になるものなのですから、ずっと見ていきますと、完全にこの部分が有利になるものというのは少ないのではないかというふうに思うのですよね。

一つは、一番目、二番目というのはどちらかという、合併するがために必要になってくるものについて、国がみますよと、しなかったらかからないお金という、簡単に言ってしまえばそういうことかなというふうに思うのです。

今、交付税の話がありましたけれども、私、交付税については、これも単純に何て言うのですか、料金を調整するとか、そういう部分については実際に必要なものでありますから、これも経費として消えていくのだろうなというふうに思います。

ただ、言われているように、10年間の措置というのはこれはやっぱり大きいかなというふうに、ここが一番大きいかなというふうに思うのですよね。今まで助役言われたような感じで下がって。下がっていくというのは合併しても下がっていくわけですから、30%、40%削られるというふうに、残っていたらなるぞというふうに思っている、合併しても一つの町と見なされて同じく30%、40%削られるわけだからね、その点ではどっちも苦しいと。強いて言えばちょっと一息つけるのがこの10年間、経過措置入れたら15年間ね、その分がしないことを選ぶよりは、合併することを選んだ方が優遇されるお金かなというふうに、一息つけるお金かなというふうに思うのですけどね。そういう私は認識しているのですよね。違いますでしょうか。

その後は、大変厳しくなるのではないか、そのあとは一息つけるもの何もないので、そのあとは厳しくなると思いますがどうですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今おっしゃるとおり、優遇措置の中でも合併に伴って必要な経費をこういう形でみますよという、確かにあります。

じゃあ、しからば、これから単独で町村が残っていくときに、単独でやれる自助努力がどこまであるのかなと。これが三つになることによって私の首をとったりして、削減できるところが17億円もあるとかという話ですから。これが一つでやれるとすれば、少なくともそこまでの削減効果を出すとすれば、本当に行政として機能していくのかどうなのかという、やっぱり厳しい見方もしていかなければならないのだろうというふうに思います。

ですから、おっしゃるとおり歳入がこれだけ地方自治体にとって厳しい状況になってきますと、一つに町だけで自助努力できる限界がもうそろそろ来ているのだろうということが合併の前提にあるのだろうと思います。

それで、恐らく出ている削減効果の中で職員数の減少ですとか、特別職の削減ですとか、議会議員の定数の削減ですとか、そういうところで、少なくともなるべく住民に負担をかけない中で、どう削減していくのかということを考えれば、一番効果が出て一番額の大きいところはそういうところだと。

それをやっぱり一つの町村でやるには限界があるだろうから、やっぱりある程度の枠組みをもった中で削減効果を出していかないと、なかなか地域の住民を守っていけない状況にあるということ、やはり一方では考えていかなければならないだろうと。おっしゃるとおり、すべてがすべて合併したからバラ色の優遇措置だというふうには私ども決して思っておりません。

ただ、そういう実態も踏まえた中で、幕別町の将来にとって、町民にとって、何が最良の選択なのかということをやっぱり十分考えながら、最終的な判断をさせていただくということになってくるだろうというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） この資料の財政の全体をつかもうとしたら、そうするとやっぱり合併してもしなくても交付税は下がっていく傾向は同じだと。あえて言えば、こういうわずかといいですか、一定の優遇措置があるとした場合に、それと人件費ですね。総額で大体40億円近く出ておりましたけれども、合併の効果と言えばそこだというふうに、これは効果というふうに書かれるのでしょうか、住民から見たら果たして効果なのかどうなのか。人件費がこれだけ削られることが、今町挙げて雇用対策だとか職業、いろんなことがあるときに、本当に住民からはいろんなサイドで意見が出てきます。

ただ、財政をトータルで見たら、効果としてはその特例と交付税の措置と、それから人件費の削減

というようなところで大枠では収められるのかなというふうに思います。

もし違ったら言ってください。

それともう一つ、1点だけなのですが、先ほどから住民に対する周知ですとか、あるいは意見を組み入れることがありました。一つだけ私思うのですが、助役もそれから担当の方も、議会が責任を持って決めていくと、議決機関だと、住民の代表だということで、法的には確かにそうだと思いますしそうになっていますね。ですけれども、私が思うのは、議会は確かに住民の代表であり自治の中の重要な機関で議決をしていきます。ですから当然責任を持って対応をしなければならないというふうに自分としては思います。

ただ、これは一つの政策だとか財政の運用とかという問題ではなくて、本当は町の枠組みにかかわるようなことになってきますよね。そうした場合に、そこまで議会に委任するのかなというような疑問を投げかけている自治体も他では生まれてきてまして、別な手法を取り出しているということも生まれてきています。

これから平成17年までの間に、いろんなことを模索しながら、より住民の声を生かす形でやっていかれると思いますので、そういうことも十分考慮をして今後に臨んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） ちょっと私も御質問に対して極論的な言い方をしましたけども、確かにおっしゃられるとおり、一番目立つ部分としては人件費の削減、それは特別職を含めて議員の方々も当然そうでありましょうし、それが一つの参考例と出ているものですから、40億円程度これで削減できるというのも確かにあります。

そればかりではなくて、当然のことながら、三つの町が一つになることによって各種の物件費等もいろんな面で削減できる面は当然でてまいりますので、私が言いたかったのは、なかなか一つの町だけで努力して削減、行政改革を進めるにしてもやっぱり限界はきているのかなというような中で、一つが二つになり三つになることによって、よりそういう意味での削減効果が生まれてくるのだろうという思いもしております。

それと、特例のいろんな財政措置につきましても、確かに交付税、10年間の特例措置、さらには一つにはいつも議会でも議論になりますけども特例債の関係です。これは決して余分に私どもとして特例債を借りるつもりは毛頭持っておりません。先ほど説明しましたように、80億円を超える金額を特例債として借りようとしているのは、少なくとも事業をやっていって、今違う起債を借りようとするものを特例債に振り替えるという意味でありまして、80億円を超える起債をわざわざ別に借りる、そういう考え方は持っておりませんので、そういう意味では、少なくとも特例債の部分についても一定のメリットはあるのだろうと、振り替えることによりましてですね。

それと、将来に備えて、先ほど御心配あるように、特例期間が過ぎた後のことを踏まえて、今、16億5,000万円ほどの基金の積立て、これも起債として7割を見ていただけるというようなこともありますし、それから32年以降の財政運営は減っていった以降はどうなるのだという御心配も確かにありますけれども、極力そういう効果を残しながら、それ以降には財政運営に必要な基金の積立ても100億円近い金額を残しながら、弾力的な運用を続けていこうと。

確かに経済の動向が、ここ10年、20年どうなっていくのか、過去の例を見ても本当にそこまで見通せるというのは難しいのだろうと思います。ですから逆な言い方をすれば、そういう努力をしている間に経済が幾らかでも好転して、税収が増え、交付税が増えていくような状況になってくれば、もっとも弾力的な運営もできていけるのだろうというふうに思っております。

それと、住民の声をどう反映させていくのかと。これはいろんな議論があると思います。

私どもとしては、建前として、今、町があり議会があるわけですから、今の町の決定機関としてはそこでのやりとりが一番大事なのだろうと。そのことを抜きにして違う手法に走っていくことがどうなのかという考えを現在はしております。

ただ、これは町民のいろんな声をこれから聞いていくわけですから、それだけで十分でないということであれば、当然、議会の皆様とも相談をさせていただいて、どうすべきかということ判断しなければならぬというふうには思っておりますけれども、現行ではやはり、今の枠組みの中で、議会の議決を尊重する中で、議会と御相談し、最終的な判断をさせていただきたいという方針で臨んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 確認をさせていただきますが、説明会開催の内容なのですが、これの周知については広報等で流していただいでしょうか。ちょっと私記憶がないのですが、どういう周知をされているのか。幕別町とほかの2村、この現状ですね。

それと、説明会に当たっての手法ですが、今、私たちがこれをもちょうと説明を受けましたが、このダイジェストの配布時期はいつなのか。

それと、この説明会にこのダイジェストもちろん使うと思うのですが、この辺の前後の問題、どちらが先かというのはすごく問題になってくると思いますけど、その辺の計画ですね。

その説明会に当たっては私たちが聞いたような手法でやるのか、当然、質問等を受け付ける時間も持って、きちとした形で綿密にやるのか。その辺ちょっと確認させてください。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 住民説明会の周知につきましては、10月1日号の広報で掲載をしております、それでお知らせを図っております。

併せましてダイジェスト版につきましては、広報と同時に全戸配布をするということで、あと2、3日すればお手元に届くかなというふうに思っております。

それと開催の手法でありますけれども、一定の説明、ダイジェスト版を用いまして、ダイジェスト版を持って会場の方にいらしてくださいというようなことも書き添えてありますので、ダイジェスト版を持ってきていただいて、説明をさせていただいて、そこで質問なり御意見を伺うという形を考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 他の2村についての状況はどうなっていますか。その辺もちょっと併せて説明してください。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 2村につきましても、手法については全く同じでありまして、ただ、本町の場合は3か所、3日間ということでありまして、忠類でありますと2日間、更別が確か3日か4日と思いましたが、多少、開催日数は違っておりますけれども、開催手法については同様にやっていくということになっております。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） これについて私はクレームをつけるつもりはないのですが、行政スタイルのレイアウトなのですよね。非常に行政がつくったというふうには感じられない、固い感じがする。

ですから、これを作るとき、いろんな住民に対するわかりやすさとかというのが求められると思うのですが、我々議会で見ている、通常見ている書類をほとんど変わらないということなので、果たしてこれを読んでいる方がどの程度理解できるかということは非常に問題になりますので。ここで問題なのが、その説明会を受けた方はある程度わかると思います。ところがダイジェスト版だけを見た方というのは多分わからない。ですから資料配布だけで終わってしまうという現実には絶対出てくるのですよね。特に説明会を受けられなかった方については。

ですから、先ほど助役も言っていましたけど、出前講座について等のあり方はどうこうという問題をここで私は論議はしませんけど、今までやってきた出前講座があるのですから、当然これを後ろにもっていったら、初めはやったけど後ろでやらないということにならない。やはり終始一貫して、親

切な情報提供をやるべきなのだけど、その姿勢はさっきの答弁の中でもないのですよね。

ただ、住民側から要求があればやるという状況の中で、じゃあ網羅できるのですかということなのです。だからその理想だけで網羅できないのだから、やはりこちら側でもある程度計画を立てて、ある程度浸透できるような対策は私は組むべきだろうと。そうしていかないと、この合併にかかわる情報提供というのは徹底できないはずなのですよ。その点について今まで検討されていないのですか。どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、この体裁の話でありましたけれども、確かに我々の創作能力といいますか、そういう限界は確かに感じつつも、実は空知中部、中央でありますとか、釧路辺りがこれをコンサルにかけまして作っていると。それをかなり見本にいたしましたし作ったつもりでありますけれども、そういう御批判をいただくということであれば、これは甘んじて受けるしかないなというふうに思っております。

それと住民周知の関係でありますけれども、これは出前講座が始まりますときに、今年の5月頃でしたか、町からこういう出前講座をやりますよというようなことで広報でお知らせをしたところあります。

その中でも、その時点におきまして、合併問題についてはどんどん住民とのお話をさせていただかなければならないというようなこともありまして、合併問題も一つのメニューとしてお知らせをしたところあります。

ただ、今回、かなり時間がない中でこのダイジェスト版を作って、任意協議会も一方では協議が進んでいるという中では、出前講座でこっちから行きますからというところの周知まではしなかったというところがございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 関連になりますけれども、やっぱりちょっと姿勢が弱いかなというふうに思います。2、3日の間に届くだろうということですが、実際にお知らせ、もう5日から始まりますよね、今日1日ですから。2、3日かかって届いて、それから住民が周知してというときにはもう逃してしまうという危険性がたくさんありますよね。そういう点では私もっときめ細かな手立てというのが。今回を見る限り、今までの出前講座や何かずっとやっていたらと思うのですが、今回を見る限り、時期がやっぱり短すぎる、期間が短すぎるとははっきり思います。

こういうことはやっぱり是正していただきたいとことと、もう一つ、今後の課題になってくると思うのですが、個々の住民のほかにもこういう問題は経済団体をはじめいろんなところと絡んできますよね。そういうところに対する説明といいますか、理解を得る手法というのは今考えていられますか。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 難しいところございまして、公区長さんからの御要望がございまして、月2回の広報を何とか大変だから1回にしてくれと言われたのが、今考えますと大変つらいです。

本当は9月の15日にお知らせができて、10月1日以前にやれば良かったのですが、公区長さんのいろんな大変なお仕事の中で、月2回はということもありまして1回にしたと。

じゃあ、9月1日の時点でもう10月何日にやれますかということまで周知できるような体制でなかったものですから、その辺御勘弁をいただければなど。極力おっしゃるとおり、ある程度周知の期間もある中で、住民の皆さんも手元に届いて行きたいと思っている方は、やっぱりちょっと目を通す期間ぐらいあった中でやれるのが一番良いのだらうと思います。そのことは十分今後もこういうことがあるわけですから、そのようなことも念頭に置きながらやってまいりたいというふうに思っております。

それと、おっしゃられるように、私どもとして特に商工会、各農協、そういった経済団体との協議は必要だろうというふうに感じておりまして、任意協議会の設立ができた後に、商工会、両農協を交

えた中で、私ども、町長も含めて合併に関する懇談会を設置し協議をさせていただきました。

ですから、これからも時期を見ながら、そういった、どこまで必要かいろんな議論はあるのでしようけども、経済団体との協議も並行する中でいろんな御意見をいただいて進めていきたいというふうに思っておりますので、現在は8月に1回開いた状況でございますけれども、これからも状況を見ながら、そういう開催を考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかにございませんか。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、質問を終了させていただきます。

大変御苦勞様でした。

（説明員退席）

それでは次にその他なのですけど、いつものとおり次期開催のことです。

これも、いろんな流れの中で、正・副委員長にお任せいただけますか。

（はいの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） そのようにお計りいたします。

それでは以上をもちまして、大変長い時間ありがとうございました。これにて第8回の特別委員会を終了させていただきます。

（15：25 閉会）

第9回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年12月 5 日
開会 10時45分 閉会 11時58分
2. 場 所 幕別町役場 5 階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司
企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 木村仁根 北海道新聞 北市治史
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成15年12月 5日 10:45 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） ただいまから、第9回市町村合併調査特別委員会を開きます。

まずはじめに、先ほど本会議において本特別委員会に付託されました議案第79号十勝中央合併協議会の設置についての趣旨、規約の説明を求めます。

なお、一連の説明を終えたあと、各委員から質疑、質問をいただきます。よろしくお願いします。

金子企画室長。

○企画室長（金子隆司） 最初に、お手元に配布をさせていただきました資料につきまして若干ご説明を申し上げます。

お手元には、「任意合併協議会の協議経過」と「今後の予定について」という一枚ものの資料と、「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書」を配布させていただいております。

一枚ものの方につきましては、任意合併協議会におけます会議ごとの協議項目と今後の予定についてまとめたものでありますが、第1回協議会が8月21日に開催されまして、以後、11月27日までに5回の協議会が開催され、それぞれ丸付き数字で記載をしております案件につきまして協議が行われたところであります。

今後の予定といたしましては、3町村のそれぞれの議会におきまして議決をいただきましたなら、今月の25日には法定協議会の設置、来年1月中旬には第1回協議会が開催される予定とされているところであります。

次に、検討報告書の方であります。この報告書につきましては、任意合併協議会におきます協議結果を議案に準じた形で整理をいたしておりますが、今後における3町村の合併に関する協議の方向について30ページの結びとしてまとめたものでありまして、11月27日に開催されました第5回協議会におきまして決定されたものであります。

報告書の30ページをお開きください。

結びといたしましては、今後、法定協議会を設置し、議論を進めるべき具体的理由として三つの点を挙げております。

1点目は、今後、ますます進展するであろう少子高齢化や権限委譲に対応できる基礎的自治体となり得ることが期待できるという点であります。

2点目は、将来の財政運営上の理由であります。単独の場合には3町村とも早晚赤字経営を余儀なくされるのに対し、合併した場合には財政支援を有効に活用することにより、厳しいながらも自治体として存続することが可能という推計結果が得られたという点であります。

3点目といたしましては、任意合併協議会の協議結果を踏まえて開催されました住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換におきまして、法定協議会設置を容認する意向が大勢を占めたという点であります。

以上の三つの理由に加えまして、これまで3町村の行政に対して寄せられました住民の声を総合的に勘案し、今後の合併に関する協議については法定協議会に議論の場を移すべきとの結論付けがなされたところであります。

それでは、提案説明と重複する部分がありますが、議案書に基づきまして規約の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

第1条につきましては、協議会の設置を定めたものであります。

第2条につきましては、名称を規定したもので、協議会の名称を十勝中央合併協議会とするものであります。十勝中央という名称であります。現在、十勝管内には六つの任意合併協議会がありますが、この中で唯一他の支庁に接していない、つまり、十勝管内の中央に位置するのが幕別町、更別村、忠類村の枠組みでありますことから、十勝中央という名称を用いたものであります。

第3条につきましては、協議会の事務を例示したものであります。

第4条につきましては、協議会の事務所を幕別町に置く旨、定めたものであります。

第5条につきましては、協議会の組織を定めたものであります。

5ページから6ページにまたがりますが、第6条及び第7条につきましては会長・副会長について規定したものであります。会長については関係町村の長の協議により、副会長については関係町村の町のうち、会長に選任されたものを除く2名をもって充てることとされているところであります。

第8条につきましては、協議会の委員に関する規定であります。任意合併協議会におきましては、1市町村あたり6名、合計18名の委員で構成されておりましたが、法定合併協議会におきましては、会議の円滑な運営上、自ずと限界がありますものの、できる限り住民の方々に参加をしていただくという観点から、1町村あたり11名、合計で33名とさせていただいたところであります。

内訳といたしましては、1号委員として関係町村の長、2号委員として助役、3号委員として議長、及びそれぞれの議会が選出する議員各2名、4号委員として関係町村の長が推薦する学識経験を有する者各6名となっているところであります。

第9条につきましては、会議の招集等について定めたものであります。

第10条につきましては、定足数、議長と会議の運営について定めたものであります。会議の運営に関し、具体的な事項につきましては会長が協議会に諮り定めることとしているところであります。

6ページから7ページにかけてであります。第11条につきましては、協議会の事務の一部を調査・審議するため小委員会を置くことができる旨、定めたものであります。小委員会の組織、運営等の事項につきましては会長が協議会に諮り定めることとしているところであります。

なお、他の協議会におきましては、建設計画や名称、議会議員及び農業委員会委員の任期、定数、あるいは地域自治組織などに関しまして小委員会を設置している例が見受けられるところであります。

第12条及び第13条につきましては、協議会の下部組織について定めたものであります。協議会に提案する事項について協議等を行うために幹事会を、協議会の事務を専門的に協議等を行うために専門部会を、それぞれ設置する旨、定めたものであります。これらにかかわる組織・運営等の事項につきましては会長が別に定めることとしているところであります。

第15条につきましては、経費の負担に関する規定であります。協議会の運営にかかる経費の負担につきましては、関係町村の長が協議することとされているところであります。

第16条につきましては、監査について定めたものであります。

第17条につきましては、予算の編成、現金の出納等財務について定めたものであります。財務に関する必要事項につきましては、会長が別に定めることとしているところであります。

第18条につきましては、報酬及び費用弁償の支給根拠を定めたものであります。支給等にかかる具体的な定めにつきましては、会長が別に定めることとしているところであります。

8ページをお開きください。

第19条につきましては、協議会が解散した場合の決算に関する規定であります。解散した場合においては解散の日をもって収支を打ち切り、会長であった者が決算する旨を定めたものであります。

第20条につきましては、この規約及び規約の委任を受けて定められるもののほか、協議会に関しまして必要な事項につきましては、会長にその設定を委任したものであります。

附則につきましては、この規約の施行期日を定めたもので、法定協議会を設置する旨の告示をした日から施行するものであります。

以上であります。

○委員長（額額太郎） それでは、説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3番(野原恵子) 今、この検討報告書を見せていただきましたけれども、30ページの結びのところの説明だったのですけれども、1、2、3と説明されまして3番目のところなのですが、住民説明会ですか、出前講座、公共団体との意見交換というところで、法定協議会を容認する意向が大勢を占めているというふうに今説明をいただいたところなのですが、これは代表されている方々の意向ということなのかなというふうに感じます。

というところでは、この任意協議会ができてから、8月にできてこの間3か月ちょっとですよ。その間に住民には協議会の内容が十分周知されているというふうには考えられないところなのです。広報誌ですか、それから協議会の冊子ですか、全世帯には配られているところなのですが、町民にはまだそのところの趣旨というのは十分認識されていないのではないかと思います。その点はどのように押さえているかお聞きしたいと思います。

○委員長(瀬瀬太郎) 飯田企画参事。

○企画参事(飯田晴義) 任意協議会におけます協議結果につきましては、10月に入りましてダイジェスト版を全戸配布させていただいております。それに基づきまして、3町村におきましてそれぞれ住民説明会を開催したということでありまして。そのほかに通常の広報活動といたしまして、ホームページでの周知、それと協議会だよりの周知、また各町村におけます広報による周知ということもやらせていただいております。

説明会が終わりまして、そのあとも公共的団体の役員の方、あるいは出前講座、あるいは地区別公区長会議といった中で、協議会におけます協議内容、住民の判断材料というものを周知させていただいたところでありまして、ほぼ内容については理解されているのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長(瀬瀬太郎) 野原委員。

○3番(野原恵子) 今、ホームページですとか広報誌とか説明されましたけれども、そういう選出された代表の方に周知徹底されたということで、町民の中からそれに対してどのような意見が出てきているのか。合併にしても合併しないにしても、こういう資料に基づいて町民からどのような声が出てきているのかというところは押さえているのでしょうか。

○委員長(瀬瀬太郎) 飯田企画参事。

○企画参事(飯田晴義) 意見をいただく機会といいますのは、今申し上げた説明会なり、出前講座、あるいは公共的団体との意見交換の場でありまして、あるいはホームページを開設しておりますので、そこに意見を寄せられているケースも実はあります。そこに寄せられた意見というのは、ほぼ町民の皆様のお考え方が集約されたものでなかろうかというふうに私どもは受け取っております。以上です。

○委員長(瀬瀬太郎) 野原委員。

○3番(野原恵子) ホームページといいますと、パソコンができる方とか限られた部分ではあるかなと思います。それで広く町民から町村合併に対して、合併してもしなくても、その考え方というのは広く意見をくみ上げているというふうには私はまだ受け取れないところなのです。

ですから、合併しても合併しなくても町づくりをどう進めていくかというところでは、広く町民に意見を聞くということでは町民アンケートを全世帯に配って汲み取るとか、そういうことを進めている中で、家族の中でまちづくりをどう進めていくかということを十分話し合う機会が広がると思うのです。

ですから、そういうことをもっと懇切丁寧に住民に知らせて町づくりをどう進めていくか、合併をどうするのか、合併しない町づくりをどうするのかを、両面からやはりもっと町民から意見を汲み上げていくことが必要ではないかと考えるのですが、その点はどうでしょうか。

○委員長(瀬瀬太郎) 飯田企画参事。

○企画参事(飯田晴義) これは手法の問題かと思えますけれども、時間をかければ周知が図れるのかといたしましたら、必ずしもそうではないというふうに考えます。家庭の中でも合併の話題がないのかといたしましたら、いろいろな説明会、あるいは懇談会の中で隣近所とお話をしているでありますとか、家の

中でも話しているということもお聞きしておりますので、それが必ずしも2年なり3年もかけてじっくり周知をしていくことが、それが町民の皆さんがそこで理解をしたということには必ずしもそうはならないのではないかと、というふうに受け止めておまして、少なくともやれる範囲内でのことは大体やらせていただいたのではないかと。これ以上周知を図るといっても、一軒一軒お伺いして話をさせてもらうのかといいますと、それもちょっとできることではないのです。私どもとしては、できることはやらせていただいたということで考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） 野原委員。

○3番（野原恵子） 時間をかけるべきだと、そのことを言っているのではなくて、町民にもっとわかりやすく資料を届けるとか、それからもっと懇切丁寧に町民に周知をできるような資料の配布ですとか、それから意見を汲み上げる方法ですとか、そういうことをもっと丁寧にやるべきではないかということで、時間をかければいいのかそういうことを言っているわけではないのです。

今まで8月に設置されまして約3か月ちょっとなのです。それで2万5,000人の住民に、1万世帯ですか、そここのところに周知徹底できたのかということに、私はまだ不十分さがあるのではないかと、いうことを言っているのです。わずか3か月ちょっとですから。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） どの程度やれば周知徹底が図れたのかという尺度は大変難しいのだと思います。

ただ、今これだけ各種報道機関等からも毎日のように新聞紙上を通して町村合併の話題については各家庭に、町の広報以外にも周知の方法としてはされているのだらうと。任意協議会でどれほどのことが議論されたかという、ほとんどが基本項目等についての入り口の議論でございますので、これ以上詳しく何をご説明するのだという段階になってきますと、間違いなくこれは法定協議会の中で具体的に今はこういう方針で進みましょうということしかありませんので、例えば上下水道の料金、国民健康保険税、それがどんなふうになっていくのだということについては、今の段階でなかなか詳しい説明がしづらいという面、このことはご理解をいただけるのであらうというふうに思います。

ですから、私どもとしては町民の皆さんに、より合併の内容についてわかりやすく、1,300におよぶような項目についてどう進めるのだということを提供していくのは、まさしく法定協議会の場にならなると、なかなか町民の皆さんの中には浸透しづらいものがあるのだらうと。より身近なものについて確かに関心の高さはありますので、だからそういうものがどういう方向になるのだということ、さらに今後1年程度かけて十分町民の皆さんに、今度は時間的にも十分ございますので、説明する中で最終的に判断としてどうするのだと。町長も法定協議会イコール合併だという言い方はしておりませんので、少なくともその協議経過を見ながら、住民の皆さんの理解を得た上で最終的な判断をさせていただく。その判断材料を出すためにも少なくとも法定協議会の場で議論をさせていただきたいということで、今回ご提案をさせていただいているので、今おっしゃるとおり、事細かにどうなるのだということ、その内容までなかなか任意協議会の段階では周知しづらい面もあることもご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 野原委員。

○3番（野原恵子） それで、住民アンケートということでは、やはり出された資料に対して住民がどう考えているかというところを押さえる必要があると思うのです。その手立てをもうちょっときめ細やかにするべきではないかということで発言を終わります。

○委員長（瀨瀬太郎） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 少し関連するのですけれども、今のいろいろな意見の中で住民に対する周知というのは、町側としては積極的にやったということでした。

私は、そここのところでは、町長がこれまで町長の姿勢として住民が最終的には住民の意志で決めるというふうにならずずっと答弁をなさってきました。その住民の意思をどう判断するのかというところでは、今も野原委員からお話がありましたけれども、もう少し手立てをきちんととることが必要ではないかと思うのです。例えば奈井江町なんかの場合でも、アンケートも行いましたし、それから住民投票

もやっていますし、本当に子供から年配の方までわかるような資料もきちんと配布をして、将来を担うのは子供だということで、そういう意見も問うという、そういうことを本当に細かく時間もかけてやっているのです。

そういうことからいいますと、非常に今回のこういう進め方は、3か月間の中でこういうふうに進むわけですから、非常に早いなというふうには私は考えます。

それから、もう一つ非常におかしいなと思うことは、今も細かいいろいろなことは法定協議会でなければ示されないというふうなことでしたけれども、なぜ任意協議会の中で示すことができないのかということが一つなのですよ。任意協議会を設置するときにも、任意協議会を作らないと項目の検討はできないのだということで任意協議会が設置されました。その中で、さらに任意協議会では17項目について調整方針を定めたというふうここに書いてありますけれども、この中の8項目は法定協議会で検討するというふうに書かれています。その8項目というのは、やはり町民にとっては非常に関心の強い、住民サービスがどうなるかというそういうことが、このあとに先送りされているという点では、こういうことを先送りしながら住民の意志というのですか、大半は賛成をしているのだというふうに決めて進んでいくというのは、非常に危険ではないのかなというふうには私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田企画参事。

○企画参事（飯田晴義） 今、奈井江の例も出されておりましたけれども、私ども実は奈井江の説明会なり、資料なりを拝見させていただいております。

実は、奈井江の場合についていいますと、基本項目といわれております項目については一切協議がなされていない中で、サービスがどうなるか、このサービスについても、現状の関係町村のサービスの額を比較するにとどまっているということで、非常にやはり、よそのことを言っちゃ申し訳ないのですけれども、説明しているといいながらも、現状はこうですよという説明に終始している部分が実は伺えたところであります。

今、なぜ、もう少し細かい説明を、もっと住民にかかわりの深い細かい資料が提供できないのかというお話でありますけれども、まさしくこれは、今、助役の方からご答弁を申し上げましたように、細かいところを決めるのは法定協議会の役割であります。任意協議会というのはあくまでも首長の合意によって設置される協議会でございますので、これは合併したときにどんな感じになるのかと、はっきりした決め事まではできない。決めてもいいのでしょうかけれども、あくまでも合併に関する協議といえますのは、これは法定協議会を設置しなければ協議ができない、決められないということになっておりますので、今、豊島委員がおっしゃられたように、より細かい、わかりやすい資料を出していくということになりますと、これは法定協議会の中で一つ一つ決めていかなければ、これは資料として出せないというふうに考えておりますので、おっしゃられるような資料については、今後法定協に入りましては時間もかけて住民の皆様にもそういう資料も出して説明もできるというふうに考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 流れはわかりました。そういう中で議決してしっかり法定協議会で決めていくことが、責任ある方向の進め方だということも理解いたします。その上に、そこに法定協議会に持っていくべき要素という点で今3点のご説明がありまして、詳細の話があったのですが、私どもずっとこの法定協議会に入るときにも、時期尚早じゃないかと、時間をかけてきちっとやるべきではないかということについては、いわゆる町の枠組みを決めることでありますから、2万5,000人全ての町民の大きな合意、理解があった上で進むことが、より今後の町づくりにとってもいいというふうな、そういう観点から申し上げてきたのです。

そこを、是非ご理解いただきたいと思うのですが、そういうときに、急がなくてもいいのではないかと、いうときに、確か助役のお答えだったと思いますが、基本項目17について任意協議会を立ち上げなかったら出せないのだと、2,000も3,000もある項目をきちっと示せないのだとおっしゃったと思うのです。だから、一定の枠になる17項目ぐらいの方向性というのは出るのだろうというふうには思ったの

です。ところが、そのうちの8項目については、ここは住民の一番知りたいところだった。しかし、サービスは高い方へ、あるいは負担は低い方へというわけにはいかない程度のものでありまして、項目を掲げながら回答は法定協議会。ここは私、やっぱりちょっと理解できないです。ここまでなぜ踏み込めなかったのかというのが一つ。

さらに、2,000、3,000になるのは私はやはり法定協議会だと思います。しかし、17の回答というのはあっても良かったのではないのかと。そこまできちっとやって、そういうことが住民の方に対してお知らせはやっていると思いますが、これは私の押さえであります、まだまだ詳細な認識という点については弱いというふうに思います。それはなぜかということ、住民の方の一番関心のあるところ、17項目の中の8項目についてはまだ示されていない、こういうところにあるのだと思うのです。これはどんなふうにお考えですか。

それから、結びの2点目なのですが、財政シミュレーションの報告があります。単独でやったら大変になると。それから合併した場合には自治体として存続が可能だと。こういう書き方なのですけれども、自治体としての存続というのは自治法に基づいておりますから、先ほども本会議の中で議長会の決議も読ませていただきましたけれども、それぞれの小さくても自治として存在するということは法の基に保障されていることです。だから、自治がなくなるということはない。財政面で言っているのだと思うのですけれども、この財政面では確かに合併を行った場合の10年、そして経過措置の15年については合併しない場合よりも財政面では有利といたしますか、そんなにきつくないと。しかし、15年後については非常に厳しいものがある。ここまでやっぱり示す必要がある。そういうことを踏まえて法定協議会に向かっていく必要があるのではないのでしょうか。

さらにもう一点言うならば、この時点でなお国の方向というのは、この合併にかかわっての、具体的に言えば、例えば小さい町村に対する今の補正係数の問題なんかも含めて、今なお不透明でありますし、この問題が出てから全国の自治体のいろいろな動きがあって、そして変わってもきています。

この辺をどう捉えて法定協議会に臨もうとしているのか伺います。

○委員長（額部太郎） 中橋議員、先ほど前段の方で、やはり途中で指摘されたように、任意協議会と法定協議会の文言がちょっと、私から見れば、立ち上げるときに法定協議会を容認したということは今発言したのです。それは、任意協議会の間違いではないかなという気もするのですけれども。

○2番（中橋友子） はい、失礼いたしました。そうです。

○委員長（額部太郎） 飯田企画参事。

○企画参事（飯田晴義） 1点目の調整方針の関係でございます。8点ほど示されていないということでございます。これは、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、任意協議会を出発するときになるべく町民の皆さんが判断していただける材料を提供しようと、こういうことが確認されて協議がスタートしたわけでありまして。

そんな中でも、個々具体の金額まで定めていくということになりますと、このあとに仮に法定協議会に入っていた場合に、法定協議会におきましては任意協議会での調整方針については尊重するということになりましようけれども、必ずしも同一の調整結果が得られるということは限らないわけでありまして。

ですから、その辺のところは、法定協議会の協議に影響を及ぼさない範囲内でやれるところまでやりましようということで協議を進めてきたところでございます。

したがって、調整方針としては調整するにしても額は決められない。けれども、いつの時期に調整する。合併後なのか合併時なのかということ。金額の伴うものについては、3町村の比較がしてありますので、自ずと住民の方はその範囲内で、どこになるかはわからないけれどもこのぐらいになるのだと判断がつくだろうと。そういう考え方から、決められない中でもおおよそ判断していただけるという調整方針にさせていただいたということでございます。

それと2点目のシミュレーションの関係であります。この間の特別委員会でもご説明させていただきましたけれども、言ってみれば、交付税の合併算定替えが切れたあとがどうなるか分からないというこ

とで、そういうご指摘がございますけれども、実はこの資料の36ページにもありますように、平成32年、実はこれが切れる年でございます。この年も単年度収支で見ても黒字になりますし、その分基金も増えるという形になっておりますことから、何十年シミュレーションすればいいのだということがありますけれども、せめて合併算定替えが終わったあとの1年までは、財政シミュレーションをやらなければ意味がないというようなことで、平成32年もシミュレーションの中に入れたということでございます。

あと、国の動向につきましては、これは現在私どもが判断できるというのは、今の法律なり制度、これしかないわけでありまして、今後のことについては予想というか、予想すらできない場合もありますし、やはり財政シミュレーションを策定するにしましても、今、与えられている環境の中での推計しかできないということでございます。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） まず17項目のことでありますが、その法定協議会に影響を与えない範囲での方向付けをしてきたのだということですね。

それで、私は法定協議会の任務として17項目を検討しようということで、急いで決められて提示されたのですね。そうすると、当然17項目の結論は出てくるというふうに。法定協議会に移しましょう移しましょうというのであれば、何も任意協議会の重点項目に入れなくたってよかったのではないかと。極端に言えばそんなふうにも思うわけです。

ですから、やっぱり最低限度住民にとってどう変わるかということが見えるところまでの論議が、法定協議会でなぜできなかったのかなということと、それから議決をしてやる協議会と違うというのはわかります。しかし、皆さんここまでこられるのは、それぞれ三つの自治体の担当になられた方、それぞれ優秀な方たちがずっと知恵を絞ってここまで計画を練られたのだと思うのです。この姿勢は私、法定協議会に移っても、確かに法定協議会の人数も変わっていくように提案されていますし、増えていくのだけれども、柱となるところは私は変わらないと思うのです。

そうなってくると、そこで真剣に論議されていたことが、むしろ法定協議会にいったら変わっていくよなんてこと自体はおかしいことであって、やっぱりそのぐらいまで踏み込んできちっとやるのが住民の合意をより得られる方向だということなのです。

結局、法定協議会ということは、任意協議会のときもそうでしたけれども、一つ一つ階段を上っていくようなことですよ。自治をどう作るかということの。その階段を上る過程において明確にすべきものは明確にしてやっていかないと踏み外すよということ、こういうふうに思うわけです。

それから、シミュレーションの問題ですけれども、これは何回も論議してきていますから一つだけ申し上げますと、その32年のこと。33年が入っていないとかそういう細かいことではなくて、15年間の財政は見えました。ずっと知らされています。しかし、15年なんていうのはあつという間にきますよね。うちの町が財政問題で平成8年に100年事業をやって、非常に大きな困難を抱えた。しかし、もうそこから約10年近くがきてしまっているのです。今回の合併の財政計画だって、15年間なんてすぐに来るのです。そうすると、少なくともこの措置がとられた後に1本算定に入りまして、そして特別措置がなくなってくると、一つの自治体に対する交付ですから、ガクンと交付税そのものだけは下がっていくことが見えますよね。こういうこともきちんとやっぱり示して、住民が町づくりの将来を描ける形で、それでも合併は大丈夫だぞ、安心だぞというふうにきちんとやっていくことが私は必要だと思うのです。そこが不足していませんか。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 答弁としては繰り返しになるかもしれませんが、たまたま任意協議会の役割としてどこまでその任意協議会で議論をしていくのかということについては、先ほど来お話ししてまいりましたように、一定の方向性がある程度任意協議会の中で示されれば、先ほど来申し上げておりますように、はっきり例えば水道料金をなんぼにするのだとか、国保税をどうするのだということまで踏み込んだ中にきちんと示してはいませんけれども、先ほど来3町村の現在の料金体系がどうなっているのだ、そ

して合併時にそれを統一するとすれば恐らく3町村の金額の範囲内だろうと。

ただ問題として、例えば国保税あたりを5年間かけて調整するといったのは、少なくともうちが3町村の中では特別その国保税が高い、じゃあそれをどうするのだといった中には、少なくともそれぞれの持っている町村の実態をきちんと捉えた中で、一般会計からたくさん入れている町村もある、それをどうするのだと。そういうものを本来任意協議会でやるべきものではないのだろうというふうに思っております。だから、それらは恐らく法定協議会の中できちんと議論する中で、法的拘束力を持った中できちんと示すことが責任ある住民への資料提供に当たるのだろうということで、私、回答をさせていただいておりますので、任意協議会というのは、あくまでも任意で設置された協議会でありまして、今、中橋委員おっしゃるとおり、そこできちんと決めれば、そのことは尊重されるのだからとは言いますけれども、それをやるためには任意協議会だけでも1年以上、例えば2年近くかけないと本当にそういうところができるのかということ、少なくとも担当者全部集まって、その背景から成り立ち、全部をきちんと捉えた中でないと、なかなかそういう協議は詰まっていけないだろうと。ですから今、8月くらいからやっている6か月、さらには来年の1年くらいかけないと、恐らくそこまでは到達しないだろうと。少なくともその特例法の期間である17年3月末を目指していこうという一つの目標がございますので、できれば、それは詳しく法定協議会の中で検討させていただければなというふうな思いでご説明をさせていただいておりますし、ある程度の判断は住民の方もご理解をいただいているのだろうというふうに思います。

それと、シミュレーションの関係、国の動向等の問題も出てきます。今、11月13日地方制度調査会の最終答申なんかを見ますと、17年4月以降の合併に関するいろんな問題点については、さらに今以上に厳しくなるのだろうというふうな見方ができるのだろうと思います。特に1万人未満の市町村にとっては、極めて知事の権限が強くなるなどの問題もありまして、決して将来に向かって明るい展望が開けるような話にはなっていないだろうと。

おっしゃるとおり、15年の特例期間が過ぎましたら、少なくとも今の交付税、一本算定になった段階では、6割、あるいは6割を切るぐらいの交付税額になるのだろうと。しからば、その15年間どう支えるのだということも、私どもにとっては確かに頭の痛い問題でありまして、管内的な状況を言っても、来年度予算編成も非常に厳しいという町村もかなりでてきております。町民、あるいは村民に対する15年間をどうするのだということだけでも厳しい中で、少なくともその特例期間内に財政運営を、特例があるといたしながらもきちんとした運営する中で、15年度以降の市町村の財政運営をある程度余裕をもってできるような体制を15年間、特例期間内に築いていって、15年後に備えるということしか今の段階ではなかなか難しいのだろうというふうに思っております。そのためには、やはりこういう検討が必要なだろうと。そんな考えで今、進めたいということでお話を申し上げているということでご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 今、聞かせていただいておりますけれども、委員長の考え方をここで伺いますが、今、一連の説明の中で質疑をお伺いいたしますという形から始まっておられますね。質疑の範疇が私は問題があるのだと思います。

今の質問、3名の方のお話というのは、確かに私は尊重もしますし言っている内容もわかりますけれども、今まで8回もやった中で、既に説明はされ検討はされて理解している内容は非常に多いわけですよ。それをまた繰り返し質問して、討論にまで入っていったような意見の言い方をしているということは、この特別委員会の今、この付託されている十勝中央合併協議会の設置に向けての補足説明から入っているはずですから、なぜこう形で議事が進むのか。ましてや、同じ重複する質問を最初に答弁されている方から、最後、今助役もされていますけど、同じことを何回もされていることが、私はこの委員会の総意ではないと思います。

こういう形で委員会が進むということは、私、本当に不自然だし、そのことをあたかも3人言われていることが、すべての、今、共通認識があるわけですから、ですから皆さん意見も出てこないというこ

ともありますから、意見は尊重しますけど、今の在り方をずっと続けるのであれば本来の特別委員会の形にはなっていないのではないですか。どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 暫時休憩いたします。

（11：27 休憩）

（11：28 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を閉じて再開いたします。

今、永井委員のご指摘なのですが、質疑ということで、私は意見を求めたり質問を求めたりというようなことの中で、この委員会の一般的審査という中で、委員は議題について自由に質問し、意見を述べるができるという原則がございまして、委員長としても今の進め方に何のやぶさかもないものだ。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 確かに今おっしゃる説明から私も理解できますが、今聞いていてですよ、そういう理解はできません。しかし、説明の中で重複説明、過去に8回や7回、6回に受けた説明がいっぱい出てきて、それをまた再度説明しているわけですから。そんなことは1回の中で理解したら次回に持ち込む必要はないわけですよ。新しい質疑をすればいいのですよ。討論会じゃないのですから。

ましてや、共通質問が重複しているなんてことにならないようにしてくれれば一番いいわけですから。やはりその辺もう少し特別委員会に対する在り方というのは、もう少し慎重にやるべきと私は思いますね。

○委員長（瀨瀬太郎） 委員長として、個々の考え方というのは三人三様だと思います。そういった中でその質疑、当然この辺も多少は注意というか、気を付けなければならない部分もあるのですが、それぞれ各々意見の発言だと、私はこう理解しております。8回までの意見も取り出して言うことも、わかりある問題、自由闊達に意見を、質疑を述べてもかまわないと私は認識しております。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 助役の今最後におっしゃいましたところに、いみじくも今の状況が流れていると思うのですけれども。私は2年間という、平成17年の3月と決められていることが、やっぱりここまでのすごい努力をなされているいろいろやっておられるのですが、しかし、先の期限が決められているだけに、時間をかけられない。そういうふうにはおっしゃっていませんけれども、そういう現状なのだと思うのです。

私は、これがやっぱり強制なのだなというふうに押さえるのですよね。ずっとやっぱり強制は駄目だよということでこられてきて今日のこの報告であり、条例案の提案ということになってきている。だから気持ちだとか、いろんな面では理解をしながらも、結果として表れてきているのは、やっぱり短い時間の中でどんどん進んでいっているという、そういう状況の中で、本日、ここに出されてきていると思うのですよね。

ですから、できるならばもっと時間をかけて、そして任意協議会もやられて、さらに法定協議会につなげられていくのが私はいいいというふうに思うのですが、そこはもう現段階としては、理事者としては無理だというふうに押さえていられるのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） おっしゃるとおり、過去の合併の事例なんかを見ますと、相当期間、年数をかけて協議している事例も十分承知をいたしております。ですから、極力時間をかけた中でやっていく方が、これは確かに住民の皆さんにとってはご理解をより深めていただくということにつながっていくのだろうという理解はしておりますけれども、おっしゃられるとおり、一定の期限の中で合併をすれば、やはり特例法のいろんな財政的支援措置をいただく中で進めることが、より合併にとって有利だろうと。これが単独ということであれば、あえて期限の問題はないのですけれども、3町村が一定の協議をした中でそういう理解が住民との間にできるのであれば、これはやはり合併をすることによって優遇措置を受けられるような期間内にしたいという思いで、一方では進んでいるということも、私どもとして

はそのように考えながら進めているということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 今般、提案をされました条例案にかかわってお伺いをします。

まず、第8条の委員の構成でありますけれども、1、2、3についてはこのとおりという。4番目でありますけれども、町村の長が推薦する学識経験者を有する者各6名ということでございます。

学識経験者ということの表現でありますけれども、このとおり理解をすると、非常に重いというか、硬く感じるというのでしょうか、合併に関する委員ですから、地方自治にそういう専門的な知識を持った人ということになるのだらうと思うのですけれども、それが例えば、固有名詞は別としてどういう人たちを念頭に置いていらっしゃるのか。そしてこうなってくると、一般の町民の代表というのでしょうか、そういう方々は当然、当然という言い方もどうかと思いますけれども、なかなか入れないのかなというような気もするのですけれども、その辺の考え方ですね。

それと11条、12条、13条ですね。小委員会、それから幹事会、幹事会は何となくわかるような気がするのですけれども、それから専門部会。特にこの小委員会と専門部会の中身ですよ。役割がここに書いてありますけれども、重なってくる部分があるのか、どういうことをするために小委員会、あるいはまた専門部会、具体的にここに書いてありますけれどもね。ご説明をいただきたいと。

それと18条でありますけれども、報酬及び費用弁償ということで、9条の第4項の規定により会議に出席する者ということですから、委員以外の、参考人というのでしょうか、いろんなそういう立場で呼ばれて発言する、助言をする、説明又は助言を求めることができるのですから、そういった人たちに対する費用弁償及び報酬ということなのでも、できるという表現なのでも、これ条例ですから、よりわかりやすいというのでしょうか、表現の方が私は良いのだらうと思うのです。ということは、当然そういう正式な会議に出席を要請するわけですから、報酬及び費用弁償の規定を作って、きちっと、中身については町長が定めるわけですからいいのですけれども、費用弁償を受ける、逆に言えば支給するというような表現の方がいいような気がするのですけど、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田企画参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、1点目の8条の1項4号の学識経験を有する者というところでありまして、これは法律がもともと合併特例法の法律で、どういうものを委員とすることができるという規定がありまして、そこでの言葉づかいが学識経験を有する者というふうになっております。それと他の執行機関なり附属機関についても、法律上は学識経験を有する者という言い方になっておりまして、これは実際の意味として、例えば専門的に大学で学んだ者でなければ駄目だとか、そういう意味ではなくて、いわゆる住民の方も当然この中には含まれる、一般住民の方も含めてくるという考え方、そういう意味合いがございまして。

それと2点目の小委員会と専門部会の役割でありますけれども、小委員会につきましては協議会の委員で構成をします。協議会で検討する内容の一部、あるいは全部なのですが、考えられるのは先ほどの説明でも申し上げましたように、例えば新町の名称をどうするであるとか、あとは議会議員の任期、定数をどうするであるとか、比較的時間をかけなければ決まっていけないような事項については小委員会を設けて、そこでじっくりと慎重に検討していただくと、そういう役割を担うということでございます。

これに対しまして、専門部会については、これは協議会の下部組織、幹事会と共に下部組織として幹事会、専門部会というものが置かれるということで、これは協議会に提案をします議案について、より専門的に事前に協議をした上で提案をしていくということで、議案を専門的に協議する下部組織であるという位置付けであります。

それで、専門部会の構成につきましては、3町村の職員で構成されるということでもあります。

次に報酬の関係です。18条の1項でありますけれども、ここでは報酬を支給できるという根拠規定を置いたということでございまして、具体的にはこれを受けて、会長が別に定めるというふうになっておりますけれども、規定を設けてそこでどういう方に対して実際に払うのか、幾らを払うのかというようなこ

とをその規定の中で定めるとい形が想定されております。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 8条なわけですけども、関係法令がこのような表現の仕方になっているということなわけですけども。これ必ずしも、これは町の条例ですから、広く町民の人も、例えばこの中に入っているものとすれば、一般の人が、例えば学識経験者としてどういう学識を有しているのですかということになると、非常にいずいものがあるのだろうというふうに思うのです。ですから、私は、例えばですね、学識経験を有する者及び例えば住民の代表とか、その実態に合うような条例の方が自然だろうと思うのですけれども、どうでしょうか。

それと、専門部会は委員以外ということですよ。

それと18条ですけども、要するにできるということですけども、支給するということですよ。支給するのであれば、私は支給するという表現にすべきだというふうに思うのです。これは曖昧な形でできるということは、もちろんしなくてもいいのですけども、しないのだったらしない、するのだったらするの方が私は条例としては誰が見ても理解しやすい。出すなど言っている意味ではないですよ。表現の仕方として、こういう表現のほうがいいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 8条の学識経験についてなわけですけども、よりわかりやすく学識経験及び一般住民なんていう、そういう表現を使ったらどうかということでございますけども。かなり法制上の問題、認識が私どもとしては学識経験という表現の中に、広く一般住民も含まれるのだという考え方で、特に特定した言い方、住民という言葉を使っていない。住民も含まれた広く経験なり、知識を有するものという意味合いで使わせていただいたということです。

それと、18条の費用弁償の関係でありますけども、これは具体的には協議会が設置されまして、規定が定められて、そこでどういう方に支給するかというふうなことが謳われるということになりますけども、これは任意協議会の例で申し上げますと、委員の中でも町長、助役、あるいは議会から来られている委員さんについては支給しておりませんので、そういうことも法定協においては考えられるというようなことで、支給するという言葉を使っちゃいますと、全部支給するということになりますので、そういう考え方からこういう規定をしたということになります。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） こだわりませんがね、ただ、必ずそれにこだわってそっちがそうする、行政側がするということであればあれですけども、厳密に理解をすると、学識経験を有する者ですから、一般的に例えば人間として50年生きてきたから経験があるからと言ったって、それが何の学識があるのということに。目的からいって非常に難しい部分もあるのだろうと。ただ、その18条のこれは町長だとか、助役だとか、そういった人たちは除いているわけですから。そうでしょ。

細かいことについてはこのあと法定協の中で決めていくという。でも整理しますと、会長、副会長、委員、監査委員は出さないということですよ、報酬は。

わかりました。受け取ることができるということで理解いたします。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員、答弁は、8条はいらんです。

○19番（千葉幹雄） 8条のむことと言えば、厳密に言うとなんか引かかるなと思うのですけど。現実に即したような表現の仕方の方が私は実態に合うと思うのですけども、それ以上のお答えがなければ。

○委員長（瀨瀬太郎） それ以上のことはないそうですから。前に進めさせていただきます。

ほかにございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） この検討報告書の町民周知の方法なのですが、どのように理事者側は、我々が今いただいた報告書の内容をどのように町民に周知させるのか。それについての計画をお聞かせください。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田企画参事。

○企画参事（飯田晴義） 検討報告書につきましては、任意協議会として検討したことを議案に準じた形

で取りまとめたものを、一つの成果として取りまとめたのだという位置付けなのでありますけれども。その中でも重要な部分、言ってみれば結びの部分になろうかと思っておりますけれども、これにつきましては12月1日付の任意協だよりの中で、協議会におけます議論等含めて結びの部分についてはお知らせをするということで考えております。既にもう配られていると思います。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 私もさらっとしか見ていないのですが、私はあの形はあの形でいいと思うのですが、これを全て集約した形にはなっていませんでしょう。（聴取不能）ですよ。

それで、再度、私たちはこれ全部確認していませんからここでご指摘はできませんが、やはり正確な情報を提供するというのであれば、やはり今回の周知内容以外にもさらに検討をされて、もしあればしていった方が、先ほどから出ている住民周知の在り方についての問題は出ることは余りないと思えますよ。ですから、その辺も考えてちょっと検討していただきたいと思えます。

○委員長（瀨瀬太郎） 答弁はどうします。永井委員。

答弁はいらぬそうです。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 先ほどからお話が出ています任意協だよりですね、12月1日付の。読ませていただいたのですが、私たち議員はある程度理解できますけれども、一般の住民の方は余り専門用語が多くて理解に苦しむのではないかというふうに考えているのです。もう少し解説した内容の任意協だよりを発刊した方がいいのではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田企画参事。

○企画参事（飯田晴義） 任意協だよりにつきましては、協議会におけます議事に従った形で掲載しておりますので、確かにご指摘の点はあるかと思っておりますので、今後、仮に法定協をこのあと進むとしたならば、もう少し解説的なことも付け加えてわかりやすい内容にしていきたいと思いますというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。ほかにございませんね。

それでは、質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終結いたします。

理事者並びに説明員、大変ご苦労さまでございました。退席をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

(11:49 休憩)

(11:50 再開)

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

これより討論を行います。最初に、本案に対する反対討論を受けます。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 提案に当たりましてご説明いただいた内容の3点について、現段階におきましてこれらが住民の状況を総合的に判断した結果というふうに思われません。

それで、まず1点目は、合併を法定協議会の住民の意向が多数となったというその背景の根拠が大変脆弱であるということ。

それから2点目は、財政の持ち方が不透明な中で、一定期間だけしか示されないと。そういう中での提案であること。

それから3点目については、合併の効果というのがここに述べられていますが、今もって疑問が多いというような点で、私どもはこういう点が残っている以上は、任意協議会で続行することがより町民の意思に沿った方向になっていくということで、今回の提起については時期尚早というふうに判断しております。

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、賛成討論を伺います。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ただいま、共産党議員の方から反対討論がありました。

私は、反対討論の中に法定協イコール合併だというような文言もございましたので、当然今までに至る経過の中で、任意協でいろいろと協議をされて町民にも周知をされてきたところでございます。

その結果、やはり今日の財政的な状況、また将来的な展望を考えたときには、法定協議会に移行をし、その中で十分検討をして、そして最後はどうなるかわかりません、ありきではございませんので、どうなるかわかりませんが、やはり行政として、あるいは議会として、町民にしっかりと判断材料を与えるという意味で、法定協に移行をして、その中で十分検討すべきだというふうに思います。

よって、法定協の設置については妥当というふうに思います。以上であります。

○委員長（額額太郎） それでは反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（額額太郎） それでは、ほかに討論なしと認めます。

直ちに採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。議案第 79 号十勝中央合併協議会の設置について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（額額太郎） 異議があるということで、起立採決にいたします。

議案第 79 号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（額額太郎） ありがとうございます。

ただいま、起立多数であります。

したがって、議案第 79 号十勝中央合併協議会の設置については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査を終了させていただきます。

次に、その他といたしまして、各委員から何かあれば伺いいたします。

伊東委員。

○18 番（伊東昭雄） 先ほどからいろいろ町民に任意協議会が徹底されているのかという意見も出ておりますし、私はそれなりの順序を踏んでやってきたと思うけれども、やはり声をかけても非常に来の人が少ない。少ないということは理解したというふうにも思われるし、また徹底もしていないということもあると思います。先ほどから意見も出ておりますけれども、広報は非常に難しいと意見が出ているのです。町民になかなか理解されない。

そこで、先ほどから読んでおりますけれども、非常にこれは集約されてどなたでも理解できるものだと思います。それとですね、全戸 1 万戸ぐらいしか配ってないですから、これをそのまま全戸に配布をして、そして法定協議会のときにいろいろと意見が出るのではないかと思いますので、私は、これを全戸に配布すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（額額太郎） このことは、先ほど理事者・説明員がいる時に質疑として言ってもらえれば幸いですというふうに思います、委員長としては。

私がここでどうのこうのというそのことは、答えることはできません。

できることは、そのことを十分聞いて、理事者、部局に言うよりしょうがないと思います。

そのほかにございせんか。

（なしの声あり）

○委員長（額額太郎） それでは、ないということで、次の日程につきましては、委員長に一任させていただきますけれども、よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（額額太郎） ありがとうございます。

それでは、これで第 9 回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（11 : 58 閉会）

第10回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 1月29日
開会 10時00分 閉会 11時16分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義
企画室副主幹 森 範康 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 木村仁根
4. 審査事件 十勝中央合併協議会の動向について
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年1月29日 10:00 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） ただいまから、第10回市町村合併調査特別委員会を開きます。

[趣旨説明]

○委員長（瀨瀬太郎） 本日の特別委員会は、過日開催されました第1回十勝中央合併協議会において、今後の方針等について協議を行いましたので、その報告を行い、今後の十勝中央合併協議会の動向を共通認識としていただきたいと思います。

また、次回までの協議事項として提案された案件もありますことから、これらについても意見を伺いたいと思います。

それでは、合併協議会資料に基づいて、佐々木副委員長から報告説明をいただきます。

○副委員長（佐々木芳男） おはようございます。それでは、先だつての23日に十勝中央合併協議会の協議会が行われました。

それに委員として議長、それから副議長、私と3人が参加いたしましたので、その協議内容並びに経過について、ご報告を申し上げたいと思います。

なお、非常に中身が多いものですから、長いものですから、説明が途切れたり、聞きづらいところがあるかと思えますけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず、議案1ページから16ページまでの報告1号から報告8号まで。これにつきましては、すでに今までの議会、それから特別委員会等で説明がなされてきましたので、その原案のとおりこれについては承認されておりますので、説明を省かせていただきます。

それでは、議案の17ページをお開き下さい。

議案第1号十勝中央合併協議会会議運営規程について、ご説明を申し上げます。

この規程につきましては、先の第4回定例会において議決され、十勝中央合併協議会規約第10条の規定に基づき、協議会の会議の議事、その他会議の運営に関して必要な事項を定めたものであります。

次に、議案20ページをお開き下さい。

議案第2号十勝中央合併協議会小委員会規程について、ご説明を申し上げます。

この規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第11条の規定に基づき、協議項目の検討を主な目的とした、小委員会の組織、運営、その他必要事項について定めたものであります。

次に、21ページをお開き下さい。

議案第3号平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について、ご説明を申し上げます。

事業計画につきましては、協議会の主なる事務として、表の一番左側にありますように、「新町建設計画の策定」から「広報・広聴」までの四つに分けて、それぞれの事務の実施予定表を表したものであります。

まず、新町建設計画の策定欄につきましては、小委員会のなかで、新町将来構想案の作成に向けて調査、資料収集などのほか、3月末をめどに住民アンケートの集計を行う予定になっているところであります。

次に、合併協定項目の協議欄についてであります。この第1回合併協議会では、後ほど説明いたします協議第1号合併の方式についてと協議第2号新町の事務所の位置についての、この2件の合併協定項目について、提案・説明することとしているところであります。

したがって、この2件の合併協定項目については、次回第2回の協議会において協議をすること

としておりまして、合併協定項目に関しましては、より慎重に協議を行う必要がありますことから、「今回 提案・説明」、「次回 協議」というサイクルを進めるところでございます。

3段目のその他の協議欄については、新町建設計画及び合併協定項目以外の協議項目について整理したものであります。

4段目の広報・広聴欄については、ホームページや協議会だよりなどにより、広報・広聴関係の事務を整理したものであります。

また、協議会の会議については、表の上にありますように、今回を含めて年度末まで3回の開催を予定しているところであります。

なお、表の下段に小委員会、幹事会、専門部会、それから分科会の下部組織を載せてありますが、これについては、いずれも必要に応じて随時開催することとしているところであります。

議案の22ページをお開き下さい。

次に、議案第4号平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算について、ご説明を申し上げます。

予算総額は1,500万4,000円でありまして、歳入歳出予算の明細はこの予算書をご覧いただきたいと思っております。この中身につきましては、事務方から後ほど説明をいただきたいと思っております。

次、24ページをお開き下さい。

次に、議案第5号協議の進め方について、ご説明を申し上げます。

まず、第1項については、任意協議会における協議結果は最大限尊重するとしたところであります。

次に、第2項の協議の進め方ではありますが、ここにあります五つのルールに従って協議を進めるというものであります。

一つは、幹事会で調整した事項を協議会に提出するというところであります。

二つは、小委員会への付託が適当な事項につきましては、協議会の決定を得て小委員会に付託するというところでございます。

三つは、小委員会に付託しない事項で合併協定項目となっている事項につきましては、法定協委員あるいは各町村において十分な検討時間を確保するため、提案時に説明のみを行い、協議は次回の協議で行うとするものであります。

四つは、小委員会へ付託した協議事項につきましては、必要に応じて協議会に経過等の報告を行い、協議会で確認するものとなります。

五つには、一度の協議会で結論に達しない協議事項につきましては、会議運営規程にも謳われておりますように、全会一致の原則に基づき、結論を見出すまで継続審議をするものであります。

次に、第3項の提案の方法等についてでございますが、一つは、効率的な協議を行う必要があることから、特に各種事務事業の取扱いなどについては、関連する協議項目を一まとめにしまして提案されるということになっているところでございます。

二つ目は、予算に補正の必要が生じた場合、あるいは建設計画策定や事務事業の中でも重要なものについては、検討状況、それから進捗状況につきましては、必要に応じて、その都度、提案、報告などをするというようになっております。

それでは、議案25ページをお開き下さい。

議案6号事務事業の調整方針について、ご説明を申し上げます。

本議件につきましては、現在3町村が行われております1,200項目に及ぶ事務事業を調整する上での基本方針となるものであります。

第1項の調整の原則につきましては、3町村のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、3町村の融合・一体化の促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮するとともに、高サービス・低負担による財政負担増が合併による経費削減効果より大きくなならないよう留意しながら、次の三つの原則に基づき、新町における行政制度やサービスを調整することとするものであります。

一つは、公平性の確保、すなわち、負担公平の原則であります。

税、使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、住民に不公平感を与えないよう十分配

慮するとともに、止むを得ず3町村それぞれの現行制度を継続する場合であつては、5年を限度に一元化を行うものとするものであります。

二つ目は、健全な財政運営の原則であります。

新町における自治体としてのあり方を視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上げることが配慮するとともに、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に実施した場合の財政に与える影響を考慮しながら調整するものであります。

三つ目は、受益と負担の適正化の原則であります。

受益者負担を原則とするサービスについては、類似町の状況も考慮しつつ、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡を考慮した制度のあり方について検討しようとするものであります。

次に、26ページになりますが、第2項の調整方針の分類であります。

調整方針の決定に当たりましては、下の図に示してありますように、七つの分類に従って調整しようとするものであります。

27ページをお開き下さい。

議案第7号合併協定項目について、ご説明を申し上げます。

合併協定項目につきましては、大きく①基本的な協議項目、②合併特例法に規定されている協議項目、③その他必要な協議項目の三つに分けられております。

一つ目の基本的な協議項目につきましては、合併の協議を行う上で最も重要な、いわば、自治体の存立に関わる基本的な項目であります。

二つ目の合併特例法に規定されている協議項目につきましては、合併特例法にその取り扱いについて特例が規定されている項目であります。

三つ目のその他必要な協議項目につきましては、今、申し上げました二つの項目以外に、合併の協議を行う上で欠かすことのできない項目であります。

表の中の1合併の方式から22各種事務事業の取扱いまで、3町村の事務事業が全て網羅されるよう合計23の事業に分かれております。

このうち各種事務事業に含まれる事業数につきましては、全部で1,200項目になりまして、協議会で決定することとなる、Aランクのものが350項目程度となっており、この事務事業の取り扱いについて法定協定の協議の対象となります。

なお、先進事例につきましては、別冊資料1ページから2ページに掲載されておりますので、ご欄いただきたいと思っております。

また、23新町建設計画につきましては、次の議案でもありますので、ここでは説明を省略いたします。

議案書の28ページをお開き下さい。

議案第8号新町建設計画の策定方針について、ご説明を申し上げます。

本議件につきましては、合併特例法により、策定が義務付けられております新町建設計画につきまして、あらかじめ策定の基本的な方針を定めようとするものであります。

第1項計画の趣旨であります。本計画は、新町のまちづくり全般のマスタープラン及び主要プロジェクトとなるものであり、本計画の実現により、3町村の合併後の速やかな一体性と住民福祉の向上、さらには新町全体の均衡ある発展を目指すとしたものであります。

また、建設計画策定の前段に、住民の判断材料として、まちづくりのビジョン、方向性を示した新町将来構想を作成し、これを建設計画のベースとするものであります。

なお、本来新町が進めるべき具体的な内容につきましては、地方自治法に基づいて、新町において策定される基本構想、基本計画、実施計画、いわゆる総合計画に委ねるとしたものであります。

次に、第2項計画の構成であります。計画は、合併特例法で定めております最低限盛り込まなければならない4項目を基本として作成するとしたものであります。実際の策定に当たりましては、これら4項目に補足・肉付けする項目を加えた上、項目の名称についても、平易な表現を用いるなど、住民にとってわかり易い計画づくりを目指しているところであります。

第3項につきましては、住民の意見を尊重して作成することとしたものであります。

最後の第4項につきましては、計画期間を合併後おおむね10年間とするものであります。

なお、資料の3ページから5ページに、建設計画策定の流れが説明されていますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案書の29ページをお開き下さい。

議案第9号小委員会の設置について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、規約第11条第1項及び小委員会規程第2条の規定に基づきまして、三つの小委員会を設置するとともに、付託事項欄に記載されております事項につきまして、付託を行うものであります。

付託を行う事項につきましては、いずれも合併に際し最重要といえる項目でありまして、継続的かつ慎重な審議を必要とするものとするところから、小委員会におきまして、調査、審議等をするものであります。

まず、新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会ではありますが、付託事項につきましては、議案第7号で決定をいただきました合併協定項目の3新町の名称及び8議会議員の定数及び任期の取扱いの2項を付託されるものであります。

次に、地域自治組織等小委員会ではありますが、付託事項につきましては、6住民自治充実のための取扱い、7地域審議会の取扱い、15事務組織及び機構の取扱いの3項目であります。

30ページをお開き下さい。

最後に、新町建設計画小委員会ではありますが、付託事項につきましては、合併協定項目の23新町建設計画で、付託内容といたしましては、新町将来構想案の作成、新町建設計画案の作成などであります。

なお、小委員会の委員につきましては、小委員会規程第3条の規定により会長が指名することとなっておりますが、審議の中で新町建設計画小委員会の委員数を増員することで修正可決され、本日配付されました議案第9号小委員会の設置についてのとおり、構成委員名欄に記載されている委員の方々が指名されました。

以上、議案として提出された案件でありまして、すべてが可決されたことをご報告いたします。

続いて、この第1回の法定協議会で提案された協議事項につきまして、ご説明いたします。

協議第1号合併の方式について及び協議第2号新町の事務所の位置についてであります。

議案書は31ページ、資料は6ページからになります。

この件につきましては、任意協議会では確認されている事項ではありますが、法定協議会の場で正式に確認するため、協議案件として提案されたものでありまして、次回以降の協議会で協議の上確認されるものであります。

内容については、すでにご承知のことと思いますので、説明を省略させていただきます。

以上、第1回十勝中央合併協議会の結果について、報告をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（瀨瀬太郎） どうもありがとうございました。

[質 疑]

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、今回は、ここに、助役以下、事務方が見えております。そちらの方の説明でも質疑でもかまいませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお、質疑に入る前に、先ほど副委員長の方から、22ページ、議案第4号平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出のことを事務方の方から説明いただくということに説明ありましたので、そこから質疑に入る前に説明を受けたいと思います。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） それでは22ページにあります平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算に

つきまして、ご説明を申し上げます。

この予算につきましては、先の第4回定例町議会において議決をいただきました、幕別町で言いますと440万3,000円という負担金の基となった予算でございます。

それではまず歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。

歳出につきましては、款で言いますと、1款総務費、2款事業費、3款予備費ということで、3款の構成となっているところであります。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費でございます。

予算額522万7,000円でありますけれども、この目につきましては、事務局の運営経費を計上したものでございます。主なものといたしましては9節の旅費にあります委員の道外視察研修の随行、あるいは14節のコピー機のリース料、それと19節の負担金であります時間外勤務手当、臨時職員賃金の負担金でございます。

なお、時間外勤務手当、臨時職員賃金につきましては、それぞれの町から職員なり臨時職員が派遣されているということがありますので、その身分を有する町村に対する負担金として支出を行うものであります。

23ページをお開きください。

2款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費であります。

この目につきましては、協議会及び小委員会の会議開催経費を計上したものであります。主なものといたしましては、1節報酬、協議会、小委員会の委員報酬。9節旅費、委員の道外視察研修。この道外視察研修につきましては、山梨県内の二つの協議会を視察研修行う予定になっております。この二つの協議会につきましては、すでにもう合併協定書の調印を終えたところが一つと、もう一つは、ほぼ協議が終わりましてもうじき調印を行うといったところ。合併の状況が始めから最後までわかるようなところを選定させていただいたということでございます。

それと、13節の委託料、会議録の作成委託。これが主な経費となっております。

2目の調査研究費257万8,000円でありますけれども、これにつきましては、主な経費が13節の委託料にありますように、事務事業の一元化ほか業務委託を行うものであります。これは協議会の協議に使う資料の作成を行う業務であります。

3目広報公聴費であります。105万3,000円。これは協議会だよりの発行経費であります。

3款予備費30万円あります。

次に歳入予算でありますけど、22ページをお開きください。

歳入予算につきましては、予算額1,500万4,000円ありますけれども、歳出総額から補助金、道の地域政策補助金でありますけども、この330万円と、諸収入、預金利子の1,000円ですね、330万1,000円を控除いたしまして残った経費が1,170万3,000円ということになります。これが負担金ということになるのでありますけれども、この負担金につきましては、協議会規約及び規約に関する協議書によりまして、負担の考え方が定められております。その考え方といいますのは、広報関係の経費につきましては、世帯数で割りましょうと。それ以外の経費につきましては均等割りにしましょうというようなことのが行われております。このルールに基づきまして、1,170万3,000円を割り返したといいますか、3町村に振り分けをしたということで、幕別町については440万3,000円になったというものであります。

2款の補助金につきましては、道の地域政策補助金の交付を予定しているものでありまして、この対象経費につきましては、2款の事業費がほぼ対象になりますけども、この中の経費から食料費を除いた経費が補助対象として考えているところであります。

以上、予算につきましてご説明を申し上げます。

○委員長（額田太郎） それでは、再度説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

何かございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 議案書の21ページの（聴取不能）、次々に計画に沿って進めていかれるということ

であります、ここで新町設計策定というのが一番基本になるのではないかというふうに思うのですけれども、その中で、計画の中では2月に住民アンケートを行うというふうに書かれています。

住民の状況を掌握していくということで取り組まれると思うのですが、予算を見ましたら、計画書の中でもそうなのですが、全体の対象者が3,000人ということですね。それで3,000人に絞られた理由といいますか意図とするところを伺いたいのですが、新聞報道を見ますと、うちの町が1割程度で他の2村が5割というようなことなのですけれども、人口は当然うちの町が多いから、人数からいったら我が町の数が多くなるのですけれども、ずっと住民の意向を掌握してやっていくということは、私たちも大賛成で、これは本当にきちっとやっていただきたいというふうに思うのですけれども、この種のまず3,000人に絞られた理由と、それから今、十勝の全体の動きやアンケート調査をやっているところを見ますと、回収がかならずしも高くないのですよね。そういうことを考えた場合に、1割というので、最初から1割に絞って、全体を掌握することができるのかどうか、判断するのはどこであるのかという心配がありまして、その経過についてまず伺いたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） アンケート調査の割合といいますか、対象者の割合ということなのですけれども、考え方といたしましては、人口でいいますとおおむね1割程度、世帯数でいいますと25%、4分の1程度ということ想定したところでありまして。

確かに対象者の件数でいうと、1割という非常に少なく感じるわけでありましてけれども、世帯数で見ますと4分の1が網羅されるということでありまして、ほぼ世帯の中でも考え方が一人ひとり違うということはあまりないだろうと。ほぼ同じような傾向があるだろうというようなことから、世帯に直しますと4分の1の世帯からの意見は把握できるであろうということが根拠のところにありまして、こういう設定をしたということでありまして。

あと、更別、忠類が半分で幕別が若干少ないというようなご指摘でありますけれども、この辺はやはり総体の数から考えますと、世帯数なり人口が絶対的に少ないところと多いところでは、同じ比率にするとしてもやっぱり村の方の意見が聞き取りにくいということがありますので、多いところは数で、回収数といいますか、対象者の数を多くすることで意見は聞けるのかなと。比率は少ないけれども、対象者が多いことで意見の吸い上げができるのかなという考え方があります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私はできるだけ多く（聴取不能）。

それで、人数の少ない村と多い町の均衡というような最後のまとめでありますけれども、幕別は幕別の行政に責任を持つ姿勢として、まずは幕別町民の意向を、全体を本当に反映する形の取り組みというのが大前提だと思うのですよね。更別村は更別村の意向、忠類は忠類の意向、そういう町の意向をそれぞれが押さえて、それぞれ代表が協議に臨まれて、それが小委員会でも活かされて計画が立てられると思うのです。だから、うちの町が1割にしないと、小さい町の意向は反映できないよというのは、私は当たらないというふうに思うのですよね。

それからもう一つ、全体の、今、9,000世帯ぐらいあるのですか。台帳上では1万ぐらいありますかね。その4分の1の世帯の調査ということでありまして、先日、芽室の調査回収結果を見ますと、確か17%ぐらいでしたね。ですから、これは回収のためにはまた相当な努力をなされて、25%がほぼ回収できるような努力をしていかなければならないと思うのですけれども、12月の定例町議会で町長も言っておられましたけれども、必ずしもこの問題に関する関心というのは高くないのだということをおっしゃってられましたよね。そうすると、うちの町でもその25%の対象にしたアンケートをやっても、半分以下になってしまうなんてことになる、本当に少ない調査活動で結論を出していかなければならない。こういうことも、あらかじめその想定をしていかなければならないのではないかと思うのですよね。そうすると、もうちょっと幅は広げられないものかということと、もう一つ、前段の我が町のまとめに必要なということを申し上げましたけれども、やっぱりその町その町の独自の町の形態や検案事項ってありますよね。

うちの町の場合は、単に人口が多いというだけではなくて、札内の地域、幕別本町の地域、南幕別の地域、町場と農村ということもありますけれども、かなりその意向の違いというの、これも想定されることも12月に町長はおっしゃってられました。そういうこともきちっと掌握をして、そして新町に活かすということになれば、そういう三つの理由から考えれば、私はやはりその1割の世帯というのは十分ではないというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これは住民アンケートの対象者数何割が適当なのだという事は非常に難しい問題かなと思います。これは100%とれば一番良いのかなというふうに思いますけれども、やはりそこには限界があるだろうというふうに思います。

それで、私ども、住民アンケートがすべてだというふうには思っておりません。これは今日配付させていただいてます資料の4ページに、新町建設計画策定フロー図というのがありますけれども、住民意向の把握の一つとして住民アンケートというのがあります。さらに、その下に、各町村の既存の住民会議等のアイデア、意見の反映というものもございます。

これは3町村とも、これまでに任意協が発足する前から住民の検討会議というのがありましたので、その委員さん方の意見なども反映させていこうというふうに考えておまして、なるべく住民の方々の意見についてはお聞きしよう。さらにその案ができた段階では、新町将来構想案というの中ほど、ちょっと上にありますけれども、このできた段階ではダイジェスト版も作りまして、これ住民説明会を行なってそこでも意見をいただくと。それを将来構想に反映させていきまして、その将来構想を土台にして建設計画を作成していくという段取りになっておりますことから、住民アンケート、町民検討会、あるいは住民説明会によって意見をいただいて、なるべく住民の意見が反映されたような計画づくりをしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） このアンケートがすべてではないというのはそうだと思います。全体のプロセスの中で、一つひとつ住民の皆さんにかかわることが固まってくるといいますか、皆さんの暮らしは合併によってこうなりますよということが、見える、示せるときに、きちっと住民に説明をし、示し、その上でその方法がいい、あるいはその方法がだめだというのが一番の大切なことだと思うのですよね。

だから、この全体の計画の中で、今、住民説明会もさらになされるということでありますから、そこはもっともっと力を入れていただいて、十分に最後まで貫いていただきたいと思うのですが、入り口の問題としては、なるべく可能な限り広く意見を聞く。アンケートがすべてじゃないということであれば、その説明会の中でも多分住民の方からはいろんな意見も出てくるでしょうし、そんな形で一体となって進めるという、その姿勢を確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 答弁いいですか。

○2番（中橋友子） もしあったら。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今回のアンケート調査の主たるところにつきましては、法定協に移りまして、少なくともそれぞれ三つの町の住民の方が、その合併に際してどういう考え方がそれぞれの町としての特徴的な考え方としてあるのだという入り口のアンケートをしたいということで、このようなサンプリングをさせていただいたということでございます。

今、説明資料の5ページにも今後の策定スケジュールが載っておりますけれども、基本的には6月時点までに、ある程度将来の基本構想の案を策定し、できる限りその7月1カ月かけまして、今、中橋委員おっしゃるとおり、きめ細かな説明を、今度はもう最終的な段階に入っておりますので、できる限り小単位での説明会も開催するなり、その手法を講ずる中で、基本として、方針自体も住民の意見を聞いて新町の計画は作りますよということを議案の中でも謳っておりますので、その方針に反しないように、十分言われることについては配慮した中で進めていきたいというふうに、今、考えてございます。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

野原委員。

○3番(野原恵子) 議案書の22ページ、23ページ、歳入歳出の(聴取不能)の点なのですが、道外研修が組まれていると思いますけれども、これは今、説明を受けた中では合併協議会の調印を行ったところ、これから行うところの道外視察ということの説明をされましたけれども、この合併協議会に進む中では、先に合併ありきではなくて、合併するかどうか、これから論議されるどころだって町長は答弁されております。

そうしますと、すでに協議会が成立して調印をしたところの視察ということであれば、もうすでに合併先にありきという、そういう視察になるのではないかというふうに思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長(瀨瀬太郎) 飯田参事。

○企画室参事(飯田晴義) これは法定協議会の役割がどんなものなのだという認識の違いかなどというふうに思うのですが、法定協議会そのものは、合併ありきではないわけでありまして、合併の是非を含めて、合併した場合についてはどのような町づくりが考えられるのか、どのようなサービス、負担というものが考えられるのかということも協議する場がありますので、今後、この協議を進めていく中では、協議はまだ始まったばかりのところではやはり参考にならないと。法定協議会は合併の是非も含めてですから、やめる場合も合併する場合も両方考えられるわけですから、やはり合併するとした場合のことを考えた場合には、やはり合併協議を終えたところでないとはやはり参考にならない。途中経過であるとやはり参考にならないということがありまして、調印が終わっているところ、あるいは間近なところを対象とさせていただいたということでございます。

○委員長(瀨瀬太郎) 野原委員。

○3番(野原恵子) それでは、先に説明したように、先に合併ありきがこの視察の目的になるのではないかと思います。どうするかということはこの協議会の中で論議していくということであれば、その過程のところの視察ということも必要ではないかと思うのですが、両方、二つとも、もうすでに調印が進むところ、調印の終わるところ、その二つが対象であれば、その過程の中でどうなのかということの論議されているところの視察が先にありきということではなくて、この視察というのは、やはり、先に合併を進めていくことを目的とした視察ではないかとぬぐえないのですが、その点は。

それと、道外視察そのものが、やはり必要なかということも問われるのではないかと思います。この予算を見ましても約500万円の予算なのです。その視察が本当に住民に役に立つ視察になるかどうかということも、二つ問われるのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○委員長(瀨瀬太郎) 西尾助役。

○助役(西尾 治) 実際に新たな住民委員も含めて、今度33名の委員によりまして法定協が始まりました。法定協議会での協議のあり方、今後どう進めるかも含めて、やはり一定の先進事例を参考にしながら進める、そういう認識を同じくして進めるということは極めて大事なだろうと。

たまたま、じゃあ道内、近場にそういうところがあるかということ、現実的には道内でまだ法定協で、いわゆる脂っこい議論をしている法定協というのは道内にないものですから、どうしても先進事例としては、道外を参考にしなければならないという面はたくさんあるかと思えます。

それと、野原委員がおっしゃるとおり、合併をこれから進めるのは結果としてその町は法定協が合併まで至ったと。ただ、場合によっては最終段階で駄目になるところも当然でございます。そういうところは現実的にじゃあ視察に行って、視察対応ができるかということも多分そうはならないです。事務局の存続の問題も含めて、そういう対応はとりにくいと。だから現実的には法定協で一定程度議論をして、いろんな経過があるところを私どもとして視察しない限り、実際のその法定協でどんなやりとりがあって、具体的にどういうところが問題となって、こういう点をクリアするのに特に時間を要したとか、こういう点がやっぱり問題があったのだというようなことを十分認識していませんと、現実的に、これから合併協定項目一つひとつ協議する中で、やっぱりそういうことをきちんと学習する中で、協議会に臨むことが大事だろうということで、1回目終わりましたけれども、2回目入る前の早い時期に視察をした

いというふうに考えておりますので、決しておっしゃるとおり、そこへ行ったから合併がありきなんですよなんていう話はどこでもしておりませんし、どこの町村もそういうお話は決してしておりません。

あくまでもそういう事例を参考にしながら協議を進めていく中で、この3町村の協議が最終的に、できれば今年16年中に合意に至れば、これは合併というストーリーも考えられるかと思えますけども、これ、至らない場合も考えられるわけですから、その際には法定協に移ったといえども、最終的に解散という自体もあり得るといふふうに考えておりますので、あくまでも私どもとしては、そういう事例を参考に、委員の皆さんが協議に臨む際に、どういう問題点があるのだ、こういうことが大変だったのだというようなことがあれば、きわめて協議もその辺、押さえた中でスムーズに進むだろうという思いがあって今回計画させていただいたので、決してここに行ったから合併するのだなんていうお話は決してしておりませんので、その点、ご理解のないようお願いをしたいなというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 野原委員。

○3番（野原恵子） 先に合併ありきということではないという説明でしたけれども、そういう合併という問題は、その施設を見学するとか、そういうことの研修というのとまた違うのではないかなと思うのですよね。そういう点では、やはりどういう順序で進んでいるのかとかいうか、そういう道外視察という、視察しなくても資料を取り寄せるですとか、そういうことで十分委員の中で論議することができると思うのですよね。

視察というのは本当に、道外視察というのは疑問に思うのが一つと、やはりどうしても行く場所がそういう協議会の進んだところだとかそういうふうになると、合併先にありきというのがどうしてもぬぐえないものですから質問したのですけれども、これはどうしても道外研修というのは必要なかどうかという、そここのところをもう1回お聞きしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） あの、野原委員。私も今、意見を聞いているのですが。前の意見と重複しているような部分で、私は助役の今、最後の話の中では十分に説明したと思えますけど、まだそこで何か。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 前段言いましたように、道外研修に行くことを目的として考えているわけじゃないのです。確かに同じように協議が進んで、もう法定協議会として一定の、これは合併に至ったか至らない場合であっても、近場にそういう事例があれば、十分私どもとしても参考にさせていただいて、道外まで行く必要はないと思います。

ただ、現実的には道内でそういう具体的な事例に至っているようなところがないものですから、どうしても先進事例としては、今、合併の進んでいる道外に研修先を求めるといのは、これはある意味では止むを得ないのかなという思いであります。

誤解をされている点があるとすれば、少なくとも道外に行くことが目的じゃなくて、そういう事例として参考になる、委員が共通認識でいろんなものを勉強できる、そういうような協議の場所といのはなかなか道内にないものですから、今回、山梨県の二つの協議会を一つの参考事例として選定をさせていただいたということなので、ご理解をいただければなというふうに思うのですけどもね。それ以上の話は私どもとしてもないので、よろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 野原委員。

○3番（野原恵子） 研修でなくて、資料を取り寄せたりとか、そういうことでの研修ということではできないのかという、その点は一つだけお聞きしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今、かなり情報化が進んでおりまして、全国で協議が行われております法定協議会の協議の状況といいますか、議案なり資料というのは確かにホームページから取り寄せることはできます。しかし、これはあくまでも表面上の事項といいますか、協議内容しかここに載っていないわけですね。その協議会でどういう課題があって、それをどういう解決をしていったということは、ホームページ上には載っていないわけでありまして。要するに決定された事実が載っているというのが実態であります。

ですから、やはりこれから合併協議を進めるということ。これは、町史始まって以来のことでありまして、どうやって進めていったらいいかということは、事務局も多少なりともそうなのですが、委員の方々もやはりわからないという点があるかと思えます。そういうことでやはり協議に当たっては、同一の認識に立って協議を進めていくということが必要だということで、実際に協議を行っているところの苦労話なり、実際に努力された点と申しますか、委員の皆さんがどういう、例えば譲り合いをしたのだとかという、そういう実態の話をやはり伺ってこないことには今度円滑な協議が進められないだろうと、そんなことから資料だけではやはり本当の意味での研修なり、知りたい内容が掴めないだろうということから実際に視察をすると、そういう意図でございます。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかにございませんか。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 先ほどの説明でわかりましたけれども、これから法定協議会に入って、一番やっぱり大事なことは、先ほども意見も出ておりましたけれども、やはり住民説明会がやはりこれから一番大事な会議でないかと思うのです。

それで、その住民会議の持ち方ですね。今まで説明会がありましたけれども、それは一方的に何日にどこどこでやりますよといったような方法でやったかと思えますけれども、この住民会議、住民説明会ですか、それに住民がどれだけ参加してくれるかということが一番私は大事なこれからの進め方だと思います。

それで、私の思うのは、前に町長との見解がちよっと違ったような感じしておりますけれども、この席に私の考え述べさせてもらいますけれども、私は、その住民を支えているのは公区、公区長がその公区内の住民を一番説得力と言おうか、号令かけると言おうか、この公区長というのは、今年も変わったところもあるだろうし、また、留任されたところもある。必ずそのときに今年の公区長は誰にしようかと決めるわけですね。そうすると、誰々が今年の公区長ということは、その公区内でその人が一番、私は信頼性があると思えます。

それで、その公区長のやはり考え方を事務局がいろいろとこれから考えて、一方的に何日にやりますということではなくて、例えば、その公区で何かの集会があるとか、そういう場面などを利用して、私は一人でも多くの住民説明会に参画できるような方法をこれからとっていただきたいということを思うのです。

それともう一つ、今まで説明会ありました。過去の説明会でどれだけの人数と、何回あったのか知りませんが、その説明会について報告していただきたいと思えます。どれだけのその出席率があったか。今までの会議あったときの。

その2点ひとつお聞きします。

○委員長（瀬瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） おっしゃるとおり、春、秋に公区長会議をもっておりますので、住民周知の方法を、今、伊東委員おっしゃるとおり、公区長を活用する中でやれるときわめて出席率が高くなるのではないかとご提言もいただきましたので、5月には公区長会議も予定しておりますので、今、一番早い説明会は、基本構想ができて7月ぐらいを考えておりますので、公区長会議の中でもそれらの取り扱いどういうふうにしていくのか。公区単位でやっていきますと90を越える公区ありますのでなかなか難しいのですが、ある程度、農村地域一体となって三つ四つ集まってやってもらうだとか、その辺のことについては、公区長さんのご意見も聞きながら、私どもとしてできる限り住民の方が出やすいような方法で、今、説明会の開催考えていきたいというふうに思っております。

それと、今、手元に資料はないのですが、だいたい1割程度、2,500名程度の住民の方が過去の説明会には参加をされております。

去年までの開催回数については、だいたい30回か、35回程度だというふうに押さえておりますので、だいたい1会場そんなに多くの住民の方はなかなか参画はいただいていないのが現実かなというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 議案書の22、23の歳入歳出のところの、歳出の一番下の委託料というところがありますけれども、事務事業一元化の委託、新町建設計画策定委託等なのですけれども、どういう部分を委託をされるのか、どういう形で委託をされるのか。この辺を少し聞かせていただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 委託料の関係であります、予算書の23ページですね。

ここでは4件の委託を予定をしているということでありまして、一つには、事務事業の一元化委託。これは調整をしていかなければならない事務事業数というのは、先ほど説明ありましたが1,200項目程度あります。これの現況が3町村どういう状況になっているのだと。それをそこから課題の洗い出しをしまして、調整をしていくと、一元化を図るということになります。そのいわゆるソフトと申しますか、その調整をやりやすくするためのソフト、コンピュータのソフトですね。それと、あとは調整をしていく上でのノウハウですね。アドバイス、各種資料の提供というのが、この一元化の内容であります。

それと、新町建設計画策定ですね。これにつきましては、今、3町村の現状、あるいは課題を各種資料から洗い出しを行う。それをまずは将来構想を作りますので、将来構想案の素案的なもの、柱となるものを作成していただくという部分です。この後、企画部会なり幹事会がありますので、そこでそれをたたき台として素案なりを作っていくということになります。

それと住民アンケート調査。これはアンケートの送付、あるいはその集計作業といった内容であります。

それと例規の一覧表。これにつきましては、例規3町村を合わせますと500、600とありますので、それを一覧表に整理をして、それを事務事業の一元化とも関係がありますけれども、それが調整が図られたときにどういう例規が必要になってくるかというような、そういう整理の業務であります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 事務事業の一元化の委託につきましても、ソフトということで、参考資料を徴収するのにそれを委託をすると。それも作業としまして円滑に進める部分では、それはいいのではないかと。

でも、新町建設計画の素案を出してもらおうと、それを委託をすると。そして、それをまた企画関係で調整をしていくということになれば、その委託はコンサルトの会社なのでしょうか、民間の会社なのでしょうか。そういうところに計画の素案を委託をするのは、どうしてそうしたら協議会が持たれるのか、小委員会が持たれるのかということが、私たちが尋ねられて説明できないと思うのですけれどもどうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） お手元の資料の3ページに新町建設計画策定イメージ図というのがありますけれども、ここの（1）に新町将来構想及び新町建設計画の基本的なイメージとありまして、四角で新町将来構想とはどんなものかというものを図で表したものでありますけれども、ここで、やはり基本的要件、現状や課題、新町の将来像、新町の基本目標、これを体系的にまとめたものが将来構想になるのだよというものを表したものでありますけれども、この中で、やはり3町村それぞれの現状課題ですね。それと、3町村が持っている総合計画から将来どういうまちづくりが期待されるのかといった点の素案と申し上げましたが、素案の言ってみればたたき台ですね。たたき台を作ってください、それを事務レベル、助役レベルの幹事会で素案を作りまして、それを小委員会で検討していただくということで考えております。

小委員会で一から作れないのかといいましたら、やはりこの現状課題を整理するだけでも、これは小委員会では到底できることではないというようなことから、やはりそういう協議を進める上で、きわめて事務的な部分といえますか、省力化できる部分は委託にかけて、省力化して素早く素案を作っていく

ということから委託にかけるといふものであります。

○委員長（瀨瀬太郎） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 素案のたたき台ということなのですけれども、それも協議会をされていく中で、また住民のアンケートであるとか、そういう多くの意見を聞きながら、たたき台であれ、出されていくのであればいいと思うのでありますけれども。

私はその将来の計画でありますから、これは1町2村優秀な職員の方がいらっしゃるわけでありまして、この新町の計画のたたき台、一番基本となるところは、それはその中で責任をもって作り上げていくということの方が、私は進め方として筋が通っているのではないかと。ほかの事務のことは、それが円滑に進めてもいいと思いますけれども、新しい町の計画につきましては、やはりそれぞれの部があって、民生であり建設でありあるわけでありまして。いろんなそのそれぞれのところでも、先ほどおっしゃいました1,300項目でありますか、たくさんの項目がある。これもやはり基本的なたたき台は、やはり中で優秀な職員がいるわけですから、責任をもってあげていくというふうな形にするのが私は筋ではないかというふうに考えるのでありますけれども、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） ちょっと私の答弁が不十分かとは思いますが、大事な部分というのはあくまでも職員で構成します分科会、専門部会で検討しまして、それをさらに上部機関であります幹事会に諮りまして、小委員会に提案していくという手順で一つの案ができていくということでありまして、要となる部分はあくまでも職員から積み上げて作るということでありまして、その前段の資料収集なり、事実の部分、現状分析、事実の部分については、これは省力化をしていかないとなかなかすぐにはそういう案がまとまっていけないというようなことで、その肝心要の部分はもちろん職員がやりますけれども、それ以外の省力化できる部分を委託することによって、スピーディーに案を作っていくという考え方であります。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 委託の中に、私は住民アンケートのことを、住民の（聴取不能）を本当に反映して、先ほど出してほしいと思ってお尋ねをしていたのですが、この委託の中では調査委託料として85万円、一番ウエイトが大きいのですよね。

今、説明聞きますと、送付と集計という説明なのですけれども、送付は送る作業なのでしょうけれども、郵送料は別に90円掛ける3,000円出ていますから。そうすると、この送る、封筒に入れて出すのと、帰ってくるかどうか別ですが、それを集計するだけで85万円ということなのでしょうかね。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 委託料の中の住民アンケート調査の委託の内容でありますけれども、この委託業務の主なものとしましては、アンケート調査書の印刷、それと発送経費は郵便料のみでありますのでかかりませんが、戻ってきた際の集計・分析という部分で85万円程度であろうというようなことで見積りをしたところであります。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私は基本的には、芳滝委員もおっしゃられましたけれども、まちづくりの根幹でありますから、いろんな最少の経費で最大の状況がわかるようにしてきちっと進めていくということですね。その点で、要するに創造する部分とかそういうところはもちろん委員でやらなければいけないけど、現状だけ押さえるのは省力化してやるのだということですね。ここでも私は本当は、その一番現状のところ、町職員があるいは委員会が、町民と直接接するなかで押さえていくというのは、それだけ住民の状況をつかめるわけですから、基本の中で私そういう姿勢がひとつは必要だと思うのですけれども。さらに、そのアンケートの設問がどのぐらいになっていくのかわかりませんが、今のことで聞いても、印刷と分析というだけでありますから、この製本の費用だとか、それはまた別に調査用の印刷製本費というのは別に出ていますよね。それから、通信料は言ったとおりですが。

そうすると、これは本当にどんな作業で85万円かけて活かされていくのですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これはまだ契約が終わっておりませんので、確定的なことは申し上げられない。あくまでも事務局段階で見積りをしているその話しかできないのでありますけれども、アンケート調査については、今、おおむね12ページを予定しているところであります。ですから12ページの3,000通を印刷しなければならない経費が入ってくるということでもあります。

今、印刷とおっしゃられましたけど、これはあくまでも封筒の印刷でありますので、アンケート用紙、そのものの印刷はここに含まれておりません。85万円が非常に高いというお話でありますけど、あくまでも契約前の話でありまして、当然ここには見積り合わせによって、当然経済性を導入した結果、契約に至るといこととなりますので、今後、契約に当たりましては、当然最少の経費で最大の効果が得られるような、そういう精神に基づいて契約を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 契約の事業所、相手先というのはどういうところになるのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これはまだはっきりしたことは申し上げられませんが、やはり合併に関してのまちづくりといいますか、合併がどうしてもありますので、単なる総合計画をつくる場合のアンケートとは違ってくるというようなことから、やはり合併に多く関わっているような業者、固有名詞はちょっと申し上げられませんが、そういう業者が、そんなに多くありません。そこが見積書をいただく相手方になってくるのかなというふうに思っています。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員、ちょっと委員長から申し上げますけど。

この第4号の資料の歳入歳出、これはあくまでも法定協議会の予算であって、当然本町も歳入の中で負担する部分もあるのですが、その辺をわきまえてひとつ言っていたきたいと、こう思います。全部が全部うちの町にかかわるものではない。あと2村があるのですよ。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 十分そこを承知してお尋ねしております。

全体の予算1,500万円というところの中で、さっき研修のこともいろいろありました。ここで（聴取不能）約3分の1、本当に必要なのかなというふうに聞いていました。

でも、本当に間違いのないやり方。これはもうあらゆると、必要なこと全部やって、そして結論出さなければならないから、だからそういうそのお金の使い方になってきているのだらうというふうにならずと見ていたのですけども、やっぱりこの委託も過去に基本計画を委託してきた、あるいは部門別に委託してきたということがありましたけれども、例えば、過去にも、もう何年も経ちますけどもね、本州の設計会社なんかにはポンと委託して、ただで帰ってきてそれを使ったとか、そういう事例をとってきたと思うのですよね。

それで今お話を聞いていますと、そのそんなに数はないと。それで、合併専門に使っていくところということであれば、最近の手掛けたそういうプラン会社じゃないかというふうにも思うのですけども、当然、北海道になってくるのか本州になってくるのか、地元の現状などというのとは別に、事実だけを分析していくということでもありますから、そういう遠くの業者にポンと委託されて、それに基づいて進んでいくということにはなりませんか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これは芳滝委員の答弁を繰り返しになりますけれども、たたき台を作って、分析なりをしていただいた後のたたき台ですね、これを作っていただいて、それを企画の分科会、専門部会で十分練って、それを幹事会に諮って、そして小委員会に提案をするという、そういう何段階構えにもなっておりますので、単に業者が出てきたたたき台をそのまま小委員会に提案して、それが決まるということはこれは考えられない。もちろんそういうことがあってはならないわけでありまして、その辺は企画担当職員を中心として、かなり時間をかけて素案を作っていくということ考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） 西尾助役の方から報告事項があります。

○助役（西尾 治） 昨年の12月25日に法定協議会の調印を終わりました、早速北海道に対しまして重点地区の指定の申請をいたしまして、1月8日付けで地区指定を受けたところでございます。

道からの職員派遣についても、同時をお願いをしまいできていますところでございますけれども、正式に通知がきまして、2月1日より北海道の方より、うちの幕別町に派遣を受けまして、うちから法定合併協議会の方に派遣をする運びとなっておりますので、2月2日から勤務をいただける格好になってございますことを、まずご報告をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

大変、説明員の方、ご苦勞様でございました。ありがとうございます。退席願います。

それでは、大変、休みもとらないで開催しているのですけど、もう少し引き続き続行したいと思いません。

それでは、十勝中央合併協議会の次回の協議案件であります合併方式及び新町の事務所に位置について、各委員のご意見があれば伺いたいと思います。

先ほど、副委員長の方からご説明ありました協議第1号、第2号のことです。

ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） ご意見がないようでありますので、これで終了させていただきます。

なお、本日皆様から、各委員からいただいたご意見を参考にさせていただき、次回の法定協議会に臨みたいと、かように思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他として何かございせんか。

ありません。

(なしの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） それでは次回の日程につきましては、正副委員長に一任させていただきますか。

(はいの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、第10会市町村合併特別委員会を閉じます。

(11:16 閉会)

第11回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 4月14日
開会 10時19分 閉会 11時43分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀬瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 木村仁根
4. 欠 席 者 15 芳滝 仁
5. 審査事件 第3回十勝中央合併協議会の協議結果について
新市町村合併特例法の概要について
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年4月14日 10:19 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） ただいまから、第11回市町村合併調査特別委員会を開きます。

[諸般の報告]

○委員長（額部太郎） その前に、諸般の報告を事務局からお願いいたします。

○事務局長（高橋平明） 15番芳滝委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

[趣旨説明]

○委員長（額部太郎） それでは、本日の特別委員会は過日開催されました「第3回十勝中央合併協議会」において、今後の方針等について協議をいたしましたので、その報告を行います。

また、次回までの協議事項として提案された案件もありますことから、これについても協議いたしたいと思えます。

また、後ほど合併新法の概要について、資料に基づき合併事務局から説明を受けたいと思えますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、佐々木副委員長より、合併協議会協議報告、提案協議事項を一括説明をお願いいたします。佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、今、委員長の方からお話がありましたように、前回の第3回十勝中央合併協議会で審議された事項について、説明をいたしたいと思えます。

はじめに、議案書の1ページでございますのは、新町建設小委員会からの報告でございまして、記載のとおりであります。

次に、議案書の2ページになりますが、「議案第10号平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」につきましては、不用額が生じる見込みであることから、総額で402万3,000円の減額補正をされたものであります。

歳出の主な減額の要因は、1款事務局費の旅費及び時間外勤務手当。

2款事業費では、道外研修旅費が減額の大きな要因となっておりますことの説明がありました。

この議案につきましては、原案通り決定されました。

次に、議案第11号でございしますが、「平成16年度十勝中央合併協議会事業計画について」であります、議案書の3ページでありますので、次のとおりでございますね。

16年度事業計画について記載のとおりであります、協議会、小委員会、それから幹事会等の開催予定を表したものであります。

目標設定に当たっては、北海道知事への合併申請を年度末まで、合併協定項目の協議終了を年内と予定していることから、これに至るまでの専門部会の進捗状況、協議会における1回当たりの協議項目数、さらには、住民説明会や各町村の議会の日程を考慮の上、4月から明年2月までの間に13回の開催を予定しているところであります。

また、新町建設計画の策定については、小委員会において検討・審議をした上で、6月に新町将来構想案、11月には新町建設計画案を協議会に報告する予定となっております。

なお、7月には新町将来構想ダイジェスト版、12月には新町建設計画ダイジェスト版を3町村全戸に配布し、それぞれの月までに決定した合併協定項目の説明と併せて、住民説明会を開催する予定でございます。

この議案につきましても、原案の通り決定されております。

次に、4ページの議案第12号でございますが、「平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」について、説明をいたします。

予算の総額は4,005万5,000円でありまして、協議会を運営するための事務費、それから事業費を計上したものであります。

この議案についても、原案のとおり決定されております。

次に、議案書の6ページをお開きください。

「協議第2号新町の事務所の位置について」は第1回協議会において、継続協議となっていたものであります。また、「新町の事務所の位置は現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。」との調整方針どおり決定したものであります。

次に、議案書の7ページになりますが、「慣行の取扱い」については調整方針のとおり決定されました。

次に協議第4号でございますが、「地方税の取扱いについて」と「協議第5号条例・例規の取り扱いについて」でございますが、これが次回までの協議案件として示されたものであります。

まず、地方税の取扱いについて説明をいたします。

議案書の8ページになりますが、調整方針は、「3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり扱うものとする。

- 1、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。
- 2、個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
- 3、法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4、鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
- 5、特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 6、入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし課税免除については、合併時に再編する。
- 7、申告納付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。」と、提案されたものであります。

なお、資料の1ページから17ページにかけて、説明資料及び先進事例が載っておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

また、国民健康保険税については、保険給付との関連があることから、合併協定項目22の6、「国民健康保険事業の取扱い」に含めて調整方針が提案されるので、この取扱いには含まれておりません。

次に、協議第5号でございます。「協議第5号条例・規則等の取扱いについて」についてでございます。

議案書の9ページになりますが、第2回協議会において、「合併の方式を新設合併とする。」ことが決定されたことから、新町発足時には、3町村の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなりますので、新町において新たに条例・規則等を制定する必要があります。

このため、新町における事務事業に支障を来さぬよう、各協議項目の調整方針に基づく条例規則等を作成し、これを、①合併時に施行させるもの、それから、②一定の地域に暫定施行させるもの、③合併後に逐次施行させるものの3種類に分類の上、適宜施行させることが必要となるものであります。

調整方針としては、「条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。

- 1、合併時に、町長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 2、合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- 3、合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの。」と、示されてあります。

なお、資料の19ページから21ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○委員長（額額太郎） ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っておりますが、従前に皆様方には議案書・資料

等を事前に配付しておりますので、引き続き進めさせていただきます。

なお、今日、合併協議会の事務方が見えております。出席いただいております。また、合併にかかわるいろいろな質疑があれば、一向にかまいませんので、受けたいと思います。

それでは、はじめに十勝中央合併協議会、今後の方針等についての質疑を受けます。

その後に、議案の提案協議事項を後から受けたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

○17番（永井繁樹） 言っていることがわからないのだね。

○委員長（瀬瀬太郎） わからない。何がわからないですか。

○17番（永井繁樹） 合併の協議というその見出しが、こういう議案書の中にないですし、どこを見れば
いいかわからない。

○委員長（瀬瀬太郎） 手元にないですか。私はあると思って。

議案書、第3回十勝合併協議会議案書。また、それに関わる資料の綴りといったものが手元にある
と思います。

お手元に議案書がございます。表紙の次のページを開いていただきます。

議案の提出について。報告第10号から議案第12号までを当初に質疑を受けたいと思います。

次に、協議第4号、協議第5号を後ほど質問を受けていきます。わかりましたか。

それでは質疑を受けます。

発言を許します。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 1ページ目の小委員会報告でございますが、新町建設の計画小委員会ですね。こ
この会議内容について、（1）から（3）までありますが、（1）3町の既存の総合計画の比較から3町
の現況と課題。これらについてはこの文章のみの表現しかございませんから、これらについて、どう
いう協議がされていたのか、おおよその概略をここでお知らせいただきたいと思います。

○委員長（瀬瀬太郎） 金子企画室長。

○企画室長（金子隆司） 会議内容につきましては、3町村の総合計画書を配付をいたしまして、新町
の将来像、あるいは新町の計画については、おおよそこういうような各町村でつくっている総合計画と
同じようなものになりますよと。まず、このことをご理解してくださいというようなことでのやりとり
がありました。

町村によりましては、かなり深い、私どもで言う実施計画に近いような議論ができるのかという
ような議論がありましたけれども、そこまで深くは現時点では入れないのですよというようなことでの
共通認識を持ったということでもあります。

それから、3町村の現状と課題につきましても、将来構想をつくる場合に、各町村の現状データ
というものが必要なものですから、一定のデータをお示しをいたしましたけれども、特に産業にかかわ
っては、将来の見込み数などもわかるならば提案をいただきたい。それはデータを見ながらさらに不足
する資料について、ご要望を受けたというようなことでありました。

それから、将来構想の方向性につきましては、これはいろいろな意見が出ましたけれども、まだその
方向として細かい部分で議論する、全体の大きなテーマ的なもので議論するのか、その辺の感じがよく
わからないというようなことで終始をいたしました。この会議では、おおよそそのようなことでは
あります。

○委員長（瀬瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そうしますと、確認なのですが、これの3ページに表がありますね、事業計画の
推移についての。これらの問題については、今の段階では、今後、新たに話し合っ設定していく
というレベルなのか、今は、この中にはそういった協議項目が計画として含まれている部分があるの
のか。どの辺まで進んでいるのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） お手元の議案の3ページですね。ここに16年度の事業計画が載っております。今、建設小委員会で協議をしている内容といたしますのは、ここの表の協議会の欄が一番上の方にございます。その新町建設計画の策定というのがありますけれども、この新町建設計画の策定につきましては、6月末までに将来構想を策定しまして、さらに下の段になりますけれども、11月上旬に建設計画を策定するというスケジュールになってございます。

今のところは、この6月末までに策定を予定しております将来構想の策定に向けた意見交換等を、この間2月27日の小委員会で行ったということでもあります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） いいですか。

ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 関連もするのですけれども、その6月にダイジェスト版を発行しまして全戸に配布されるわけですね。そこに盛り込まれる内容なのですから、今のご説明ですと新町将来構想及び合併協定項目、ここの説明資料ではそう書いてありますね。これ、合併協定項目は確か1,400にわたってあるのではないかというふうに思うのですけれども、どこまで、もう今すでに4月ですから、この6月までの間にどこまで詰められて、どういう内容を住民の方に知らせて説明をなされる予定でいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 合併協定項目につきましては、これは第1回の協議会におきまして決定がされておまして、項目数にいたしますと45項目であります。この45項目、今、終わっておりますのは、事務所の位置、慣行の取り扱い、合併の方式、三つですね。45のうち三つ終わっているというふうに認識しておりますけれども、今後、合併協定項目の協議につきましては、この先ほどの事業計画に表が載っておりますけれども、これの協議会のところの合併協定項目の協議という欄が、この合併協定項目の協議に当たりますけれども、1回当たり、5項目程度、45項目のうち5項目程度を目標にご審議をいただくという考え方でおります。

これは、協定項目につきましては、おおよそ12月上旬に協議が終わるというスケジュールになってございます。そんなことから、6月の時点での説明会につきましては、それまでに終わりました協定項目について、こういう結果でありましたというものを整理をいたしまして、それをお配りして説明をさせていただきますという予定にしているところでございます。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうしますと、6月に出される内容なのですが、今の時点で、私、ここにいただいた資料で明確にわかったのは新町の位置と、それから条例や規則の取り扱い、慣行の取り扱いなどについての方向性。これは決められたことだと思いますので、こういったことについてはわかるのですが、しかし、先ほども会議の内容どうだったのかということを質問あったお答えに対しては、まだまだこれからなのだというようなことでしたね。

住民の方に対しても、6月に説明できるのは、今、私どもここにいただいているこの内容程度のものというふうに押さえていいのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 6月の説明会の資料ということでもありますけれども、一つには将来構想ができあがりますので、これは将来構想のうち、大事な部分、ダイジェスト版として取りまとめまして、作成をし、それを説明するということが一つと、合併協定項目につきましては、そこまでに終わりました協定項目と協定項目にぶら下がっているといいましょうか、事務事業数でいうと、中橋委員おっしゃるように1,400項目ほどございます。その中で特に重要なもの、Aランクといっているものが460項目ほどございます。これら1,400の事務事業につきましては、45の合併協定項目にそれぞれぶら下がっているわけです。それがまとまりまして、最終的な45項目の合併協定項目になっていくということになります。

したがいまして、6月までに協議が終わりました合併協定項目にぶら下がっています、主要なといえますか、住民にかかわり合いの深い事務事業も併せまして、資料として添付をして説明をしたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうしますと、描き方としては、その基本項目45項目、そしてそれを細分化した、さらに住民に直接かかわるような細かな項目。いずれの内容についても、6月とそれから最後は12月ですか、この段階で住民に基本的にはすべてお知らせをしていくということになるのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） すべてかどうかという非常に語弊があります。といいますのは、1,400項目の中には、ほとんど住民の方にかかわりのない内部の事務的なこともかなり含まれております。住民の方にかかわりのある部分といたしましては、やはり負担とサービスの部分でなかろうかというふうに思います。

これらについては、任意協のときにも整理をしたことがありますがおおよそ50項目程度ぐらいになるのかなというふうに考えておりますので、その数は、今、はっきり申し上げられませんが、やはり住民の方にかかわり合いの深い負担、サービスというものをピックアップしまして、整理をしまして、それを提示し説明をしたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですけど、報告第10号から議案第12号までの質疑を終わらせていただきます。次に、提案協議事項の第4号、第5号の質問を受けたいと思います。

ちょっと暫時休憩いたします。

(10:48 休憩)

(10:51 再開)

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、協議案第4号、地方税の取り扱いについて、協議案第5号、条例・規則等の取り扱いについての事務方の説明をお願いしたいと思います。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） それでは、お手元に第3回十勝中央合併協議会資料というものがございます。

これは、この協議会に提出されました資料と同じ物を、今回お配りしているところであります。

一つには、地方税の取り扱い。もう一つが条例・規則等の取り扱いということでございます。

まず、地方税の取り扱いについてということですが、地方税につきましては、全部で9税目ありまして、その中で今回対象とするのは8税目ということです。国民健康保険税につきましては、給付等の関係もございまして、国民健康保険事業の取り扱いの中で、税も含めて協議をするということになっておりますので、8税目が今回の調整の対象になっております。

税につきましては、やはり何といいたしても、住民の方々の関心事といえますのは、税率がどうなるのだろうかということ。これは負担という点で、税率がどうなるかということが非常に関心事でなかろうかというふうに思っております。そういう点で申し上げますと、税率は8税目のうち7税目が同じであります。唯一違いますのが入湯税であります。そんなことから、調整そのものはそれほど難しいものではないのですけれども、3町村の税の内容の比較をこの資料に載せまして、問題点の洗い出しをして、具体的な調整方法をこうするのだというふうな書き方をこの表ではしているところでございます。

まず、個人町村民税の関係でありますけれども、ここでは税率は先ほど申し上げましたように同じであります。

ただ、減免が違っていると。減免事由が違っているということから、ここでの調整方法の考え方といたしましては、今、受けられている減免が、新町に移行しても受けられるという考え方。減免規定をすべて網羅するという考え方に立っておりまして、そういうことから減免については幕別町及び忠類村の

例により、合併時の統合するという調整内容になっております。

次に、納期であります。納期については、3町村とも異なっております。2ページに各町村の納期が掲載されておりますけれども、幕別町におきましては6、8、10、12月。更別村は同じ月なのですが、日にちが違っている。忠類村については、6月、8月というような形になっているということで、それぞれ納期が異なっておりますことから、納期については、合併時まで調整するという内容でございます。

ここでは、実は個人町民税はこういう納期設定なのですが、4ページに固定資産税の納期が載っております。固定資産税につきましては、幕別町は全税目が同じ納期、6、8、10、12という納期設定でございます。国保についてはちょっと除きますけれども、6、8、10、12という納期設定でございます。更別村については、個人の方が6、8、10、12に対しまして、固定につきましては7、9、11、1月という形で、要するに税目によって納期を異なる月に設定しているということがあります。

つまり、毎月納期が来るような形にはなるのですが、1回当たりの納付額が6、8、10、12と集中しているよりは少なく済むと。納めやすい環境に配慮しているということがあります。このような納期設定というのは十勝管内でもかなり多くの町村でこういう納期の設定をしておりますことから、これらを配慮しまして、納期については合併時まで調整しようという、そういう内容でございます。

続きまして、3ページの法人町民税であります。

法人につきましても、減免規定が異なっておりますことから、これも現行の減免が受けられるような形で、合併時に統合するという内容でございます。

次に、4ページの固定資産税でありますけれども、納期については先ほどの考え方にに基づきまして、合併時まで調整するという内容でございます。

5ページに、軽自動車税がありますけれども、これについても納期が異なっておりますので、合併時まで調整するという内容でございます。

6ページの、町村たばこ税につきましては、全く3町村とも同じでありますので、現行のとおりとするという内容でございます。

6番の鉱産税でございます。現在の課税実績というのはございません。税条例を持っておりますのは幕別町と忠類村であります。いつ何時鉱物がとれるかということもわかりません。そういうときのために税制としては残しておいた方がよからうということで、幕別町、忠類村の例により、合併時に統合するという内容でございます。

7番の特別土地保有税でございます。これは先ほどの佐々木副委員長の方から説明ありましたように、免税点が異なっているということから、免税点については、合併時に統合するという内容でございます。

次、7ページの入湯税でございます。これが唯一税率が異なっている税でありまして、幕別町については、修学旅行なり湯治客の税率を別に設定しております。更別村、忠類村は一般入湯客の宿泊日帰りのみという税率設定でございます。そんなことから、税率につきましては、幕別町の例により、合併時に統合すると。それと課税免除につきましても、それぞれ異なっておりますけれども、先ほどの個人、法人の減免規定と同様に、合併後も減免が受けられるような形で統一をするという内容でございます。

次に、国保については、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

10番の申告納付でありますけれども、それぞれの町村におきまして、申告納付を受け付けておりますので、住民サービスを維持するという観点から、現行のとおり新町に引き継ぐとするものがございます。

続きまして、18ページになりますけれども、条例・規則等に取り扱いについてという内容でございます。

条例規則等につきましては、新設合併でありますので、合併時にすべて新しく作らなければならないというようなこととなります。そうはいいいながらも、合併の日に即施行させる必要があるもの。それと、合併後において、暫定施行させるもの。それと、合併後において施行されるという、そういう三つの分類がされます。

詳しくご説明しますと、合併時にどうしても施行させなければならないもの。これは例えば、公の施

設の設置条例なんかはそうであります。あるいは手数料をいただくような条例もそうであります。例えば、住民票の交付に来ただけでも、条例がなければ手数料をいただけないということがあります。公共施設につきましても、設置及び管理に関する条例がなければ、住民の方に使ってもらうわけにはいかないというようなこととなります。こんなことから、空白期間をおけないものについては、合併の日に職務執行者が専決処分をして、条例を施行させると。それが1番の内容でございます。

2番の暫定施行でございますけれども、これは今、盛んに事務事業の一元化を行っております。こんな中で、どうしても一元化ができない。一定期間、各町村でそれぞれの制度を持たざるを得ないという、そういうものも出てくることが考えられます。これらについては、一国二制度、一国三制度というような呼び方をしておりますけれども、これらについては、それぞれに施行させる。それぞれの地域ごとに条例を施行させるということになりますので、これは別に分類をしましょうというものであります。

それと3番目なのですが、これは1番、2番にも当てはまらない。少し時間をおいても、新しい町長が決まってから施行しても差し支えないというもの。この三つに分類をしまして、それぞれ必要に応じて施行すると、こういう分け方を条例・規則はしていきましょうということでございます。以上です。

○委員長（額部太郎） 暫時休憩します。

(11:02 休憩)

(11:13 再開)

○委員長（額部太郎） 休憩を閉じて再開いたします。

ただいまの取り扱いの件について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（額部太郎） ご意見がないようですので、協議事項についてはこれで終了させていただきます。

なお、今日、事務局から見えております。先ほどちょっと言うのを忘れたのですが、合併新法の概要について、これから説明資料に基づいて説明をいたしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

(11:13 休憩)

(11:14 再開)

○委員長（額部太郎） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、地域自治組織等についての事務局からの、資料に基づいてのご説明をいたします。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） それでは、地域自治組織の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元には、第1回地域自治組織等小委員会資料というものをお配りさせていただいておりますけれども、これは4月9日の日に第1回小委員会が行われました。そのときに配付させていただいた資料であります。

なお、この小委員会につきましては、第1回の協議会におきまして、この協議会の主要な課題、最重要課題として、合併後の住民の声をいかに行政に反映させていくための仕組みというものをつくっていくかということがありまして、それで、小委員会が設置されまして、小委員会に合併協定項目でいいますと、2ページにありますけれども、住民自治充実のための取り扱い、地域審議会の取り扱い、事務組織及び機構の取り扱いが付託がされまして、付託内容につきましてはその下に書いてあるとおりでございます。

そんなことから、4月9日の日に第1回小委員会が開催されたということでございます。

それで、これからご説明申し上げますのは、資料の④とあります4ページの部分になります。

地域自治組織につきましては、3月9日の日に合併関連の三法案が国会に提出されまして、そこで新たに自治組織の制度が盛り込まれたということでございます。三法案といいますのは、一つには、市町村の合併の特例等に関する法律。いわゆる合併新法と言っております

二つに、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案。これは現行合併特例法の改正特例法でございます。

それと三つ目が、地方自治法の一部を改正する法律案。この三法案が提案されまして、そこにこの表にありますような自治組織の制度が盛り込まれたということでございます。

それで、表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

表は、まず一番左側に、合併特例区という自治組織を挙げております。その右側には、地域自治区という自治組織。地域自治区につきましては、合併に際して設置される地域自治区と、一般制度として設置される地域自治区というふうに分かれております。

設置根拠でありますけれども、合併特例区については、合併新法と改正特例法の両方に同じ条文が盛り込まれて制度化されております。これに対しまして地域自治区のうち、合併に際して設置されるもの、合併自治区というふうに呼ばせていただきますけれども、合併自治区につきましても同じように新法と改正特例法に制度が盛り込まれております。これに対しまして、一般制度としての地域自治区でありますけど、一般自治区というふうに呼ばせていただきますけれども、これはどちらかといいますと、住民との協働のまちづくりを目的として自治組織を設置するという新たな制度でございます。

合併特例区が法人格を持つものに対しまして、地域自治区については行政の執行機関的な位置付けがされているという点で大きく違ってまいります。

それで、設置根拠以下、区分に従いまして説明をさせていただきますが、設置目的につきましては、合併特例区につきましては、合併後の一定期間、住民の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することによって一体性の円滑な確立の資するという目的でありますのに対してまして、地域自治区につきましては、合併町村の権限に属する事務を分掌させて住民の意見を行政的に的確に反映させつつ事務を処理していくのだということで、ここにも協働のまちづくりという概念が目的に入っております。

設置手続きでありますけれども、合併特例区につきましては、合併関係町村の協議によって規約を定めると。そして、これを知事の認可を受けて設立ということになります。ここでいう協議でありますけれども、表の欄外に書いてありますように、協議といいますのは、合併関係町村の議会の議決が必要になるというものでありまして、法定協議会設置の際に協議によって規約を定めるという言い回しになっておりますけれども、法定協議会が設置されたと同じように、規約を議案としてお示しして、議決をいただくという手続きがとられるということでございます。

なお、規約に盛り込まれる内容といたしましては、合併特例区の名称でありますとか、合併特例区を設置する区域、あるいは設置する期間、処理する事務など、10項目程度が法定事項として定まっているところでございます。

これに対しまして、合併自治区の方につきましては、合併関係町村の協議のみで設置ができるということでございます。

一般自治区については、条例を定めることによって設置ができるということでもあります。

次に、設置期間でありますけれども、合併特例区につきましては5年以内。合併自治区につきましては、協議で定める期間。一般自治区については条例ですので、条例がある限りは設置できるということになります。

ここで、例えば、パターン的に、まず合併直後に合併特例区を設置します。5年間設置して、次にどういう形になるかといいますと、これは一番右側の一般自治区しか設置できないということになります。考えようによっては合併特例区を設置して、5年経ったら次の合併自治区を設置して、さらに一般自治区を設置していくという段階的に、この右側の方に移っていくというができるかといいますと、できないということで、あくまでも合併特例区を設置した場合については、その後は一般自治区。合併自治区を設置した場合にも、その後は一般自治区という選択になるということでございます。

それと、合併自治区の欄に、協議で定める期間、設置できるというふうにありますけれども、協議で定めれば50年でも100年でもいいのかと申しますと、そうではないと。あくまでも合併に際して設置するものでございます。そういうことから、新町建設計画が10年間の計画ということもありまして、おおむね10年以内ということが想定されているところでございます。

次に、設置単位でありますけれども、この次の5ページに図をお示ししてありますので、5ページの方をお

開きいただきたいというふうに思います。

5 ページの図 1、図 2 でありますけれども、この図 1 といいますのは、合併特例区、法人タイプですね。それと、合併自治区を表したもので、図 2 の方が一般自治区を表したものであります。この図の意味といいますのは、まず、図の 1 ですが、ここでは旧 A 市と旧 C 市に合併特例区なり合併自治区を設置することを表しているものであります。この区域の設定の仕方なのですが、旧 A 市と旧 C 市に設置するという方法もありますし、旧 A 市と旧 C 市を一つの合併特例区なり合併自治区として設置することも可能であります。

また、A、B、C それぞれを単位としまして、合併特例区なり合併自治区を設置することも可能だということになります。

これに対しまして、図の 2 の方の一般自治区でありますけれども、これは A 市の全域、A、B、C の区域全域に自治区を設置しなければならないということになっております。

ですから、一部除外される区域、C 区域には一般自治区を設置しないということではできないということになります。

それでは、4 ページの方に戻っていただきたいのですが、設置単位の書いてある文章の意味は、今、説明を申し上げたことが文章として書かれているところでございます。

次に、処理する事務でありますけれども、合併自治区につきましては、合併後の一定期間、旧町村単位で処理することが事務の効果的処理、あるいは住民の利便性の向上のために、特に必要な事務として規約で定めたものを処理するということになります。ここで、例といたしまして、地域の公の施設の管理、地域振興イベントなど 4 点が例示されておりますけれども、これは総務省が示した処理すべき事務の例であります。

これを見ますと、余り大したことはできないといいますか、極めて限定されるというふうに思われます。この辺、道の方も果たしてどんな事務ができるのだろうかという確認もいたしております。それによりますと、まず合併特例区内で完結するような事務でなければだめですよ。合併町村本体に影響するような事務はだめですよ。権限がそこで終わってしまう、終結してしまうと。完結する事務であるということ。それと、そうなりますと当然、合併町村の議決を伴うようなものは当然だめですよということでもあります。

それと、法令に基づいて市町村の事務とされているような事務もだめですよといった、そういうような解釈をいただいております。したがって、例えば、戸籍だとか住民基本台帳の関係なんかは当然特例区ではできないということになりますし、国保だとか介護保険なんかもできないだろうと。そんなことが想定されるところでございます。

これに対しまして、合併自治区につきましては、市町村長の権限に属する事務を分掌するということになっております。これは一般自治区も同じでありますけれども、この表現は地方自治法上の支所と同じ表現が使われております。つまり、町村長の持っている権限の一部をやっていただくのだよという点で、つまり執行機関ですよという意味合いであります。

次に、法人格でありますけれども、合併特例区につきましては、冒頭申し上げましたとおり、法人格あります。特別地方公共団体という言い方がされております。ですから、イメージしていただく上では、一部事務組合をイメージしていただくとかかなりわかりやすいのかなというふうに思います。

次に、設置に伴う権利の承継であります。

合併関係町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして、協議により定めたものを承継するというふうになっております。承継するのではなくて、承継することができるので、「ことができる」というふうに付け加えていただきたいと思っております。

ここで問題となりますのは、権利がどんなものなのかということでもあります。これも道に対しては紹介したのですが、はっきりした回答は得られませんでした。ただ、言えることとしては、この権利というのは第三者に対抗できるような権利。例えば、不動産の所有権、地上権、地益権、こういったものが一般的には想定されるのではないかという回答でありました。ですから、広く権利といいますと、例え

ば、基金を持つ権利ですとか、基金がここに含まれるかとか、あとは債権の部分がどうなのか。そんなことが考えられるのですけども、道の解釈は先ほど申し上げたような第三者に対抗できるような権利が一般的には想定されるということでした。

次に、区の長等の身分、任期等のうちの身分等でありまして、合併特例区には長がおかれるということで、この長につきましては、町村長の被選挙権を有するものの中から合併町村の長が選任をするということになっております。

ですから、住所要件を問わないということですね。町村長の被選挙権ですから、満年齢25歳以上であればなれるということになります。身分については特別職で、合併町村の助役と兼ねることができる。または、合併特例区と区域が同じくする支所あるいは出張所が置かれる場合については、支所長あるいは出張所長と兼ねることができるというふうになっております。

ここで注意すべきなのは、では合併特例区の長が助役を兼ね、さらに支所長も兼ねられるかということになりますと、これはできないということでありまして、これはなぜかと申しますと、助役は常勤の職員との兼職が禁止されておりますので、そういう意味からできないということになります。

ですから、合併特例区の長は助役を兼ねるか、あるいは支所長を兼ねるか、いずれかということになります。

これに対しまして、合併自治区については、一般的には一番右の事務吏員を置くということになるのですが、特例として、協議によって期間を定めて事務所の長に代えて区長を置くことができるということになっておりまして、これは特別職なのですけども、区長については地域の行政運営に関し、優れた識見を有するものの中から、合併町村の長が選任をするということになっております。

この表現からもわかりますように、合併自治区については、先ほど行政の執行機動的な位置付けがあるというふうに申し上げましたけども、そういう意味からも行政運営に関し、優れた識見がなければだめですよということになっております。

次に、任期ですけれども、合併特例区の長、合併自治区の区長、いずれも2年以内ということになっております。

次に、職員でありますけれども、合併特例区につきましては、合併特例区の長が合併町村の職員のうちから合併町村の長の同意を得て任命をするということになっておりまして、一般的には先ほど一部事務組合のようなものを想定していただきたいということを申し上げましたけども、一部事務組合の場合については職員を派遣します。ですから、派遣をして、そこで合併特例区の長が任命をするという形は想定されるところでございます。

これに対しまして、地域自治区の方は、合併町村の職員が充てられるということになります。

次に、予算から財産の処分に関しましては、合併特例区のみの特例が定められておりまして、地域自治区の方は特段の定めがございませんので、合併特例区のみについて、ご説明をさせていただきます。

予算につきましては、予算を持つことができるということになっておりまして、後ほど出てまいります合併特例区協議会の同意と、合併町村長の承認が必要になってくるということでもあります。

次、決算ですが、予算がありますので当然決算というものもあります。ただ、手続きとしては、3カ月以内に監査に付すすとか、合併特例協議会認定に付すだとかといった、こういうような手続きが定められているところであります。

次に、財源措置であります。財源については、合併町村が措置ということで、いわゆる移転財源というものであります。消防組合に対して負担金としてお金を支出しますけども、それと同じような形がとられるということでもあります。

ただし、規約上、公の施設を管理する、あるいは特定の事務を行うということに事務が決まれば、そこから生じる公の施設の使用料、あるいは事務処理手数料の収入は可能という形になります。

次に、財産の処分でありますけれども、合併町村で条例で定める場合を除くほか、合併町村長の承認があれば、財産の取得、処分が可能ということになります。

ただし、承認するに当たっては、議会の議決がなければならないというふうになっております。

次に、協議会でありますけれども、名称が異なっておりまして、合併特例区につきましては、合併特例区協議会というふうと呼ぶことになります。これに対しまして、地域自治区につきましては、地域協議会というふうに称するということでもあります。

構成員につきましては、合併特例区につきましては、合併特例区に住所を有するもので、合併町村の議会の議員の被選挙権を有するものの中から選任をするということで、これは3カ月以上合併特例区内に住所を有していて25歳以上の方ということになるかと思えます。任期は2年以内。協議会には会長、副会長が置かれるということで、選任、解任の方法については規約で定めることとされております。

報酬を支給しないことができるというふうになっておりますが、実はこれは地制調の最終答申、去年の11月にありましたけれども、この際には無報酬ということでありましたけれども、実際には報酬を支給しないことができるという非常に複雑な言い回しになっておりまして、これは聞くところによりますと、総務省としては原則無報酬にしたいのだという思いが、このような表現に表れたというようなこともお聞きしているところでございます。

これに対しまして、合併自治区、一般自治区、これはもう内容的には同じであります。違う点は、会長、副会長の選任、解任の方法を協議で定めるのか、条例で定めるのかといった点だけでありまして、内容的には同じであります。

構成員につきましては、地域自治区に住所を有するものの中から選任されると。任期は4年以内ですということでもあります。

同じく、報酬を支給しないことができるという形になっております。

次に、権限でありますけれども、合併特例区につきましては、合併特例区が処理する事務、あるいは地域振興等に関する施策に関しまして、諮問された事項、あるいは必要と認める事項について審議し、意見を述べるということのが1点目でございます。

二つ目としましては、規約で定める合併町村の施策に関する重要事項であって、その合併特例区に係るものについての決定、変更の際して、あらかじめ意見を述べるということにされております。

三つ目としましては、合併特例区には、合併特例区規則というものを定めることができますけれども、この規則の制定の際して、同意をする権限が与えられているということでもあります。

なお、括弧内に、合併特例区規則で同意を要するもの、あるいは太字については、同意のほかに合併町村の長の承認も必要なものを列記をさせていただいたところでございます。

これに対しまして、合併自治区につきましては、諮問された事項について審議し、意見を述べるということ点はここに書いてはいないのですが、そういう権限はあります。このほかに、地域自治区の事務所が所掌する事務に関して意見を述べる。

あるいは、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関して意見を述べる。

それと3点目が、これが共同の部分でありますけれども、地域自治区の住民との連携の強化に関して意見を述べること。

最後に、施策に関する重要事項の決定変更の際して、あらかじめ意見を述べること。これらが権限ということになっております。

最後に、住居表示の関係でありますけれども、これは合併特例区と合併自治区いずれも共通、同じであります。合併特例区、合併自治区を定めた、設置するということになった場合については、住所上、合併特例区なり合併自治区の名称を冠しなければならないということになります。

具体例で申し上げますと、幕別町に合併特例区、あるいは合併自治区を設置するということになりましたならば、役場の所在地でいいますと、新町の名称、〇〇町幕別区本町130番地というような表示になるということでございます。ですから住民票を取りにいても、幕別区という言葉が必ず住所に入ってくるということになります。

合併特例区なり合併自治区につきましては、それぞれ設置期間が5年以内あるいは10年程度というふうになっておりますことから、この期間満了したときに、引き続き区域を同じくする一般自治区を設置

するというふうにした場合については、同じようにその自治区の名称を冠するというようなこととなります。

なお、自治区の名称につきましては、区というふうに言っておりますけれども、町あるいは村であっても可能だということでございます。

以上、今回提案されました三法案に盛り込まれました地域自治組織の概要について、ご説明を申し上げます。

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、ただいま合併特例に関する新法の説明がございました。

これにかかわる質疑を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

何かございませんか。

質疑がないようなので、これをもって終了させていただきます。

いいですか。

（はいの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、以上をもって質疑、意見等を終了させていただきます。

説明員の方、大変ご苦労さまでございました。

次に、その他といたしまして、各委員から何かあれば伺いたいと思いますけど。

ございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 今後の確認についてお伺いしますが、例えば、議員定数の問題ですとか、今言った自治区の問題については、その委員会、委員会で話し合われるのですが、このうちの調査特別委員会のおおむねな方向とかそういうものの確認というのはいつごろされる予定なのでしょうか。

基本的には確認されて、それを一応含んだ中で委員会に出席しますよね、委員の方はね。当然そこでもいろんな調整をされるのですが、その確認というのはいつごろ予定されているのか。

我々も話し合わなければならない場面がありますから、そのおおむねな予定というのはわからないのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） ちょっと暫時休憩します。

（11：40 休憩）

（11：41 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） 再開いたします。

今、合併協議会の中で三つの小委員会を持っているわけです。

この小委員会はそれぞれ付託されたものを協議する中で、当然、これを合併協議会の中で審議、協議してもらいます。そういうことの中で、当然今回のように提案案件もございましょう。そういったことの中で、各町村に帰って審議を、審査を特別委員会の中でしたいなど。かように思っているところです。永井委員。

○17番（永井繁樹） そうしますと、小委員会のやり方というのは、あくまでも議案を降ろしてきて、その問題議案があればそれを各調査特別委員会に降ろしていくというスタイルしかとらないということですね。

結局、ここで話されていないことの結論については、一切小委員会が先行して、我々から出ている委員の人が先行していくということはないということですか。

○委員長（瀨瀬太郎） そういうことです。

わかりました。

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、ないようでございます。

次回の合併協議会に向けまして、ひとつ我々も最大の努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

次回の日程につきまして、正副委員長にお任せいただけますか。

(はいの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、お任せということで、以上をもって、第11回の市町村合併調査特別委員会を閉会いたします。

(11:43 閉会)

第12回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 5月13日
開会 10時00分 閉会 10時11分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜
4. 審査事件 第4回十勝中央合併協議会の協議結果について
協議事項について
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年 5月13日 10:00 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） それでは、ただ今から第12回市町村合併調査特別委員会を開きます。

本日の特別委員会は、4月23日に開催されました第4回十勝中央合併協議会において協議を行いましたので、先にその報告を行い、その後次回の合併協議会5月21日を予定しておりますけれども、協議事項として提案された案件もありますことから、これらについても協議したいと思います。

それでは、佐々木副委員長から説明報告をお願いいたします。

佐々木委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第4回十勝中央合併協議会で審議されました事項について、これより説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページから3ページまでございますが、それぞれ新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会、地域自治組織等小委員会、さらには、新町建設計画小委員会からの報告で、記載のとおりであり、いずれも報告のとおり承認されたものであります。

次に議案書4ページをお開き下さい。

協議第4号 地方税の取扱いについて、第3回協議会で提案されたものであります。特に異論はなく、原案のとおり決定されたものであります。

また、5ページの協議第5号、条例・規則等の取扱いについても、異論なく、原案のとおり決定されたものであります。

次に、議案書の6ページをお開きください。

今回の協議会で提案された協議事項は3件ですが、まず、協議第6号、公共的団体等の取扱いについての調整方針についてであります。公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整につとめるものとしてあります。

第1点目は、3町村に共通している団体は、出来る限り合併時に統合できるよう調整に努める。

2点目には、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。

3点目は、独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

と、提案されたものであります。

次に議案書の7ページになりますが、補助金・交付金の取扱いについての調整方針が提案されました。

記載のとおりですが、補助金・交付金の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとするものとされるものであります。

1点目に、3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。

2点目に、3町村に於いて独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。

3点目に、整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。

と、提案されたものであります。

次に議案書の8ページになりますが、協議第8号、防災関係事業の取扱いについてであります。調整方針は、1、防災会議については、新町に於いて設置する。

2、地域防災計画については、新町に置いて策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

3、相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。

4、防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。

との提案がありました。

以上で、第12回の説明を終わります。

○委員長（額綱太郎） 本日も、金子企画室長ほか3名の方がお見えでございます。よろしく申し上げます。

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対しまして質疑があればお受けいたします。

（なしの声あり）

質疑が無いようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員の方大変ご苦労さまでした。退席をお願いします。

（説明員退席）

それでは、2番目の協議事項について、十勝中央合併協議会での次回の協議案件でございます、公共的団体の取り扱い、補助金・交付金等の取り扱い及び防災関係事業の取り扱いについて、各委員の意見を賜りたいと思います。

（なしの声あり）

協議案件でありますご意見を無いようでありますけど、これをもってご意見の終結にさせていただきます。なお、次回5月21日、十勝中央合併協議会において、我々最大の努力をすることをお誓い申し上げまして、本日の協議を終了させていただきます。

それでは、その他について、次回開催を正副委員長にお任せいただけますか。

（はいの声あり）

それでは、これもちまして、第12回市町村合併調査特別委員会を閉会いたします。

（10:11 閉会）

第13回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 6月14日
開会 10時39分 閉会 11時34分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 木村仁根
4. 審査事件 第5回十勝中央合併協議会の協議結果について
協議事項について
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年6月14日 10:39 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） それでは、ただいまから、第13回市町村合併調査特別委員会を開きます。

[趣旨説明]

○委員長（額部太郎） 本日の特別委員会は5月21日に開催されました「第5回十勝中央合併協議会」において協議が行われましたので、その報告を行いますとともに、次回までの協議事項として提案された案件もありますことから、これについても協議したいと思います。

それでは、佐々木副委員長から協議事項の説明をお願いいたします。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第5回十勝中央合併協議会で審議された事項について、先にお配りしております合併協議会議案書に基づいてご説明をいたします。

まず、議案書の1ページは、新町建設計画委員会からの報告で、第4回及び第5回の小委員会での会議内容について記載のとおり報告されたもので、承認されたものであります。

次に、議案書の2ページをお開き下さい。

このページから5ページにかけて、平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算及び監査結果報告の項目が記載されております。

歳入歳出の事項別明細は記載のとおりでありまして、差し引き残額の125万5,380円は、16年度への繰越金となる旨の報告と、監査委員からの監査結果報告があり、報告のとおり認定されたものであります。

次に、議案書の6ページであります。協議第6号、公共的団体の取扱いについては、第4回協議会で提案されたものであります。特に異論がなく原案の調整方針のとおり決定されました。

また、議案書7ページの協議第7号、補助金・交付金等の取扱いについてであります。これも第4回協議会で提案されたものであります。異論がなく原案の調整方針のとおり決定されたものであります。

次に、議案書の8ページをお開き下さい。

協議第8号、防災関係事業の取扱いについても前回の協議会で提案されたものであります。これにつきましても、調整方針のとおり決定されたものであります。

次、今回の協議会の提案された協議事項は5件ございます。

まず、議案書の9ページになりますが、協議第9号、財産及び債務の取扱いについてであります。調整方針は、「3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。」と提案されたものであります。ちなみに、3町村の基金については、第5回十勝中央合併協議会資料の8ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、地域自治組織に対する権利の承継の部分については、市町村の合併の特例に関する法律、第5条11に定められた合併特例区の設置の是非について、今後の小委員会及び協議会で協議されることとなりますことから、今後の推移に合わせて、別途協議するとされるものであります。

次に、議案書の10ページになりますが、協議第10号、一般職員の身分の取扱いについての調整方針が提案されました。提案された調整方針は次のとおりであります。

「1、3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべての新

町職員として引き継ぐものとする。

2、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。

3、職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時まで統一するよう調整する。

4、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時まで統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。」

なお、資料の 14 ページから、3 町村の職員の数などの比較が表示されておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。

次に、議案書の 11 ページになりますが、協議第 11 号、特別職の身分の取扱いについてであります。提案された調整方針は、「1、町長以外の常勤の特別職の設置。いわゆる助役、収入役、教育長については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。

常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する。

2、議会議員の報酬額等は、合併時まで調整する。

3、行政委員会の委員会及び委員、ちなみに教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会等の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。

報酬額は、合併時まで調整する。

4、その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3 町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3 町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。」と提案されたものであります。

次に、議案書の 12 ページになりますが、協議第 12 号、電算システムの取扱いについてであります。提案された調整方針は、「1、電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。

2、本庁と総合支所間、さらには各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。」と提案されたものであります。

最後になりますが、議案書の 13 ページになります。

協議第 13 号、国民健康保険事業の取扱いについてであります。提案された調整方針は、「1、国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降 5 年の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。

3、国民健康保険税の法定減免制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。

4、国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。

5、保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6、保健事業については、新町において調整する。

7、国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。」と提案されたものであります。

以上、第 5 回十勝中央合併協議会での決定事項と次回までの協議案件について、説明をいたしましたものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（額部太郎） それでは、説明が終わりましたので、ただいまの説明をいたしましての質疑があれば、お受けいたします。

なお、今回も金子企画室長以下 3 名の方が説明員として呼びつけています。大変ご苦労さまでした。よろしくお願ひします。

なお、ただいまの協議報告・協議事項以外でも、今日は説明員が来ていますのでお受けいたします。それでは、質疑を受けます。

ございませんか。

中橋委員。

- 2番(中橋友子) 何点か、どういう方向で進められていくのかなという、特別委員会ですので限られた質問になろうかと思うのですが、お尋ねしてみたいと思います。

今の報告の中の8ページ、9ページにかかわることです。

一つは、8ページにありますように、防災関係の取扱いについて方向性を調整されるということですが、ここはそれぞれの消防組合が所属が違っているということもありまして、そういった兼ね合いも含めて調整をしていくことが非常に大事なことではないかと思いますが、この一部事務組合との関係で、どんな進め方をされていらっしゃるのかということが一つです。

それから、第9号の方なのですが、財産を引き継ぐということで、さらに協議については、今後、別途協議するという事ですから、これからなのですね。この点について、先日、新聞報道の中で、基金総額90億を超える基金があって、均等配分というような表現の報道がありました。私たちはこれまで合併のあり方ということについては、住民サイドということで随分論議してきたのですが、最終的に協議をしているわけですから、どちらか選択していく。合併していくというふうになった場合に、財産でも、それから負債でも、どんなものでも一つの町として、一つの町ができていくわけですから、一つの町として、それを所有し、あるいは責任をもって、今後に生かすという考え方が大前提ではないかというふうに思うのですが、均等配分というふうになりますと、町はできても基金は配分するというのは、ちょっと違和感があったのですよね。

その辺は、どういう経過でそういうふうになされているのかということがあります。

それから三つめ。自治特区のことでちょっとお尋ねしたいのですが、これも非常に合併特例法が定められたときに、第2段として出されてきた中身でありまして、当初の内容と違いまして、権限も、それから期間も限られているというふうになってきたのではないかというふうに思うのですよね。

この自治特区のことにつきましても、どうも一つの町を目指していくというふう考えた場合、この存在が一つのまちづくりに仕上げていく上での障害というふうに表現してはちょっときついかと思うのですが、そんな懸念も感じまして、それでその自治特区の押さえ方と、それからこれは先ほど町長も非常に、特に更別・忠類からの慎重な対応というようなこともあって、うちの町としても慎重に対応していかなければならないということをお願いされておりましたけれども、結局合併することによって、幕別町の姿でいけば、幕別と更別と忠類ということで、小さい町が寂れていくのではないかと、そういう懸念があって、それを解消していくために、こういう手法が取りこまれてきたと思うのですよね。

さりとて、新しい法案見ても、そこでできることというのは、非常に限られていて、コミセンの管理であるとか、お祭りの予算であるとかというふうに具体的に述べられておりましたけれども、そういうことについても、さっきの基金の話とも通じるのですが、一つの町を目指していくときに、部分的にそういうものだけ残して、果たして、その後、調整をうまくしてやっていけるのか。しかもそれは特区といえども公選でもありませんし、新しい町ができたら、その首長が指名して、その特区の区長ができて、そして限られた業務をやっていくということになるのでしょうかけれども、新しい町というふうに考えれば、それはちょっと違和感があるなという感じがします。

その辺がどんなふうに論議されてきたのか。また、これから決められていくと思うのですが、事務局に聞くしかないと思うのですけれども、どのように整理を考えていらっしゃるのか伺います。

- 委員長(瀨藤太郎) 中橋委員、第9号の財産の引き継ぎの関係で、基金の均等配分。これについては、決して合併協議会ではまだ論議していない部分です。

更別村の特別委員会の中で協議された部分ですから。

答えられる部分と答えられない部分があるかと思います。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、防災関係事業の取扱いに関する質問でありますけども、消防組合、これは一部事務組合で仕事が行われているという中で、そこの調整をどうするのかというご質問だったかと思っておりますけども、一部事務組合につきましては、消防のほかにも、し尿・ごみ、あるいは一部事務組合ではございませんけれども、機関の共同設置、これは介護保険認定審査会なのですが、こういう共同で行っている事務というのがございます。

これにつきましては、一部事務組合の取扱いということで、合併協定項目の中で1項目挙げてございます。

そちらの方で広域的な視野の中で調整を図っていくという考え方がとられておりますので、直接この防災関係事業の中で、その組合の組み合わせを議論するというのではなくて、そちらの一部事務組合等の取扱いの中でやっていくと。

こちらの防災関係事業の取扱いはどちらかといいますと、防災部分で、今ある防災会議なり防災計画ですね。この扱いをどうしていくのだということの協議でありまして、一部事務組合の協議に影響は及ばないという考え方をとっておりますので、先ほど、質問ありました組合の関係については、別の協定項目の中で協議がされるというふうに考えております。

それと、財産の関係でありますけども、先ほど、委員長の方からお話しありましたように、あの話は更別村の特別委員会で協議がされた内容が新聞報道されたというものであります。

協議会としてはどういうふうに進めるのかということなのですが、地域自治組織等小委員会というのがありまして、ここに合併協定項目のうち、3項目が付託されておりまして、これは住民の声が行政に届くような仕組み、あるいは地域審議会の取扱いをどうするのか、それと、昨年出ました地制調の最終答申を踏まえた、今言っている合併3法案にかかわる新たな自治組織。これら三つの取扱いをどうしていくのかということで、小委員会の方に付託がされております。

この小委員会は4月9日に第1回目の会議が行われまして、その後、今日まで3回小委員会が行われております。小委員会においては、合併関連法案で盛り込まれた新たな合併特例区、あるいは合併に際しての地域自治区、さらに一般制度としての地域自治区。これらを含めまして、どういう形を選択していくのだということが協議されるということで、今のところは五つの基本類型をお示しをして、その中からどういう形が好ましいかということを確認していただくという段階にありまして、各町村において、どれを選択するかという意向を検討中であるという状況にありますので、この後、6月21日に第4回目の小委員会が行われるということで、そこで各町村の意向が出てくるのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 一部事務組合の関係では、他のこともあるから別途協議していくと。そうだと思うのですが、整理されていることが、この8ページの議案の協議事項の中で整理されたことは限られたことですから、今のご答弁、理解できたんですけども。

しかし、きちっとしたものをつくっておこうと思うと、そういう組合とのかかわりというののもかなり影響出てきますよね。新しい町の防災計画をどうしていくかということにかかわってくると思うんですけど。そうすると、所属している組合が違ってくるといふふうになれば、どちらが先かという、鶏か卵かということではなくて、やっぱり同時に進行されていって、こういうものが協議が成立していくというのが普通の流れではないかなと思うんですけども、その辺はやっぱりきちっと位置付けを明確にしてやっていただきたいと思っております。

それから、基金のことは限られたことと、限られた議会の発言ということでありますので、これはわかりました。

それと、特区のことなのですが、どうもこれまでの合併にかかわっての委員会の報告ですとか、内容、いろいろこの特別委員会でも審議をなされてきましたし、冊子でも出されてきたと思っております。そういうのも読んでいきますと、ここにかかわっては三つの町ともそれぞれの、幕別町の考えというのは

あまり鮮明に出ていないのですが、二つの町の考えが微妙に違って、そしてそれぞれ権限を持った組織も持ちながら、そのことが合併の住民の理解を得る手法というふうには押さえていらっしゃるのだらうと思うのですが、そういうふうにして、そういう発言が多いというふうに見受けられるのですよね。

それで、私はこの問題については、ずっと思ってきたのですけれども、なかなか言いづらい面というのはあるのかもしれないけれども、それぞれの町の中できちっとそれぞれの考える点、合併にかかわってはなかなか言ってしまうと壊れてしまうというような、そういうことも十分勘案しながら、発言には気をつけて取り組んでいらっしゃるのだなというふうには見受けられるのですけれども、こと、その町の形態の根幹をなすようなところは、うちの町としてもきちっと考え方を持っていて、それぞれの委員さんが出されると思うのですけれども、やっぴいかなければならないと思うのですよね。

さっきの話に戻りますが、一つの町としてなったときに、その自治区、特区ができていくということについて、5年間というふうに期限は限られているけれども、そういうこと以上に、その町の衰退をさせないだとか、住民サービスを守るというふうになると、きちっと支所機能の充実だとか人員の配置だとか、そういうことをやっぴいければ、十分可能なことであって、特別区を設けていくということが、私はあまり障害のあるという意味合いが少ないというふうには思っています、そういう考え方を持っています。

どういうふうに言って良いか、これ、特別委員会っていやですね。でもしょうがないので、一応こういう考え方を持っているものですから、どうでしょうか、その辺はどんなふうには整理は考えていらっしゃるのか。

○委員長（瀨瀨太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、前段、防災関係事業の関係がありましたので、それについて、再度お答えさせていただきたいと思うのですが、新たな町において、防災計画をつくるということが前提になっております。今、つくるのではなくて、新町において新たな防災計画をつくるということが前提にあります、その際には当然、今、中橋委員おっしゃった消防組合がどういうふうな枠組みになっているかということも踏まえて上でつくるということになりますので、今から防災計画をつくる、そして消防組合はどうなるかによって影響を受けるということはないのではなかろうかというふうに思っております。

それと、次の合併特別区の関係なのですが、これは、この是非については私ども事務局の方から、これはどうだということはお答えできません。ただ、法の趣旨だけはお答えできるのかなと思ひまして、それで、合併特別区については、今までそれぞれの町で村長さんを筆頭に特別職の方がいらっしやった。さらに議員さんもいらっしやった。さらにはそこでは当然予算が組まれて、予算の執行がなされてきたと。それが一気に合併になることで、全くそういう特別職はいなくなる、議員の方も非常に少なくなる、予算も独自の予算が組めないということになりますので、急激な変化を避ける、一つのソフトランディングという手法の一つとして、国がそういう制度を創設したということでありまして、これを選択する、しないは、これは合併協議の中での判断ということになりますので、この辺は良いか悪いかについては、私どもの方ではお答えできませんけれども、一つの新町に移行するための一つの選択肢として、制度が創設されたということでございます。以上です。

○委員長（瀨瀨太郎） 中橋委員、今の合併特別区の話に関しては、事務方では先ほど言うように、なかなか事務方としての部分の分野としては答えづらい部分はあると思うのですよね。

この後、このことについても協議の場面がありますので、そのところでまた取り上げたいなど、かように思いますので理解をお願いします。

ほかに。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 10ページと11ページの一般職。

協議事項10号と11号にかかわって、幕別町を代表されている委員の方をお願いを申し上げますが、給与面、報酬面というのはどこのラインに合わせるかというのは非常に難しい問題だと思いますが、合

併の目的から考えて、私個人としては高いところに合わせるということはありません。私個人的には。

それで、幕別町としても、この辺は合併の意義を十分踏まえた上で、小規模自治体の意見もわかりませんが、今までの報道の中で、やはりこれは毅然として考え方の中で、やはり住民から適切な理解が得られるという方向を、やはり強く主義主張していただきたいということが、ひとつ今後の調整についての希望とされますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） わかりました。

それも次の部分に入るかなと思います。

先ほども、事務方が来ていますので、今までの経緯を含めて、何かあればこの機会ですから承ります。ありませんか。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 事務局に（聴取不能）考え方というのか、先般、他のまちからの意見の中で、特定目的基金というのが出ていますよね。その基金の目的というのは、新しいまちができて、予算が一本（聴取不能）。その地域で独自の事業をするためにいろんな予算挙げてきますよね。地域というか、要するにそれはひとつまちとしてなのでしょうけども。それが、予算査定で予算よりも減った場合、この基金から充当するというような趣旨のものなのだと思います。そういう押さえ方をすると、それほど大きな基金にはならないだろうというふうに思いますし、そして、この基金の目的というか、そういう目的なのかどうなのかの確認と、それから、およそその基金というのは、これは積み方によるのでしょうか、そのまちの財政を大きな割合を占める規模の基金ではないというような、私は考え方をしているのですが、そういうような押さえでよろしいのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今の更別村議会の特別委員会のお話だと思うのですが、このことについてはちょっとまだ情報が入っておりませんし、コメントする立場にないのですが、その辺は申し上げられないのですが、ただ、小委員会におきまして、島根県の浜田那賀方式という合併協議会の資料を提示しております。

おそらくそれがベースになってそういう更別村での議論があるのかなというふうに想像するのですが、その資料を小委員会に提示させていただいたときに、一定の説明をさせていただきまして、そうした上で、懸念される問題。浜田那賀方式を習ったときに懸念される問題も併せてご提言をしたということでありまして、その中に、当然新町において今後、財政シミュレーションをつくっていくということになるのですが、その際に、基金残高がどういう推移をしていくのかというのは、その中で出てくると。確かに任意協のときには、基金はほぼ維持されるというような財政シミュレーションの結果ではありましたが、その後の16年度予算の、国の地方財政の結果を見てもわかるのですが、非常に臨時財政対策債ですね。これを合わせまして12%も落ち込んでいるというようなこともありまして、やはり財政シミュレーションのベースが変わってくるだろうなというふうに思っております。

それともう1点、人口推計にしましても、当時は道の財政シミュレーション、これが言ってみれば権威のあるシミュレーションでありました。しかし、その後、厚生省の人口問題研究所の方からも、人口シミュレーションというのがかなり精度のあるといいますか、現実に近いような形の出てきたということがあります。そういう人口推計をどれを使うかということも含めまして、かなり財政シミュレーションというのは、任意協から見ると下がっていくことが予想されるわけでありまして。

そうした中で、地域振興のための基金を先に取ってしまうと、新町の財政運営に支障を及ぼすということが懸念されます。ですから、そういうことがありますよということで、注意すべき事項としてご提言をしたということでありまして。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 協議ですから、まだこれからどういうことになるかわかりませんが、特例法の中で、こういう基金を積むこと、もちろんできるから報告したのだと思うのですが、法律の中では

こういうような形もとることができるということですよ。（聴取不能）場合はですね。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 法律上の中でも、合併新法で盛り込まれました合併特例区、ここは基金を持つことができるということで、制度上なっております。

更別村で議論しておりますのは、合併特例区を選択する場合ではなくて、恐らくあれは既存制度を活用して、基金を持つのではなくて、基金は新町として1本、その中で使える持ち分を決めるという考え方に立っているというふうに思われます。

ですから、あくまでも既存制度を活用した中で、そういう基金の持ち分というのですか、使える分を協議によって定めたいということだというふうに思っております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 先般、2日に行われました地域自治組織の設置のあり方についての報道がされたように思います。

それで、この報道のときに、タイトルが「町と村、微妙な温度差」ということで、非常に私たちの町の住民にとっても動揺が走るような内容であったということで、私もいろんな町民から聞かれました。それで、実際に傍聴されていた方はおわかりなのでしょうけど、私はちょっと傍聴できなかったのですが、実際にこういった報道が流れている実態として、これに値するような内容がどの程度あって、どういう経緯を踏んでこういうことが出たと予想されるのか。

まず、ここで確認をしておきたい。

それで、併せてこの内容につきまして、幕別町の考え方で更別・忠類の考え方の二通りが報道されておりますが、それらについて、報道以外で補足説明があるのであれば、この場所でちょっとしていただければありがたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） この自治組織の部分については、たまたま議長がこの委員の中に入っています。内容的には十分お詳しい内容を持っていると思います。

そこで、議長の方からご説明いただければと思います。

本保護長。

○議長（本保証喜） それでは、私も地域自治組織の委員として、その場に出席しておりましたので、第3回の小委員会の協議内容について、若干説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、中橋委員からも幕別町の意向を出すべきだとか、あるいは永井委員が新聞報道された部分についてのお話がありましたのですが、第3回目のときは、それぞれ自治組織にかかわっての町村の意向を出してもらいたいということでありました。

私ども幕別町としては、特別、意向としてはないわけでありまして、申し上げれば、新町の中で一体的な均衡ある発展が望ましいという基本的なスタンスを持っています。

先ほどから話があるように、いわゆるその合併関連三法の中の、新法の関連なのですね。合併自治区、合併特例区という部分の議論がかなりありました。それぞれの村の考え方も聞かせていただきました。

私どもは、それをして、先ほど飯田参事の方からお話がありましたように、この法律そのものは、要するに激減をする、急激に変化するものを和らげるという意味合いの制度というふうに捉えておりますので、その制度そのものは否定するつもりもありませんし、否定する気でないというふうにはっきり申し上げております。

ただ、合併の意義、その他と申しますか、合併の意味を考えると、いわゆる本質的なことを見失わないように、ひとつきちっとした着地点を見つけて続くようにしましょうと。ただ、しかしタイムリミットもありますので、ここら辺の議論を21日にその話をまた詰めましょうというふうになっております。

新聞報道された部分のその微妙な温度差というのは、どういう形でその温度差が問われているのか、ちょっとわかりませんが、私どもとしましてはその基本的な考え方を申し上げておりますし、あと、2村から出されたいろんな意見について何も否定もしておりません。当然、そういう考え方でもよろし

いのではないかとということで、これからの協議でどういう形に落ち着くかは、ちょっと今のところ言えませんが、そういう形で進めさせていただいております。以上です。

○委員長（瀬瀬太郎） この特別委員会、報告事項、協議事項なのですが、またこの後、そういった協議事項に関する事、皆さんから意見を頂戴いたします。

その部分で、また意見をいただければなど、かようにこう思っております。

とりあえず事務方の意見の質疑がなければ、退席していただいております。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 資料の内容について教えていただきたいのですが、4ページに公有財産の、1ページから続きまして、公有財産の表が載せられておまして、示されております。

それぞれの町、村のかかわりの有価証券などが載せられているのですが、ここで行政として責任を持つ事業といいますか、第3セクターでやっているものなどは当然そういうふうになってくると思いますので、その辺、民間なのか、第3セクターなのか、その辺、この表にかかわって、特にこの上の3点はよろしいのですが、十勝モーターパーク、それから株式会社アドバンス、それから更別カントリークラブ、更別産業振興公社、この辺は経営形態はどういう形態なのでしょう。

○委員長（瀬瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） ここに書いてありますように、株式会社でありますので、経営陣が別にいまして、別法人として運営されているということになります。以上です。

○委員長（瀬瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 第3セクターは入っていますか。

○委員長（瀬瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） ここに株券を持っている、所有している、町村が株券を持っているということは、性格上は第3セクターになろうかというふうに思います。以上です。

○委員長（瀬瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうしますと、十勝モーターパーク株式会社、ここで更別村から出資されておりますが、これもそういう押さえですね。

○委員長（瀬瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 出資比率は非常に数パーセントですが、そういうことになろうかというふうに思います。以上です。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかにございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） ほかに質疑がないようですから、これにて説明員の退席をお願いいたします。

大変、今日のご苦労さまでございました。

（説明員退席）

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、引き続き、特別委員会の議案の2、協議事項につきまして意見を承りますけど、先ほど、永井委員の方から特別職、職員、その他の給与につきましては、合併委員会に意見を述べて、その旨を反映してくれといったような趣旨だと思っておりますけど、これでよろしいですか。

何かそれ以上にありますか。

（発言する者あり）

○委員長（瀬瀬太郎） 休憩いたします。

（休憩）

（再開）

○委員長（瀬瀬太郎） 休憩を閉じて再開いたします。

先ほど、合併特例区の話は逐次、本協議長の方からご説明願いました。

これで理解できましたか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 加えてお尋ねをすれば、幕別町の考え方についてはわかりました。

他町から出た考え方について、言葉では述べられなかったのも、もし述べていただければ、発言してください。

○委員長（瀨瀬太郎） 本保護長。

○議長（本保証喜） 先ほどもちょっと触れたのですが、いわゆるこの自治組織にかかわっては、大きく分けて、先ほど飯田参事五つと言いましたけれども、捉え方としては三つなのですね。既存型と、それから自治法の改正にかかわっての制度と、新法の制度ということなのですね。

ほかの2村の考え方は、どっちかという、合併特例区、いわゆる新法にかかわっての基本的な考え方を述べておりました。合併自治区を軸とした考え方でございます。これは、自治区を設置できるのは10年程度という中身のものでございますけれども、そこで、特例区の中ではいろいろな法人格を持って、予算も組めるよというきちとした明記があるのですが、自治区の中ではそういうものがきちと明記されていない部分が、例えば、予算の部分がないです。それから、そのほかいろいろあるのですが、そこで、その自治区の中でそういうものをいろいろメニューとして、文言的にどういうふうにもとれる文言もあるものから、どうなのかという、そういう考え方なのですね。

ですから、ある村は合併自治区、10年程度のものを設置していけばどうでしょうかという具体的な中身も発言しながら提起されておりました。

ある村は、そうではなくて、ただ、これからの協議なのだけでも、できれば新法の中でも特例区を設置して、その中で深く中身的には話してはいただけませんが、例えば、それぞれの村のイベントをその中でやっていきたいものだなという考え方あったようです。

そこでは発言されなかったけれども、新聞報道でそういうふうになっていましたね。

ですから、何と言うのでしょうか、やっぱりこの自治区そのものが、要するに自治権をどうやって権利として持って、行政に反映させるか。ここがポイントなのであって、要するに自治区を持って地域住民の声を行政に反映させる。行政サイドから言えば、どういう手法を持って地域住民と連携を持っていくかということがポイントなのですよね。

そこで、お金の問題が出てきたり、いろいろな問題が出てくるのですね。なかなか着地点が、前回は見つけることができなくて、21日に先送りになったということなのですが、ただ、いろいろ考え方があって、それはそれで、先ほど申し上げましたように、委員内は通りました。

幕別の考え方は、先ほど申し上げましたように、やはりせつかくの新町をつくって一緒にやりましょやということですから、要するに町の均衡ある発展を目指して、一体的な形でやりましょやという考え方は、助役も委員なのですが、助役も私からもはっきり申し上げさせていただいております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 議長と副議長と副委員長が参加しているということで、大変ご苦労さまです。

今、議長の方からお話があったところに尽きるのだらうと思うのですが、やはりいろんな調整しなければならぬこともたくさん、大きいもの小さいものたくさんあろうと思うのですが、（聴取不能）。

ただ、先ほど議長もおっしゃっていましたが、やっぱり合併する原点というのですか、意義、目的、そこを大きくはずしてはいけないと思うのですね。ですからそういった観点に立って、新しい自治体をつくっていくわけですから。そして一つになるわけですから。あまり地域をとというのでしょうか、そういったものを出さないような形の中で、合併の目的をきちと踏まえて進んでほしい。そういった主張をしているということですから、さらにそういった方向で進めさせていただきたいと思っております。要望ですが、私はそういうふうになります。

○委員長（瀨瀬太郎） そのほか、ございませんか。

ありません。

(なしの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、ほかに意見がないというふうに理解しております。

なお、委員長の方から、この自治組織、大変煩雑複雑というか、中身の濃い内容だと思います。

合併協議会、小委員会の中で、我々の手元にこのたたき台というのが手元にあるわけです。この中にも逐次詳しく載っておる。決して出し惜しみしているわけでもありません。

そんなわけで、必要であれば、皆様に配付したいと思いますので。

いかがでしょうか。

要らないですか。

資料を出してくれということで、帰りまでに用意しますので、よろしくお願いします。

それでは、その他といたしまして、次回の特別委員会の日程、正副委員長にお任せいただけますか。

(はいの声あり)

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、これにて第13回の市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(11:34 閉会)

第14回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 7月21日
開会 10時09分 閉会 11時03分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 木村仁根
4. 遅 参 者 18 伊東昭雄
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年 7月21日 10:09 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） ただいまから、第14回市町村合併調査特別委員会を開きます。

[諸般の報告]

○委員長（額部太郎） 最初に、諸般の報告を事務局よりお願いいたします。

○局長（高橋平明） 18番伊東委員から欠席の届け出が出ております。報告いたします。

○委員長（額部太郎） 大変室内の温度が上がっております。

どうぞ上着を脱いでいただいても結構でございます。

それでは始めたいと思います。

本日の特別委員会は、6月25日に開催されました第6回十勝中央合併協議会の報告を行い、次回までの協議事項として提案された案件について協議したいと思います。

それでは、佐々木副委員長から報告をお願い致します。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第6回十勝中央合併協議会で審議された事項について、先に送付しております合併協議会議案書に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案書の1ページは地域自治組織等小委員会からの報告でございまして、第2回、第3回での小委員会での会議内容について、記載のとおり報告があり承認されたものであります。

次に、議案書の2ページをお開き下さい。

報告第16号は第6回新町建設計画小委員会からの報告でありまして、報告のとおり承認されました。

なお、新町将来構想案及びその概要版については、先に合併協議会議案書とともに送付をしてありますので、説明は省かせていただきます。

次に、議案書の3ページであります。議案第13号は合併協議会事業計画の変更についてであります。主な変更は、現状における協議会及び小委員会の進み具合から、8月下旬に住民説明会をずらすこととし、併せて8月上旬に協議会の開催を1回増やすこととされたものであります。これも原案のとおり決定いたしました。

次に、議案書の4ページでございますが、議案第14号合併協議会歳入歳出補正予算につきましては、協議会開催や新町名称公募に係る経費の追加等により、125万4,000円を増額するとのことでございます。これも原案のとおり決定いたしました。

次に、議案書の5ページをお開きください。

合併協議に関する住民説明会スケジュールについて、記載された表の通り、8月20日から29日まで行うことが提案されたもので、これも原案のとおり決定いたしました。

次に議案書の6ページであります。

協議第9号財産及び債務の取扱いについては、第5回協議会で提案されたものであります。特に異論はなく、これも原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書7ページをお開きください。

協議第10号一般職の職員の身分の取扱いについてであります。これも第5回協議会で提案されたものであります。異論なく、これも原案の調整方針のとおり決定いたしております。

次に、議案書の8ページになりますが、協議第11号特別職の身分の取扱いについても、前回の協議会で提案されたものであります。これにつきましても、調整方針のとおり決定いたしました。

次に9ページをお開きください。

協議第12号電算システムの取扱いについても、前回の協議会で提案されたものでありますが、これにつきましても、調整方針のとおり決定いたしております。

次に、議案書10ページになりますが、協議第13号国民健康保険事業の取扱いについてであります。

協議会においては税率を5年間で調整することに対し、質疑がかわされましたが、これにつきましても、調整方針のとおり決定をいたしました。

11ページからは今回の協議会で提案された協議事項でございまして、7件になりますが、それぞれの協議事項については、協議会資料に町村ごとの比較表などが記載されておりますので、後ほど、ご確認いただければというふうに思います。資料の5ページから70ページまでございますので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、議案書の11ページであります。協議第14号合併の期日についてであります。調整方針として「合併の期日は、平成18年1月10日とする」としたものです。

1月10日とした理由につきましては、合併を決議した以後、新町発足までの準備期間として9カ月程度が必要であることと、合併期日前の閉庁日、役場が休みになるわけですが、電算の稼働テスト期間を置くことが好ましいということから、こういうふうにしたという説明がございました。

次に議案書の12ページになりますが、協議第15号広報・広聴事業の取扱いについての調整方針が提案されました。

1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時まで調整する。

2 広聴については、実施内容について合併時まで調整する。

3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。

4 行政懇談会については、新町において調整する。

5 町勢要覧については、新町において発行する。

以上でございます。

次に議案書の13ページをお開きください。

協議第16号交通関係事業の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。

2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。

3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。

5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

6 交通指導員については、合併時まで再編する。

7 チャイルドシート貸出事業については合併時に再編する、と提案されたものであります。

次に議案書の14ページになりますが、協議第17号児童福祉事業の取扱いについてであります。提案された調整方針は、1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。

4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。

5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし事業内容については、合併時まで調整する。

6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。

肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。

8 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する、との提案されたものであります。

次に、議案書の15ページをお開きください。

協議第18号高齢者福祉事業の取扱いについてであります。提案された調整方針は、1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。

- ① 現行のとおり新町に引き継ぐもの。
- ② 合併時に再編するもの。
- ③ 合併時まで調整するもの。
- ④ 新町において調整するもの。
- ⑤ 合併時に廃止するもの。

3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。

(1) 基幹型支援センターについては、合併時まで統合する。

(2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い合併時に再編する、との提案がございました。

次に、議案書の16ページになりますが、協議第19号障害者福祉事業の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包括する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 町村障害者年金等制度、身体障害者ディサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。

3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。

5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業及び身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、と提案されたものであります。

最後になりますが、議案書の17ページをお開きください。

協議第20号国際交流・広域交流事業の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1 2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。

2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時まで調整する。

4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。

5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編すると、提案されたものでございます。

以上で第6回十勝中央合併協議会での決定事項と、次回までの協議案件について、ご説明を申し上げます。以上で終わります。

○委員長(瀨瀬太郎) 説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、まず質疑をお受けしたいと思います。

ご意見は後ほど、お伺いいたします。

なお、本日も説明員として、金子室長以下3名の方がご出席しております。

よろしくお伺いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 6ページの協議第9号財産及び債務の取り扱いについてでございますが、その中の基金の取扱いについて、ちょっと内容がわからないので事務局の方にお伺いをいたしたいと思います。

この基金の設置につきましては、勝毎、道新を見ますと、何か更別、忠類、両町村で盛んに協議がなされているようでございますが、例えば、基金を設置しても、取り崩し、それから執行については、使い方ですね、基金の、これは、新執行部と議会の議決によって行われるものであるから、ここでは基金を設置しても自由には使えないのではないかというふうに私は理解するのですが、ただ、合併特例区になると予算編成権を持つから、予算編成権を持てば当然、支出行為はできるのかと思いますが、そこら辺がちょっとわかりませんので、お聞きしたいのですが。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○参事（飯田晴義） 6ページの財産及び債務の取り扱いの関係でございます。ここで但し書きですね、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については別途協議するというふうに、あえて但し書きを謳ったところでございます。

まず、この意味でございますけれども、まず基金、これは、特に何という基金ではございませんけれども、今、3町村でそれぞれの基金がございます。この基金については、新設合併でありますので、合併時に全ての基金が消滅すると、法人格がなくなりますので、それぞれ共に基金についてもなくなってしまうと、ただの現金になってしまうということがございます。

そんなことから、必要な基金、例えば、財調基金を設置するでありますとか、減債基金をつくる、あるいは、他の特定目的基金を設置するという必要がある場合においては、何の基金をつくるかという協議を行わなければならない。協議で基金設置について定めなければならないということがございます。

それと後段の部分、「及び法令に基づく」という部分でございますけれども、これは何を意味しているかと申しますと、合併特例区という地域自治組織の中の法人格タイプ、これについては、基金を持つことができるという、制度上、そういうふうなようになっておりますので、合併特例区を選択をし、さらに基金を持ちたいのだというようなことについては、別途協議をしますということであります。

ですから、今、後段のところでご質問がありましたように、地域自治組織に関して基金を設置するという場合については、合併特例区の場合は、及び以下の文言に基づきまして協議をします。合併特例区を選択しない場合については基金の取扱いという部分に基づいて協議をしましょうかということにしたわけでございます。

その基金の設置、支消の関係でございますけれども、基金の設置については合併協議によってその設置を決めることができるということになっておりまして、その協議が整いましたならば、これは職務執行者が合併の日に専決処分で基金の設置管理条例を制定をするというようなことになります。

また支消につきましては、これは設置された基金を支消するということは、当然、議会の予算上の議決を伴いますことから、これは議会の議決が必要になってくるというような形になります。ただし、杉山委員、今、おっしゃいましたように、合併特例区につきましては法人格が別にありますので、合併特例区協議会という議会に似たような機能を持つ協議会がありますけど、そこの同意によって基金の支消ができると、そんな仕組みになります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 杉山委員、いいですか。

委員長の話、ちょっと聞いてください。

今、新聞の記事を参考にしながら質疑を受けているのですが、実際のところ、これは更別村、忠類村の特別委員会の話であって、当委員会としての考え方はちょっと違うというわけではないけれど、

ここでは馴染まないのではないかという、そういう言い方をして、ちょっと失礼なのだけど、そういうふうに思っております。

この辺を考慮しながら聞いていただきたいと思います。

○11番（杉山晴夫） その馴染まないというのは、ちょっと私はわからないのですけれども。

両町村で、対等合併ですから、対等に話しあうのが本来だと思うのですが、この両村だけで一生懸命、新聞の記事をもとにしてお話ししているのですが、いずれこれは小委員会には係ってくると思いますので、そこで十分審議されると思いますが、一応、私どももどうということかということをお聞きしておきたいと思って質問したのです。これはだめですか、この質問は。

こうすれ、ああすれとは申し上げていないので、内容はどうかということをお聞きしたので、それはちょっと馴染まないというのはおかしいと思うのですけれども、委員長。

お聞きしているのですよ。私はこうすれ、ああすれとは言っていません。

○委員長（瀬瀬太郎） さっき、私のちょっと説明が間違っていたと思います。

特別委員会という話で話したのですが、2村の議会の中の話ですからということに改めてください。

○11番（杉山晴夫） はい、わかりました。

それで今、内容がわからないのでお聞きしたので。

○委員長（瀬瀬太郎） 質疑でありますからお受け致します。

飯田参事。

○参事（飯田晴義） これは2村間のお話でありますので、私どもは正確な情報は入手しておりません。

この地域自治組織に関しましては、忠類村が法人タイプであります合併特例区、更別村が、これは何を根拠にするかは別にしまして法人以外のタイプ。

これは、何を根拠にするかといいますのは、既存制度、既存の自治法を根拠にするか、あるいは合併特例法で新たにできました合併に際しての地域自治区というものがございまして、そのいずれを根拠にするかはわかりませんが、いずれにしても法人格を持たない地域自治組織と。そういうものがほしいのだというような意向を持っておりまして、2村で意向が異なっておりますことから、2村間におきまして協議が進められているということで、これまでに2回、2村間で協議といいますか意見交換を行いまして、3回目が明日予定されているというようなことをお聞きしているところであります。

この基金の持ち方でありまして、地域振興といいますか、地域自治組織に関して、地域振興のための基金を持ちたいという意向が、特に更別村ではそういう意向があります。仮にそれを持つか持たないかという正式の協議といいますのは、地域自治組織等小委員会の中で協議をするというようなことになろうかというふうに思います。

22日、明日です。2村間で協議をした後につきましては、正副委員長でその後の進め方について協議をいたしまして、小委員会の表舞台で基金の設置を含めた小委員会のあり方について、検討がなされていくだろうというふうに今思っております。

いずれにしましても、明日の2村間の打ち合わせを踏まえた中で、今後、小委員会が開催されるというような状況にあります。以上です。

○11番（杉山晴夫） はい、わかりました。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかにございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 1ページの島根県の先進事例についての文章がございまして、どういう事例であったのか、ちょっと細部にわたって説明いただきたいのですけれども。

○委員長（瀬瀬太郎） ちょっと暫時休憩をいたします。

(10:36 休憩)

(10:44 再開)

○委員長（瀬瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

飯田参事。

○参事（飯田晴義） 6月2日の第3回自治組織等小委員会におきまして、浜田市ほか4町で構成されております合併協議会の資料を参考までに提出いたしまして、その内容についてご説明をしたということでございます。

ここの合併協議会の概要なのですが、浜田市ほか4町ということなのですが、合わせまして人口が6万5,000人ほどになります。それと面積では689.5平方キロメートルということで、十勝中央合併協議会が645.45平方キロメートルですか。ですから、ほぼ似たような面積を有していると。

そういう協議会で提案されました自治組織の内容をご説明したということでありまして、ここの協議会におきましては、今年の1月15日に、その自治組織の内容を協議会に提案をして、3月に決定されたということで、法案がまだ通らない前に提案がされ、決定もされたという状況にあります。

その内容でございますけれども、まずその自治組織の設置根拠は、既存の法律、既存制度に基づくものであるということで、当然、法律が通っておりません段階ですから、特例法に基づく組織ではなくて、自治法を根拠においた自治組織を設置するという内容になってございます。

設置期間については10年間、この5市町に置くとするものであります。それと、ここでは、本庁支所方式がとられているということで、その支所が自治組織の事務局を行うという内容になっております。

それと、特色のある面でございますが、予算なのですが、これは法人タイプでございませぬので、予算は当然1本ということになりますけれども、その予算を配分をするという形をとっております。これは何のために配分するかといいますと、建設計画というものが当然、まちづくりの計画がありますけれども、その計画に使うお金、あるいは地域振興のための経費です。これに対して予算を配分すると。そのための町内組織として、調整機能といいますか、各部に支所から挙がってくる、各部が担当する予算の調整をする組織を設けた。あるいはそれを総括する調整機能も別に、うちでいいますと企画室みたいなところに、総合調整の機能も設けているということが特色としてあります。

それともう1点、地域振興基金を持つということでありまして。基金は当然1本なのですが、その基金の持ち分です。使い分というものを取り決めをしたということがございます。

新市において設置する基金といいますのは、財政調整基金が一つ、二つ目に減債基金、三つ目に地域振興基金という、この三つの基金を設置するということでもありますけれども、その中の、まず、財政調整基金、減債基金につきましては、積立目標額を設定しまして、それをそれぞれの5市町で持っている債務なり財政力に応じて積立額を決めると。ちなみに、財政調整基金でいいますと、新市としては21億円を積み立てると。それを5市町で積立額を割り振ったと。減債基金でいいますと20億円を積み立てると。これも残債に応じて積立額を決めたというふうになっております。

基金総額が5市町合わせまして、121億円ありまして、そこから今の財調21億円と減債20億円を差し引いた残りです。80億円については、地域振興基金として持つと。地域振興基金を設置すると。これを建設計画に位置付けられた事業に充当していくという考え方をとっておりまして、これ以外、例えば、教育の関係だとか、農業の関係だとか、福祉の関係だとか、これらの基金は一切持たないという形になっております。

それと、自治区の区長でありますけれども、これは10年間ということになりますけれども、特別職の区長を設置するという内容になっております。この任期については4年でありますけれども、これは今の現行法を根拠にしておりますことから、自治区長、特別職というのは、これは助役しか選択肢がございませんので、実質上は助役、つまり議会に選任同意を挙げて、選任をします。実質、助役という特別職を置くというふうになっております。

それと地域協議会、住民組織です。地域協議会というものも置くということで、形としては、今の一般制度で出ました地域自治区の制度を踏襲した形になっている。ただ、そこに特別職の区長を置いたり、独自の基金を持ったり、予算に反映させる仕組みを持ったりということで、多少特色のある形になっていると、そういう内容でございます。

簡単ですけど、以上、そういう資料を提出させていただいたということでございます。

○委員長（瀨瀬太郎） よろしいですか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） こういった小委員会で提出された資料というのは、やはり事務局方が、もちろん参考になるということで提出していくのでしょうか、実際の小委員会ではこういうものに対する取扱いとか、方向性というのは確認しているのですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○参事（飯田晴義） 小委員会に対しましては、協議を進める上でのあくまでも参考資料という位置付けでありますので、このほかにも、もう一つの協議会の資料も提出いたしまして、あくまでもこれを参考にして、十勝中央合併協議会としてふさわしい自治組織のあり方というものを検討していただくということにしております。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） それでありましたら、我々もやはり同じレベルでの知識が必要ですので、やはりこういった類の資料については事前配付をしていただかないと勉強になりませんので、その知識を持っての小委員会がどのように発展していくかとうことは、やはり事後報告だけではなかなか把握しづらいものがありますので、今後、そういうふうなお願いをしておきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 今、永井委員は資料の、委員長に対する請求ですね。

はい、ほかにございませんか。

それでは、ほかに質疑がないようでありますけど、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員の方、大変ご苦労様でした。

退席をお願いいたします。

それでは、次に、十勝中央合併協議会での次回の協議案件であります、合併の期日、広報・広聴事業の取扱い、交通関係事業の取扱い、児童福祉事業の取扱い、高齢者福祉事業の取扱い、障害者福祉事業の取扱い及び国際交流・広域交流事業の取扱いについて、各委員のご意見を賜りたいと思います。

どの案件からでもかまいませんけど、ご意見があればお願いしたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の（聴取不能）ですが、前段の質疑の中からも継続した中身になりますが、6ページの協議項目、財産及び債務の取扱いについてであります、協議の過程を伺いたいのですけれども、ここでは財産と債務、すべて新町に引き継ぐものとするという前提から始まりまして、但し書きの中で、基金の取扱いについては、法令が基金の取扱いについては特別な手法を講ずることが認められていますので、その流れの中で、こういうふうになってきたと思うのですね。

それで、幕別町の代表の、この委員会に対する代表の方は、この取扱いについて、町としてどのような考えを述べられて、こういう結論に至っているのか、まずは伺いたいです。

○17番（永井繁樹） 委員長、ちょっと議事進行に異議あるのですけど。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 委員長、一番最初に、進めるときの提案について、初めは事務方も含めて質疑ということでありましたよね。その2番目に、答弁の中身についての、事務局がはずれた形で、中身についての協議をするということだったですね。

それで私は2回目に伺ったのですが、ちょっとおかしいですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 前段に、次回までの協議事項として、提案された案件についても質疑をいただきたいというようなことの中で、本来、これは答弁側の立場が違いますから、あくまでも選任された代表がどういう意見を持っているかということでしょうね。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 別途協議するということがありますから、これからの方向が、次の委員会で練り上げられていくのだと思うのです。それにどんなふうに臨まれていくかということで、その経過について、文書に載せられました経過はそれで理解いたしますが、その中でいろんな深い方向性、我が町の代表として発言されてきたと思うのです。その経過も踏まえて、今後の方向について、求めるものもありまし

て、伺ったところです。

○委員長（瀨瀬太郎） そのことは、すべてのものですが、この提案案件、それぞれ、選任された代表者が各々意見をもって、これは協議会に協議するわけですが。

うちも本町としての提案の内容、これはそれをはっきりした一つの方向性というのは、当然してないわけで、今日こうやって皆さんの意見が集約されながら、その意見を参考にしながら、次回の法定協議会に臨むということを、常々後段の部分で言っているはずですが。ちょっとかみ合っているか、かみ合っていないか、そういうことです。

中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

それでは、これから協議されていく上におきまして、次回の協議に向けて、この基金の取扱い及び自治組織に関して、当然、基金というのは、これまでのそれぞれのまちづくりの経過の中で、政策とそれから財政運営によって生じたものであろうというふうに思います。

それぞれの町がそれぞれの経過を経て持っているのと同時に、これは考える場合に、もう一つはここにありますように、債務の状況も当然検討されると思います。同時に、基金と債務だけではなくて、建設事業についても、途中経過のものかなりある。例えば、更別村の福祉構想診療所などもこれから事業が始まってくるといいうようなこともありましたが、当然これらも総合的に検討されて、そして新しいまちに支障のきたさない形の方向性というのが模索されると思うのですよね。

どうしてもここでは基金と自治組織だけ別途というふうになっているものですから、それらの総合的な意見を反映できるように臨んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 十分に参考にさせていただきます。

ほかにございませんか。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） 今の問題が本当は大事なところで、具体的に論議されなければならないというふうに思いますし、我々もそれなりに議員の皆さんの意見を持って参加すると、出席するというのが一番望ましい状態だと思います。

ただ、このことについては、財政とか、地域組織については、小委員会で具体的に話し合われて、全体会議の中に出されてくるわけですね。その小委員会の中に本町の代表者も出ていると。そこでほぼ決定されて出てくる事情があるわけですね。

したがって、そこで再度そのことについて論議をするということにはなかなかならない。ただ、ある町村では、それにさらにしつこく入ってくる場面もありますけども、一度論議されて決定されてきたことが、全体会議の中で覆すということは、なかなか難しいというのは実態ですので、できるだけ皆さんの意見をお聞きして発言もしたいなというふうに考えていますけれども、そこまで至っていないというのが実態です。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

ほかに意見がないようですが、これをもって意見の発言を終了させていただきます。

また、今、前段に申し上げたように、皆さんの意見を十分に反映しながら、次回の協議会に向けて努力したいと、かように思うわけです。

次に、その他につきまして、何か意見はございませんか。

それでは、ないようですので、次に、次回の日程につきましては、正副委員長に一任させていただきますか。

（はいの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、上着を脱いだままでいいです。

これで第14回市町村合併調査特別委員会を閉会いたします。

（11：03 閉会）

第15回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 8月26日
開会 10時42分 閉会 11時36分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 内形勝也
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年8月26日 10:42 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） ただいまから、第15回市町村合併調査特別委員会を開きます。

[趣旨説明]

○委員長（額部太郎） 本日の特別委員会は、8月10日に開催されました第8回十勝中央合併協議会の報告を行い、次回までの協議事項として提案された案件につきまして協議いたしたいと思っております。

なお、7月23日に開催されました第7回十勝中央合併協議会の報告につきましては、委員会を開催する暇がなく、書面にて過日報告させていただいたところでございます。

それでは、佐々木副委員長から報告をお願いします。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第8回十勝中央合併協議会で審議されました事項につきまして、先に配付してございます合併協議会議案書に基づきまして、説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第19号は、第8回新町建設小委員会からの報告でありまして、会議内容について、まず、新町建設計画の第1章から第3章までについて協議され、その原案のとおり決まりましたことと、財政シミュレーションについては、説明書文書の文言の一部を修正した上、推計結果について、原案のとおり決定されたことを報告してあるものでございます。

なお、2ページ、3ページの将来人口・世帯数等の推計及び財政シミュレーションにつきましては、後ほど、合併事務局から説明をお願いしたいと思います。

次に、議案書の4ページをお開きください。

協議第21号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、第7回協議会で提案されたものでありますが、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書5ページの協議第22号、保健・医療事業の取扱いについてであります。これも第7回協議会で提案されたものでありますが、異論がなく、原案の調整方針のとおり決定されたものであります。

次に、6ページをお開きください。

協議第23号、農林水産関係事業の取扱いについても、前回の協議会で提案されたものでありますが、これにつきましても、調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の7ページであります。協議第24号、商工労働観光関係事業の取扱いについても、前回の協議会で提案されたものでありますが、これにつきましても、調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の8ページをお開きください。

協議第25号、学校教育関係事業の取扱いについてであります。これにつきましても、調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の9ページになりますが、協議第26号、社会教育関係事業の取扱いについてであります。これにつきましても、調整方針のとおり決定されました。

最後の10ページになりますが、今回の協議会で提案された事項はこの1件でございます。提案された協議第27号、使用料・手数料の取扱いについての調整方針は、次のとおりであります。

1、使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について

て、新町において引き続き検討する。

(1) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。

(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時まで再編する。

(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により合併時に統一する。

(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。

(5) 町営バス使用料については、合併時まで調整する。

(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。

2、手数料については、合併時に統一すると提案されたものであります。

また、協議事項の使用料・手数料につきましては、協議会資料に町村ごとの比較表を掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、第8回十勝中央合併協議会での決定事項と、次回までの協議案件についての説明を終わります。以上です。

○委員長（額額太郎） ありがとうございます。

本日も、金子企画室長以下2名の出席をいただいております。

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、先ほども副委員長の説明もありました財政シミュレーションについて、合併事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） それでは、私の方から財政シミュレーションにつきまして、ご説明をさせていただきます。

本日、新たに、住民説明会を今やっておりますけれども、そこで使っております資料と新町将来構想のダイジェスト版をお配りしております。説明会資料の方に、財政シミュレーション、3ページほどページをさきまして、14ページ移行で掲載しておりますので、ここでまず説明をさせていただいた後、先に送付させていただいておりますこの財政シミュレーション、これでは幕別町が単独でいった場合にどうなるかといったことを説明させていただきたいというふうに思っております。

それでは、この資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

協議会におきましては、建設小委員会でこの財政シミュレーションを策定してきておりました。といたしますのも、法で策定が義務付けられております新町建設計画の一部として、財政計画というものを策定しなければならないということが法で定まっておりますことから、その財政計画を策定する前段の作業として、17年間の財政シミュレーションを策定したということでもあります。

小委員会におきましては8月2日に決定されまして、それを8月10日の協議会に報告されまして、そこで承認されたということになっております。お手元の資料につきましては、その財政シミュレーションに基づきまして、ある程度、図を用いてわかりやすいように整理をしたものでございます。

まず、財政シミュレーションの考え方、15ページの上の方に記載してあります。

シミュレーションにつきましては、3町村それぞれで、単独の場合のシミュレーションというものをまず作りました。それをベース、基礎にしまして、合併による支援、あるいは合併の効果などを加えた、反映させたということでございます。それと、経常的な経費につきましては、一定の増減率を用いまして推計を行ったということでもあります。

それと、もう1点ですが、このシミュレーションにつきましては、現時点での制度をもとに予測を行ったということでございます。

したがって、今後、おそらく地財対策の中で決着がつかだろろうと思われまます三位一体改革等の現時点で不明確な内容については盛り込んでいないと。この三位一体改革の結果次第によっては、今回のシミュレーションとの乖離、違いというものが生じる恐れがあるのではなかろうかということ

ございます。

それで、まず、14ページの合併しなかった場合、3町村合計とあります。これは、それぞれが推計した、推計したといいますが、てんでばらばらにというものではございません。同一の基準、同一の考え方に基づいて、それぞれが推計した単独の場合の推計額を合算したものであります。

ここに、歳入、歳出の見方の前に、財政シミュレーションの前提が書いてありますけれども、前提としたのは、各町村の15年度の決算、それと16年度の予算をベースにしております。ただ、普通交付税につきましては、16年度の算定額、いわゆる決算額がもう出ておりますので、普通交付税は予算ではなくて、決定額をベースにしております。

歳入の見方でありまして、地方交付税につきましては、過去の実績をもとに引き続き段階的に削減する、削減になるであろうという考え方に立っております。

なお、人口によって交付税というのは増減がいたしますので、後ほどご説明します人口の増減を反映して推計をしているということでございます。

それと、歳入の大きなものとして地方債がありますけれども、地方債のうちの臨時財政対策債、これは普通交付税の単位費用を減らした分が臨時財政対策債で措置されているということになっておりますけれども、これについては、17年度から23年度まで計上をしたと。ただ、見方としましては、17年度以降段階的に減らしていっています。これは20%ずつ減らした見方をしております。

この臨時財政対策債を歳入として見た額については、交付税の基準財政需要額から同額差し引いて、交付税の交付額が少なくなるというような見方をして、整合性を図っているということでございます。

次が、歳出でありますけれども、人件費、これについては16年の4月の職員数をベースにしまして、定年退職者の7割を補充するという考え方に立っております。

それと、普通建設事業です。これは17年から22年までについては、各町村において積み上げを行いました。それをベースにしております。ただし、23年以降につきましては、積み上げというものも限界がありますので、22年度の事業費をベースに想定をしたということでございます。

そうして推計した結果、合併した場合におきましては、このグラフにありますけれども、平成24年に基金が底をつくという形になっております。

それで、基金がマイナスになったときには、その後の市町村運営というのは普通考えられないのですけれども、便宜上、基金残高がどういうふうに推移するかということ、このグラフで33年まで表したということでございまして、平成33年度の累積赤字は99億円と推計されるというものでございます。

一方、合併した場合はどうなるかということでありまして、財政シミュレーションの前提としましては、合併しなかった場合は、当然、ベースとしているのですけれども、これに合併することによる人件費の削減、あるいは合併の財政支援がございまして、これらを反映させて推計をしたということでもあります。

具体的には、歳入面でいいますと、地方交付税につきましては、平成18年度以降、合併算定替が行われます。これは15年間になります。10年間と残りの5年間は段階的に、9割、7割、5割、3割、1割と、段階的に算入が減っていくと、見方が減るということですが、15年間の合併算定替を見たということと、合併特例債を予定しておりますので、それに伴う元利償還金の交付税算入も見たということでございます。

それと、合併に伴う国の財政支援、国の補助金を見たということでございます。

一方、歳出面ですけれども、人件費につきましては、将来の目標職員数を設定をいたしました。具体的にこの279人とありますけれども、これは任意協と同じ数字であります。

この目標数に達するまで、退職者の一定割合の補充をして、そこに向かっていくということ。一定割合というのは40%をみて、279人に向かって削減をしていくという考え方をとっております。

あと、物件費、補助費等につきましては、当然、合併することによって削減できる経費がございまして、それを算出して計上したということでもあります。

普通建設事業につきましては、基本的には3町村の単独でいった場合の額でありますけれども、ただ、

合併をすることによって、必要となる建設事業、例えば、電算システムの統合、あるいはネットワーク化の事業が出てまいりますので、これらについては加算をしてみたということでもあります。

この結果、合併した場合のシミュレーションがどうなるかということでもありますけれども、残念ながら単年度収支については、平成27年のみ黒字でありますけれども、そのほかの年度につきましては、単年度赤字になっていくということでありまして、平成33年度の基金残高が51億円という結果になったというものであります。

これ、任意協のときと比べますと、かなり推計結果が悪いのではなかろうかという、そういうふうにも思われるかと思えます。ここで、何が一番そういう要因になったかということでもありますけれども、やはりこれはベースにしているものが、昨年は14年度決算、15年度の予算、あるいは15年度の普通交付税の決定額を基にしてやっております。それが1年ずれたことによってベースにする年度もずれたということ、その中の一番大きな要因としましては、やはり普通交付税が挙げられるわけであり

ます。本町の場合、普通交付税でいきますと、8%近く、15年度から16年度減っておりますし、それとともに先ほど申し上げました臨時財政対策債、交付税に振り替わるものですね、これも三十何パーセントという、ほとんど予想できないような減額になったと。これは全国レベルでも交付税と臨時財政対策債合わせてマイナス12%ということでありましたけれども、さらにそれを上回ったような結果に、今、なっているということでありまして、このベースになる交付税が落ちたことで、それが17年間の累積額からいくとかなりの額になっていくということでもあります。これがやはり一番基金残高、任意協のときの90億円程度、平成32年に持てるだろうというのが、今回、51億円になった一番の要因であるということでもあります。

次、16ページの方に入りますけれども、合併の効果をここで出しております。

ちょっと、一つ漏らしましたけれども、任意協との比較でいきますと、非常に悪くなったような結果が得られたように感じますけれども、やはり一番は合併の効果がどうなのだと、単独でいった場合と合併した場合の効果がどうなのだとということですね。見ていただきたいというふうに思っております。この辺は住民説明会にもその辺のことも十分説明をさせていただいているところであります。

その合併の効果でありますけれども、総額でいきますと、150億9,200万円という数字が出ております。この合併の効果というのは、どういうふうに求めたかといいますと、合併しなかった場合の3町村合計の平成33年度におけます基金残高と、合併した場合の平成33年の基金残高の差であります。これが早い話が99億円と151億円の差ということで、99億円は三角でありますので、その差が約151億円という形になるということでもあります。

内訳的には、歳入、歳出というふうにあるわけでもありますけれども、歳入面でいきますと、国からの補助金があったり、普通交付税の中での合併補正があるというプラス要素がある中で、同じ普通交付税の中でも、合併算定替の11年目以降15年目までについては、段階的に9割、7割、5割、3割、1割というふうに落ちていきます。この落ちる分が、この14億7,800万円ということでもあります。

それと、特別交付税の支援がありますので、それもみさせていっている、あるいは基金利息、これは合併特例債によって、地域振興のための基金造成ができますので、その利息、あるいは備荒資金組合に対する納付金があります。これも含めているわけなのですが、備荒資金組合、非常に高率なわけでありまして、普通納付金、超過納付金という分けはあるのですが、普通であると1.5%、あるいは超過であると0.6%とかということで、今の金利、せいぜい5年ものでも0.6%ぐらいの金利の中では、非常に高い利子を生むということで、生めるだけ生もうということで、備考資金組合に預けられる分はすべて預けるということで、備考資金と基金造成の分で1億2,000万円ほどの基金運用益が出るという考え方に立っております。

それと、合併特例債の基金造成部分影響額ということで、これについては基金造成、約15億7,000万円ほどの基金造成が特例債を財源にして造成することができますけれども、これについては交付税措置があると。7割の交付税算入があるというようなことがありまして、基金造成にかかわるお金に

交付税で見られる事業費補正を足しまして、そこから、当然借金ですから、借金返済分を差し引いたという考え方で、この基金を造成することで9億6,000万円ほどの効果が出てくるということでありませう。

それと、合併特例債の振り替え効果ということで、これは充当率が高くて、更に交付税算入があるということがありますので、今の基金造成と同じような考え方で起債による歳入に交付税で算入される事業費補正分を足しまして、そこから借金返済分を差し引くと32億円ほどの効果が生まれてくるということではあります。

以上の考え方で、歳入では38億3,400万円ほどの合併効果が生まれるということではあります。

一方、歳出でありますけれども、人件費につきましては、当然、一般職員数、特別職、議会議員、各種行政委員会、あるいは審議会の委員数、これは減ってまいりますので、これら合計で43億円ほどの削減効果が生まれると。

さらには物件費・補助費等についても、当然、物件費でいいますと、臨時職員、あるいは嘱託職員の賃金、委託料についても電算システムなどは三町村でそれぞれ委託をしている中で、これは一つです済むというようなことがありまして、一番大きいのは臨時職員にかかわる賃金、それと職員数が減ることでの、当然職員にかかわる出張旅費なども減ってまいりますので、これらの物件費。さらには補助費等でいいますと、三町村それぞれで負担金を各種団体に支払っていると。これが全く3分の1になるとはいいませんけれども、そこでの削減効果も見込まれるということで、それぞれ物件費、補助費等で合計しますと70億円程度の削減効果が見込まれるということではあります。

それと普通建設事業といたしましては、実は幕別町の事情といった方が良いのですが、電算の更新が当然合併しなかった場合には予定されることではありますけれども、これを合併推進債を利用して更新を図るということで、交付税措置がありますので、そこら辺りで4億5,000万円ほど浮いてくるということではあります。

それと逆に余分にかかる経費があります。それが合併経費といっているものであります。物件費につきましては、合併することで式典をやったり、町勢要覧をつくる、あるいは看板類を書き換える、あるいは印刷物を書き換える、こういう町名が変わることによってそういう経費が出てまいります。そのための物件費として9,000万円ほど。

補助費等につきましては、合併準備室に対する負担金経費でありまして、合併準備経費がかかってくる、あるいは例規の印刷を負担金として納めます。これらの経費がかかってまいりますので、補助費等で1,000万円ほど余分にかかるということではあります。

それと合併経費としましての普通建設事業。これは電算のシステム統合にかかわって起債を借りますけれども、そこから事業費補正で算入される分、これを加味しまして約4億円ほどシステム統合にお金がかかってくるということがあるということで、合計しますと、臨時的にかかる合併経費としては5億円ほどかかってくるということではあります。

合併効果すべてトータルしますと、歳入面ではプラスの要素です。歳出三角はそのままかからなくなる経費。そして合併経費が余分にかかる経費でありますので、これらをすべて足しますと150億9,200万円のという形になります。

それと任意協との相違点につきましては、先ほどご説明しましたので省略させていただきます。

最後に将来人口の推計がありますけれども、実は任意協のときに、推計をしたわけではないのですが、将来人口というものを持たなければ財政シミュレーションも推計できないということがありまして、それでは何の数字を使うかということになったときに、道が財政シミュレーションを出していきまして、そこで人口推計というものを持っておりました。それを使ったわけなのですけれども、その際の新町の人口は3万5,680人という人数でありました。しかし、やはりこれはちょっと多いのではないかという議論になりまして、なるべくその地域の特性の実態を反映したようなシミュレーションを使うことが必要であろうということで、シミュレーションについては4種類から5種類ほど、それぞれ各町村に当てはめまして、それぞれの町にあった推計方法を選択したということではあります、そ

の結果、平成32年度の新町の人口は3万3,526人ということになりました。結果、任意協と比べると2,154人ほど減ったような推計結果を採用したということになったわけであります。このことも、実は財政シミュレーションの交付税の算定上は実はマイナス要因として現れているという面があります。

続きまして、財政シミュレーションの資料であります。推計の考え方につきましては先ほどご説明したとおりでありますけれども、それによって推計したものが、4ページが幕別町、5ページが更別村、6ページが忠類村と、それぞれ合併しなかった場合にどういふシミュレーションになるかというものを積算したものであります。

幕別町が、この4ページにあるとおりでありますけれども、平成22年度に基金が底をつくということで、最終的には33年には▲45億5,700万円と。これも任意協のときには▲23億3,200万円ということでありましたので、その差というのが22億円ほど悪化したというか、悪い推計結果になっているわけなのでありますけれども、これもやはり、先ほど説明をさせて頂きましたように交付税の影響であるということであります。

ちなみに普通交付税の対比。任意協のときは平成12年から32年の20年間でマイナス26.6%落ちるといふような結果になりました。今回は、平成13年から平成33年までの20年間ということになりますが、これはマイナス36.4%。なぜかといいますと、やはり人口が2,000人ほど幕別町分の推計が少なくなったということで、そういうことが影響しまして、マイナス36.4%。もちろんベースになる16年度の交付が落ちたということもありますけれども、このぐらゐの結果にならざるを得なかったということでありまして、これは議論はあると思います。何パーセントのマイナスで見ることが適当なのかという、そういう議論はあるかと思ひます。ただ、今まで繰り返し申し上げているのは、平成14年に総務省の合併担当の課長がみえたときに、道のシミュレーションは20%で見ているけれどもそんな甘いものではないと。30、40あり得るといふ話、脅しかもしれませんけれどもそういう話がありました。結果的にはその課長がおっしゃったようなマイナス36.4%という、そのぐらゐ減るといふ結果になったということであります。

あと、5ページには更別村が単独でいつた場合のシミュレーション。三町村の中では更別村が一番財政状況が良いということで、平成28年に基金が底をつくということになっております。

次のページには忠類村が載っておりますけれども、忠類村は平成23年度ということで、幕別町よりは1年寿命が長いと、そんなようなことであります。

以上、シミュレーションにつきましてご説明を申し上げます。

○委員長（瀨瀨太郎） それでは、ただいま佐々木副委員長、並びに合併事務局の説明に対しましての質疑をお受け致します。

なお、今回の協議事項に対するご意見は、後ほど伺い致します。

それでは、質疑があればお受け致します。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 5ページの保健医療事業の取扱いについての3番ですが、「診療所及び歯科診療所については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。」というふうになっておりますが、これは、うちの町はないわけでございますけど、村立の診療所及び歯科診療所のことをいふのであろうと思ひますが、概ねこうした公立の診療所は赤字経営だといふふう聞いております。国保事業の直診勘定でやっているのだと思ひますけれども、その点について、もし事務局の方で、一般会計からどのぐらゐ毎年繰り入れされているのか、おわかりになればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（瀨瀨太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 保健事業の取扱いの中の3番、診療所、歯科診療所。これを指しているのは、幕別町でいいますとへき地診療所があります。へき地診療所が5カ所ありますので、これも診療所の中には入っているという点が一つあります。

それと、あと更別でいいますと、診療所が公設公営で1カ所あります。歯科診療所が公設民営で1カ所あると。忠類でいいますと、診療所、歯科診療所とも、公設民営で1カ所ずつあるという形にな

っております。

繰入の関係なのですが、ちょっと今、手元には資料がないのではっきり申し上げられませんが、更別では4,000万円程度繰り入れているという、そういうお話を聞いているところであります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ちょっと室内が暑くなりました。上着を脱いでかまいません。

それでは、中橋委員。

○委員（中橋友子） この内容につきまして、合併しても財政が厳しいということは、すでに新聞報道なんかでも見ていまして、今の約40%近い削減というのは、いろいろな数字の基本とするものをちょっと替えていだけでずいぶん変わっていくというふうに思います。さらに、今の三位一体を考えると、本当に使って良いことがいっぱいある中で数字が出されてきているのかなというふうに押さえます。

それで一つお伺いしたいことは、今、説明があったのですが、一番基本となる人口の押さえ方についてなのですが、この資料によりますと、これまでの数字の出し方が3町村それぞれ違った統計を使ってやってきたと。それを一本化してより近い形ということになっているのですが、人口については、このところ非常に、政府自身が算出しているというよりは、いろいろな統計関係のところで行っているのでしょうか、昨日の新聞でもかなり日本全体が激減していくというふうになっていました。そういう数字にこれはより近づいているのでしょうか。

例えば、国が決めた年金の積算のことでも、人口の基になるものによってずいぶん変わってきていますよね。この合併も同じだと思うのです。人口の三つのそれぞれの今までの集計の仕方がどこにどんな違いがあって、どこを採用することによってより現実に近くなったかということが一つと、それから当然歳入を見ていく場合には人口の構成も変わってきます。年齢構成。生産年齢が多いのか、それとも高齢者が高くなっていくのか。ここを単に2,000人ちょっとの差というよりは、そういう構成によっても随分財政が動くと思うのです。それはどんなふうに押さえてシミュレーションを立てられたのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず1点目の人口推計の考え方といいますか、どういう考え方に基づいて推計をしたのかということなのでありますけれども、推計方法、先ほど4種類から5種類あるというお話をさせていただきました。それぞれ幕別、更別、忠類。推計方法を幕別でいいますと5種類の推計方法による推計人口、更別でいいますと4種類、忠類も4種類。この4種類なり5種類を比較しまして、ここ最近の人口動向からすると、特に幕別でいいますと道の財政シミュレーションであればあまりにも伸びすぎると。言ってみれば平成32年に3万1,400人という結果でありますので、これはあまりにも伸びすぎる。国の国立社会保障人口問題研究所、年金なんかはこの数字だと思うのですが、これでいきますと平成32年に2万5,500人ということになります。それと小地域簡易人口推計というのがあります。これが平成32年に3万900人ぐらい。それとコーホート変化率法でいいますと3万1,200人と。最後は、昨年幕別町で都市計画マスタープランを策定しておりまして、それによります平成32年人口が2万9,043人ということになっておりまして、いずれかを選択することになるのですが、どれが一番ふさわしいのかということになるかと思えます。そんな中で、道の推計はこれはあまりにも多い。国立社会保障人口問題研究所については、今とほぼ同規模であるということになります。

確かに、合計特殊出生率は非常に減ってきていると。1.3%を切るような状況になってきておりますけれども、やはり幕別町の特に札内地域におけます宅地開発といいますか、もうすでに北栄あたりでも30ヘクタールの宅地開発がされておりまして、それらを見込んだ人口推計が都市計画のマスタープランで見た人口推計であろうと。都市計画マスタープランの人口推計は、私も細部まではちょっとわかりませんが、四十数種類の推計方法の中から、この2万9,043人を選んだということになりますので、協議会におきましては、この五つの推計の中でより実態に近いものとして都市計画マスタープランで

推計をした数字を用いたということでもあります。

それと、あと2村につきましては、それぞれ4種類の推計方法によって、どれが一番適当かということを検討されたわけなのですが、その中でも2村についてはこのところ人口が横ばい状況にあるという実態があります。過去の国調というのはかなり減ってきてます。過去の国調のトレンドをそのまま将来に当てはめると、ものすごく人口が減ってしまうということがありまして、最近、ここ4、5年の住民基本台帳の人口動向からいって、その中でも一番減少数の少ないものを選択することが適当であろうという結論になって、この三つの数字を足しあげたのが三万一千なにがしと、そういう推計になったということでもあります。

それと、歳入の人口の増えたからといって、税がダイレクトに増えるものではないのではないかとのご質問でありました。

これにつきましては3町村、特に民税の部分については違った係数を用いております。幕別町で見ますと、平成17年から22年までについては0.5%の伸び、それ以降、33年までは0.3%の伸びで見ると。そういう率を設定したというものであります。

一方、更別村におきましては、平成17年から22年までは1.0%。1.0%というのは伸び率0.0%という意味です。伸びないと。横ばいという意味です。それと平成23年以降についてはマイナス1%で見たということでもあります。

忠類村も同様に、平成17年から22年までは横ばい。23年以降についてはマイナス1%ということで、ある程度地域の実態といたしますが、年齢構成も加味した伸び率を設定して推計したということでもあります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一番近い形でということ、幕別町の人口動向を見たときには、これまでの経過としては他町からの流入も含めてずっと増えてきていました。それと、残りの2村が横ばいというのも任意協のときの数字の中で出されておりましたけれども、今、私が後段に言いましたように、人口の数は多少増えていっても生産人口というのは必ずしも期待できない面が大きいのではないかと思います。それは、高齢になってから幕別に移られるという状況も多いでしょうし、また実際に少子化というのは歯止めはかかっていませんので、そういう点では財政そのものがなかなか不透明な中で立てられるのだけれども、より厳しい数字でやっつけていかなければならないのではないかと思います。

それと、ここでは三位一体のことは当然決まっていますから勘案することはできないことです。それで、ただ、これは今、現に日程に上って話し合いがどんどん進められています。この計画も期限を切って計画を進められているのですが、その計画の途中でもどんどん財政の移譲の問題だとか、あるいは税の移譲ですね、問題なところも含めて変わってくる要素がありますね。それはどんなふうに取り扱っていくお考えで提案されているのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 確かに地方財政、時とともにかなり変動している。ましてや年末にはかなり、内容はわかりませんが変わることが予想されている。そういう状況にあることは事実だということに思います。

ただ、財政シミュレーションの意味合い、先ほども申しあげましたように、単独でいった場合と合併した場合の差というものがやはり重要になるのだということ、そういう認識であります。何か制度が変わったそのたびに財政シミュレーションを替えるということになりますと、それをまた周知していったら、非常に混乱を招くということも一方であるのかなということに思います。

ですから、やはり推計は推計、一定の設定に基づいて推計をするわけですから、それをでたらめということになりませんが、なるべく確実な数値を用いて推計を心がけているということでもありますので、やはりそれは当然変わったとしても、合併しなかった場合、合併した場合の差を十分認識していただくと。ですから、これだけの削減効果、合併効果があるのだから、財政シミュレーション上

は有利であるというふうな、そういう認識をしていただくというふうに考えております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

前川委員。

○委員（前川雅志） 今日の協議事項のところと関係がなかったものですから、どこで事務局に聞いて良いかわからなくて、遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

8月に入りまして新町の名称についての募集が始まったかと思うのですが、現状、どのぐらいの数の応募があったかということ、押さえていましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 名称公募のチラシについては8月1日号の協議会だよりに折り込んだものから、ちょっと町民の皆さんも誤解されているのかと思いますけども、公募期間は9月1日から一月ということになっております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 前川委員。

○委員（前川雅志） 大変失礼しました。

あと、よく町民の方々から質問されることがありまして、3町村、三郡に分かれております。そういったところで、郡の扱いというところはどのようなふうな考え方で進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 郡の区割りの権限といいますのは知事の権限というふうになっております。しかし、知事が勝手に決めるのだからという考え方を持っておりませんで、まず町名が決まった段階で何郡何町と、こういうバランスといいますか、読みやすさということが当然出てくるというふうを考えておりますので、町名が決まった段階で郡の名称が良いかということも知事に対して働きかけはしなければならぬと、事務局サイドは思っております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、ほかに質疑はないようですから、説明員は退席をお願いいたします。

（説明委員退席）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは次に、十勝中央合併協議会での次回の協議案件であります、協議案第27号、使用料・手数料等の取扱いについて各委員からのご意見を伺いたいと思います。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、特にご意見がなければ今日の協議事項については、終了させていただきます。

その他としまして、何かございませんか。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） ないようですので、その他は終了させていただきます。

それでは、次回の日程ですけども、副委員長と検討の上、9月8日、定例会終了後に開催したいと思いますが、これにご意見・ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは9月8日、定例会終了後に特別委員会を開催いたします。

[閉会]

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、これで第15回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（11：36 閉会）

第16回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 9月 8日
開会 11時01分 閉会 11時27分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 本内のぞみ
4. 欠 席 者 19 千葉幹雄
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年9月8日 11:01 開議)

[開 会]

○委員長（額額太郎） それでは、本会議を終了して、大変お疲れのところご苦勞様でございます。
ただいまから、第16回市町村合併調査特別委員会を開きます。

[諸般の報告]

○委員長（額額太郎） 諸般の報告ですけど、千葉幹雄委員より欠席の報告がございました。
それでは、本題に入ります。

[趣旨説明]

○委員長（額額太郎） 本日の特別委員会は8月27日に開催されました第9回十勝中央合併協議会の報告を行い、次回までの協議事項として提案された案件について協議いたしたいと思えます。

それでは、佐々木副委員長から報告をお願いいたします。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、例に従って、第9回十勝中央合併協議会で審議された事項につきまして、すでにお配りしております合併協議会議案書に基づきまして説明させていただきます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

報告第20号は、第4回地域自治組織小委員会から会議内容について報告されたものでありまして、報告のとおり承認されました。

次に、議案書の2ページをお開きください。

地方税の取扱いについては第4回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の中で、合併までに調整するとありました個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期についての部分について、3ページにあります別紙のとおり調整されたもので、これも報告のとおり承認されました。

次に、4ページをお開きください。

国民健康保険事業の取扱いについては、これも第6回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の中で、合併時までに調整するとありました国民健康保険税の納期についての部分について、5ページにあります別紙のとおり調整されたものであります。

これも調整されたものでありまして、納期を8期とすることで承認されました。

次に、6ページをお開きください。

協議第27号、使用料・手数料の取扱いについてであります。この案件につきましては、第8回協議会で提案されたものでありますが、議案の調整方針のとおり決定されました。

次に、7ページをご覧ください。

協議第28号であります。介護保険事業の取扱いについての調整方針が提案されました。提案された調整方針は、1、会議保険事業計画については、平成18年度から次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2、第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。

介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。

3、介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時までに調整する。

4、介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。

(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。

(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。

5、居宅介護支援事業については、合併時に再編すると提案されたものであります。

次に、議案書の8ページをお開きください。

協議第29号であります。建設関係事業の取扱いについての調整方針が提案されました。提案された調整方針は、1、公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。

幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。

2、公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。

共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。

管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。

3、緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

4、都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

5、都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6、道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について新町において調整する。なお、出動基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合すると提案されたものであります。

最後ですが、9ページをご覧ください。

提案されました協議第30号、下水道の取扱いについても調整方針は次のとおりであります。

1、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、下水道受益者負担金(分担金)については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。

(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により平成20年度に統一する。

(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により平成20年度に再編する。

(4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により合併時に再編する。

3、個別排水処理施設受益者負担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金については、新町に引き継ぐものとする。

(1) 負担金の額については、合併時に統一する。

(2) 賦課については、更別村の例により合併時に再編する。

(3) 徴収については、合併時に再編する。

(4) 減免については、幕別町の例により合併時に再編する。

4、下水道使用料については、次の区分により調整する。

(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。

(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。

(3) 徴収については、幕別町の例により合併時に統合する。

(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

5、個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。

(1) 基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。

(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により平成19年度に統合する。

(3) 徴収については、忠類村の例により合併時に統合する。

(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6、下水道占用料については、幕別町の例により合併時に統一する。

7、下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。

8、下水道補助制度については、更別村の例により合併時に統合する。

9、個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。

以上のとおり、提案されたものであります。

また、それぞれの協議事項につきましては、協議資料に各町村ごとに比較したものが記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、第9回十勝中央合併協議会で決定された事項と、次までの協議案件について説明をいたしました。

以上で終わります。

○委員長（額部太郎） ご苦勞様でございました。

説明が終わりました。

ただいまの佐々木副委員長の報告に対しまして、まず、質疑をお受けしたいと思います。

なお、次回の協議事項に対するご意見は後ほど伺いたいと思います。

それでは、質疑があればお受けいたします。

なお、本日も金子室長以下3名の方が説明員に出席しております。

よろしく願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） どんな議論が成されてこのとおりにまとめられたかということでお尋ねしたいのですが、下水道の、今ご説明ありました事業関係の取扱いについての中で、協議第30号ですか、全体としてはこの協議のまとめというのは、税あるいは料金については、幕別町に統合されている流れが多いというふうに受けました。

当然、人口が多いわけですから、財政規模からいってもそういう流れが生まれてくるだろうというふうにするのですが、この下水道にかかわっては、更別に合わせるということになっていますね。その辺の、どんな論議で、当然、人口規模や何かからいきますと、我が幕別の方が多くわけですが、いろんな背景があつてこんなふうになったと思うのです。どんなふうに協議がされて、こういうふうになったのでしょうか。

○委員長（額部太郎） 今の協議第30号、これは次回の協議事項でございますね。まだ、第10回の中で協議するというところで、内容についてのことであればいいのですが、具体的なことに関しては後ほど意見を賜りたいと思います。

○2番（中橋友子） では、後の方で質問した方がいいということですね。はい、分かりました。

○委員長（額部太郎） それでは、受けてもいいそうです。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これは分科会なり、専門部会での議論がどうだったかというようなご質問だったというふうに思いますけども、やはり、これは受益者負担でございますので、調整する上では、

適正な受益者負担がどうだったということが、やはり協議の一つの重要な事項になっておりますので、確かに今までは受益者負担も当然考えながら、幕別町の例によったことが多かったわけなのですが、こと下水道に関していいますと、受益者負担の原則からいうと、やはり今の現行の幕別町の額ではちょっと足りないといったことが更別の例によることになる。そんな経過がございました。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 足りなかったら、やっぱり更別が高いのですよね、見ましたら。だから、幕別の事業規模からいって、多分ああいう事業というのは人口が多い少ないで変わってくるのだと思うのですが、そういうかわりもあって、更別や忠類が若干高かったのかなと思うのですが、事業形態そのものも変えて、だから下水なんかも、新しい町になると、今は幕別町は町独自と、例えば、帯広の方をお願いしている部分があるのですが、そういう事業の統合も考えて、そういうことも話し合われてなったのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 少し雑談が多いようですので、ご静粛をお願いいたします。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 下水道に関しましては、事業そのものは幕別町が公共下水道と流域下水道ということで、2村については違う事業、特定環境整備でありますとか、農業集落排水という違う事業をやっておりますので、事業そのものを統一するという考え方はございません。それぞれの事業は別に考えております。

なぜ、上がるかということなのですけれども、これは新町においてどういう負担をいただくかということ、そういう観点で協議はしておりますけれども、幕別町そのものが現行の料金では非常に苦しいということがありまして、合併のどさくさ紛れということではございませんけれども、やはり適正な受益者負担をいただくということになれば、そういう料金設定にならざるを得ないということであります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

ほかに特に質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員は退席をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは次に、十勝中央合併協議会での次回の協議案件であります、介護保険事業の取扱い、建設関係事業の取扱い、下水道関係事業の取扱いについて各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見があればお願いいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） ご意見がなければ、協議事項についてはこれで終了したいと思います。

お願いがございました。

以下、議題でありませぬので、傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

それでは、その他に入りますが、議長より合併後の議員定数及び任期についての代表者会議で話し合いの結果について、発言を求められておりますので報告をお願いいたします。

本保護議長。

○議長（本保護喜） ただいま、委員長のお許しをいただきましたので、先般の会派代表者会議で、合併にかかわって、議会議員の定数並びに任期について詰めの議論をしてみました。

すでに代表者の方よりお聞きになっているかとは思いますが、私の方から最終結果報告をさせていただきます。

結論から申し上げますと、18年の合併成立後から19年4月までの1年3カ月にわたって、在任特例を活用するという事になったわけでありまして、その理由としてちょっとお話しを申し上げたいと思います。

いわゆる失職選挙が原則でありますけれども、合併時に失職するという原則だけで解決する無責任

な問題ではないということが前提にあります。

そのことによって混乱も予想され、当面、地域づくりを見守る必要がある。同時にまた、新町スタートに当たって、行政運営、議会運営を軌道に乗せる大きな責任があり、したがって、19年4月までの、いわゆる統一地方選挙までの1年3カ月間、在任特例を活用するという、幕別町議会の統一見解として確認をしたところでもあります。

なお、在任特例期間が切れる19年4月の統一地方選挙から、定数を上限から4人削減する条例改正を速やかに制定し、定数22名とする方向の考え方をまとめ、4人削減することを確認したところでもあります。

その根拠でありますけれども、一定の役割を果たし終えた段階で、いわゆる合併の大きな目的であります行財政改革の視点に目を向け、住民アンケート調査の結果も重視し、さらには内外のバランス、情勢等から議員自ら改革を断行し、使命、責任を果たすことが不可欠であるということが主たる根拠であります。

ということで、議員各位におかれましては、この件につきましてご承知おきをいただきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○委員長（瀬瀬太郎） 報告でありますので、ご理解をお願いいたします。

その他といたしまして、各委員から何かあれば伺いいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、次回開催日程につきましては、正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、ご異議がないということで、後日、日程をお知らせいたします。

以上、第16回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（11：27 閉会）

第17回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年10月21日
開会 9時59分 閉会 10時10分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀬瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義
企画室副主幹 森 範康
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 内形勝也
4. 欠 席 者 15 芳滝 仁
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年10月21日 9:59 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） ただいまから、第17回市町村合併調査特別委員会を開催いたします。

なお、諸般の報告をいたします。芳滝委員から欠席の申し出がございました。

本日の特別委員会は、去る10月8日に開催されました第11回十勝中央合併協議会の報告を行い、次回までの協議事項として提案された案件について協議いたしたいと思っております。

それでは、佐々木副委員長から報告をお願いいたします。

副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第11回十勝中央合併協議会で審議された事項について、先に送付してあります合併協議会議案書に基づいて説明させていただきます。

まず、議案書の1ページをお開き下さい。

報告第22号は第5回から第7回までの地域自治組織小委員会からの会議内容の報告でございます。記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に議案書の3ページをお開き下さい。

協議第31号、水道関係事業の取扱いについては、第10回協議会で提案されたものでありますが、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書4ページになりますが、協議第32号、地域振興事業の取扱いについてであります。この案件につきましても第10回協議会で提案されたものでありますが、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の5ページをお開き下さい。

今回提案されましたのは、協議第33号、行政区・町内会の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1、行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。

2、行政区の名称については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、類似する名称については、合併時まで地域住民の意向を踏まえ調整する。

3、行政（公）区長会議については年2回開催する。

4、行政区内の配布物については、幕別町の例により合併時に統合する。

5番目、個別明細図については、合併時に廃止する。と提案されたものであります。

また、協議事項については、協議会資料に町村ごとの比較表などが記載されておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で第11回十勝中央合併協議会での決定事項と、次回までの協議案件についての説明をいたしました。以上で終わります。

○委員長（瀬瀬太郎） 説明が終わりましたが、委員長の方から合わせてご報告申し上げます。

本日皆様に資料1を配付しております。このことは、すでに報道等で皆様ご存知であると思っておりますが、今回の協議会の最後に合併協議会延期の申し出が更別村長よりありました。

このことは、大変重要な案件とも思えますので、委員長から口頭でお伝えするよりはと考慮、当日の議事録より更別村長の発言部分を抜粋して配布しました。

延期を求める理由については、記載のとおりであります。なお、この申し出を受け次回10月29日開催予定であった十勝中央合併協議会は、延期することとなりましたことをご報告申し上げます。

それでは、只今の佐々木副委員長の報告に対しまして、まず質疑をお受けしたいと思います。

なお、今回も助役、企画室長以下2名の方が説明員として出席しております。ひとつ宜しくお願いし

たいと思います。

それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

質疑が無いようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

それでは、説明員は退席をお願いしたいと思います。大変ご苦勞様でございます。

(説明員退席)

○委員長(瀨瀬太郎) それでは次に、十勝中央合併協議会での次回の協議案件であります行政区・町内会の取扱いについて、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見があればお願いいたします。

ございませんか。

特にご意見がなければ、協議事項についてはこれで終了したいと思います。

次にその他といたしまして、各委員から何かあれば願いたいと、かように思います。

ございませんか。

永井委員。

○委員(永井繁樹) 今、委員長のほうからご説明にありました更別の安村村長の会期延期の提案ですけれども、これ配られたばかりで全員の方が目を通していない状況かと思いますが、目を通す時間をいただいて、このことに係わって、こういった延期、なぜ延期をするのかという理由がもちろんあるわけですから、それでいて協議事項はどんどん進んでいという、非常にバランスが悪い状況になっていると思いますが、それらについて、このその他のところで少し時間を割いて皆さんと意見交換等をしたいと私は思うのですが。ただその際において、大変恐縮ですが、報道の方については退席をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○委員長(瀨瀬太郎) このことについては、更別村の議会と住民の意向を取り上げてという延期の申し出なわけでございますけれども、単なる意見交換という意味では当然構わないと思うわけでございます。

なお、それ以上となりますと、議員協議会等でこの話しを説明員、または中身を知っている事務方、その他の出席しながらの意見交換、質疑のほうが良いかと私は思いますけれども、そのとおりでよろしいですか。とりあえず、今配付されました中味を再読したいということですから、ちょっと時間を与えておきます。暫時休憩いたします。

この合併調査特別委員会を一旦閉じて、委員協議会に切り替えたいと思います。申し訳ないですけど報道陣の方は退席をお願いしたいと、かように思いますけど、それにご異議ございませんか。

異議ないということですから、これで第17回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(10:10 閉会)

第18回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年11月2日
開会 13時59分 閉会 15時01分
2. 場 所 幕別町役場5階会議室
3. 出席者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司
企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年11月 2日 13:59 開議)

[開 会]

○委員長（額部太郎） ただ今から、第18回市町村合併調査特別委員会を開きます。

なお、報道関係より撮影の申し出がありますので、許可することによろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（額部太郎） ありがとうございます。

[趣旨説明]

○委員長（額部太郎） それでは、本日の特別委員会は本年の1月23日の第1回十勝中央合併協議会から始まり、現在までの第11回法定協議会に至っている経緯の中で、本日の案件であります十勝中央合併協議会の経緯について町長から発言を求められていますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何かと忙しい中、市町村合併調査特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。今委員長よりお許しをいただきましたので、十勝中央合併協議会に係ります今日までの経過についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

すでに新聞報道等でご案内のことと思いますけれども、昨日、更別村の安村村長が私のところへお見えになりまして、更別村で実施されたアンケート調査の結果に基づき、この度十勝中央合併協議会から離脱をしたい旨の申し出を受けました。私といたしましては、結果として残念な結果ではありますけれども、村民の皆さんの民意の反映を受けて、村長が、更別村が決断されたことでありますから、それらを尊重する中で致し方ないものというふうに返事をさせていただきました。最終的には、5日、午後3時から第12回の法定協議会を開催させていただきまして、この中で最終的に更別村からの申し出により十勝中央合併協議会の離脱を協議会として確認をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

昨年8月の5日だったでしょうか、3町村長、そして各議長の立会のもとに任意協議会、合併に向けての調印式がスタートであります。以来、任意協議会5回を経て、昨年12月議会でそれぞれの町村において法定協議会の議決をいただきました。今年1月23日の第1回の協議会以来、11回、10月8日まで協議会が進められてまいりました。私どもとしては、極めて順調に協議が進められているものというふうに思っていたわけですが、ご案内のように、更別村の中では以前として合併に対するいろんな問題、あるいは課題があったというふうなことで、議会、村長が、いわゆる村が全戸を対象にしたアンケート調査を実施するというふうに至ったわけであります。調査結果、詳細については省略させていただきますけれども、1,378枚の、いわゆるアンケート用紙を全戸に配布いたしました。数にして977枚、70.9%の回収率があったわけですが、このうち、自立、あるいはどちらかという自立という方が62%ほどを占めたというようなことを踏まえて、村が今回の離脱を決定したという経緯であります。繰り返しますが、残念な結果ではありますけれども致し方ないものというふうに思っております。皆さん方にもいろいろご審議をいただき、ご意見をいただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

つきましては、この5日の中央合併協議会の最終確認を踏まえた後、残された私ども幕別町と忠類村の1町1村の今後の合併協議について、これからの大きな問題、課題、取り組みになっていくんだろうというふうに思っております。私としましては、今後とも1町1村、引き続き合併協議を進めるかどうかについては、十分、相手方、忠類村とも話し合いをしなければならないものというふうに思ってお

りますけれども、できるなら今の合併の現行特例法があります来年の3月31日の期限内に向けて協議を進められればというふうに思っているわけであります。

もちろん、いつも申し上げますように合併についてはいろんな課題もありますし、なんと言っても相手があるわけですから私どもの町のみなことだけでは済まされないのは当然であります。そして、引き続き町民のみなさんのご意見をいただきながら、そして議会のみなさんのご意見、ご協力をいただきながら進められればと思っておりますけれども、今日現在についてはご理解をいただけるかどうか、みなさんのご意見を賜れればというふうに思っておりますが、なんとか、私としては協議を継続できればというふうに思っております。

ただ、協議もいろんな方法があるんだと思います。3町村で議決をいただいた合併協議会が1町1村に変わるわけですから、一度解散して再度立ち上げるというのもひとつの手法でありますし、1町2村の3つが1町1村に協議会が変更するというのも当然のことながらひとつの手法でもあります。これらも踏まえながらご意見等をいただき、そしてまた、忠類村との協議を進める中で対応をしていきたいというふうに思っているところであります。

私からの説明は以上でありますけれども、みなさんのご意見をいただく中で何かお話することがありましたら、対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます、説明にさせていただきます。

○委員長（額部太郎） 説明が終わりました。今日も岡田町長以下、西尾助役、4名の方がご出席しております。大変ご苦労さまでした。よろしくお願いいたします。

それでは説明が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 経過につきましては本日の新聞等にも紹介されておりましたので、そういう事態になったということを受け止めておりました。やっぱり私は、ここまでくる中で非常に難しい課題であったんだなというふうに率直に受け止めています。それぞれの町の考え方というのがひとつに結んでいかなない限り実らないと思うところであります、特に更別については、当初から住民のみなさんの受け止め方も若干違ったものがあつたんでないかなというふうに受け止めています。私は今後の考え方につきまして、今、町長の方から2つの解散か、あるいは変更かということも含めて提案がありましたけれども、今回の結果を受け止めて、やはりきちっと問題を整理して次に向けていくということが大事ではないのかなと思います。何よりも、今回の中央合併協議会というのは一番最初に条例の提案の時も、あるいは協議会の段階の最初の時点でも、理事者側から提案のあつたのは3つの町をひとつのエリアとしてということでありました。ここが当然変わってくるわけですから、その変わるに至っての対応というのは相当慎重に運んでいただかなければならないと思います。ですからこの間、その問題点というのを少なくとも時間をかけて明らかにした上で次のステップを踏むということが望ましいと思うんですが、そのへんの考え方についてお尋ねしたいと思います。

それから、もうひとつはそういうふうになっていけば当然いろんな合併に向かっていく上での協議の、協議の中味というのは変わらないわけですが、しかし、基本的には財政の問題も含めていろんな変更も出てくると思います。そういう点についても、十分な住民に対する説明も求めていきたいと思っておりますので、その2点についての考え方をまず伺いたいと思います。

○委員長（額部太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今、中橋委員からご指摘ございましたように、3町村で協議を進めてきた、その方向で進めるということで、今までも議会、あるいは住民に説明をしてきた経過、当然私ども承知しております。確かにここに至った経過の中では、多分に私ども、正直言いますと、なぜこういう結果になったのかというのはそれぞれの町、村の判断もございまして、私どもとして更別村さんの対応の中味を十分承知しているわけではございませんので、なぜこういう結論に至ったかということについて十分分析しているわけでは決してございません。ただ、ひとつ言えますことは、先ほど町長も説明しましたように、合併を進めるあたってひとつ考えられてきたことが特例法の期間内にどう構築できるかということ

も一番の大事な点として、今までも強調させていただいております。今おっしゃられるとおり、3つの枠組みが崩れたわけですから、当然そのことを踏まえて十分中味を精査し検討しなければならない部分は十分承知しておりますけれども、ただ、新たにそこからもう一度構築し直すということになってまいりますと、当然のことながら来年3月の特例期間を考えて逆算しますと、今後の協議が期間内に収まることが非常に難しくなってくるだろうということもひとつございます。

そのようなことと、もうひとつには新聞報道で既に委員ご承知のとおり、忠類さんとして是非とも引き続き協議を進めていただきたいという強い意志もお示しをいただいておりますので、できる限り今までの経過を尊重するということについては、少なくとも住民の方も今までの合併にかかる経過は十分具体的に承知いただいておりますので、これが大きく変更される、大きく内容が変わるということであれば確におっしゃることも十分理解できるのですが、やはり過去の経過、10回の法定協議会で行われたいろんな調整方針等についても、そのことを引き続き尊重していくという経過を踏まえていくのであれば、私どもとしては出来る限り早い時期に2つの町、村で協議を進めるということになれば、そういう段取りを進めていきたいと考えておりますので、今言われるようなことが十分できるかどうかは別にしても、極力おっしゃられることの趣旨も理解しながら、住民の方には説明できる部分十分説明していきたいし、広報できる部分も広報させていただきたい。ただ、いかんせん後4ヶ月ちょっとに迫っている状況を考えますと、やはり出来るだけ早いうちにそういう方向が見い出せれば前に進んでまいりたいというふうに考えてございます。

協議の中味、十分な説明ということでございますが、今言いましたように多分に2つの町で今後進めることについては、少なくとも、当然、今後議会のご議決をいただかなければならない、もし進むとなればです。そういう状況もございますので、これらの課題については少なくとも住民にお知らせできるようなことで私どもとしては詰めてまいりたいというふうに考えてございます。短い期間ですのでどこまでやれるかという課題は確かにございますけれども、出来る限り、先ほど言いましたように今の状況が変わらない中で、3つが2つになったということではございますけれども、調整の方針、中味については今までの経過を十分尊重する中で進めるということになれば、大きく3つが2つになったことで合併協議の中味が、例えば大きく変わるという可能性は極めて今の段階で少ないだろうというふうに考えておりますので、そのへんのご理解は得れるように私どもとしても努力をさせていただければと思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 期間を見据えながら慎重な対応ということについてはそりとおりでというふうに思います。それで、やはり心配することは、何とか機会あるごとにお話しをさせていただいてきましたけれども、住民の徹底的な論議をするということの不足が今の時点でも歪められない事実だというふうに押さえております。この間、我が幕別町でも昨年8月以来、段々合併の姿も見えてくる中で住民の声も様々なものがスタートの段階よりは挙がってくるようになったというふうに受け止めておりました。そうなってくると、さらにそのへんの声もきちっと聞いて反映させていくことが大事ではないかと思えます。

それから助役がおっしゃられる特例法の期限内での構築ということではありますが、確かに、今もし合併するのであれば、その期限内にやるということがいろんな資料の中で、特に財政的な面ではありますが、一時といえどもメリットがあるということは事実だと思います。しかし、それと住民との意思をきちっと押さえてやっていくということが、相対するようなことが、もし先を急ぐことによってそこが疎かになるというようなことがあれば、これまた大きな問題になっていくのではないかとというふうに思うんです。それで、更別の今回のことを見ても合併を成就させようと思うふうに見れば非常に残念なことではあるんですが、しかし、いろんな問題がこの過程の中で生まれたということは、逆に合併してしまってから生まれるというよりは、ある意味では町づくりとして住民本位が貫けたのかなというふうにも思います。こういうふうに思えば、きちっとこの間、住民の意向を組んだ上で特例法の期限というのを押さえる必要があるではないかと思えます。

また、特例法は 2006 年までの成立が一番有利だということではありますが、今年の新法の制定の中で若干形は変わり、それから特例に対する補償も下がってはくるんですけども、延長されたということもあります。結果としては、向こう 2015 年までに合併をやっていけば何らかの特例の補助は当てはまるということにもなりますので、そういう点も十分勘案された上での対処ということが必要だと思えますが、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も合併の是非、これを判断するのは当然のことながら住民のみなさんで、そして、その住民のみなさんの多くの意見を聞き、そして住民の代表である議会のみなさん方々と相談をしながら合併問題に対応していきたいということで今日まで進めてまいりました。今 3 つが 2 つになったことによって、果たして幕別町民のみなさんがどういうふうと考えておられるのか。3 つだったら良かったのが 2 つだったら駄目なのか、いや、逆に 2 つになったならなお進めるべきだ、いろいろ考え方はあるんだろうというふうに思います。少なくとも、これから私どもは住民のみなさんの意見を聞く機会、いろんな場があるんだろうと思っています。当面、再来週、18、19 と、秋の公区長会議を開かさせていただきます。当然、この中でも公区長さんのご意見、さらに議会のみなさんのご意見、さらに町民検討会議のご意見等も踏まえながら、これから忠類村との 1 町 1 村の協議についてどうなのかのご意見をいただく中で進めてまいりたい。そして、合併特例法、来年 3 月 31 日までに合併の是非を決める。これが今の状況では財政的に有利である。少なくとも平成 16 年度中に合併が成就するばいわけですから、これが 7 年の 10 月や 8 年になるよりは何とか平成 16 年 3 月までに合併が出来れば今の特例法で。ただ、今言われてますのは、つい昨日の官庁速報なんかを見ましても、今、合併特例法が来年 3 月で切れる。昨日の新聞に出てましたように 3,200 あった町村が 2,000 台になる。国はさらにもう 1,000 減らそうとしている。そうすると、今の合併特例法が切れたら次に第 2 段、第 3 段の特例法というかどうか分かりませんが合併推進にかかる法律というのはドンドン出てきて、さらにシビアな対応が迫られてくるのではなかろうか、そうなるちょっと急ぐのかもしれないし、早いつて言われるか、拙速だという批判があるかもしれないけれども、私どもは思いませんけれども何とか特例法の間で合併するほうが、町にとっても町民のみなさんにとってもより良い結果になるのではなかろうかなというふうに実は思っております。ただ、今言いましたように、3 町村が 1 町 1 村になって何が原因でこうなったんだ、もっとそういう根本的なところから原因を調べていかなければ駄目でないかという声もあるでしょうし、いや、1 町 1 村だから代えてやりやすくなったんでないかという声も現にありますし、今まで 3 万云々といったのが 1,800 の村と一緒になるということで、逆に合併事態はスムーズになっていくんでないか、いろんな声も当然ながらありますし、何回も言うようですけども、相手もありますことからそれらを踏まえた中で私どもはみなさんのご意見をいただく中で対応してまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 今回の町長からのご報告は大変残念に思っております。それで、今後のスケジュール、それから対応についてのご質問をさせていただきたいかったのですが、中橋委員とほぼ同趣旨、ある程度同趣旨のことでしたので、ただ町長からは来年の 3 月 31 日という特例法の期限の中でということの強調でしたので、大変残り期間が少ない中で慎重、かつスピーディーに協議を進めていただけるようお願いをしたいなと思います。ただ、非常に期間も短いですが、町民のみなさんにはしっかりと説明責任が果たせられるように対応を取っていただきたいと思っておりますので、これからの考え方について若干のご説明をいただきたいと思っております。

○助役（西尾 治） 先ほど来、ご説明申し上げておりますように、出来る限り特例期間内に成就をさせたいということで、来年の 3 月議会に提案をするということになれば、出来る限り議会の議員のみなさんのご理解を得て、今月中に先ほど町長から説明しましたように、合併の協議会の方式をどうするか、一回解散してさらに新規に作るのか、あるいは変更でいくのか。私どもとしては、一回解散して新たに作るようになりますと 2 回の議決が必要になってくるという条件下にもございますので、できましたら、理

解を得れば変更の形で、3つを2つにするような形で議会のご理解をいただければ、今月中に提案し、なるべく早い機会に2つ町による法定協議会での協議を進めさせていただければと考えております。その中で先ほど来お話ししてますように、出来る限り、今度はかなりのスピードで進められるという協議になりますので、できる限りそういった中でも住民への周知は今まで以上に丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 一部重複しますが、お伺いをしたいと思います。

非常に結果として残念なことだと、そこは何が原因だったのかということはそれぞれの町の、村の事情もありますので、そこは割愛しますが、その後忠類、新聞報道でしか分かりませんが、村長、あるいは議会等々、非常に熱い気持ちと言うんでしょうか、合併に対する意向を強く感じているところでもありますけれども、ただ今、町長、助役の話で、今年度中、3月末までに何とか成就をさせるべく協議をしたいということでもありますので、理事者の意向は理解したところでもあります。それで、今助役の方から合併協議会を解散する議決をして新しい協議会を議決すると、一回議決の回数が多くなるので云々というような話でございました。私もそうだろうというふうに思うんですけども、それで変更にした場合ですけれども、先ほど助役のお話の中で、合併の内容が大きな変更がないという話がありました。それで、これ今までは名称もあいう名称で1町2村が新設合併という方法をとるということで、細かいことは別として、大きな柱でありますけれども新設合併をするということに進んできたわけでもありますけれども、変更になった場合、大きな変更がないということは、あくまでも1町1村になった、変更でいったら合併方法についても新設合併になっていくのかどうなのか。そこからお聞きしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 前段の事務事業関係で私ども答弁させていただきましたのは、基本的なところでは大きく、今まで協議した経過がございますので、もう協定項目の中の8割、9割方、ほぼ合意に至っておりますことから、今言われる総体的な中で再度見直しが必要かという部分が100%ないとは言いきれませんけれども、主たる協定項目についてはそう大きく変更されることはないだろうということで、今まで町民のみなさんにご説明してきた、合併したときにどうなるんだということについては大きな変化がないということでご答弁させていただいているところであります。

○委員長（瀨瀬太郎） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど後段にありました合併の方式が新設なのか、あるいは編入合併になるのか。これは、きっとこれから忠類村との協議の中では非常に大きな項目になってくるんだろうというふうに思ってます。今の段階でそこまで踏み込んだ話しはもちろんしておりませんし、これから忠類村との協議に入るのは、みなさんのご理解をいただいた中で進めていかなければならないわけですし、ただ、私の変更で議決をお願いすると言った場合には、今言った合併の方式がどうなるのか、もっと単純に言えば十勝中央合併協議会が幕別町・忠類村合併協議会に変わっていくだろうと。役場本庁は幕別に置くといった3町村の合意はどうなるのか、あるいは今まで町の名前を公募するとしてきたのが2つになった時にはそのまま幕別町でいくのか、これは編入であればそのままなんですけれども、そういったものを全部含めて3町村が2町村への変更議決ということでは、中味一つ一つが変更議決でお願いするということではなくて、合併の方式をどうするかというのは協議会の中で決められていくわけで、議会の中で決めていただくということではないものですから、とりあえず方式としては、先ほど言いましたように3つで議決いただいたのを解散して2つでやり直すのか、3つを2つで変更ということで議決をいただければ、それに従って、2つの町と村で協議会を進めていきたいということで、中味のことを新設か編入かというところはこれからの協議会の中での論議になっていくんだろうというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そうであればよろしいんですけども、先ほどの助役の話しにこだわるわけではな

いんですけれども、大きな変更がないと言うから。今までは新設で、本庁舎がここで、名前も募集しているということは、更別が抜けることだけで、そこを変更して、大きな決めたことがそのまま、名前だけの変更でそのままいくのかということの確認だったんですけれども、例えば変更で、新たに協議会を立ち上げて中味は同じだということですよ。そこの手続き、名称が違うだけで、協議することはまた新たに一から協議をするということですよ、いろんなことを含めて。

○委員長（瀨瀬太郎） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一から協議すべきものもありましょうし、今までの経過を踏まえて、更別が抜けることによってそのままうちと忠類との間でやっつけられる事項も当然あるだろうし、ただ今言ったように、例えば役場の所在地がうちと忠類になったから忠類に変わるということは通常考えられませんので、そういう面での変更はないかもしれませんが、ゆうなれば変更すべきものは変更していくことになっていくんだろうと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） ちょっと私、理解できないんですけれども、今のお話しなんですけれども、本来この合併の協議会が1町2村でずっと続いてきましたよね。それは幕別と更別、忠類があって、その3つでどういう町を作るかということが大きな柱になって、そのもとに協議がずっと進められてきたと思うんです。それが柱のひとつの更別が離脱をしたということになれば、その根本のところから私は違ってくるのではないかなと思うんですが、そのへんをずっと変更しないでそのままの、今の話したとそのままのところはそのまま変えなくてはいけないところは変えるというふうにおっしゃいましたけれども、根本が崩れているんだから、私はやっぱりそのまま変更ではいけないのではないかなというふうに思うんですけれども、そのへんはどうなんでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは別に私どもの町のみならず、全道、全国で、例えば4つ、5つで合併協議会を持っていて、ひとつが離脱したら全部解散してもう一回作り直すかということそうではない。4つ、5つあったところでひとつが抜ければ、それは変更議決をもって残された4町、5町で協議会を続けていきましょう。そして今言ったように、更別、忠類、幕別で合併をしようということで検討してきた。これは、更別が抜けたことによって当然変わっていくべきものは再度忠類との協議の中で決めていかなければなりませんけれども、先ほど言ったように、3つで決めた役場の所在地がどこに、新たに作るかといったときにこれがどういうふうに変わっていくか。あるいは、水道料はこういうふうにしよと決めたのが、今度2つになることによってどういうふうになっていくか、それは当然、2つの町のこれからの協議会の中で検討はされていかなければならない問題だろうと。ただ言ったのは、一回3つで議決をいただいたものを解散してゼロからスタートしなくても、生かせるものは生かして1町1村の変更という議決をもらった中で協議を進めることが可能であれば、その方がスムーズにいくんでないかということでお話しをさせていただいているわけで、決してそのことで全てがゼロからやらなければならない、全く今までどおりだということは必ずしもないというふうに思っておりますので、それぞれの項目によっては協議が変わってくるものも当然出てくるというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 関連。中橋委員。

○委員（中橋友子） 条例の制定上のことでお尋ねするんですが、中央合併協議会ということを立てるということで議決をいたしましたよね。その議決は、今、豊島委員が言ったように3つの町が基本構想に位置づけられて出されましたよね。今度は、これから分かりませんが、2つになる場合、可能性がある。そうなってくると、議決は3つで位置づけて中央としたということで、今度新たにするとそれが変わる。その場合には、最初の中央合併町議会の立ち上げの中味と変わって来る、基本構想のあり方と変わってくるというふうにならないでしょうか。そうすると一度、確かに手続き上は2度議決ということで大変な面は出てくるんだけど、町づくりのあり方としては、中央合併協議会としての基本がひとつずれて、ひとつが離脱してなくなったということであれば、もう一度その解散をして、ま

た積み上げるというのが手順なのかなというふうに認識してきました。そうではないようなお話しなので、そのへんが問題がないのかどうかということが一つと、それから私は、例えば今後協議を進める上において、今まで協議をして、協議済みのことでそのまま運用できるものは運用していくというような考え方については事務手続き上の問題としては十分理解できるんですが、その最初に合併町議会というものを設置した趣旨からいって、変更というのが本当に馴染むのかどうか、そのへんがまだストーンと落ちないものですから、もう一度きちっとご説明いただけますか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これは法的に変更という手続きが馴染むか馴染まないかというご質問でありますけれども、これは先ほど町長の方からご答弁申し上げましたように、今、全国でいたるところで協議会が開催されておりまして、5つあったのがひとつ抜けるから4つになるというときには、これはいちいち解散、設置という手続きを取らないで、規約の変更、規約をもって協議会が規定されておりますので、規約の一部変更の議決をいただいて5つから4つの協議会に変更して継続していく形が取られているところであります、これは根拠は地方自治法の252条の2から6に規定がありますので、その中できちっと根拠付けがされているところであります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

特に質疑が無いようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

理事者におかれては退席を願います。ありがとうございました。

（理事者、説明員退席）

（14:37 休憩）

（休憩中に幹事会を開催）

（14:59 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

委員長より幹事会での確認事項を報告させていただきます。

まず、更別村の離脱については容認せざるを得ない。

さらに、忠類村との合併の協議継続につきましては各会派の意向もあることを考え、早急に各会派での意見調整を行うこととし、次回の委員会で特別委員会としての方向性を見いだしたいとの確認がなされました。

この確認事項に沿って進めたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） 異議がないということで進めさせていただきます。

それでは、この件に関しては次回までの継続協議といたします。

その他といたしまして、各委員から何かあればお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、次回の開催日程につきましては、11月11日、木曜日、午前10時からと致したいと思います。これにご異議ございませんか。

大変、長時間ありがとうございました。これで第18回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（15:01 閉会）

第19回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年11月11日
開会 10時00分 閉会 10時07分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫
13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
助 役 西尾 治 企画室参事 飯田晴義
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞 北海道新聞 山崎真理子
4. 欠 席 者 堀川貴庸
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年11月11日 10:00 開議)

[開 会]

○委員長（額瀨太郎） ただいまから、第19回市町村合併調査特別委員会を開きます。

諸般の報告であります。7番堀川委員より欠席の申し出がありましたので報告いたします。

次に、議件に入る前に第12回合併協議会の報告を佐々木副委員長からさせていただきます。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第12回十勝中央合併協議会で審議された事項につきまして説明させていただきます。

今回の合併協議会では議案の審議は行われませんでした。更別村村長からの発言の申し出がありまして、村民の意向調査の結果により十勝中央合併協議会から更別村が離脱することの申し出があり、了承され、審議が終わりました。以上で報告を終わります。

○委員長（額瀨太郎） それでは本日の案件であります、忠類村との合併協議の継続についてを議題いたします。

先日、特別委員会において理事者から忠類村との合併協議を継続したいとの意向がありました。

その件について、先に特別委員会の幹事会をいたしまして、その報告もいたします。

いろいろな意見を持ち帰りで、今日、集約したわけでございますけど、大勢の意見は忠類村の合併協議を継続するというところであります。なお一部、白紙に戻すという意見もありましたことも付け加えて報告いたします。その結果、理事者の意向であります忠類村との合併協議会を継続することに幹事会であいなりましたことを報告申し上げます。

それでは、次に進みたいと思っておりますけど、今の幹事会の意見を踏まえて、各委員のご意見を伺いたいと思っております。ご意見があればお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長（額瀨太郎） 特にご意見がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

理事者におかれましては大変ご苦労さまでした。退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

(理事者・説明員退席)

(10:04 休憩)

(10:05 再開)

○委員長（額瀨太郎） 休憩をといて再開いたします。

それでは、特別委員会として、忠類村との合併協議の継続を容認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（額瀨太郎） 大勢の意見で、忠類村との合併協議会を容認することに決定いたしました。以上でございます。

その他について何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（額瀨太郎） それでは、次回の日程につきましては、正副委員長にお任せいただきたいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（額瀨太郎） それでは、こののちの特別委員会の予定でありますけど、これも正副委員長との合意の中で決めさせていただきました。12月の7日、特別委員会を本会議終了後、予定しております。このことは、特別委員会の中間報告案ということでありまして、本議会で報告させていただきます。以

上でございます。

以上で今日の日程を終了いたしました。

それでは、第 19 回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(10:07 閉会)

第20回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年12月7日
開会 10時30分 閉会 10時58分
2. 場 所 幕別町役場5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司
企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年12月 7日 10:30 開議)

[開 会]

○議長（瀬瀬太郎） それでは、ただいまから、第20回市町村合併調査特別委員会を開きます。

本日の案件は、11月29日に開催されました、第13回幕別町・忠類村合併協議会の報告と特別委員会としての中間報告についてを議件といたします。

会議に先立ちまして、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 貴重な時間をいただきまして、発言のお許しをいただきましたので、私の方から、先月 25 日に開催された臨時町議会以降の経過並びに、今、お話しがありましたように、第 13 回幕別町・忠類村合併協議会において決定された内容等についてご報告をさせていただきます。

先の本会議での行政報告、さらには、この後、佐々木副委員長さんの報告もあろうかと思えますけれども、若干、重複する部分もあるかと思えますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、協議会の変更議決をいただきました先月 25 日の午後に、両町村の議会議長の立会をいただき、合併協議会変更協議書等の調印式を行いました。

幕別町・忠類村合併協議会が正式にスタートすることとなりました。

その後、29日に第13回幕別町・忠類村合併協議会が忠類村で開催され、合併の方式や新町の名称など、合わせて26件の議件について協議が行われました。

このうち、合併の方式については編入合併、新町の名称については幕別町と決定されたわけでありませんが、この2件の協議項目については、いずれも忠類村から提案をいただいたものであります。

私といたしましても、開村以来五十有余年の歴史があるわけでありまして。そうした歴史が閉じられる。そして村の発展を築いてこられた先人の方々を偲ぶと、大変つらい気持ちもあるのだろうと思えますけれども、そうした中で、あえて合併の方式にかかわらず、お互いがパートナーとして対等の立場で気持ちを尊重しあえること、信頼し合えることが村民の幸せにつながるというような遠藤村長のお話を聞いて、大変感銘をしたところでもあります。

私もこれらに最大限応えていかなければならないし、気持ちを新たに頑張っていかなければならないものと痛感をしているところであります。

今、申し上げました協議に際しての姿勢、さらには合併後のまちづくりの姿勢につきましては、合併方式の調整方針の中に、合併の理念として盛り込まれたわけでありまして、全会一致で決定をみたところでもあります。

また、今後のスケジュールであります。先ほどの行政報告で申し上げましたように、今後、12月に再度協議会が開かれます。

さらに、1月末をめどに協議会を開催し、何とか1月中には全協議を終了できればというふうに思っております。

今後は、協議終了後は、それらを受け、2月中旬をめどに両町村で住民の説明会を開催し、さらには住民の理解をいただく中で、2月末の臨時会、もしくは3月定例会に廃置分合等の議決を提案させていただければありがたいものというふうに思っているところであります。

私ども引き続き精力的に合併問題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員皆さんの変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。一言報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（瀬瀬太郎） それでは、議案に入りますけど、一部訂正なのですが、お手元に配布されました

議案、1に市町村合併特別委員会の中間報告について。2、幕別町・忠類村合併協議会の報告について。こちらの委員会の都合により、1番を2番、2番を1番にさせていただきますので、よろしくご了承お願いいたします。

それでは、佐々木副委員長から第13回幕別町・忠類村合併協議会で審議されました事項について、報告を行います。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第13回幕別町・忠類村合併協議会で審議された事項につきまして、先に送付してあります協議会議案書に基づいて説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

報告第23号は、第12回十勝中央合併協議会から、第13回幕別町・忠類村合併協議会に至るまでの経過について、記載のとおり報告を受けたものであります。

次に議案書の2ページから9ページまでになりますが、項目だけ申し上げたいと思います。

報告第24号、十勝中央合併協議会規約の一部改正について。

報告第25号、幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書についてであります。

次、報告第26号、十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について。

項目だけですので、ちょっとお願いしたいと思います。

次、報告第27号、十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正について。

次に、報告第28号、十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について。

報告第29号、十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について。

次に、報告第30号、十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正についてまでは、今後の合併協議が幕別町と忠類村の2町村で行われることとなっていることから、合併協議会各規約及び規程の一部改正であります。

更別村が離脱したことに伴う名称等の一部改正でありますので、説明は省略させていただきますが、各案件ともに報告のとおり承認されたところであります。

なお、詳細につきましては資料編にも記載されてありますので、後ほど確認いただきたいと思います。

次に、議案書の10ページをお開きください。

議案第16号、十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程についてであります。これも更別村が離脱したことに伴う一部改正でありまして、提案のとおり決定されました。

次に、議案書の11ページであります。議案第17号、十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程についてであります。

従前の協議会においては、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」、「地域自治組織等小委員会」及び「新町建設計画小委員会」の三つの小委員会が設けられていたところであります。

いずれの小委員会についても、審議終了には至っていませんが、あらかじめ議論が出尽くし、ほぼ結論を見出せる状況にあったことに加え、今後は2町村の枠組みとなり、審議すべき範囲・論点が狭まったことなどを考え合わせ、協議会本会議において十分に協議を尽くすことができるものと考えられることから、小委員会の廃止を提案するとの説明がございました。この提案についても決定されたところであります。

次に、議案書の12ページになりますが、議案第18号、平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更についてであります。表の中の網掛け部分、それが変更になった個所であります。これも原案のとおり決定されました。

次に、議案書の13ページ、14ページであります。議案第19号、平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算についてであります。更別村の離脱に伴う経費の変更で789万7,000円を減額する内容であり、原案のとおり決定されました。

次に、議案書の15ページでございます。議案第20号、協議の進め方の変更についてであります。大きな変更点は2項の「決定済合併協定項目の再提案」を新たに付け加えたものとの説明を受け、これ

も提案のとおり決定いたしました。

次に、議案書の 16 ページになりますが、議案第 21 号、合併協定項目の変更についてであります、協議項目 7 番の地域審議会の取扱いについては、これまでの小委員会の審議で「地域審議会を設置しない」との意向が確認されていることから、協定項目から削除するとの説明があり、提案のとおり決定されました。

次に議案書の 17 ページをお開き下さい。

協議第 1 号、合併の方式については第 2 回協議会で決定済みであります、協議書のとおり白紙の提案がされました。

その際、忠類村遠藤村長より「幕別町への編入」との提案がありまして、これを受け、合併の方式は別になりますが、それを読み上げたいと思います。

別紙になっておりますが、ご欄いただきたいと思います。

それでは読み上げます。

次に掲げる合併理念のもと、忠類村を幕別町に編入する編入合併とする。

(1) 合併協議においては、新たなまちづくりのパートナーとして認め合い、互惠互譲の精神を持ちつつ対等の立場で協議を行うものとする。

(2) 合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるものとする、との提案がなされ、原案のとおり決定したところであります。

次に、18 ページをお開き下さい。

協議第 2 号、新町の事務所の位置については第 3 回協議会で決定済みであります、更別村の離脱に伴い、議案書のとおり再提案されました。これも提案のとおり決定いたしました。

次に議案書の 19 ページをお開き下さい。

協議第 6 号、公共的団体の取扱いについては第 5 回協議会で決定済みであります、更別村の離脱に伴い、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

以下、全部同じですけれども、一通り読み上げます。

次に議案書の 20 ページをお開き下さい。

協議第 7 号、補助金・交付金の取扱いについては第 5 回協議会で決定済みであります、更別村の離脱に伴い、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定いたしました。

次に議案書の 21 ページをお開き下さい。

協議第 20 号、国際交流・広域交流事業の取扱いについては第 7 回協議会で決定済みであります、更別村の離脱に伴い、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に議案書の 22 ページでございます。

協議第 23 号、農林水産関係事業の取扱いについては第 8 回協議会で決定済みであります、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に議案書の 23 ページをお開き下さい。

協議第 24 号、商工労働観光関係事業の取扱いについても第 8 回協議会で決定済みであります、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に議案書の 24 ページをお開き下さい。

協議第 25 号、学校教育関係事業の取扱いについても第 8 回協議会で決定済みであります、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に、議案書の 25 ページでございますが、協議第 26 号、社会教育関係事業の取扱いについても第 8 回協議会で決定済みでございますが、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり

再提案され、提案のとおり決定されました。

次に議案書の26ページをお開き下さい。

協議第28号、介護保険事業の取扱いについては第10回協議会で決定済みではありますが、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に、議案書27ページになりますが、協議第34号、新町の名称についてであります、議案書のとおり白紙で提案されました。

その際、忠類村杉坂議長より「幕別町でよい」との提案がありまして、これを受けて新町の名称は、別紙にありますとおり「幕別町」とすることに決定されました。

次に、議案書28ページをお開き下さい。

今回提案されましたのは、協議第35号、新町建設計画についてであります。

皆さんには、今回の議案書の送付とともに別冊として新町建設計画素案を配布させていただいたところであります。後ほどご欄をいただきたいと思っております。

以上で第13回幕別町・忠類村合併協議会での決定事項と、次回までの協議案件についての説明を終わります。

○議長（瀬瀬太郎） それでは、報告が終わりましたが、何か質疑があればお受けしたいと思います。

なお、本日も西尾助役、金子室長、飯田参事、他の方が説明員としてご出席されております。

よろしく申し上げます。

それでは、質疑を受けます。

ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（瀬瀬太郎） 質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員の方は退席お願いいたします。

（説明員 退席）

それでは、次に、幕別町・忠類村合併協議会での次回の協議案件であります新町建設計画案について、各委員のご意見を伺いたいと思っております。

ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（瀬瀬太郎） この建設計画の素案、事前に皆様に配布をしているところでございますけれども、理解ができない部分、また、何か法定協議会に向けて、何かあれあ後ほど委員長は言っていただきたいと、このように思います。

これでよろしいですか。

（はいの声あり）

○議長（瀬瀬太郎） それでは、ほかにご意見がなければ、協議事項についてはこれで終了したいと思います。

それでは、次に、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

お手元に配布のとおり、市町村合併特別委員会調査報告書案のとおり作成されました。

お手元に配布されていると思っております。

これを事務局より朗読させていただきます。

事務局長。

○事務局長（高橋平明） 朗読をさせていただきます。

市町村合併調査特別委員会調査報告書（中間）。本委員会は下記の調査事項について、会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告いたします。

記。1、委員会開催日。平成15年、10月1日、12月5日。平成16年、1月29日、4月14日、5月13日、6月14日、7月21日、8月26日、9月8日、10月21日、11月2日、11月11日、12月7日、13日間。

2、調査事件。市町村合併に関する調査。

3、調査結果。十勝中央合併協議会から更別村が離脱し、幕別町と忠類村の1町1村により協議を進めることについて容認する。

次ページになりますが、1、平成15年9月の中間報告以降の協議経過。

これは、前回9月定例会で中間報告を行っていますので、それ以降についての経過を載せてごさいます。

読み上げは省略させていただきます。

その次のページになりますが、2番、更別村が離脱するに至った経緯。

交付税の削減など益々財政状況が厳しくなっていく中において、効率的な行財政運営を進めていく方法の一つとして、幕別町、更別村、忠類村の1町2村による十勝中央合併協議会を設置し協議を進めてきた。

協定項目については順調に調整が図られてきたが、更別村において民意を問うとして10月下旬に住民アンケートを実施し、その結果、回収率70.9%のうち、合併に賛成が30.91%、自立が62.13%、どちらでもないが5.94%となり、自立を望む割合が6割を占めるに至った。

このことを踏まえ、更別村では10月30日十勝中央合併協議会を離脱する旨の意思表示をし、11月5日の十勝中央合併協議会において離脱を申し入れた承された。

3、忠類村との合併協議を継続。

更別村が十勝中央合併協議会を離脱したことを受け、忠類村との合併協議をこの先どうするかに焦点が移り、11月2日、町理事者から引き続き忠類村との1町1村による合併協議を継続したい旨の提案を受けた。

委員からは、白紙に戻すべきとの意見もあったが、さらに厳しくなるであろう財政状況を考えたときに、1村が抜けたとしても1町1村による効率的な行財政運営を進めていくことが、本町や忠類村、さらには両町村の住民にとっても最良の選択肢であろうとの考えから、忠類村との合併協議の継続を容認することとする。以上です。

○議長（瀬瀬太郎） はい、ありがとうございました。

なお、この報告書案を本定例会において議長宛てに報告したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（瀬瀬太郎） 異議なしのことです。

異議がありませんので、報告書案を議長に報告することに決しました。

その他といたしまして、各委員から何かあればお伺いいたします。

（なしの声あり）

○議長（瀬瀬太郎） それでは、次に次回の開催日程につきましては、正副委員長に一任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（瀬瀬太郎） それでは、これで第20回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（10：58 閉会）

第21回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 1月13日
開会 9時59分 閉会 10時20分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (16名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫
13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹	18 伊東昭雄
19 千葉幹雄				
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
十勝毎日新聞 柴田 眞
4. 欠 席 者 6 助川順一 15 芳滝 仁 20 大野和政
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成16年1月13日 9:59 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） 只今から、第21回市町村合併調査特別委員会を開催いたします。

なお、諸般の報告をいたします。助川委員、芳滝委員、大野委員の欠席の申し出がありましたので、これを受けることにいたしました。

なお、本年も本会を何とぞよろしく願います。

本日の案件は、昨年12月24日に開催されました第14回幕別町・忠類村合併協議会の報告と提案されました協議案についてを議件といたします。

それでは、佐々木副委員長から第14回幕別町・忠類村合併協議会で審議された事項について報告を行います。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） おはようございます。

それでは、第14回幕別町・忠類村合併協議会で審議された事項につきまして、先に送付してごさいます合併協議会議案に基づいて説明させていただきます。

議案書の1ページから16ページまでの協議第3号から協議第31号までの16項目の協議事項につきましては、すでにこれまでの各協議会において決定された事項であります。幕別町と忠類村の新たな組み合わせとなったことに伴いまして、各協議事項を変更するものであります。

変更する箇所は予めアンダーラインの部分でありまして、合併の方式で決定されました「編入合併の合意」をもとに再提案されたものであります。これら16項目の協議事項につきましては、提案のとおり決定されました。

なお、それぞれの協議事項につきましては説明を省略させていただきますが、協議会資料に比較表が記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、議案書の17ページをお開き下さい。

前回提案されました、協議第35号、新町建設計画について協議を行い、特に意見は出ませんでした。北海道との事前協議が下りた段階で再度協議し決定することとなりました。

次に、議案書の18ページをお開き下さい。

今回提案されましたのは、協議第33号、行政区・町内会の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1、行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。2、行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。つまり、忠類という名称を使うということでありまして、3、行政（公）区長会議については、年2回開催する。4、行政区内の配布物については、幕別町の例により合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。このような提案がなされたものであります。

非常に省略をいたしまして簡単でございますけれども、以上で第14回幕別町・忠類村合併協議会で決定事項、次回までの協議案件についての説明を終わります。

○委員長（瀬瀬太郎） 大変ごくろうさまでした。

本日も、金子室長以下、2名の方が説明員として出席されております。よろしく願います。報告が終わりましたが、何か質疑があればお受けいたします。

ございませんか。

中橋委員

○2番(中橋友子) ただ今ご説明いただきました17ページの協議第35号の新町建設計画なんですが、出来上がっているだけでも道との関係というように取れたんですけども、いつこれは現実に提案されますか。

○企画室参事(飯田晴義) 道との事前協議につきましては、11月29日の幕別町、忠類村の再スタートを切ったときの協議会に提案をいたしまして、この後において道に対して事前協議を行っております。今のところ、今月の下旬、1月28日に協議会を予定しておりますので、そこまでに協議が終わればというふうに思っておりますけれども、ただ、道の内部でどのような進捗状況で進むかということに掛かってまいりますので、仮に1月28日に間に合わないとするならば、2月の中旬にももう一度協議会を予定しておりますので、その場で協議が終わった内容を報告いたしまして、決定をいただきたいというような考え方でおります。以上です。

○2番(中橋友子) いろんな調整をなされてきて、最終的には新しいまちの建設計画というのが住民の方にきちっとした形で示されて、それで良いが悪いかということになってきますよね。

住民説明会も2月の半ばまで(聴取不能)されているという日程表で見ていたんですが、それまでには、今のご説明だと十分間に合うというふうに押さえてよろしいでしょうか。

○委員長(瀨瀬太郎) 飯田参事。

○企画室参事(飯田晴義) 道との協議論点といたしますか、主な道で指摘をする事項につきましては、建設計画に掲載されております道が事業主体となる事業、施策、これを見てくと、残り町村が主体となるものについては、町村に任せますよというスタンスでありますので、今のところ事務段階で2点ほど指摘は受けておまして、恐らくその他には無いだろうというふうな見込みを立てております。そんなことから、間違い無く2月上旬に予定しております協議会には間に合うだろうということを考えております。以上です。

○委員長(瀨瀬太郎) 他にございませんか。

中橋委員。

○2番(中橋友子) 説明は無かったんですが、7ページの協議第13号、国民健康保険事業の取り扱いについて、これは保険料の納付の方法であるとか料金についての定めでありますので、関連にはなっていますが、幕別町と忠類村との保険料はかなり格差があったように思います。

それで、国民健康保険会計を見る場合に、そこそこに公立病院の存在がかなり大きなウエイトを占めている、つまり、病院を持っているところは覆おうにして赤字会計で、非常に困難を期してきたというように押さえています。

それで、忠類は形はちょっと違いますが委託方式で病院を2ヶ所、歯科と内科と持っていて、お医者さんを委託というような形で運営されてきたように思います。そのへんの内容と年間掛かっている経費ですとか、そういうものも含めて、結局これらが全部ここに跳ね返ってくるようになってくるんだろうと思いますので、どのように調整をなされて計画を立てているのか伺います。

○委員長(瀨瀬太郎) 飯田参事。

○企画室参事(飯田晴義) 国保につきましては、7ページの調整方針の2番に、急激な負担増とならないように段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一をするということで、一応、法で定まっております5ヶ年の経過措置によって、幕別の税率に近いところまで引き上げをしていくというような調整方針になっております。それだけ今、現状においては差が生じているということでもあります。

ご質問の診療所に対する委託といたしますか、忠類の場合委託なんですが、例えば3町村の枠組みでいいますと、更別などは赤字補填を实はしております、これは5千万円近くの補填をしていたということがありまして、実質、補填が国保会計から一般会計に対する繰り入れに等しいものだと言えらるかと思っておりますけれども、忠類の場合においては、そのような多額の補助金のようなものもありませんし、診療所を抱えることで国保に対する影響は少ないだろうということで、あくまでも将来考えられ

まず医療費の推計をしまして、税率設定をして、5年間で税率が統一されることで問題なかろうという国保上の財政シミュレーションを作った上で結果を出したということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 更別村から比べたら確かに負担は小さいと思いますけれども、お聞きするところによると内科の方で、毎年1千3百万円前後、歯科の方で1千1万円、合わせて2千4、5百万円というのがお医者さんに対する委託料として、ですから更別の半分、2千5百万円はそこで出た訳ですよ。結局、人口比からいったら更別の比どころではないと思うのです、国保の加入人数なんかも少ないですからね。その他に病院のすべて経費は村が持ってきたと、備品に至るまで村が出してきているという現状でありますから、経営形態が違ったにしても国保会計に与える影響は、ご説明のようにそんなに低いものではないのではないかとこのように押さえますけれども、今の数字からいってどうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 確かに忠類の場合は、今中橋委員がおっしゃったように委託料として1千何百万円というものが支払われている。ただ、これは医師に対する報酬分、それと看護師も当然いますので、それらの人件費が入っていますので、人件費相当というふうに考えいいかと思えます。そうなりますと、医師1人で1千万円といっても、それが高額な報酬というふうには考えられない訳でありまして、そう考えると、診療所で1千3百万円というのは、看護師、医師を含めて報酬相当分としてお支払いしている訳ですから、これは極めて常識的な額、むしろ少ないぐらいの額なんだろうと。ですから、これが急激に将来に渡って上がっていくということも想定されませんし、更別村の場合とはちょっと違うのではなかろうかと、完全に赤字補填として5千万円を繰り入れをしている訳ですから、そのケースとは一緒にならないだろうと。つまり、人件費相当として委託料を払っているということですから、これはお医者さんが当然いけば、直営であればその分は給与として払う訳ですから、さほどそこに儲けというものが入ってない訳で、ちょっと更別村とは違うのかなというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 経営の形態が多分違うんだろうと思うので、忠類の場合はお医者さんが形の上では診療所を経営と言いますか、収入は全部お医者さんに入るということでもありますからね、経営されていて、いわゆる、あくまでも委託の委託金として村でやっていただいているということに対する人件費の相当分として村が出しているということですから、支出の項目も勿論違ってくるんだと思うんですけどもね、いずれにしても、病院経費という形で（聴取不能）両方合わせて2千4百万円ぐらいと、先ほども言いましたように、諸経費に至るまで、毎年毎年、村の予算としてきちっと出してこられた事実というのは変わらないと思うんですよ。これが跳ね上がらないにしても、国保会計に置き換えてそれを運営していくというふうに見たときに、今のような財政状況の基にやっていけるのかどうかというのは、これまでも村は小さいながらもやってきた訳ですから、これは大変重要な施設だったと思うのです、地理的条件からいっても。

そうなると、そういうものも将来維持していかなければならないだろうと思ったときに、その辺の（聴取不能）保険者に対する負担が今の現状のままで果たしていいのかというのがどうしても疑問になるものですから、お尋ねしているんですよ。

それで、これは忠類の全体の予算の中では、決して少なくない予算だと思うんですよ。いろんな数字を見ますと、基金にしても負債にしても更別町よりはずっと、健全と言ったら申し訳ないんですけども、そういう状況があるんですが、こういった病院運営というのは今まで我が町にはなかったことですからね、そういう点で、特に慎重さが必要じゃないかと思ひまして、負担と、今影響がないということなんですが、5年の中でそれは見定めていかなければならないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これは忠類村の実態からしますと、診療所なり歯科診療所といいますのは、やはり一次医療を担う重要な医療施設であるということでもありますので、これを合併したからすぐにそ

れを無くことは到底出来ない話でありまして、少なくとも5年の中では、国保としては、まず医療施設、医療機関が急激に患者さんが減って赤字が多くなるとかということはまず考えられないだろうと。よそからその診療所に行って診療を受けるケースがほとんどない訳でありまして、忠類地域の方々が、まず、熱が出たとかという一時的に行く医療施設でありますので、今後急激な変化というのがまず想定されないだろうと。それならば、まず5年間はそういう医療費を見込んだ中でこの国保会計は、健全といますか、5年後に幕別の基準に統一することで国保財政そのものはやっていけるだろうという見込みは立っておりますので、その後、診療所なり歯科診療所の経営状況がどうしてもならなくなれば、それは見直しの対象ということになるとは思いますけれども、当分は今のまま経営が維持できるだろうというふうに予測できると思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 参考までに今のことについてお聞きしたいのですが、医師、それから歯科医師の委託契約ですね、契約内容をご存じがどうか知りませんが、いわゆる人件費のみを村が助成するというような契約になっているのか。あるいは、その診療所、歯科診療所が赤字がどんどん増えた場合には、その応分の負担をするというような契約になっているのか、その辺分かれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 契約の詳細までは承知しておりませんが、いわゆる公設民営という形を取っておりまして、施設と機械類については村が用意をするという形になってまして、それ以外はお医者さんの負担といたしますか、委託料の中に含まれるというふうに聞いております。

○委員長（瀨瀬太郎） 他にございませんか。それでは他に質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員は退席をお願いします。ありがとうございました。

（説明員 退席）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、次に幕別町・忠類村合併協議会での次回の協議案件であります、行政区・町内会の取扱いについて、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ございませんか。

特にご意見がなければ、協議事項についてはこれで終了させていただきたいと思います。

その他につきまして、各委員から何かあればお願いいたします。

ありませんね。

それでは、次回の開催日程につきましては、正副委員長に一任されたくということなんですけど、一応予定が、今月の20日か21日に予定をしています。

ここで諮ってもいいですか。

21日、どうですか。

それでは次回の開催については、1月の21日にさせていただきます。

時間は午前10時。この場所で。

（都合が悪いとの声あり）

それでは、今の意見も参考にしながら、正副委員長にお任せいただけますか。

（はいの声あり）

ありがとうございました。

それでは、これで第21回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（10:20 閉会）

第22回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 1月20日
開会 9時59分 閉会 11時16分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀬瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞 北海道新聞 山崎真理子
4. 欠 席 者 15 芳滝 仁
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年 1月20日 9:59 開議)

[開 会]

○委員長（額額太郎） それでは、ただいまから、第22回市町村合併調査特別委員会を開きます。

諸般の報告として、芳滝委員から欠席の申し出がありました。

それでは、本日の案件は、1月14日に開催されました第15回幕別町・忠類村合併協議会の報告と提案されました協議案についてを議件といたします。

それでは、佐々木副委員長から第15回幕別町・忠類村合併協議会で審議されました事項について報告を行います。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第15回幕別町・忠類村合併協議会で審議されました事項につきまして、先に送付してあります合併協議会議案書に基づきまして、説明をしてみたいと思います。

まず、議案書の1ページをお開き下さい。

保健・医療事業の取扱いについては、第8回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の「2の③合併時に再編するもの」について、2ページ以降12ページまで、保健事業の各項目について記載しておられますので、調整結果の報告がそのとおり承認されました。

次に13ページをお開き下さい。

合併協議に関する住民説明会スケジュール等について、記載のとおり説明があり決定いたしました。

次に、議案書の14ページでございますが、協議第18号、高齢者福祉事業の取扱いについては、第7回協議会で決定済みでございますが、合併の枠組みの変更に伴い、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案書のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に、議案書の15ページをお開き下さい。

前回提案されました協議第33号、行政区・町内会の取扱いについてでございますが、提案された調整方針のとおり決定されたものであります。

次に、議案書の16ページをお開き下さい。

このページ以降については、今回提案された協議事項となるわけですが、まず、協議第36号、住民自治充実のための取扱いについてでございます。

提案された調整方針は、地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくり推進のため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。

また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする提案されたものであります。

次に、議案書の17ページをお開き下さい。

協議第37号、一部事務組合等の取扱いについても今回提案されたものであります。

提案された調整方針は、1、北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類は合併の日の前日をもって脱退する。

2、南十勝3町村複合事務組合については、忠類は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加る。

3、南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退すると提案されたものであります。

次に、議案書の18ページをお開き下さい。

協議第 38 号、事務組織及び機構の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、新町における事務組織及び構成については、以下の「新町における事務組織・構成の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について適正化を図るものとするとして、新町における事務組織・構成の整備方針について、記載のとおり提案されたものであります。

なお、合併時の事務組織機構のイメージにつきましては、協議会資料 39 ページ、40 ページに記載されておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思っております。

次に、議案書の 19 ページをお開き下さい。

協議第 39 号、町・字名の区域及び名称等の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1、幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

2、忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編するとして、記載の表のとおり提案されたものであります。

次に、議案書の 20 ページをお開き下さい。

協議第 40 号、消防組織の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1、大樹消防署忠類支所については、幕別消防署忠類支所とする。

2、消防団については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営当について、新町において調整する。

(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。

(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一すると提案されたものであります。

次に、議案書の 21 ページをお開き下さい。

協議第 41 号、環境衛生事業の取扱いについてであります。調整方針の訂正がありますので申し上げます。

第 1 項の「町営墓地」とありますが、これを「町村営墓地」というふうにご訂正を願います。

なお、資料編の 52 ページにも同様の点がございまして、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、提案された調整方針についてであります。

1、町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。

3、ゴミ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4、ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から 5 年度以内に統一する。ただし、減免については合併時に廃止する。

5、し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整すると提案されたものであります。

次に、議案書の 22 ページをお開き下さい。

協議第 42 号、その他福祉事業の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1、災害見舞金については、幕別町の例により合併時に統合する。

災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、戦没者追悼式については、幕別町の例により合併時に統合する。

3、福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により合併時に統合する。

4、社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。

5、生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により合併時に再編する。

6、温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ 236 においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請すると提案されたものであります。

次に、議案書の 23 ページをお開き下さい。

協議第 43 号、その他事業の取扱いについてであります。

提案された調整方針は、1、行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。

2、投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

3、地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4、指定金融機関については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。

5、総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用すると提案されたものであります。

以上、第 15 回幕別町・忠類村合併協議会での決定事項と次回までの協議案件についてご説明を申し上げます。以上で終わります。

○委員長（額部太郎） 大変ありがとうございました。

なお、本日も説明員として、金子室長以下 2 名の方が出席されております。

よろしく申し上げます。

それでは、報告が終わりましたが、何か質疑があればお受けいたします。

ございませんか。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 何点か審議の経過と、それから新町において調整されるということが多いものから、どんな方向でもって調整を考えておられるのか。そして、そういう結論を出されているのかお伺いするのですが、まず一つは、16 ページの総合支所ですね。

これ、1 任期に限って助役職を置いて、総合支所を位置づけておりますが、これは総合支所の規模と忠類における総合支所ということでお尋ねしたいのですが、規模や財政やそれから維持経費といいますか、総合支所の予算ですね。これはどのぐらいに押えてこういう結論を出されているのかということですね。

それから、二つ目は、20 ページ、消防のことなのですが、これまで忠類は大樹町と広尾と南十勝で組合つっていらしたんですが、そこを脱退して幕別に入り、そして新町において今後の組織運営は調整するということですね。

これは、人員や体制のことはここに書かれているのですけれども、大樹町との距離間あるいは幕別との距離間を考えてみますと、当然幕別の方と忠類との距離間というのは非常に大きいわけですから、そういう点において、今のような南十勝の体制のままで忠類は維持できるのかどうかという、南十勝の体制から離れて、今の現行の形で忠類の消防署が維持できると考えて提案されたのかどうか。

それと、21 ページ、これはちょっと一般質問のときにもお尋ねしたことなのですが、火葬場なのですが、今までは忠類は大樹町と一緒に運営されて、大樹町に存在する火葬場を使用されてきたということなのですが、ここでは脱退ということで、新町において調整ですね。

ここでですね、特に火葬場については、忠類に、これももちろん距離間があることから発しているのですが、新設ということで、忠類において建設されるのだという認識がということは、話し合いの中でそういう話し合いがなされたということで、忠類の住民の方に説明されているということなですよ。それでそういう方向で考えて、この協議もなされたのかどうか。

ちょっと戻って申し訳ないのですが、ページ数で 14 ページ、高齢者福祉事業ですが、ここでは社会福祉協議会でやっている事業などが提示されてやっていくとは思いますが、一つ、忠類の場合は村営

でケアハウスだとかいろんな事業をやっていますね。それが直営ということになれば、今度は町営ということになるのですけれども、その辺のかなりの維持経費もかかっていると思うのですけれども、それはどんなふうに話し合われたのでしょうか。

○委員長（瀧瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、1点目が総合支所の規模・体制・経費、予算ということであります。

総合支所につきましては、16ページの住民自治充実のための取扱いと、これと関連して18ページの協定項目15番、事務組織・機構の取扱い、ここの新町における事務組織・機構の整備方針、こういう整備方針に基づいて、事務組織機構について今後詰めをしていきますと、こういう内容になっておりまして、その中の2番の個別整備方針、ここで本庁・総合支所あるいは支所・出張所の設置あるいは本庁と総合支所の機能について定めております。

特に、総合支所につきましては、③のところで、総合支所は忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌するといったことで、支所の機能、所管事務ということはここで定めたということでありまして、これに対するどんな組織体制になるのかということは、これは具体的なことは今後詰めていかなければなりませんけれども、イメージとして、資料の39ページに総合支所の組織あるいは課を置くとするならばこのような事務を行うのだといったものを、これは何もないと住民の方もわからないというようなことありまして、これはあくまでも、今、これコンクリートできるものではありませんので、イメージとして添付させていただいたと。具体的には今後合併の期日に向かって詰めをしていくと。具体的にはこの辺の組織・機構につきましては、事務組織規則で定められることとなりますので、そこらではっきりさせていくということになります。

ですから、そういう組織・機構によっては、予算も多少は変わってくることになると思いますけれども、ただ、予算の組み方についてはまだそこまで協議がなされておらず、今の幕別町の予算でありまして、支所・出張所費というのが総務費の中にありますけれども、そういう形で維持管理経費のみはそこで、総合支所費といいますか、そういうものを設けて計上するのかなのかというところまでは、まだ詰めはされておらず。

それと続きまして、20ページの消防の関係ですね。

消防につきましては、消防署と消防団というのがありますが、基本的に通常の消防あるいは救急業務については署が主体となってやっております、現在、忠類におきましては大樹消防署忠類支署というものがおかれまして、そこで消防・救急にあたっているということでもあります。

距離的なお話、問題点がないのかということでございましたけれども、消防の業務そのものは、組合の枠組みにかかわらず広域連携がなされておりますので、例えば、忠類の中でも大樹に近いところ、大樹の方から行った方が早いといったときには、そういう連絡体制といいますか、広域連携がされているということで対応がされておりますので、特に消防署の枠組みが南十勝から東十勝になったことで支障はないのだろうというふうに考えておまして、基本的には新町として一つの組合に入ることが基本でありますので、そういう方向性のもと、新町、東十勝の方に入ったときの問題点はあるのかないのかといったことを検討いたしまして、消防に関していうと、問題点といいますか、住民サービスの低下といったことは起こらないだろうというような考え方から南十勝を抜けまして、東十勝の方に入るといった検討がなされたということでもあります。

続きましては、火葬場ですね。

21ページの火葬場の関係でありますけれども、火葬場につきましては、現在、忠類は南十勝三町複合事務組合が管理運営します葬斎場を使用しているということでありまして、これは住民の利便性を考えたときには、そこを抜けて幕別町の葬斎場まで来るとなるとやっぱり距離的な問題があるというようなことから、これは従前どおり南十勝の方に加入した方が住民にとっては便利であろうという考え方から、従前どおりの南十勝に加入するということでもあります。

ただ、この葬斎場は非常に老朽化して、年々修繕経費がかさんでいるという実態にあります。ですから、その時期が何年になるかは定かではありませんけれども、そう遠い将来ではないといったことから、忠類村ではそんな使えなくなったときには、新町の方で建てるといったことも想定しているというお話はされているようであります。これは実際建設計画の中にも葬斎場の建設には触れられているということがありまして、建設計画に基づいて、将来の建設も視野には入っているという説明はされているようです。

それと、ちょっと蛇足と申しますが、葬斎場に関して申しますと、今の葬斎場を建替えるということになったときには、広尾も含めて、今、大樹と忠類なのですが、広尾も含めてという話になってくるだろうという見方を忠類の方ではしております。そうなりますと、建設場所も自ずとそっちの広尾の近い方になってくるであろうと。そうなりますと、その際にも南十勝に加入することが果たしてどうなのかということがありまして、建設時期までは、葬斎場は従来どおり使わせてもらうという意向が強くてこういう形になったということでもあります。

次に、14 ページの高齢者福祉事業の関係ですね。

現在、村の方で生活支援ハウスですか、こういったものを直営でやっております。基本的に公の施設については現行のとおり引き継ぐという形になっておりますので、合併したからといって急にそれをやめてしまうとか委託に出すということではできませんので、とりあえずすべての公共施設は新町に引き継ぐという形にしておりまして、新町に引き継いだ上で、利用実態なりを見た中で統廃合できるもの、あるいは使用料の統一が図れるものについては、新町においてやっていきたいと思いますという考え方になっております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 総合支所ですけれども、当然今まで一つの村であったところが支所になるわけですから、そこに不便がきたさないような形で体制をとられて、そして電算システムも変えられるということでもありますから、そういった形の連携もしながら運営を考えていらっしゃると思うのですけれども、これ、時々資料では出ていたのですが、人員は新しい総合支所としてスタートするときは、忠類の方の総合支所の人員はどのぐらい考えておられるのですか。

それと、大樹の消防の連携なのですけれども、広域的に消防業務そのものが十勝全体を見て広域化を図っていく、それからそういう話し合いも既にスタートされているということでもありますから、この点は私は十勝全体の役割と申しますが、力を発揮していただいて、これだけ災害が多いときですから、取り組むということは大事だと思うのですが、ただ、救急車ですとか一般の火を消す消防車、こういうものはずっと踏まえてられるのですけれども、やっぱり幕別も同じなのですけれども、いろいろ大きな災害だとか地震の多いところでももあるし、化学車などいろんなことを考えたときに、大樹とのこの抜けてしまうことによる、十勝レベルでの広域化というよりは、やっぱり大樹との4キロぐらいの距離間ですよね。そこで随分今までの過去の対応を聞いていましたら、連携してそしてお互いに災害を押えてきたということや、ずっとやってこられたというふうに聞いているものですから、そこも合併後も本当に約束されていくのかどうか。その辺はどうしてもこういう形になってくると、気持ち的なものもありますし、非常に心配が出てくる。一番近いところは多分糠内になっていくのだらうと思うのですけれども、そういうことを考えた場合の整備ももっともときちと深めて論議をしていく必要があるのではないかと申すように申すのです。

それと、火葬場のことなのですけれども、これも聞きましたら、今、大樹にあるのはちょうど30年を経過しているということで、建替えの時期だということも聞きました。

それで、どんな状況になってもこの施設でも不便がないようにやっていくということは大事でありますから、それぞれ忠類も今まで一つの村として成り立っていたときの総合計画をもって、新設と申しますか、そういう方向をもってこられたと思うのですが、合併すると当然変わってきますよね。

その辺が、こここのところだけが火葬場については新設されるのだということで、忠類の住民説明会の中では公式に村長さんもおっしゃられるのですよね。そうなってくると、新町としてスタートした

ときに、近い将来そういうものを建てなければならないということがはっきりしているのであれば、必要経費としてきちっとみて、それが妥当なのかどうなのか。建てるのが良いのか悪いのか、一緒になる前にきちっと整理をしてやっていく必要があるのだと思うのですよね。これ、火葬場は多分今建てたらどのぐらいになるのでしょうか。そんなほかの施設と違って、経費が安く済むものではないですよね。そんなことを思うと、合併の以前にきちっとこの新町で調整するというだけではなくて、具体的に迫っていることは掘り下げて論議をすべきではないでしょうか。

それから、ケアハウスなどは、今、入所が満杯ではないというふうに聞いていますが、どんな状況ですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 支所の人員ですね。

これは今の段階ではっきり何人だということは申し上げられません。といいますのは、あくまでもここで言う事務があって初めて人が張り付くということでありますので、その事務そのものをこれから細かい事務まで含めて詰めていくということでありますので、その段階で人員については確定をすることになりますけれども、あくまでも参考までに資料の方の40ページの一番下、合計欄に合併時配置数とありまして、今の段階では44人ということになっておりますけど、これは本当にこのぐらいということで押えていただきたいなというふうに思います。

それと、消防の広域化ですね。

これは、確かに合併によって特に忠類とうのは昔、大樹から分村しておりますので、お年寄りの方はなんで大樹と一緒にならないのだからという方もいらっしゃるようには聞いてはおりますけども、我々職員はあくまでも職務に忠実に行うということでありますので、事故があって大樹が近いとなればこれは職務命令によって忠実に職務を果すということでありますので、そこはもう疑ったらきりがないわけでありまして、これはもう信頼した上でこういうふうにやっていくしかないなということであります。

次に、火葬場でありますけども、火葬場は先ほど新町建設計画の中での位置付けもしたということでありまして、これは確か30年経ってかなり修繕経費がかさんでいるということでありまして、いつ建てるということがはっきりまだしていないわけでありまして、おそらく火葬場を建てるとなれば、2億から2億5,000万円ぐらいはかかるのかなというふうに思います。

ただ、これ建てる時には、旧忠類の村民だけということではなくて、これは幕別全域を考えた中での配置をしていく必要があるだろうということでありまして、例えば、今、駒島であれば、駒島から葬斎場までいくのにおそらく30分では行かないだろうということでありまして、当然建てるとなれば、新町全体の住民が利用できるような建設位置をするということでありまして、これは忠類村民だけではなくて、幕別の町民にとっても利便性が高まるという観点から建てていくということになるかというふうに思っております。

ですから、決して火葬場が不用な施設だとは考えてはいない。今の忠類の村民も、さらには南幕別の町民の方にも利便性が向上するような建て方をすることで考えていかなければならないということでありまして。

それと、ケアハウスですね。

これについては満度ではありません。若干の空きがあるというふうに聞いております。具体的にいくつかということにはちょっと今申し上げられませんけども、若干の空きがあるのだということは聞いております。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 火葬場のことなのですが、幕別町のこういうふうの一つの町になると、全体の計画ですから、幕別の既存の施設とそれから新しく、忠類なら忠類との施設の整合性を図りながら、経費がかからない形で全体に有効な方向でいくというのはその通りだと思うのですが、でもまだまだ耐用年数からいって幕別の場合は、すぐ手掛けなければならないということではないですよね、本町の火葬場はね。

忠類はもう目前に迫っていると。経費がかさんでいるということは、もう本当に老朽化しているということですからね。

そうなってくると、そういうことが目の前に迫っているから、火葬場が忠類に建てられるのだというような説明がされているのだと思うのですが、私はやっぱり何ていうのですか、きちっと可能なことは調整されて、そういうふうに向かっていくということを住民に理解を求めてやっていくのはかまわないと思うのですが、こういったような、まだまだ新町において調整が必要なのだというようなことがあるにもかかわらず、きちっとそのことがあたかも実現するように説明されていくというのは正しくないと思うのですよね。

幕別側から考えれば、火葬場で2億から2億5,000万円かかるというふうに言われましたけれども、忠類の年間の利用数というのは大体20件だというふうに聞きますから、この20件に2億から2億5,000万円をかけていくという、全体を考えていくことですが、極端に考えてそういうことが事実幕別の町民からしたらそんなところに2億も2億5,000万円をかけてやるなんていうことは考えられないです。しかし、そういうことがあたかも成りうるのだという形で話し合いが進められていくということは、やっぱりうまくないと思うのですよね。ここはきちっと暗に期待を持たせるようなという言い方をしたら大変に失礼なのですが、そういうことは避けて、やはりきちっとした、できないことはできない、できることはできるという形で進むことが大事だと思うのですよね。それはもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、ケアハウスなどの福祉計画も現状のままいかれるということではありますが、この介護保険事業というのは本当に今制度がどんどん変わる中で、どの事業も非常に財政難を期しているという。特にこういう入所施設の場合はちょっとでも空きがあると運営が厳しいというのが現実なのです。そういう中で、離れた忠類にこういう施設があって、そのまま公営で引き継がれるということに将来もなっていくということであれば、これはやっぱり財政的な負担だとか計画だとかということもきちっともっていかないと、なかなか距離が離れているだけに、空いているからといってこちらの幕別側から入っていくということも不可能でしょうから、そういう方向性をもって話すべきだと思うのですけれども、その辺は掘り下げられたのでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、火葬場の関係でありますけれども、火葬場は協議の中では建設計画に位置付けられております。これは将来といいますか、おおむね10年間で建設が必要なものだという事を想定しているということでもあります。

これわずか年間20人のために建設することが理解を得られないというのは、そういうお話しでありますけれども、火葬場というのは必ず必要なものであります。人は必ず死ぬわけですから、必ず必要なわけでありまして、わずか20人のためだけでなく、先ほど申し上げましたように、新町全体、幕別町民も含めて利用できるような位置にということを考えておりますということを、今ははっきりは言えませんが、そういう位置に建てなければならぬということにははっきりしておりますので、これは幕別町全体の町民にとっての利便性の向上につながるのだというふうに、そういう認識であります。

それと、介護施設ですね。

これは実はふれあいセンター福寿という施設がありまして、これは複合施設になっております。その中に、この支援ハウスがあるわけでありまして、公共施設については前段申し上げましたように、とりあえずはこれ合併だからつぶそうということとはできない。やはり今のレベルというものをまずは維持していくと。公共施設についてはそういう考えでありまして、その後において統廃合の必要なものについては見直していくという考え方にたっておりますので、これは未来永劫、ではこの施設を運営していくのかとなれば、この施設に限らず、すべての公共施設においてそういう配置の見直しについてはやっていかなければならぬだろうという考えでありまして、まず合併にあたっては現状のサービスを落とさないで、現行のとおり引き継いでいくという考え方にたっているということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 将来における合併の財政シミュレーションも出されましたけれども、全体で115億円の合併効果ということでありますから、これは16年間で114億円でしたか。ですから1年間に直すと7億円から8億円だと思っておりますけれども、でもこれは単独の場合の行革の部分も重複していますから、そういうのを外していくと4、5億円なのかなというふうには思うのですが、ただそういうメリットは打ち出しながらも、私は火葬場のことでなぜこだわるのかといいますと、これは2万5,000人ぐらいの町で二つ持つなんていうことは考えられないですよ。

そうした場合の整理の仕方というのは話し合いの前段できちっとされていくのが当然だと思うのです。それを全体の利用も考えてなんていうふうになってくると、一体、では今の幕別にある火葬場はどうなるのだ、場所はどうかなんていうことまでなってきますから。でも、それが新町において調整するというような程度で終わっているのだったらいいのですが、現実に忠類に建てられるんだなんていうことで説明がされているということが正式にやられているというふうになれば、これはやっぱりきっちともっと確たる方向のものを確認をした上で、そういうふうに向かわなくてはいけないというふうに思うのですよ。

それをそういうことなしに話だけ走っていくような形をとって、結果として合併が成就した後にうちの財政、町の財政に大きな負担がかかってくる。年間5億円のところを2億円も2億5,000万円も使ったらもう半分なくなるというようなふうにするものから、そのところをもう一度確認をさせていただきます。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これは私の方でお話しできるのは提案の趣旨、考え方、経過といった点だけなのでありますけれども、少なくともこの合併が編入合併になったということがありまして、やはりいってみれば周辺部になる、悪い言葉でいうと吸収される、こういう言葉は使いたくないのですが、そういう思いがやはり村民の方にはあるのだろうと。そういった不安をいくらかでも和らげるといいますか、思いやりの気持ちがこの合併協議会においては必要だということがやっぱりありました。

決して、この火葬場について言えば、不用な施設ではなくて、新町全体にも利益をもたらすものでありますし、やはり火葬場が南十勝にならなくなったら、では忠類村民は本当に40分も離れた今の幕別町の火葬場まで行くのだということになるとますますそういう不満感というものが募ってくるだろうということがあります。

そんなことで、トータル的に考えて、経費のことを全く考えていないわけではありませぬので、トータル的に考えて、そういうものが必要になるだろうということで建設計画の位置付けをしているということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 確認なのですが、この合併協議会におけるこの調整項目、協議項目というのは、一つの調整方針に基づいて、今、質疑が行われていると思うのですが。これ、例えば、今のようにはっきりと調整結果の出ているものについては、私はそれに対して討議はもちろんすべきだと。議論は。

しかし、調整段階で、文章で表現されているだけのものについて、今のように細部にわたってとしたら、はっきりいって事務局だってそれだけ答えられるだけの立場にあるのでしょうか。ないと思いますよ。

自分たちのやってきた事務レベルの中での答えですから。これは両議会が一緒になって、統合になって予算編成を組まれてその中で話し合うのであれば僕は当然いいことだと思いますけど、ここで幕別だけがそんな論議をしたということが果たして適切なのかどうかですね。

もっと違う場面があるはずですから。

私はその辺やっぱりこの協議会のあり方というのは、ある程度のラインを引くべきだと、そう思いますけどどう思われるでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 今、おっしゃるような話しの中で、見解の相違と言ったら変だけど、これは法定

協議会の中で再提案されたものは法定協議会で採決される。そんな中で、新しく提案されたものはこのように特別委員会を開かれて皆様の意見を吸収されながら、次回の法定協議会でその意見を参考にさせてもらって意見を述べるといったような段取りになっております。

だから、決して無駄ではない話かもしれないけど、話の順序からいけばそういう手順になっているわけです。

だから、決して無駄ではないだろうけど、ここで聞くことが、決定済みというか、先ほど副委員長の方からご説明されたように、そこで採決されました。

○17 番（永井繁樹） 私も質問のこと自体は否定しているのではないです。

その入ってくる内容の深さによると言っているのです。

調整方針を語っているときに、細部にわたって聞き、そこまで責任もって事務局が答えられるのかということですよ。

私は答えるべきではないと思います。決定されていないのでしょう。推測や方針でしゃべるのだったらある一定のところまで終わるはずなのですよ。

それをさらに深めていくのですよ、今度ね。

だから、それはちょっとおかしいのではないかというのです。

○委員長（瀨瀬太郎） 暫時休憩します。

（10：47 休憩）

（10：48 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

この再提案についてに関しては、それは深く聞く部分、当然、事務方で答弁できるもの、できないもの。当然そのことを承知して質問をしていると思います。

決して質問が駄目だということは言っていないのですが、その辺の答えられる部分をわきまえながら、わきまえながらという言い方も変だけど。

そういう常識の範疇で、ひとつ質問をさせていただきたいと、かようにこう思うところです。

千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） それでは、1 点だけ質問をさせていただきたいと思います。

協議の 36 号なのですが、住民自治充実のための取扱いということで、案ですけれども提案されております。

これは、新町の区域内でそういった住民会議を置くことができるということでありまして、当然、旧忠類、旧幕別のそれぞれにこういう会議を置くことができるということでありまして。

それで、旧忠類の方についてはちょっとわかりますけれども、旧幕別、今の幕別に限った質問ですけども、これは置くことができるという非常に微妙な表現なのですが、置くではなくて置くことができるということで、こういう表現なのですが、置くということの理解でいいのでしょうか。

まず、第 1 点。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 資料の 20 ページの方に条例案というものが付いているわけでありまして、最初にお断りを申し上げたいのは、これはあくまでもこんなような条例の中身になるよということで、個々の条項については、今後、忠類の住民、そして幕別の特に公区長さんを主体とする住民の方に意見をお聞きしながら成案を詰めていくという形で考えておまして、この資料を出す際には、公区長さんの連絡会議にこういう案をお示した上で意見を聞いたのですが、やはり幕別にはなかなか公区長会議をいうものがありながら、住民会議をつくるということは機能分担の上で非常に難しいなというお話もお伺いしております。

それで、忠類に地域推進会議という住民会議がありますけれども、そこに対しては、幕別においてはなかなか設置することは難しい。要するに公区長会議との棲み分けがうまくいかないのだと。忠類としては全体にこういうものを設けた方がいいだろうという考えが当初ありましたので、幕別にできないかも

しれないけどどうなのだろうということをお話しましたところ、忠類としてはともかくこういう住民会議はほしいと。

ただ、幕別の事情も理解できるということがあったので、今の表現は、置くことができるということで、地域のまとまりがあったときにはこういう会議は置けるという規定になっておりますけども、今後、さらにいろんな意見を聞いた中で、方向としては忠類限定の合併に際しての住民会議という方向になることも視野には入れているということでもあります。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） それ以上深くは聞きませんが、忠類の場合は忠類の方としてあれですけど、もう一度場面があって、こういう会議は必要なのだろうかどうなのだろうかという場面があるということですから、それはそれで意義あると思うのですけども、ただ、似たようなことを言っていますけども、本町に限っていえば、その各種審議会ですとか公区長会議だとかいろいろありまして、やっぱりこういったものの上にさらにこういった会議をつくるということがどうなのだろうなという疑問があったものですから質問したわけでありまして。

以上、大体考え方はそう差はないと思いますので。

わかりました。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点だけお聞きしたいのですが、協議第38号、事務組織及び機構の取扱いということで、先ほども中橋議員の質問の答えで、その合併時の事務組織の人数ですか、総合支所の人数ということで、44名。これは定かではないと、まだ決まったことではないということ、44名ほどということでお話がありました。

それと併せて、新町のいろいろな施設だとか、そういうものは現行のまま引き継いでいくのだということも、サービスを落とさないということもありました。

それで、私はこれは合併時の人数44名ぐらいということでしたけども、これがどのぐらいこの体制のまままでいくのか、将来的にはどういう方向に進むのかということが非常に心配だということ、現行のままサービスを維持しないで、忠類の中でやっていくとしたら、やっぱりこの44名ぐらいの人数は必要なのではないか。

そういうふうにと考えると、合併する利点というのですか、私たちが言っている利点でなくて、国が言っている利点というのですか。人数を減らしていただくとか、そういうことと矛盾をしていくのではないかと、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 忠類総合支所における人員配置がどうなっていくのかということだと思います。

これ、財政シミュレーション上は、新町全体の目標とすべき職員数、これは類団から推し計って、確か235名ですね、普通会計なのですけども。そういうものは一応仮定はしておりますけども、この38号に書いてありますように、これは段階的に組織機構を見直しをしていくのだということが当然あります。

それと、その他事業でも、23ページになりますけども、行革及び行政評価については新町において速やかに取り組むといったこともありますので、これら新町がスタートしてから実態を十分見極めながら、本庁・総合支所に機能分担のあり方、それとより良いサービスをするためにどういう組織機構がいいのかといったことを踏まえまして、定員適正化・組織機構については見直しをしていくということでもありますので、これ、44名がどうなっていくかにつきましては、この場ではちょっと具体的なお話は申し上げられないというふうに思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 豊島委員。

○1番（豊島善江） この場では言えないということでしたけども、私はここのところは特に忠類村の人

たちにとっては大きなことだと思うのですよね。

合併段階ではサービスは落とさないということで、それぞれの福祉の施設なんかにしてもきちっと維持していくということですが、先ほどのご答弁の中でやはり出てきたのが、合併時はそうだけでも将来的にはやはり見直しが必要だということで、重複している施設だとかもたくさんあると思うのですが、そういうものは見直しもあり得るといようなお答えだったと思うのですよね。

そうしたときに、本当に忠類の人たちがきちっとした満足できるサービスが受けられるかというところは非常に私は大きな問題になると思うのですよね。

また札内の、幕別の側から見ると、逆に忠類の少ない人口のところにもこれだけの役場の職員がいる。例えば、札内だと支所に6人ですね。そういう差ということですか、どうしてそんなに必要なのかという、そういうまた見方も一方には生まれてくると思うのですよね。

その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（瀬瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） これ、私がお答えできるのは提案に至った経過なり、提案の考え方しかないのですが、少なくとも合併をしたから行革をやらなくていいという考え方はないわけでありまして、常に行革というのは取り組んでいく必要があるということが根っこにまずあるということでありまして、いつまでも今のまま維持をするということは、これはあり得ない話でありまして、その時々々の行政サービスの需要に応じたより良い体制を構築するということは当然必要でありますので、それとともに経費を削減するということがありますから、それは行革の中で取り組んでいく。

一方で、その総合支所が非常に多いのではないかと、そういう考え方の中では多いのではないかとということでもありますけれども、これはやはり、まずは今の役場で提供されているサービス、住民に直結したサービス、これはまず維持していくということでありまして、これ、合併した途端にほんの取次業務的なものしかやれないということには、やはりこれはならないわけでありまして、それも住民の要望に応えながら、今の考えているサービスをどう変えていくかということ、これは見直しの必要が当然あるのだろうと。

ただ、合併当初において、札内支所と同じようなサービス提供ということにはならないということの考え方、いわゆる激変緩和といえますか、住民の不安感をここで一気に増すような、そういうような体制はできないという考え方でこういう調整方針になっているわけでありまして、今後のことは当然新町において見直しは必要だということになります。

○委員長（瀬瀬太郎） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員は、大変ご苦労さまでございました。

（説明員退席）

この際、11時10分まで休憩いたします。

（11：00 休憩）

（11：11 再開）

○委員長（瀬瀬太郎） 休憩を解いて再開いたします。

次に、幕別町・忠類村合併協議会での次回の協議案件であります、住民自治充実のための取扱い、一部事務組合等の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、町・字名の区域及び名称等の取扱い、消防組織の取扱い、環境衛生事業の取扱い、その他福祉事業の取扱い、その他事業の取扱いについて一括して、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） 意見がないようで、これで終了いたします。

次に、議長より発言が求められていますので、これを許します。

本保護長。

○議長（本保護長） お許しをいただきましたので、私の方から、合併の協定項目にかかわる議会議員の定数及び任期の取扱いについて、会派代表者会議の結果について、報告をさせていただきたいと思えます。

はじめに、諸般の事情から報告が遅れましたことを、心からお詫び申し上げたいと思えます。

既に代表者の方からお聞きしていると思えますが、同時にまた、新聞等でもご承知かと思えますので、結果のみ報告をさせていただきたいと思えます。

協定項目を協議する上での論点といたしましては、3点ほど考えられるわけでありませう。

1点目の、いわゆる在任特例につきましては、合併後、幕別町の議会議員の在任期間に限り、いわゆる19年の4月のことを指しておられます、要するに在任期間の19年の4月まで在任特例を活用するということうで、一部異論がございましたけれども、全会派の考え方が一致しておられます、在任すべきということうに、私どもの議会としては決定したところでありませう。

それから、2点目に、定数についてでありませう。

これも合併後、最初に行われる一般選挙から、いわゆる19年の4月の統一選挙から定数を20人とすることで、これも同じく一部異論はございましたけれども一致をしたところでありませう。

それから、3点目には、選挙区についてでありませう。

これは最初に行われる選挙、これも19年4月のことなわけですが、そのときの1回のみ、2町村を単位とする選挙区を設置し、選挙区ごとの定数、幕別町は18、忠類は2とすることで一致をみたところでありませう。

大きくは以上でございますので、どうぞご承知おきいただきたいと思えます。

なお、この件につきましては、忠類村議会と私どもの議会、代表者会議をもちまして、調整済みでございます、1月28日に開催される協議会で提案され、協議をし、正式決定される見込みであります。以上です。

○委員長（額額太郎） ご苦勞様でございます。

それでは、その他といたしまして、各委員から何かあればお伺いいたします。

ないようですので、これで終了させていただきます。

それでは、次の開催日程につきましては、2月の9日、水曜日、午前10時より開催させていただきます。

以上でございます。

それでは、第22回市町村合併調査特別委員会を閉じさせていただきます。

(11:16 閉会)

第23回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 2月 9日
開会 9時58分 閉会 10時30分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀬瀬太郎
 - ② 委 員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ③ 説明員
企画室長 金子隆司 企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑤ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞
4. 欠 席 者 副委員長 佐々木芳男 15 芳滝 仁
5. 審査事件 市町村合併に関する調査
6. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年2月9日 9:58 開議)

[開 会]

○委員長（額額太郎） ただいまから、第23回市町村合併調査特別委員会を開きます。

諸般の報告であります。佐々木副委員長及び芳滝委員より欠席の届けがありましたので、報告申し上げます。

本日の案件は、1月28日開催の第16回幕別町忠類村合併協議会及び2月3日開催の第17回幕別町忠類村合併協議会の報告を議件といたします。

また、その他として、今月14日から予定されております住民説明会資料に基づいて、概要説明を合併事務局より受ける予定であります。

それでは、第16回及び第17回幕別町忠類村合併協議会での審議された事項について報告を行います。

はじめに、第16回合併協議会について、先に送付してあります合併協議会議案書に基づいて説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

特別職の身分の取扱いについては、第6回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の「1」について「1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする」との再提案がなされ、決定されました。

次に議案書の2ページをお開き下さい。

合併の期日について、「平成18年2月6日」とする旨の再提案がされ、決定されました。

なお、前回決定の1月10日から延期した理由については、資料3ページに掲載されていますが、電算システムの統合のための準備期間を10カ月としたためであるとの説明がありました。

次に、議案書の3ページをお開き下さい。

協議第21号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、第8回協議会で決定済みであります。合併の枠組みの変更に伴い、調整方針中アンダーラインの部分の変更について議案のとおり再提案され、提案のとおり決定されました。

次に、議案書の4ページをお開き下さい。

協議第36号、住民自治充実のための取扱いについては、第14回協議会で提案されたものでありますが、前回決定された調整方針中、「また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする」の文言については、協議第11号、特別職の身分の取扱いについての調整方針の中に含めたことにより、この文言を削除し、修正提案がなされたものであります。

提案のとおり決定されました。

次に、議案書の5ページをお開き下さい。

協議第37号、一部事務組合等の取扱いについてであります。この案件につきましては前回協議会で提案されたものであります。

審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、6ページをお開き下さい。

協議第38号、事務組織及び機構の取扱いについてであります。この案件につきましても前回協議会で提案されたものであります。

審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の7ページをお開き下さい。

協議第39号、町・字名の区域及び名称等の取扱いについてであります。この案件につきましても

前回の協議で提案されたものであります。

これも審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の8ページをお開き下さい。

協議第40号、消防組織の取扱いについてであります、この案件につきましても前回協議で提案されたものであります。

審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の9ページをお開き下さい。

協議第41号、環境衛生事業の取扱いについてであります、この案件につきましても前回協議会で提案されたものであります。

審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の10ページをお開き下さい。

協議第42号、その他福祉事業の取扱いについてであります、この案件につきましても前回協議会で提案されたものであります。

審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の11ページをお開き下さい。

協議第43号、その他事業の取扱いについてであります、この案件につきましても前回協議会で提案されたものであります。

審議の結果、原案の調整方針のとおり決定されました。

次に、議案書の12ページをお開き下さい。

協議第44号、議会議員の任期及び定数の取扱いについてであります、提案された調整方針は、「1、忠類村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。

2、合併後最初に行われる一般選挙については、定数20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする」と提案されました。

また、この協議案はこの場で採決が行われ、調整方針のとおり決定されました。

以上、第16回協議会の報告であります。

続いて、2月3日に開催されました第17回協議会の報告を行います。

第17回協議会の議案をご覧ください。

議案書の1ページをお開き下さい。

協議第35号、新町建設計画についてであります、この案件につきましては第13回協議会で提案されたものであります。

第17回協議会資料の1ページにありますとおり、北海道との事前協議により修正された個所の説明がありました。

審議の結果、原案のとおり決定されました。

次に、議案書の2ページをお開き下さい。

議案第23号、合併協定書(案)についてであります。

これまでの審議の結果、合併の方針に関する法定協議会での協議がすべて整いましたことから、各調整項目の方針を記載した別冊にあります合併協定書案が提案されました。

これも審議の結果、原案のとおり決定されました。

以上で、第16回及び第17回幕別町忠類村合併協議会での決定事項についての説明を終わります。

それでは、報告が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

本日も金子室長以下2名の方が出席されております。

なにとぞ、よろしく願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

中橋委員。

- 2番(中橋友子) 今回の協議事項にかかわってはわかりましたが、同時に配付されている資料について、お伺いしたいことがあるのですけれども。
- 委員長(瀬瀬太郎) どの資料ですか。
- 2番(中橋友子) 説明資料と新町の建設計画。
- 委員長(瀬瀬太郎) これは先ほど説明したとおり、これが終わり次第、事務方からご説明があるというのを報告したはずです。
- 2番(中橋友子) わかりました。
- 委員長(瀬瀬太郎) それでは、ございませんか。
- (はいの声あり)
- 委員長(瀬瀬太郎) 他に質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

それでは、次に、合併住民説明会資料の概要について、合併事務局より説明を受けたいと思います。
飯田参事。

- 企画室参事(飯田晴義) それでは、私の方から、2月4日に全戸配布させていただきました住民説明会用資料について、内容については既に特別委員会の方に資料が提供されております。それを要約したものでありますので、内容については省略させていただきますけれども、この資料を作成した趣旨、考え方についてご説明をいたしたいというふうに思います。

この資料につきましては、合併協議会で協議をいたしました合併協定項目、全部で44項目でございます。

この中で、特に合併後の自治体運営の根幹となるべき事項、あるいは住民の皆様にとってかかわり合いの深い負担、サービスに関する事項の中でも、合併によって制度が変わるものを中心に取りまとめたものであります。

1冊目が、「新町まちづくり計画」でありますけれども、これは44項目の中の一番最後に決定された新町建設計画を要約したものでありますけれども、この計画については合併特例法上、協議会が作成をしなければならぬというふうに義務づけられておまして、しかも作成に当たりましたは、知事との協議が欠かせない、必要になってくるというものであります。

知事に対しては、前回の特別委員会のときに事前協議をしているというふうに申し上げましたけれども、事前協議が1月28日に終わりました、2月3日に協議会で新町建設計画の決定をいただきましたので、同日付けで知事に対して正式協議をさせていただいているところであります、この協議につきましては、おおむね3週間以内ぐらいで終わる形式的な協議であるというようなことになっております。

このまちづくり計画につきましては、この性格といいますか、内容的なものについては、まちの総合計画に例えますと、基本構想あるいは基本計画に類するものであるというふうに考えておまして、したがって、内容を見ましても具体的事業の掲載がございません。

したがって、住民の皆さんから見ますと、何か身近に感じられない面があるかと思っておりますけれども、性格的にはそういったものだということのご理解をいただきたいと思っております。

では、具体的に新町において、具体の事業がどういうふうに出てくるのだということになりますけれども、合併協定項目の中のその他事業の調整方針の中にもありましたように、新町において、このまちづくり計画を基調とした総合計画を策定するというふうなことになっております。

総合計画につきましては、他の先進事例を見ますと、おおむね2年以内に議決をいただいているというようなことがありますので、新町においても2年以内を目指すというようなことになろうかと思っております。

その中の実施計画の中で、個々の事業については明らかになるだろうと。それまでの間につきましては、予算編成段階で住民の皆さんにお知らせするしか方法がないのかなというふうに思っております。

それと、もう1冊の方の合併協定項目のほう「まくべつとちゅうるいの新しいまちのすがた」、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、協定項目のうち新町建設計画を除きました協定項目の

中で、特に自治体運営の根幹となるべき事項、あるいは住民の皆さんにとってかかわり合いの深い負担、サービスに関する事項のうち、合併に伴って制度の変わるものを中心に比較できるような形で整理をしたということでございます。

以上、内容の説明は省略させていただきますけれども、この作成に当たりましての考え方について、説明をさせていただきました。

○委員長（瀨瀬太郎） 説明が終わりましたが、何か質疑があればお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 今、後段の方にご説明いただきました「まくべつとちゅうるいの新しいまちのすがた」ということで、「まちづくりの計画」と合わせまして、この協議の、いわゆる集大成といえますか、全体の柱等をまとめたものが掲載されているというふうに思いました。

それで、改めてこの資料を、住民説明会資料ということで出されておりますので、これが新しいまちづくりの根幹になるということを考えまして、今まで出されました資料と照らし合わせて読ませていただきました。

その中で、若干疑問に思ったといえますか、一番は、合併問題が財政ではないといいながら、財政の効果的な運営ということが柱として進められてきたものであると思うのですが、実は、ここでいいましたら7ページ、財政シミュレーション。それから8ページ、合併による効果。これも、今までに協議会で何度か出されてきたものでありますから、初めての資料ではないのですけれども、7ページの合併した場合、これは新しいまちの財政状況ですね、これが平成33年まで記載されております。

それから次ページの合併による効果、これは主に普通交付税を主軸に図表で表しまして平成33年まで記載されています。

このもとになる数字につきましては、確か今年の初め、暮れですか、財政シミュレーションという形で数字を出されまして、表として渡していただいたんですが、それを見ますと、例えば地方交付税などにつきましては、昭和33年、流れとしては合併がスタートして、合併特例債を貰う間は、ずっと忠類村も幕別町も今までの交付税はそのまま措置されるということでありましたから、その合計をされて記載されているのですね。そののちに5年間の経過措置がありまして、そして1本算定になるという説明がありましたね。それは、十分理解いたします。

その時に、出された資料を見ますと、当然そういう経過からいくと、1本算定に入った時には、交付税というのは下がっていくだろうというふうに、大枠で捉えてきたのですけれども、この幕別町の、例えば資料を見ていきますと、最終的に、平成33年などの資料を見ますと、前年度よりも交付税額が上がっているのですよね、金額が多いのです。

こういうことはないのではないかと感じてずっと見てきたのですが、どの資料もそういうふうになっておりまして、どうしてそういうふうになってきたのか。上がってくるのであれば、この7ページ。8ページの図表も、新町としての算定の、この一番最後の四角い枠は、一番低い枠で示されていますけれども、逆にこれが上がる形になるのではないかと。

国の財政の流れからいってあり得ないのですけれども、実際に提出されている資料がそういうふうになっているものですから、根拠があって出されたと思いますので、その説明をしていただきたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今、ちょっと手元に財政シミュレーションの細かい資料を持ってきておりませんので、記憶の中でお話をさせていただきますけれども、交付税の算定上は、5年ごとに国勢調査がございます。国勢調査の数値がその翌年ですか、反映されてくるというようなことがありまして、交付税が伸びる要因としては、人口推計による5年ごとの人口の伸びぐらいしか、今、考えられないのかなというふうに思っております。

ただ、全体の、当該年度の収支ということになりますと、交付税が伸びたからといって全体の収支が改善するかというと、なかなかそうもならないわけでありまして、経費の方も当然に自然増といいます

か、増えていきますので、その辺のところは個々に、歳入歳出の項目を積み上げた中で積算をしておりますので、今、具体的には、これだというものはお示しできませんけれども、交付税の伸びについては、人口の数値を置き換えたことによるものというふうに考えられます。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 人口も、幕別町単独の場合の数字も、これに出されておまして、これも若干増えていくことは理解いたしております。

ただ、それが、少なくとも傾斜が続いてきて、上がっていく。平成33年に上がっていく要因というふうに考えた場合には、人口の伸びも確かにあるのです、しかし両方合わせても3万人超えるのは、相当先ですね。そういう流れを見ますと、ここまでの数字になっていく、人口だけの要因でなっていくということは、ちょっと考えられないのですね。

それと全体の数字では、確かに経費の削減もありますし、予算全体も縮小していきますから、それは、今、参事がおっしゃられるように、全体を捉えるという点では分るのですけれども、この合併による効果で、私達ずっと説明を受けてきた一番影響の出る分は、交付税に対する対応であったというふうに思うのですよね。

交付税の対応、歳出、歳入では交付税です。あと、特例債。歳出では削減効果。これで差し引きして結局、効果があるよということだったのですが、そうではないというふうに思いまして、今、資料が無いということでもありますから、別な機会にでもきちっとご説明いただけたらと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 一つ大事なことを漏らしておまして、合併特例債につきましては、元利償還金の7割が交付税に算入されるということがございます。そう考えていきますと、合併特例債は18年から28年まで活用していくということになりですので、29年以降については交付税算入がされていくと。

さらに33年であれば5年後ということになりますので、かなりの額が交付税算入がされるということが考えられますので、この分も当然、交付税の伸びの要因になるであろうというふうに考えられます。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 特例債も質問したかったところなのですが、29年から交付税措置がされると。支払いも始まっていきますよね。いつから交付税措置がされるのかも、この数字では見えなかったのです。

だから今、29年ということであれば、当然、特例債の予定していた額の7割の交付税が算入されるということでもありますから、その後は若干増えるのかなと思ったのですが、支払いはこれ、いつから始まるんですか。

30パーセント分は町で持っていかなければならないし、当然、債務でありますから、それも払っていくことになっていきますね。そういうことも、ずっと考えると、またこの数字がどうしても理解できないのですよね。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 合併特例債の償還につきましては、借入年度の翌年度から償還が始まってまいります。条件設定については、これもちょっと定かではないのですが、据置期間が3年で、償還をです、その後、元金償還をその後12年、ですから合計15年の設定をさせていただいたというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうしますと、翌年度ということは19年度から償還が始まるということですか。

そうすると、なお、33年で上がっていくということにはならない。なだらかな、19年、合併が18年ですから、翌年からも、交付税措置がされて、それが当然なだらかな形で、交付税措置は、何年間で交付税措置になるのかちょっと分らないのですが、なだらかな形の数字の提示になると思うんですが、いきなり平成33年で上がっていく、なだらかにいけばそのまま下がっていく、国の交付税に対する1本算定の考え方は二つのまちに対する交付税の支給よりも、1本算定で、交付税は少ないが効果を上げ

るというねらいでありましたから、当然下がっていくのではないかと思うのですが、翌年から始まるのなら、なお、見えないですね。

資料をおさえられたうえで、別な機会にきちっとご説明いただけますか。

○委員長（瀨瀬太郎） そういうことでよろしですか、中橋委員。

ほかにございませんか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 今のことは、あとでということでしたが、それとちょっと関わるのですが、私もこの財政シミュレーションを見ながら、なかなか自分で納得できない部分がすごく多かったのですよね。

それは一つには、平成28年度から平成32年度まで段階的に地方交付税が縮減されていきますよね、5年間の緩和措置ということで。これで地方交付税が少しずつ減らされてきているのですが、そうすると入るお金は減ってきますよね。ところがこの財政シミュレーションの中では、28年度から赤字になって、それが段々、地方交付税は減らされてきているのだけでも、解消に、黒字に向かっていくという、図がここでできています。

この根拠は何かということ、一つお聞きしたいのと、それから、人件費の下に、8ページの人件費で、削減効果なども書かれています。これは目標年度が25年が目標年度で、ここまで減らすということになっていますね。この平成25年度以降も、この人件費だとか、そういう歳出の削減は、続いてこういうグラフになっているのかということも、一つ、お聞きしたいと思います。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 詳細につきましては、同じように資料がございませんので、今、答えられませんが、ただ、歳出の削減効果につきましては、人件費が平成25年度に、235人という目標数に達するということがありますので、あるいは議会議員についても、平成19年度から20人になるというようなことがありますので、どうしても歳出の削減効果、特に人に関わる分については、効果があとに出てくると、完全な効果がですね。

職員数についても、段々減ってきますけども、完全な、丸々効果が出るというのは、これは25年度以降というようなことがありますので、どうしても歳出の効果というのは、先の方に完全な効果が出ていくということがありますので、そういう要因があるだろうというふうに思っております。

ただ、詳細につきましては、後ほど、これもご説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） よろしいですか。

ほかにございませんか。

特に質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員の方には大変ごくろうさまでございました。

退席をお願いいたします。

それでは、その他といたしまして、各委員から何かあればお伺いいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、次回の日程につきましては、正副委員長に一任されたく、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） ありがとうございます。

それでは、これで第23回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（10：30 閉会）

第24回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 3月 2日
開会 14時37分 閉会 15時07分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 企画室長 金子隆司
企画室参事 飯田晴義 企画室副主幹 森 範康
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞 北海道新聞 片山由紀
4. 審査事件 市町村合併に関する調査
5. 審査内容 別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年3月2日 14:37 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） 大変お疲れのところ、ご苦労さまでございます。

ただいまから、第24回の市町村合併調査特別委員会を開きます。

付託されました議案の審議に入ります前に、前回の特別委員会で中橋委員及び豊島委員より質疑があった財政シミュレーションに関する事項について、合併事務局よりご説明をお願いいたします。

飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） それでは、まず中橋委員からご質問のありました、単独の場合に平成33年度に交付税がなぜ伸びるのかというご質問でありました。

この前もお答えしましたように、交付税については国勢調査の人口をもとに測定単位にしていると。この経費が非常に多いということがあります。

国勢調査は5年ごとに行われますので、国勢調査の翌年度から交付税上は数値が置き換えられるということがございます。そんなことがありまして、平成32年が国勢調査の年に当たりますので、33年度の交付税の算定から新たな国勢調査の人口に基づいて算出がされるというようなことがございます。

人口推計からいきますと、1,300人ほどの人口増加を見込んでおりますことから、これに伴う交付税の増がかなりございます。

当然、交付税は右肩下がり、経常なり投資の経費については下がっていくということがございますけれども、人口増による交付税の増額がそれを上回るといったことで、総体的には1,100万円ほど増という結果になったということでございます。

次に、豊島委員からのご質問でありましたけれども、平成28年度以降、収支がどんどん改善されていく傾向にあるけれども、これはどういう要因なのか。何か歳出の削減というのはその後も続けられているのかというご質問でありました。

平成28年度以降の主な収支改善の要因としましては、各年度ごとの職員の大量の退職があるということがあります。

例えばのお話でありますけれども、29年度末でありますと15人が退職する。30年度末は11人、31年度末は8人、32年度末7人と、かなり退職する年度が続いていくということがありますので、総体の職員数は変わりませんが、一人退職することで600万、700万の差が出てまいりますので、これが一つの収支改善の要因であると。

もう一つが、公債費であります。これ2004年が、昨年度ですね、ピークでありまして、漸減傾向が続いていくということがありまして、その公債費の影響もかなり大きく左右して、結果的に全体的な収支が改善していくということでもあります。以上であります。

○委員長（瀬瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 国勢調査の人口増が要因ということでありました。

そういう理由であるならば、忠類村が単独で存在していた場合、あるいは幕別町が単独で存在していた場合の国勢調査における数値も両方上がるということになりますね。

ところが、出されたシミュレーションの資料では、幕別町とそれから忠類村は、単独で残った場合に、単純に平成33年度の交付税を合計すると47億円という数字が出ていますが、一本算定に移って合併した後の交付税は50億円を超えているのです。

人口が理由ということであれば、両方ともこれは上がっていくのではないのでしょうか。

それが、単独のものを単純に合計した金額の方が下回るということは、人口理由だけでは説明されな

いというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 合併いたしますと、単独で存続する場合の交付税を確かに足すことになりま
すけども、そして、そうした中で、33年といいますと10年間の一本算定期間から漸減していくわけ
ですね。経過措置期間に当たりますので、そういう要素がありますので、たった1,100万円の、単
独でい
った場合ですね、プラスですし、忠類の場合は、もちろん単独でいっても交付税マイナスです
ので、合
併したら当然マイナスになっていくという結果になるということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 前々回、協議スタートするときに出されました財政シミュレーションの資料から、
今回、住民説明会に出された資料につながるに至るまでの経過を解明いたしたくて質問していたの
ですが、そのときの資料に基づきますと、確かに忠類は単独で残っていた場合、幕別も両方そう
なのですが、いずれにしても今の情勢からいったら交付税がぐんと下がっていきますよね。

そして、それはシミュレーションの出し方として、合併した場合のシミュレーションをきちつとし
な
かった場合の事を比較しなければいけませんから、それを詳細に出してくださいでしたね。そのシ
ミュレーションを見ますと、合併しなかった場合の忠類村と、これは交付税下がっています。し
かし、33
年ですね。幕別町は若干上がっていると。それを合計して出されましたね。

ところが、一本算定になって33年になったときには、わずかとおっしゃいますがやっぱり50億
円を
超えるのですよね。出されている資料が、50億円を超えています。47億円のものが50億
円を超
えている。それはどうしてなのかということなのです。これ、人口増だけではないと思うの
ですが、どう
してですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 合併しましたら、合併の効果でも特例債の効果として、三十数億
円とい
う効果が出ていますように、これが交付税に参入されてくるわけですね。

ですから、そういう基金造成なり事業を起こしたことによる特例債の効果が交付税に反映
されて
いるということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それで、前回の委員会のときもお尋ねしたのですが、交付税はいつ
から交
付税措置がなされて、そして、その支払いはいつから始まっていくのだというふうにお尋
ねしま
したら、すでに合併の開始と同時にスタートされていくというご説明でありましたね。

そうなりますと、やはり33年になって上がりだすということは、どう考えても理解
でき
ないのですが。

そういうふうにはなっていますか。

交付税措置が合併と同時に、今からでしたら平成18年スタートですね。平成18年
から措
置されていくものが、数字もそれがずっと加味されてきて、緩やかなシミュレーション
が出
されています。当然、緩やかに出されていますから、それは流れからいったら一本算定
後も静
かに下がっていくというふうに見えますね。

ところが、その一本算定のこのシミュレーションは、平成33年には上がっていく。これ
がど
ういうことなのかということなのですが、どうなのですか。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今、一本算定で上がるというおっしゃり方をしたのです
けれど
も、合併後の地方交付税、これは32年から33年を比較しますと、2,300万円ぐ
らい落
ちているわけですね。

ですから、決して上がっていることになっていないというふうには思っているの
です
けど。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 少なくとも、単独の町の合計金額よりも、合併した場合の
交付
税が下がるという考え方を私は持っているのですが、そこが違うということでしょうか。

もし、そうであるならばその理由をね。

ということは、町はそれぞれ存在していきまして、今、交付税措置を受けていきまして、どんどん交付税下がってきていますよね。このままいったら、もっと財政難になるのだから合併しなければならぬのだというようなその説明がありまして、それで合併のシミュレーションで出てきましたよね。そうすると、下がっていても一つの町になっていくと、今後はね。一つの町になっていったとき、当然比較してきますよね。

そうすると、いろんな効果はあると思うのですが、少なくとも、国の方は交付税を減らしていくといえますか、交付税が足りないから地方も努力をしてくれということで合併を促しているわけですから、当然、合併した町というのは、二つの町が合わさった交付税よりは、一つの方が少なくなるというのは当然だと思うのですね。

ところが、そういうふうになっていない。

それはどうしてなのかということがどうも解明できないのですよ。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） そうですね、一般的に考えますと、一本算定をした場合と2町村合算した場合、はるかに2町村合算した方が多いというふうにイメージ持たれるかもしれません。

ところが、実際に計算してみますと、その差というのは1億円程度しかないのですよ。

ですから、そういうことになるわけで、合併すれば当然に合併特例債の分が交付税に算入されてきますので、合併した方が交付税の額が多くなっていくという結果になっているということです。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかります、言われていることは。

ここだけ見て下さい。平成33年、忠類村と幕別町の合計額の地方交付税、47億4,700万円と記載されております。

そして、合併した場合の推計の特例、地方交付税は50億2,800万円と記載されています。

その前年度は違うのですね。ずっとこの両方の町の合計金額がありますが、これではなだらかな、今、参事が説明されたような数字に対する反映がなだらかにずっと示されているのですが、ここにきていきなり上がるというそのところが、その特例債とか人口とかいろいろおっしゃいますが、人口にしてもそれぞれ残っていてもそういう変化はある。

それから、交付税措置は常に合併したすぐから始まるということになっていけば、この時期になって何かがない限り上がっていかないのではないですか、しかも3億も。

そこが、こういうことをもとにしてシミュレーションを出されて住民説明をやられているので、なぜかという説明の答えは見えないのですが。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今、単純に平成33年だけ比較していらっしゃいますけども、その前の年もずっと見ていきますと、そのぐらいの差はあるわけですね、ずっとね。

結局、それが特例債の交付税算入分だということでありまして。以上です。

○委員（中橋友子） そうはならないと思いますが、わかりました。

○委員長（瀨瀬太郎） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 理由としては、職員の大量の退職、あと公債費ということで、今、伺いました。

職員の大量の退職ということは、15人、17人というお話しがありましたけども、これは辞める方もいるけども、その分は補充をしていくということですよ。補充をしていくということで、これを見ますと、その退職をされる方も29年度は非常に多く15人ですけども、だんだん少なくなって、最後には7人ぐらいというふうになっていますよね。

だから、これだけを見ますと、何というのですか、そのときの退職した人の年齢は高いですから、退職されて若い方が入ってきてということでは、そういう面での財政的な効果というのはここに表れているのかなというふうに思うのですよね。

ただ、これは補充をきちんとしていくということですから、遠い何年か、何十年か後というふうになると、このままでこういう形で解消されていくということでは、私はないと思うのですよね。その辺のところをお聞きしたいのと、それから、地方交付税はこのグラフとは逆な形で減らされていくはずなのですよね。だから、それとこの退職の数の傾向を見ると、ちょっと逆になっているなどというものもあるのですけども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事。

○企画室参事（飯田晴義） まず、人件費の関係でありますけども、今、たまたま 33 年までしか推計はしておりませんので、その後のことははっきりしたことは申し上げられませんが、これ、仮に一人退職して一人採用するとしても、今年の部長の退職される方と新採用を比べても 700 万円以上の差があるわけです、一人で。

ですから、これが順次そういう形でいけば、やはり人件費はそのまま推移していくということになるのではないかとこのように思っております。

それと、交付税につきましては、これは総額では確かに下がりますけれども、交付税の算定というのは内訳がありまして、これは需要額の方でいきますと、経常があります、投資があります、公債費があります。投資の中にも純粋な投資的経費もあれば、事業費補正といって事業をやった起債償還を算入するというそういう仕組みになっておりますので、それらをトータルして、結果的には交付税の算出をしているのであって、総額で何パーセント減るのだぞという見込みのもとでやっているわけではないと。その費目ごとにある程度集約をして、増減率を掛けていく。あるいは公債費、あるいは事業費補正に係る分については、これはもう額がはっきりしていますので、算入額が、それを算入した上で計算をしているということでもあります。

○委員長（瀨瀬太郎） いいですか。

（はいの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、この件に関しましては、質疑を終了させていただきます。

それでは、本特別委員会に付託されました議案の審査に入ります。

「議案第 17 号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について」、「議案第 18 号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」及び「議案第 19 号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」は関連する議案でありますので、一括議題とします。

なお、提案説明につきましては、先ほど、本議会上で詳しく受けておりますので省略いたします。

それでは、提案されました議案に対する質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この議案第 17 号、18 号、19 号の提案に当たりまして、町長は行政執行方針の中でもその考え方について触れられておりました。

これまでの協議会の回を重ねて、最終的には住民の説明会を 2 月の中ほどに行って、その過程を踏んで調印に至り、今回、議案提案ということでありました。

この説明会の中で、その内容については住民の皆さんに小冊子で配られて、その中身を読ませていただいたのですが、この中で、文章の中では住民の意思確認の手法というのは、忠類村、それから幕別町両方から出されておまして、そういうこともあったが、結果としては合併を容認する声が多かったので提案に至るという説明となっています。

私は両方の町からこういうことが出されたということも含めまして、この協議の中身をどのように反映されて議案提案に結びつけられたのか。

もっと言えば、その中でもこの意思確認の手法ということについては、今のこの流れの中からは、全く難しいこと、できないことだというふうに思うのですよね。

それらについて、どのように考えられて議案提案に至っているのか。その点のご説明をお願いいたします。

○委員長（瀨瀬太郎） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話しありましたように、14、15、16の三日間、町内6カ所、そして200名の町民の皆さんの参加をいただいて、いろいろなご意見をいただきました。

中には、今、中橋委員おっしゃられますように、町長は住民の意思を今確認できるのかというご質問もいただきました。

ただ、それは1名の方でありますけれども、他の199名の皆さんからは、特にその合併についての、今、言いますように、意思確認の問題も含めて、この忠類村との合併がだめだ、反対だという声をそう多くは私はなかったとうふうに押えておりますし、もちろん逆にその中でも申し上げましたけど、この間の記者会見でも言いましたけれども、忠類村が幕別町に編入することによって、忠類村の村民の皆さんの負担が大きくなることに町長はどう考えているのだというような逆の質問が代えて多かったですように私は思いました。

そういった意味で、私どもとしては、住民の意思の確認は皆さん方のご意見、説明会のご意見、あるいは議会でのご意見、さらにはいろんな場で私もほとんどの機会に合併のお話をさせていただき、意見を聞かせていただいている。

そういった中で、私は十分確認ができたこと、合併についてそう多くの反対があつて困難なことではなく、逆に合併に向けての理解のいただいているの方が当然多いのだろというような判断で今回の議案の提案をさせていただきました。

それと、もう一つやっぱり合併ですから、必ず相手があるわけでありまして、当然のことながら相手の村の意向、意思、そして相手の村民の皆さん方のことも考えながら、村長とも、あるいは忠類村議会との議長とのやりとりなどもしながら、協議会の雰囲気の中で今回の合併に向けての最終判断をさせていただいたというのが現状でございます。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も第1回目の最初の説明会には参加させていただいたのですが、全部の会場に参加させていただいたわけではありませんから、全体の意向というのはわかりませんが、その参加された、出されていた意見を聞いていますと、やはり合併の是非を明確に意思表示するような、そういう意見ではなくて、今、町長言われたような具体的なものについてどうするのだというようなことが多かったように受け止めています。

それで、私はいろんな今まで説明もいただいておりましたし、議会でも何度もやりとりしてきましたから、そのことは繰り返しませんけれども、一つだけ、これだけの問題について住民の意思確認というのを繰り返し繰り返し求めましたけれども、それはやられないでこられたと、今日に至ったということなのでですね。

それで、最終的にはこの3会場の説明会が直接住民に説明をする、合併を成就するための説明を行った最後の機会であつて、その後今日を迎えたと思うのです。

その説明会の参加は、ここのお知らせによりますと、ちょうど200人だったというふうにかかれていられるのですが、ここでは町長はいろんな機会にお話しなされてきたということではありますが、やっぱり全体から見れば、決して多くはないというふうに思うのです。有権者から見れば1%を切っているのではないかとこのように思ひまして、こういう中でもその提案、しかも事務の進めてた内容からいって、住民投票も求める暇も、この3カ月という限られた期間の中では持ち得ないというような進め方でありまして、そういう点で、私はやはり提案の時期ということについては、住民の意思確認というものが、さらに丁寧に行われてなされるべきではあつたのではないかと。この説明会の参加人数、参加の内容、それを受け止めて改めて思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（瀨瀬太郎） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私は住民の意思を確認するのが、いつも申し上げてきましたように、必ずしも住民投票をやらなければ住民の意思を確認できないということではないのだらうというふうに思います。

現に函館周辺の4町村の合併についても、あるいはほかの合併が成就したところも、必ずしも住民投

票をやって合併が決まっているわけではないというふうに思います。

私自身、先ほど来も言いましたように、今回の200名の意見で反対がなかったから、それで住民の意思を全部確認したなんていうことは決して思っておられませんし、それに至るまでも、あるいは説明会が終わった後からでも、例えば、森林組合の皆さん、商工青年部の皆さん、あるいは農業団体の皆さん、いろんなところで、あるいは老人クラブでも何回もいろんなところでお話しをさせていただいて、意見を聞いた中で最終的な判断をさせていただいたわけであります。

そして、いつもこれも言うことですがけれども、やはり私一人、あるいは職員のみならず議員の皆さん、議会の皆さんだって、当然町民の代表で多くの意見を持って出られているわけですから、私どもはそういう議員の皆さんの意見も十分聞かせていただきましたし、ご提言もいただいた。その中で私としては住民投票をやらなくても、今の幕別町民の皆さんの理解は得られるのではないかとということで、今回の議案の提案をさせていただいた。

それから、繰り返しますけども、当然、相手の忠類村においてもそういう住民の意思が確認されて、理解を得られたので幕別町との合併ということで、今回、提案をなされているわけですから、これはお互いが確認のもとで、こういう現状に進んでいるということで、私は何とかご理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（瀨瀬太郎） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、以上をもって質疑を終了させていただきます。

本日はこの程度にとどめ、次回の特別委員会で討論、採決をはかりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（発言する者あり）

○委員長（瀨瀬太郎） ちょっと暫時休憩いたします。

（15：05 休憩）

（15：05 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） 休憩を閉じて再開します。

説明員は退席をお願いいたします。

再度休憩いたします。

（15：06 休憩）

（15：06 再開）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、再開いたします。

先ほども委員長の方から申し上げたとおり、本日はこの程度にとどめ、次回の特別委員会では、討論、採決をはかりたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、その他といたしまして、各委員から何かあればお伺いいたしますけども。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、次回の開催日程につきましては、3月8日、午前10時からといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（瀨瀬太郎） それでは、これで第24回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

（15：07 閉会）

第25回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 3月 8日
開会 10時00分 閉会 10時16分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀬瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
 - ⑤ 傍聴者
22 本保征喜 十勝毎日新聞 柴田 眞 NHK 正亀賢司
4. 審査事件

議案第17号	中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について
議案第18号	中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
議案第19号	中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
5. 審査結果

議案第17号	原案を「可」と決した。
議案第18号	原案を「可」と決した。
議案第19号	原案を「可」と決した。
6. 審査内容
別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年3月8日 10:00 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） ただいまから、第25回市町村合併調査特別委員会を開きます。

報道機関から、委員会の撮影についての申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、本特別委員会に付託されました、議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について、議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について及び議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての討論の入れさせていただきます。

なお、3議案について一括議題としていますので、発言者においては個々の議案についての討論の場合は、最初に議案第何号に対する討論であることを明確にしてから討論をお願いいたします。

それでは、原案に反対の討論を行います。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 付託されました議案、第17号、第18号、第19号、この3つの議案に対する反対討論をまとめて行わせていただきたいと思います。

それでは、反対の討論を行わせていただきます。

この議案の提案の前段として、幕別町におきましては、平成15年8月より法定協議会の協議が重ねられてまいりました。この段階では、更別村を含め3つの町での枠組みを示して行われておりましたが、これが崩れまして、今回の忠類との提案とされました。

廃置分合の相手である忠類との新しい枠組みでの協議の開始は、昨年12月の初め。今日までわずか3ヶ月の期間しかありません。我が町の長き将来に渡る自治形態をこんなに急いで、しかも全住民の意思の確認も行うことなく、将来対する確たる保証も、展望も見えない中で決めてしまうことは、住民本位を定めた地方自治の精神に反するものと考えます。

そもそも今回の合併は、平成11年の8月から国が財政措置をも含めて、全国3千の自治体を千にするということで、地方財政の削減を行うための、いわば地方リストラ策として強引に進められてきました。

自治権の侵害にも近いことから、平成15年2月には全国の町村長、そして全国の町村議会議長会、いずれも一堂に会して、理念なき合併を進めるべきではないという特別決議まで行っている内容の政策であります。

こういった問題のある政策に、国のルールに乗ってそのまま進んでいることに住民の先が見えるものとは思われません。

また、特別委員会で提案され、この間、財政シミュレーションやさまざまな合併の基礎となる数値についても、議論を行ってまいりました。しかし、この財政シミュレーションの数字、また人口推計なども途中で変更されました。このいずれの数字も合併後のまちづくりの基本となる数値であります。短い期間で変更されてしまうその背景に、財政の保証、あるいは合併後の保証の危うさを感じます。つまり、確たる保証が示されないまま今日を迎えるということでもあります。

合併後のメリットの数字について、この委員会の中でも理事者側の説明の中で、住民が合併したほうが有利であると判断できる数字にしなければならないという発言もありました。しかし、住民の間からは、人口が増え、町の面積が増え、予算は将来的に減る。この事実は変わらず、これで本当にメリットがあるのか疑問が呈されました。

私はこういう内容を受けて、財政的にもはっきりとしたメリットがない、有利なものにはならない、そういう合併は行うべきではないと改めて思います。

また、忠類の枠組みからの論議は非常に短い期間であったために、忠類の現公共施設の将来に渡る維持管理などなど、財政についての推計も議論が深まらず乏しいものがありました。

そういった背景から考えて、やはり現時点では、住民にもっともっと内容が分かるように説明できるだけの掘り下げが必要だと思います。

そして、何よりも問題だと思うことは、住民投票を行わないで結論を出そうというこの姿勢であります。町長は勿論ですが、私たち議員も住民から白紙委任を受けてここに立っているわけではありません。4年の任期という限られた期間の町政のその枠内での施策の委任をされているのであって、長期の白紙委任ではない、合併は長期に渡る町の枠組みを決めることであります。

これらを照らすと、住民投票がこの案件には決定する場合にもっともふさわしく、そうあるべきだということは今から30年も前に国の地方制度審査会あるいは議員活動の手引き、さまざまなところで指導もされ謳われてもおります。なぜ、一人一人の意思を確認し、その結果で進めることができないのか、ここに、町長がこれまでまちづくりの基本は住民参加であるということ謳ってきたこのことそのものにも反することではないかと思えます。

そこで、今回の条例は3ヶ月という短期に渡るものであり、住民側からの投票を求めるとまにもとぼしい期間でありました。したがって、もっと時間をかけ、論議を深め、住民に合併の善し悪しを明確に示した上で、最終的には住民投票に委ね結論を出す、そうあるべきだと考え、今回の提案は時期尚早であると考えます。以上です。反対討論を終わります。

○委員長（額部太郎） 次に、原案に賛成の討論を行います。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 私は、この度の付託されました合併関連の3議案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この度の合併調印にまで至った経過、あるいは提示されました資料等、つぶさに見させていただきます。

今、地方行政に求められているものは、行財政改革であります。しかしながら、住民サービスの質を低下させないで改革を行うことは相反する問題であるとも言えます。本質論で言うならば、合併は最大の行財政改革であると言えるでしょう。合併によって財源が確保され、またそのことによって住民サービスの質の維持に繋がるのであれば、最良の選択肢であると言えます。

一方で、その町の歴史、文化が失われるからという理由で合併に反対という声もお聞きいたしますが、私はその懸念はないと考えています。新しい町になったとしても、その地域に住む人は変わりません。永遠と築かれてきました歴史、文化は、そこに住む人達のものであり、後の世代に引き継ぐ役割もそこに住む人達が担っているからであります。

私も含め、私たちの年代は、ややもすると町の問題には無関心になりがちではありますが、この合併を期として、幕別、忠類の歴史、文化に対する認識をさらに深め、新しい町づくりにつなげていく大きなチャンスと言えると思います。

何もしなければ何も変わりません。このような厳しい時代ではありますが、今幕別町が大きく変わることができる可能性を信じ、これらの議案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきました。

○委員長（額部太郎） 次に、原案に反対の討論をお願いいたします。

ありませんか。

ないようです。

次に、原案に賛成の討論を行います。

中野委員。

○16番（中野敏勝） 付託された議案の3議案について、賛成の立場から討論をいたします。

更別が離脱をして、それ以降5回の協議を行い、そして調印式というところまで至ったわけですね。

ども、その以前に更別、忠類3町村で協議をされて、その3町村で合併がなされようとした時に更別が離脱されたわけです。

その後、忠類は自立の困難性を考慮して、幕別との協議を継続するとの意見でお互いに一致したわけです。お互いの信頼関係を大切にすることで、編入でも柔軟性の話し合いを決議され、協議は対等で行っていきたくとまで言われております。

村長は、編入を決断されたのです。

自立は無理であり、距離はあっても幕別との合併が地域を守ることになる、パートナーとして幕別町しかないと言われたわけです。

このようなことから、幕別町としても町との判断によってこの合併がなされようとしているわけです。さらに、反対討論では、住民に十分意見が伝わっていない、あるいは反対の人もいるというようなことが言われておりますけれども、数回に渡る説明会、あるいはさまざまな広報資料を配布しながら住民に知らせてきているわけです。

町長の判断が十分に理解され、この合併は賛成とするということで意見を述べさせていただきました。

○委員長（瀬瀬太郎） それでは、原案に反対の討論、ありませんか。

原案に賛成の討論もございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） 他に討論はありませんので、これをもって討論を終結いたします。

次に採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について、原案を可とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（瀬瀬太郎） ありがとうございます。

起立多数であります。

したがって、原案を「可」とすることと決しました。

次にお諮りいたします。

議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、原案を可とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（瀬瀬太郎） ごくろうさまでございます。

起立多数であります。

したがって、原案を「可」とすることと決しました。

次にお諮りいたします。

議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、原案を可とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（瀬瀬太郎） ごくろうさまでございます。

起立多数であります。

したがって、原案を「可」とすることと決しました。

以上をもって採決を終了いたします。

なお、委員会報告の報告書の作成は、正副委員長に一任することによろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（瀬瀬太郎） ありがとうございます。

それでは、その他としまして、各委員から何かあれば伺います。

（なしの声あり）

それでは、これで第25回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(10:16 閉会)

第26回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 6月 7日
開会 10時20分 閉会 10時33分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀨太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
 - ⑤ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞 忠類村議会事務局 坂田、工藤
4. 議件
第19回幕別町・忠類村合併協議会の協議結果の報告について
6. 内容
別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年6月7日 10:19 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） しばらくぶりの特別委員会でございます。それでは、ただいまから、第26回市町村合併調査特別委員会を開きます。報道機関から委員会の撮影についての申出がありましたのでこれを許可したいと思います。意義ございませんか。

「異議なしの声あり」

異議ありませんのでこれを許可いたします。

本日の案件は5月25日に開催されました、第19回幕別町・忠類村合併協議会の報告についてを議件といたします。それでは、佐々木副委員長から、第19回幕別町・忠類村合併協議会で審議された事項について報告を行います。佐々木副委員長

○副委員長（佐々木芳男） それでは第19回合併協議会で協議された事項につきまして、先に送付してあります、合併協議会議案書もとついで説明させていただきます。

議案書の1ページから4ページになりますが、認定第2号平成16年度幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出決算の認定についてであります。平成16年度幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出の認定については、決算書のとおり認定されました。次に議案書の5ページをお開きください。調整結果報告第4号財産及び債務の取扱いについてであります。財産及び債務の取扱いについては第6回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の特別会計に属する基金については、合併までに調整するとしていた件について、6ページに記載されておりますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に、7ページをお開きください。調整結果報告第5号行政区・町内会の取扱いについてであります。行政区・町内会の取扱いについては、第15回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の1下段組織については幕別町の現行制度の基準に合併時に再編するとしてあった件について、8ページに記載されておりますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に9ページをお開きください。調整結果報告第6号広報・広聴事業の取扱いについてであります。

広報・広聴事業の取扱いについては、第7回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の2、広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。としていた件について、10ページに記載されておりますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に、11ページをお開きください。調整結果報告第7号交通関係事業の取扱いについてであります。

交通関係事業の取扱いについては、第7回及び第14回の協議会で決定されたものでありますが、調整方針の6、交通指導員については、合併時に再編する。及び7、チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。としていた、件について、12ページから13ページに記載されておりますとおり、調整結果の報告があり、承認されました。

次に14ページをお開きください。調整結果報告第8号高齢者福祉事業の取扱いについてであります。

高齢者福祉事業の取扱いについては、第7回及び第15回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の2、高齢者福祉事業の各制度については、次ぎの区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。の③合併時に再編するものとしていた点について、15ページ16ページに記載されておりますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に、議案書の17ページをお開きください。調整結果報告第9号商工労働観光事業の取扱いにつ

いてであります。商工労働観光関係事業の取扱いについては、第8回及び第13回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の6、消費者相談事業については、合併時に再編するものとした、件について、18ページに記載されているとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に議案書の19ページをご覧お開きください。調整結果報告第10号社会教育関係事業の取扱いについてであります。社会教育関係事業の取扱いについては第8回及び第13回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の6、移動図書館については、合併時に再編する。及び8、村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。としていた件について、20ページから21ページに記載されてありますとおり、調整結果の報告があり承認されたものであります。以上、第19回幕別町・忠類村合併協議会での審議事項について説明を終わります。以上であります。

○委員長（瀨瀬太郎） ありがとうございます。なお、本日、佐藤企画室長以下、3名の方が説明員として出席しております。よろしくお願ひします。それでは、報告は終わりましたので何か質疑があればお受けしたいと思います。

中橋委員

○委員（中橋友子） 2点について報告でありますのでどのような審議があがってきたのかということで、伺いますが、まず1点目は、11ページの交通関係事業の取扱いの4、町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、新町において調整するという事ですので、新しい町になってから調整をするということでもありますから、予定されています、来年の2月以降に調整をされて整えられていくということだと思います。前段にありますように、新町の一体性ということになると、極力スタートの時点でそういう物が整備されていくのではないのかと思うのですが、その辺はどのような審議の中で、決められて行ったのかということでもあります。それから、2点目は、17ページであります、商工労働観光関係事業の2、中小企業利子等補給事業について廃止となっています。これは、幕別町が長い間、中小企業の支援策として独自に行ってきた事業で非常に大事にされてきた事業ではないかと思うのですが、廃止ということになった経過についてご説明願ひます。

○委員長（瀨瀬太郎） 飯田参事

○参事（飯田晴義） まず1点目の町村間を結ぶバスの運行についてであります。これにつきましては、今現在、幕別駒島間の町営バスがございます。単純にこれを延長すればいいのではという考え方もあろうかと思ひますけれども、やはり、単に幕別本町のみを結ぶことがはたしてどうなのか。札内市街、特に、百年記念ホール等の公共施設もありますので、忠類と幕別の主要な所を結ぶためにはどのような方法があるのだろうか、一つは今申し上げました、町営バスの延長もございまして、コミバスの運行ということも考えられるということでもあります。そのようなことから、かなり時間をかけて多角的に総合的に検討する必要があるだろうということで、少し時間をいただいて、新町になって決定をさせていただくというようなことになったところでございます。二点目の中小企業利子の関係については中小企業等利子等補給事業というのは、現在、忠類村で行っている事業名をさしておきまして、これは廃止すると。ただし、これは幕別町で、これに代わるという事ですか、利子補給なり、保証料の補給を行っていますので、これに統合するという意味合いで現在の忠類の事業については廃止するという意味合いでございまして。以上です。

○委員長（瀨瀬太郎） 中橋委員

○委員（中橋友子） わかりました。幕別町ののだと思っていました。びっくりしました。バスのほうですが、一体性の確保という点では、大切なことだと思うのですよね。ご説明のありましたように、私も、単に既存のところ、ただ駒島間と忠類を結ぶということではなくて、生活圏として確保していくことが大事だというふうに思ひます。そうなると、以前、コミバスの幕別本町独自で、試走運行経過もありますけれども、そういったものが、いかされた形で、やっていくことが望ましいと思うのです。確かに時間がかかると思ひますが、やはり、いろんな調整項目の中で、じっくりと検討は必要であるけれども、町が一つになるわけですから、一体性ということを考えれば急がれる課題では

ないかなと思うのがその点ではどうですか。

○委員長（瀬瀬太郎） 飯田参事

○参事（飯田晴義） 中橋委員のおっしゃるように、新町の一体性を考えたときに、幕別・忠類間を結ぶバスの必要性というのは十分に認識しているところです。ただ、やはり、これはそうはいつでもすね、一昨年、幕別本町でも行われましたように、実証実験的なことをした上で、どれぐらいの需要があるのか、あるいはコストがどれぐらいかかるのかということも必要になるのかなというふうに思ういますので、実証運行ということも一つの選択肢としてはいっておりますので、いずれにしても、総合的にどういう運行形態がいいのか、十分時間をかける必要があると認識しています。

○委員長（瀬瀬太郎） 他にございませんか。特に質疑がないのでありますので、以上をもって、質疑を終了させていただきます。説明員におかれましては、退席をお願いします。

それでは、その他といたしまして、各委員会から何かあればお伺いいたします。ありませんか。

「なしの声あり」

次に次回の開催日程につきましては、正副委員長に一任されたく、これに異議ございませんか。

「なしの声あり」

それでは、これで第26回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(10:35 閉会)

第27回

市町村合併調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 9月 2日
開会 11時10分 閉会 11時20分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委員長 瀨瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委 員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	
 - ④ 説明員
企画室長 佐藤昌親 企画室参事 飯田晴義 企画室主事 和田智旭
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞
4. 議件
第20回幕別町・忠類村合併協議会の協議結果の報告について
6. 内容
別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年9月2日 11:10 開議)

[開 会]

○委員長（瀬瀬太郎） ただいまから、第27回市町村合併調査特別委員会を開きます。

室内が大変暖かくなっています。上着脱いで結構です。

それでは、本日の案件は、8月5日に開催されました、第20回幕別町・忠類村合併協議会の報告についてを議件といたします。

それでは、佐々木副委員長から第20回幕別町・忠類村合併協議会での審議された事項についての報告をお願いいたします。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第20回合併協議会で協議された事項につきまして、先に送付してあります協議議案にもとづきまして、説明させていただきたいと思えます。

報告第31号、条例の整備状況についてであります。議案書の1ページから4ページになります。

合併に関連して、制定及び改正を伴う条例の整備本数は、7月25日現在で、140本が予定されていることが報告されました。なお、これら条例の議会提案は、大半を9月議会に予定していると併せて報告がありました。

次に議案書の5ページをお開きください。

調整結果報告第11号、一般職の職員の身分の取扱いについてであります。

この案件につきましては、第6回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の3、職員の種類及び役職については、合併時に再編する。5、諸手当については、次の区分により調整するの③合併時に再編するもの及び6、退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に合併時に再編するとしていた件について、6ページから8ページに記載されていますとおり調整結果の報告があり承認されました。

次に9ページをお開きください。

調整結果報告第12号、特別職の身分の取扱いについてであります。この件につきましては、第6回、第14回及び第16回協議会で決定されたものでありますが、調整方針中、点線で示されている、3及び4については継続して調整するものであります。今回の調整結果として報告されたのは、5のその他条例で定める特別職に関してのものであり、10ページから23ページに記載されていますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に、24ページをお開きください。

調整結果報告第13号、使用料・手数料等の取扱いについてであります。この案件につきましては、第9回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の2、手数料については、合併時に統一するとしていた件について、25ページから31ページに記載されていますとおり、調整結果の報告があり、承認されました。

次に議案書の32ページをお開きください。

調整結果報告第14号、国民健康保険事業の取扱いについてであります。この案件につきましては、第6回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の7、国民健康保険運営協議会について合併時に再編するとしてあった件について、33ページに記載されているとおり調整結果の報告があり承認されました。

次に34ページをお開きください。

調整結果報告第15号、介護保険事業の取扱いについてであります。この案件につきましては、第10回

及び第13回協議会で決定したものでありますが、調整方針の4の(2)町村独自の制度については、合併時に再編する。及び5、居宅介護支援事業については合併時に再編するとしていた件について、35ページ、36ページに記載されてありますとおり、調整結果の報告があり承認されたものであります。

次に37ページをお開きください。

調整結果報告第16号、児童福祉事業の取扱いについてであります。この案件につきましては、第7回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の3、特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整するとしていた件について、38ページから、40ページに記載されてありますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に41ページをお開きください。

調整結果報告第17号、下水道関係事業の取扱いについてであります。この案件につきましては、第10回及び第14回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の7、下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。及び9、個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。としていた件について、42ページから44ページに記載されてありますとおり、調整結果の報告があり承認されました。

次に45ページをお開きください。

調整結果報告第18号、国際交流・広域交流事業の取扱いについてであります。この案件につきましては、第7回及び第13回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の1、幕別町が実施している、友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。3、町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時まで調整する。及び5、その他の国内外交流事業については合併時に再編する。としていた件について、46ページから48ページに記載してありますとおり、調整結果の報告があり承認されたものであります。

以上、第20回幕別町・忠類村合併協議会で審議された事項についての説明を終わります。

○委員長(額額太郎) ありがとうございます。なお、本日も佐藤室長以下、2名の方が説明員として出席されています。よろしくをお願いします。

報告が終わりましたので、何か質疑があればお受けしたいと思います。

(なしの声あり)

特に質疑が無いようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員は退席をお願いいたします。

せれでは、その他といたしまして、各委員から何かあればお伺いいたします。

(なしの声あり)

ないようですから、閉めさせていただきます。

次に次回の開催日程につきましては、正副委員長に一任されたく、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、第27回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(11:20 閉会)

第28回

市町村合併調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成17年12月6日
開会 11時25分 閉会 11時30分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者
 - ① 委員長 瀬瀬太郎
 - ② 副委員長 佐々木芳男
 - ③ 委員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	19 千葉幹雄	20 大野和政		
 - ④ 説明員
企画室長 佐藤昌親 企画室参事 飯田晴義
 - ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
 - ⑥ 傍聴者
22 本保証喜 十勝毎日新聞 柴田 眞
- 4 欠 席 者
18 伊東昭雄
- 5 議件
第21回幕別町・忠類村合併協議会の協議結果の報告について
- 6 内容
別紙のとおり

市町村合併調査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成17年12月 6 日 11:25 開議)

[開 会]

○委員長（瀨瀬太郎） 大変お疲れのところ申し訳ございません。

ただいまから、第28回市町村合併調査特別委員会を開きます。

諸般の報告であります。18番 伊東委員から欠席の届けがありましたので、報告もうしあげます。

それでは、本日の案件でございますが、11月15日に開催されました、第21回幕別町・忠類村合併協議会の報告についてを議件といたします。

それでは、佐々木副委員長から第21回幕別町・忠類村合併協議会で審議された事項についてご報告いたします。

佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木芳男） それでは、第21回合併協議会で協議された事項につきまして、先にお送りしてあります合併協議会議案書にもと基づきまして、説明させていただきます。

まず、議案書の1ページをお開き下さい。

調整結果報告第19号、特別職の身分の取扱いについてであります。

この案件につきましては、第6回、第14回及び第16回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の議会議員の報酬額等及び行政委員会の委員の報酬額については、合併時まで調整する。としていた件でありまして、2ページ・3ページに記載されていますとおり、調整結果の報告があり、承認されたものであります。

次に議案書の4ページをお開き下さい。

調整結果報告第20号、事務組織及び機構の取扱いについてであります。

この案件につきましては、第16回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の新町における事務組織及び機構の予定については、調整方針に従い検討する。としていた件について、5ページから6ページに記載されていますので、調整結果の報告があり、承認されたものであります。

次に議案書の7ページをお開き下さい。

調整結果報告第21号、公共的団体等の取扱いについてであります。

この案件につきましては、第5回及び第13回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の1 2町村に共通している団体はできる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。

及び3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。としていた件について、8ページから18ページに記載されていますとおり、調整結果の報告があり、承認されました。

次に議案書の19ページをお開き下さい。

調整結果報告第22号、補助金・交付金等の取扱いについてであります。この案件につきましては、第5回及び第13回協議会で決定されたものでありますが、調整方針の1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統合に向けて調整する。

2 2町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、地域全体の均衡を保つよう調整する。

及び3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。としていた件でございます。

これにつきましては20ページから53ページに記載されていますとおり、調整結果の報告があり、承認されたものであります。

以上で第21回幕別町・忠類村合併協議会での審議事項についての説明を終わります。

以上です。

○委員長（瀬瀬太郎） ありがとうございます。

なお、本日も説明員として、佐藤室長、飯田参事が説明員として来ています。よろしくをお願いします。

ただいま、副委員長の方から、報告が終わりましたが、何か質疑があれば、お受けいたします。

ありませんか。

(なしの声あり)

特に質疑が無いようでありますので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

説明員には退席を願います。

その他といたしまして、各委員から何かあれば伺います。

ございませんか。

(なしの声あり)

それでは、無いようですから閉じさせていただきます。

次に、次回の開催日程につきましては、正副委員長に一任されたく、これに異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議ありませんということでご了承願います。

以上で第28回市町村合併調査特別委員会を閉じます。

(11:30 閉会)